

社会思想史学会年報

社会思想史研究

NO.21 1997

シンポジウム：社会国家あるいは福祉国家の問題点



北樹出版

社会思想史研究

No. 21 1997

シンポジウム：社会国家あるいは福祉国家の問題点

社会思想史学会の創立にあたって

このたび、さまざまな研究領域において、思想史の社会的性格に関心をもっているものがあつまり、社会思想史学会をつくることになりました。

社会思想史が学界で市民権をえるようになったのは、国内はもとより国際的にも比較的あたらしいことであり、したがって社会思想史研究者たちは、既成の各学問分野で訓練をうけ、そこに所属しながら、それぞれの側面から社会思想史を研究してきました。このことは社会思想史という多面的な研究対象に接近するのに、かえって有利であったと考えられますし、今後もこの接近方法を持続すべきであると考えられます。

しかしながら反面では、それらの多様な接近に意見交流の場が与えられるならば、さらに効果をあげうるであろうことを容易に想像されます。

私たちが意図しているあたらしい学会は、このような意味で既成諸学会の存在を前提とした横断組織としての思想史研究者のあつまりであり、思想史の社会的性格への関心を核としたインターディシプリナリなものであります。思想的關心をおもちの研究者各位の広範なご参加を期待します。

第二回大会記録

〔シンポジウム 社会国家あるいは福祉国家の問題点 第一部〕	
ハーバーマスと社会国家	小野島康雄……………七
福祉国家の思想とフェミニズム——二〇世紀前半のイギリスを中心に——	水田珠枝……………一七
社会国家システムとジェンダー	
——第一次世界大戦期ドイツの産児調節論を手がかりに——	川越 修……………二六
シンポジウム I 討論……………	三
〔シンポジウム 社会国家あるいは福祉国家の問題点 第二部〕	
「住」をめぐる社会国家の光と影——ヴァイマル期ドイツの事例から——	後藤俊明……………四〇
福祉国家とジェンダー摩擦——スウェーデン・モデルをめぐって——	久場嬉子……………五
政治的エコロジーと混合福祉経済——福祉社会構想の日仏比較——	筆宝康之……………六一
トランスナショナル時代の社会と国家——社会国家もしくは福祉国家の限界——	
……………	井上純一……………七一
シンポジウム II 討論……………	八
〔自由論題〕	
東畑精一のフィリピン——「植民政策学」から「地域研究」への展開——	盛田良治……………八七
ナチズム下の法思想におけるヘーゲルの位置づけ……………	金澤秀嗣……………九〇
アドルノの言語哲学……………	猪狩一広……………九五
第一次大戦期日本の国家構想と国際認識——原敬と山県有朋——	川田 稔……………九九
J・J・ルソーの正義論——人類と国家の円環史的展開の視点から——	鳴子博子……………一〇三

ユダヤ人問題との関連においてみられたホルクハイマー／アドルノの	
「非同一的なもの」概念	藤野 寛……………二〇八
「時は金なり」——工業化における時間の役割——	
M・ウェーバー再考……………	西本郁子……………二二二
ホセ・カルロス・マリアテギにおける人種問題	
第一回ラテンアメリカ共産党会議でのテーゼをめぐる論争を中心に	崎山政毅……………二二六
社会科学方法論におけるヴェーバーとゴットル	森川剛光……………二三〇
ドイツ三月前期におけるカール・ナウヴェルク	
——その国家思想と初期自由主義——	田村伊知朗……………二四〇
モリー・マガイアズ——史実と伝説——	久田俊夫……………二三八
契約論と太古神学……………	石村多門……………二三三
〔インフォーマル・セッション〕	
《複数性》と《連帯》のポリティクス……………	(世話人) 上野成利……………二三六
バーバラ・ボディシヨンのフェミニズム	
——ヴィクトリア時代中期における女性の経済的自立の主張と、その実現の	
ための Langham Placeグループの多面的包括的な実践活動——	高島道枝……………二三八
坂本達哉『ヒュームの文明社会——勤勞・知識・自由——』(一九九五年)をめぐって	
……………	水田 洋……………二四〇
制限選挙制度と民主主義……フランス近代社会の経験から	小田中直樹……………二四二
マルクス主義の展開……………	(世話人) 松岡利道……………二四三
公募論文	
自然と歴史との相関——『啓蒙の弁証法』における自然概念の射程——	麻生博之……………二四四

アドルノの弁証法的言語哲学	猪狩一広	一五
アドルノによるベルグソンの「直観主義」批判の問題点	河原理	一七
書評		

西嶋幸右著『文明批評家モンテスキュー——「ベルシア人の手紙」を読む——』	中江桂子	一八五
--------------------------------------	------	-----

中央大学社会科学研究所編『革命思想の系譜学——宗教・政治・モラリティー——』	保住敏彦	一八七
--	------	-----

寺田光雄『民衆啓蒙の世界像——ドイツ民衆学校読本の展開』	柴田隆行	一九〇
------------------------------	------	-----

石塚正英・柴田隆行・的場昭弘・村上俊介編『都市と思想家』（Ⅰ・Ⅱ）	白井厚	一九三
-----------------------------------	-----	-----

廣松 涉著『廣松涉著作集』（全一六巻）	内田 弘	一九五
---------------------	------	-----

深江 浩著『漱石の二〇世紀』	福井直秀	一九九
----------------	------	-----

本誌へのご執筆に際してのお願い（一四） 九六年度会員著作リスト（一〇〇）

公募論文執筆・送付要領（一〇一） 編集後記（一〇四）

（表紙写真） 社会国家論の先駆者ローレンツ・シュタイン

第 I 部

〔報告〕 小野島康雄 水田 珠枝
川越 修
〔司会〕 清水 多吉

〈1996年10月19日 立正大学〉

問題提起 社会国家とは

司会 清水 多吉

国家の経済システムへの関与、干渉についてなら、特に一九三〇年代の大恐慌克服過程の問題として、かつて大いに論じられたものである。あの時の論議は、ニューデイル型、ナチズム型などと類別して論じられ、あるいはニューデイルとケインズ理論との関係などが論じられた。また、当時のマルクス主義者論壇では、この事態を国家資本主義、国家独占資本主義なる用語で把握できるかどうか論じられたものであった。しかし、それらの論争は、もっぱら、国家の経済各分野への干渉に焦点がしばられていた。国家機能の強大化が社会の各領域にどのような影響と変化をもたらしてきたかという問題は、むしろ副次的問題であったように思われる。だが、あの時代こそは、第二次大戦後につながる社会システムの確立期、いうならば、それまでの社会問題がドラスティックに問われた時期であったはずである。

ところで社会問題ということになると、その発生は市民社会の成立、資本主義体制の確立とともに古い。既に一九世紀の国家は、ドイツ的君主制的法治国家であろうと、イギリス、フランス的民主的法治国家であろうと、実質的社会的平等に由来するこの社会問題に悩まされてきた。一九世紀中期、君主制国

家の枠内で、この社会的不平等を是正すべき国家を「社会国家」と名づけたのは、ローレンツ・フォン・シュタインであった。また、一九世紀後半、この社会的不平等は正のために、国家の社会政策はどうあるべきかということ、学問的に論じようとして生まれたのが社会政策学会であった。学問的議論はどうであれ、現実的実践的問題としてのドイツ系の社会問題の中心は、この時期、労働問題、労働者対策問題であったといえる。

他方、今日の社会国家の課題をもつばら社会福祉、あるいはより広い概念としての社会保障と受け取るイギリス、アメリカ系の問題意識は、更に古い源泉をもつ。つまり、あのテューダー王朝下の救貧法にまで遡る問題意識だといえよう。もともと、絶対王制下の救貧法と一九世紀資本主義下の社会保障とは、まったくその発想を異にするにしてもである。

労働者対策としてであれ、社会保障(含社会福祉)としてであれ、今日の社会国家の個々の要素は、既に一九世紀的諸国家にさまざまな程度に含まれていたものであった(リッター)。これらの要素が本格的に各国の政治過程に登場してくるのは、やはり二〇世紀に入ってからのものである。第一次大戦という総力戦、国民総動員の戦いは、戦後の社会問題をより尖鋭化させた。あのワイマール憲法の社会権という発想は、戦後の革命を含む民衆運動、労働運動の成果であったと考えられる。更に言うなら、間戦期の経験は、社会国家のイメージにマイナスの側面をつけ加えることにもなった。というのも、社会国家の

要素の一つ、所得の再配分、あるいは国家による各種の社会給付は、強権的社会主义国家でも、ファシズム国家でもありえたことだし、むしろ、そのような国家が己れの存立の正当性を主張するのに、これらの諸要素の充実を持ち出したということである。かくして、二〇世紀各国の社会国家への志向性は、光の部分と影の部分とをともなうて進展した。光の部分とは、労働運動、民衆運動の成果の部分であり、影の部分とは、国家権力(あるいは国家機能)の肥大化、干渉の増大である。そしてまた、そのことの当然の帰結として、社会国家は強権国家においても可能であるという事実である。一九三〇年代の世界大恐慌の各国の克復過程も、本来、このような側面からの追求がなされてしかるべきであったことは、冒頭で述べておいた通りである。

第二次大戦後、旧西ドイツ基本法は、その第二一条において、社会国家であることを謳いあげる。あえて社会国家という用語を使わずとも、各国は社会保障、社会福祉をプラス・イメージとして積極的に推進しようとする。勿論、第二次大戦後、各国が社会国家への道を歩むにあたっては、その根底に民主主義の徹底という前提があった。だが、大衆民主主義は応々にして、形式民主主義に墮しやすいく。とすれば、社会国家における民衆はクライエント(ハーバーマス)の位置におとしめられることになる。このような社会国家に対して、新保守主義、新自由主義が盛んな批判、非難を加えてきているのは周知の事実である。彼らの批判は、もつばら市場メカニズムの活性化、あ

るいは財政の逼迫という理由による。今、社会国家を批判的に取り上げてみようとするのは、何もそれらの理由によるわけではない。社会国家は、市民社会の当然の帰結ではありながら、市民社会の理念を覆す可能性のある内容を含んでいることは、以上述べてきた通りだからである。

社会国家については、法制史関係者も議論を重ねていると聞く。そもそも近代市民社会は法の妥当性については平等であり、普遍的であることをもって基本としてきた。だが、そのことが結果として実質的不平等を生んできたとするなら、社会国家においては、各種の限定法によって対応する必要が生まれてくる。手続きさえ正当なら（形式民主主義をふまえていれば）、限定法をどこまでも正当と認めてよいのかどうか。あるいはまた、社会国家は、本来、法がなじまない慣習の世界にも法を介入させようとする。例えば、学校、家庭、地域の生活慣習の中などに。とすれば、慣習と法とのぶつかり合いなどは、法制史の問題であるのみならず、優れて社会思想史のテーマでもあるのではないだろうか。当社会思想史学会も、社会思想史にふさわしい視点から社会国家の今日的問題点に迫ってみたい——これが今回の統一シンポジウムの趣旨である。願わくば報告者、質問者各位とも腹藏無き意見をぶつけ合われんことを。

ハーバースと社会国家

小野島 康雄

一 社会国家と福祉国家

社会国家という概念はドイツ特有のものである。言葉の上ではロレンツ・フォン・シュタインにまでさかのぼる。そしてワイマール憲法における、フリードリッヒ・ナウマンの社会的国民国家（*sozialer Volkstaat*）の精神などに受け継がれる。ゲルハルト・A・リッターは社会国家の指標を「なによりもまず共同体としての国家の任務はなにかという問いから導き出される」としている。あるいは、エルンスト・ルドルフ・フーバーは、社会国家は大衆民主主義の一形態であるとした上で、法治国家が国家と市民社会の対立に由来するのに対して、社会国家は、国家と現代産業社会との対立から生じ、発達した産業的階級社会の時代に適した社会統合の役割を担うものとする。そしてこう述べる、「法治国家は個人の生命、自由、所有に奉仕するが、社会国家は社会的危機に陥った階層の生存、完全雇用、労働力に奉仕する。∴法治国家は自由や所有への国家介入を制限するが、社会国家は、それが生存、完全雇用、労働力の

維持に必要と思われる限り、自由や所有への国家介入の強化をまさしく要請する。……社会国家は、たとえ個人の自由が制限されることになるとしても、社会的保障を要求するのである。」このように社会国家は、生存件の保証、完全雇用等を、具体的な目標として掲げる。市民社会の理念である自由・平等は、国家において実質的に保証されるという構想が社会国家の概念に含意されている。エルンスト・フオルストホフは「自由は国家において保証される」と明言している。つまり、抽象的な自由・平等ではなく、それらが実現しうるための条件を国家が整備しようとするのである。そしてそのためには、自由や所有という基本的人権の要項を一時的に侵害することもじさない、という矛盾した一面をもっている。

フーバーの言葉が端的に示すとおり、自由を実現するために国家が社会に介入するという構想は、一方で自由の要求にそむくものである。事実、イギリスの「法治国家」の概念の元での自由主義政策は、国家の介入を極力廃することが自由の保証につながるかと理解している。しかしイギリスも、レッセ・フェールを経て、一九世紀末以降、福祉国家へと転換を迫られる。福祉国家概念は、「揺りかごから墓場まで」というキャッチフレーズにもかかわらず、実質的には、重要産業の国有化なども含み、国家の役割を大幅に増大させている。この転換をとらえる概念としては、福祉国家という概念は狭すぎるように思われる。つまり社会国家はこうした国家の介入政策を包括的に捉えようとする概念なのである。

アメリカ合衆国の、ニューディール政策も、この転換と期を一にする。大須賀明氏の『社会国家と憲法』第一章「ニューディールと憲法的自治」は、この観点からニューディールを考察するものである。すなわち、ニューディールを社会権論という観点から考察し、その精神が、実質から見ると、日本国憲法の生存権条項に影響を与えていると指摘している。ニューディール政策を単に経済政策と見るのでも、また国家の強権的措置という点でもつばら自由と反すると見るのでもなく、そこに基本的権利として、社会権が自覚され、実現される方向を見だしている。そしてこう結論づける。「……一九三〇年代にニューディール政策を推進するために制定された諸立法、ことに社会保障法や労働保護立法などによって、現実に社会権の保障が確保されているといつてさしつかえない。」

こうした観点からすると、社会権が基本的人権として自覚されると、社会国家という方向に向かわざるをえないことになる。ドイツ以外では社会国家という概念は使用されないが、社会国家は、実質上、戦後世界が共通に目標としてきた国家理念であったと言つて良い。ただし、国家は自由を阻害する要因になると同時に、実質的に社会権を保証する機関は国家以外にならぬという矛盾を当初から含んでおり、こうした矛盾の調整の上に成り立つ国家であることに留意しておきたい。この点に社会国家という概念が抱える根本的問題が、蔵されているといえる。

社会国家は、こうして問題をはらみながらも、現代社会をト

ータルに捉える概念である。特に、晩期資本主義、官僚主義社会、脱工業化の時代など様々に表現される資本主義の現代的発展段階を、この観点から捉えることによって、卓抜な現代批判を展開した代表的人物としてハーバーマスをあげることができ。ドイツでは、社会国家論が実り豊かな議論を生んでいることからも、これまでドイツ国内だけで論じられていた社会国家論を、福祉国家との関連で考察することには十分な意義が認められるのではないだろうか。

二 社会国家の問題点

社会国家の問題点を概括的に整理しておこうと思う。第一に、社会国家的政策を実施するのは、民主主義的政治形態だけではない。例えば、ローレンツ・フォン・シュタインは、社会的王制という概念も使っているが、これは、自由を現実化するために、王制のもとで社会国家的政策を行うという内容をもっている。上からの革命というドイツ独特の現象を概念化したものといえる。リッターはこうした点に関して、次のように述べる。「とはいえ社会国家の個々の要素——とくに社会保障と扶助の領域での——はすでに民主主義以前の諸国家にさまざまな程度に含まれており、また中央指令型経済に基づく社会主義国家、権威主義国家さらにファシズム国家の構成要素でもありえた。」⁴ここで指摘されているとおり、ナチスの社会国家的政策という負の遺産も、ドイツにとっては見逃すことができない。戦後ドイツがその方向性を社会国家という概念で表現するにあ

たっては、この議論はきけて通れないものだったのである。

第二に、正統性の問題である。戦後日本を振り返ってみても、権力がその正統性を引き出すのは、経済的繁栄からであったり、不安のない老後といった社会給付の充実からであった。次の、リッターの言葉は、日本の現状を考えても首肯せざるをえない。「とりわけ西・中部ヨーロッパでは第二次世界大戦以来、政治支配の昔風な権力・国民国家的正統化が社会的なそれによって補われるようになっていた。このことはとくに連邦共和国にびったりあてはまる。……とくに一九四九年同国が創られてから最初の十年間に、連邦共和国はその正統化をほとんどもっぱら経済の繁栄と個人および家族のための社会的給付から引き出していた。」⁵このようなかたちで、社会的給付が正統性の根拠となることよって、多くの問題が棚上げにされる。棚上げにされた問題は、当然にも、公共性において討議の対象となるべき問題である。にもかかわらず、選挙行動が、実際に議論されるべき論点で争われるのではなく、政党による社会給付の約束に規定されるということになると、公共性自体が幻想とならざるをえない。この問題は、ハーバーマスが中心に取り組んだ問題でもある。

第三に、社会国家は、もはや経済的に維持しがたくなってきたという事実である。レーガンやサッチャー政権がその実例である。社会国家の維持には安定した経済成長が条件となる。国家介入主義による経済成長を支えてきたケインズ主義が、もはや破綻をきたしている現在では、社会国家的政策を今後も一貫

してとり続けると積極的に主張することは、非現実的になりつつある。これは世界的傾向といつて良いだろう。しかし、こうした現実が、社会的弱者の切り捨てへとつながる可能性を見過ごすことはできない。ドイツでは新保守主義の台頭による社会国家への攻撃が一段落したところである。現実によつて対応するかは難しい問題である。社会国家は、安易に放棄しうるものではない。ハーバーマスは「社会国家による社会政策には当初から、自由の保障と自由の剥奪というアンビバレンツが付着していた。」と述べている。この自由の保証という積極的な側面を捨て去るわけにはいかない。もしそうすれば、社会的弱者の切り捨てにつながるであろう。社会国家がもともと蔵していたこのアンビバレンツが、ますます先鋭化しているといえよう。

リッターは、こうした社会国家の持つアンビバレンツを次のように整理している。プラスの側面。豊かさの向上や個別市民のよりよい社会的保護、社会的緊張の緩和や社会のなかの平等の拡大に、民主的社會国家が貢献している。マイナス面。1 社会国家の荷が重すぎると社会的、政治的紛争の激化をまねき、デモクラシーの存立を脅かすことになりうる。これはワイマル共和国の最終局面が示しているとおりでである。そして、経済的状况から見て、現代の状況はそれに類似している。2 ナチスによる保健衛生制度の乱用は、社会国家の誤った展開がいかに罪深い反人間的な結果をもたらすかを明白にしている。3 権威主義的ないし全体主義的統治の正統化に際してもしば

しば社会給付が重要な役割を果たす。このように整理した後でこう結論づける。「自由と平等、自由と社会保障、個人の自己責任と国家による保護、これらの緊張関係は最後まで止揚されえない。この点に、社会国家の両義性がある。社会国家は一方で窮乏や社会的不安定からの解放により、また社会的依存の縮小により個人の現実の自由を高める。しかし他方では、個人を規律化し、強力な官僚制の影響下におくことにもなる。」こうした状況を前にしてわれわれのとるべき道は何辺にあるのか。リッターの結論は十分なものとはいえない。「われわれの前にある課題は、われわれの創つた、ますます複雑化する社会保障制度が硬直化しすぎないように、またこれを管理する官僚制度が強大化しすぎることなく人々の奉仕者にとどまるよう、心をくざくざすることである。そのようにしてのみ、生活水準を可能な限り保障して諸個人を不幸への転落から守る社会的ネットワークが、個人をがんじがらめにして自由を奪う鎖になることを阻止することができる。」リッターは、心をくざくざという。それだけでは何ら処方箋たりえていない。ハーバーマスは、この問題にどう答えるのかを次に見てみよう。

三 ハーバーマスの社会国家論

ハーバーマスは社会国家にどういう態度をとっているだろうか。旧西ドイツでは、社会国家に関する議論が、五〇年代、六〇年代また七〇年代と盛んに行われた。散見されるハーバーマスの直接的な社会国家批判は、社会国家的政策が、階級闘争を

沈静化させることによって、論争点がうやむやにされ、公共性における議論を空洞化しているという点に要約できよう。つまり公共性、正統化という問題がその中心点になっているといえる。しかしこうした現象の根源にある、社会国家という構想がもともととはらんでいる矛盾から掘り起こされねばならない。彼の主著『コミュニケーション的行為の理論』は、社会国家特有の病理を説明することがその主目的であるとも言いうる。ハーバーマスの理論構成は、徹頭徹尾、社会国家というドイツの現実をモデルにして行われているのである。

『コミュニケーション的行為の理論』を概観しておこう。彼は、この著作で、合理性の理論を検討し、コミュニケーション的行為の理論的枠組みを提示した。そして、社会を、システムであると同時に生活世界として捉えることを提案する。このようなパースペクティブから、彼は、社会的合理化論を展開し、近代の病理を、「生活世界の植民地化」というテーゼで説明しようとする。すなわち、システムが生活世界を植民地化し、生活世界のコミュニケーションの構造を破壊するという病理を発見するのである。それは、ウェーバーの官僚制化の理論を再検討し、彼の近代論をシステムと生活世界の視座で読み直すことによって遂行される。「西側諸国の高度工業社会においては、階級闘争に社会国家的な限定が加えられることによって、依然として資本主義に制約されてはいるが、階級的特殊性に還元できない新しい力学、コミュニケーション構造をもった行為領域の物象化という力学が進行している。」さらに、マル

クスの階級闘争の理論が、なぜ社会国家による状況の変化を理論的に把握しえないのかという問いに、ウェーバーの再検討から導き出した生活世界のシステムによる植民地化という構想によって答えながら、生活世界の植民地化がさけられないことを明らかにする。特に、社会国家によって階級闘争が鎮静化された現状の病理を説明するのが、「生活世界の植民地化」というテーゼであることは重要である。以上が『コミュニケーション的行為の理論』の大筋である。

それでは、システムと生活世界の交換関係を、やや詳細に見ていこう。経済システムと行政システムに対して、生活世界の側では、私的領域と公共性の領域が対応する。経済システムから見れば、私的領域は、私的な家計という環境世界であり、行政システムから見れば、公共性の領域は正統性調達のための環境世界である。

ハーバーマスは、経済システムと私的領域、公共性と行政システムの交換関係を次のように規定する。「生活世界のパースペクティブに立つと、これら交換関係をめぐって二種類の社会的役割が析出されてくる。一方における被雇用者と消費者の社会的役割と他方のクライアントと公民のそれである。」個人は、私的領域において、被雇用者として経済システムに対して、(1)労働力を提供し、労働所得を受け取る。また、消費者として、(2)経済システムに需要を提供し財とサービスを受け取る。公共性においては、クライアントとして、(1a)行政システムに税を払い、組織役務を受け取る。また、公民として、

(2a) 忠誠心を与え、政策決定を受け取る。これが、システムと生活世界の基本的な交換関係である。

この交換関係は、絶えずシステムの側からの抽象化にさらされている。それはシステムが本来自らのメディアを通してしか環境世界と関係し得ないことに由来する。システムが生活世界と交換関係を持つためには、例えば、生活世界のコンテクストからすれば具体的であるはずの労働が、抽象化され貨幣に換算されねばならない。また生活世界における具体的な危機状況も貨幣に換算されてはじめて社会的給付の対象となる。ここでは労働者の労働が商品となること自体が問題であるというような観点が入り込む余地はまったくない。経済システムの観点からすれば、商品としての労働をいくらで買うのかが問題になるだけである。マルクスの観点では、この労働の物象化が主題となったが、ハーバーマスはむしろ、クライアアントと社会国家的行政の交換関係の抽象化こそが社会的病理が現出する中心的な場となると主張する。それは社会国家的政策によって、資本家と労働者の階級対立は沈静化され、労働の商品化も主観的にはそれほど耐え難いものではなくなり、階級闘争という争点は、社会国家にあつては、よほど特殊な場合以外、先鋭化しないからである。システムと生活世界の交換関係という図式を提出することにより、ハーバーマスは、階級闘争ではなく、クライアアントと社会国家という抗争の場を発見する。そして、これこそ、「晚期資本主義社会の物象化現象の根底にある生活世界の植民地化のモデルケースでもある」とハーバーマスは主張する。

ここで、正統性の問題に焦点を当ててみよう。行政システムと公共性の間に成立する交換関係は、行政システムの政策決定に対して、公民が正統性を認証するという関係である。正統性認証のあるべき姿が描かれているわけだが、それからすると、社会国家の正統性調達は、クライアアントとして経済システムから受ける給付に対して、クライアアントがそのまま公民として行政システムに正統性を認証するというねじれた現象となる。以上の図式から正統性問題を整理するところなるであろう。

このねじれ現象の直接の原因となるのは、すべての生活領域に広がった日常実践の貨幣化と官僚制化である。すなわち、コミュニケーション的行為の領域である生活世界が、システムのメディアである貨幣と権力によって植民地化されるところに原因がある。「自発的な意思形成過程が官僚制によって妨げられ、無味乾燥化するとどうなるか。一方では、大衆の忠誠心の計画的動員の余地が広がり、他方では、アイデンティティを形成する具体的な生活連関から正統性を汲み上げてゆく動きと、政治的な意志決定とが連動しなくなり、両者の分断がたやすくなる。このような傾向が進むにつれて、ウェーバーがタイプとして描いた合法的支配、つまり、実践的な問題を技術的な問題に読み換え、実質的正義への要求に対しては、実証主義的な、手続きによる正統化という論拠にたつてこれをはねつける例の支配タイプが成立する。」ハーバーマスはウェーバーを、システムと生活世界の交換関係の場で読み換えることによって、こう社会国家的時代を診断するのである。

さて歴史的に見ると、生活世界の合理化により、経済システムと政治システムがサブシステムとしてシステム分化することが可能になってくるのであるが、こうしたシステム分化が進んだところでは、ウェーバーも指摘しているように、正統性の認証が困難になる。それ以前には、宗教的権威、伝統によって保証されていた正統性もはや機能しなくなると、正統化を生み出しうるのは民主主義的な手続きによる政治的意思決定しかなくなる。「正統性認証の過程はやはり、組織と言論の自由を基盤にして、自由・秘密・平等の選挙形式を通して行われる政党間の競争によって規制される。」¹²⁾こうして大衆デモクラシーが成立する。一方で、労働関係で生ずる問題は公共性のそれに移され、正統性認証のための担保にされる。それゆえ「社会国家が大衆デモクラシーの政治的実体となる。」¹³⁾このようにして、システム分化が進んだところでは大衆デモクラシーと社会国家が必然的となる。「賃金闘争の法的制度化は、階級闘争の鎮静化をもたらし、社会国家的、改良主義的政策の基盤をなすものである。その核心は労働法と社会法的な立法措置である。」¹⁴⁾社会国家はかくして、もともと矛盾する課題を引き受けざるを得ない。経済システムのシステム合理性を貫徹させつつ、同時に、それが及ぼす生活世界への副作用を緩和してゆかなければならない。

こうした構造上のダイレンマを、政治システムがうまく克服した場合に、経済にかたよりすぎたマルクス理論のパスペクティブから見て、逆説としか思われなような晩期資本主義

の新しい構造が形作られてくる。ここではむしろ、階級とかかわりなく展開される新しい型の物象化現象が成立する。「クライアント——それは社会国家というものの味をしめた受益者である。そしてこのクライアントの役割は、抽象化された実効性を奪われた政治的参加を受諾させるための補完物である。疎外された労働の常態の代償が消費者の役割であるように、疎外された共同決定という方式の制度化の代償が、クライアントの役割になるのだ。」¹⁵⁾

以上がシステムと生活世界という観点から修正された物象化理論の帰結である。生活世界の植民地化の行き着く先は、社会国家による正統性の詐取に他ならない。社会国家への発展は法制化推進の過程でもある。生活世界にまで張り巡らされた法制化の網が、生活世界のコミュニケーション的構造を次第に権力というメディアに変換していく過程が、生活世界の植民地化であり、また社会国家の成立なのである。

コミュニケーション的合理性だけが、システム固有の力学による生活世界の植民地化に抵抗するための内的論理を与えてくれる。コミュニケーション的な行為が、メディアに制御される相互行為に切り替えられていく過程、それによって相互主観性の構造が変化させられていく過程、こうした過程に抵抗しうるのは、ほかならぬコミュニケーション的行為以外にない。事実こうした抵抗力が枯渇してしまっただけではないことを、新たな抵抗運動の存在が証明している。「このような新たな抗争は、むしろ、文化的再生産や社会的統合、社会化といった領域に生

じてきているのだ。……新たな抗争は、分配の問題ではなく、生活形式の文法の問題が火種となって燃え上がるのである。¹⁵⁾」
 要するに新たな抗争は、システムと生活世界の接点のところで発生している。諸個人に対して、システムから強要されるクライアントや公民といった役割こそが、抵抗運動の標的なのである。

四 結 び

ハーバーマスの理論は社会国家の理論に他ならないという観点から、彼の『コミュニケーション的行為の理論』を概観してきた。生活世界の植民地化という観点から現代社会を捉えることによつて、ウェーバーが官僚制化、マルクスが階級闘争に時代の病理を見ていたのに対し、ハーバーマスは、社会国家とそのクライアントという関係にこそ時代の病理があることを明らかにした。それは、公共性、正統化、権力といった問題に収斂してくる。

ここでもう一度この問題を整理してみよう。まず第一に取り上げるべき点は、権力論の問題である。ハーバーマスには権力論が欠如しているというホーネットの指摘は、妥当だろうか。ハーバーマスは、コミュニケーション的行為という場においては、権力関係から自由な言説の可能性を無条件に認めている。

フーコーの権力論はまさにこの言説における権力関係を問題にするので、両者の対立は明らかである。先に見たとおり、ハーバーマスは生活世界の植民地化という場に、具体的な権力問題

を読みとる。生活の隅々にまで張り巡らされた法制化の網目である。フーコーとの対立点は、コミュニケーション的(了解に定位した)言説に排除のメカニズムが働いているかどうかである。ハーバーマスの理論構成では、排除は、言説一般のメカニズムではない。了解に定位したコミュニケーションは、排除のメカニズムから免れている。こうして、権力問題は限定された範囲で批判の対象となる。理性の全面的批判はパフォーマティブな矛盾に陥るといふハーバーマスの立場はここでも一貫している。理論的戦略としては優れているが、実際に権力関係から自由なコミュニケーション的行為が可能かどうかは、しばしば指摘されるとおり、難しい問題である。一九九〇年序言でも公共性における言説は排除の構造をもたないことを強調している。コミュニケーション行為の理論は、日常のコミュニケーションの実践それ自体に備わっている理性のポテンシャルを顕にすべきものである。こうしたハーバーマスの確信がどこまで妥当性を有するのだろうか。彼自身の立場は、はっきりしている。問題は「西洋文化が自らを信頼しているかどうか」なのだ。

こうして見ると、この理論が日本の現状にも適用されうることかという点に問題がありそうだ。生活世界の合理化は、システム分化の条件である。そしてシステム分化が進むことによつて、システムと生活世界の交換関係に病理的な現象が出てくる。それが社会国家とそのクライアントという関係に集中的に現れる。生活世界の合理化は、それ自体病理ではなく、むしろ

コミュニケーション的行為の潜勢力によるものである。しかし日本の場合はどうだろうか。生活世界の合理化が、その構成要素とは異質な、特殊西欧的な合理化として生じる。言い換えれば、日本における生活世界の合理化は、西洋化に他ならない。例えば、西洋諸国の場合には、倫理と法は連続性をもって捉えられる。しかし日本の場合には伝統的倫理と法の間に断絶があるのでないだろうか。それは、法システム自体が西洋的なものであり、日本的な生活世界に根を持っていないということから説明できるであろう。したがって、日本では法システムの運用自体にドイツとは異質な状況が現出することになるのではなからうか。生活世界の合理化そのものに普遍性を認めるならば、その後の日本の文化の特殊性は、ハーバーマスのいうとおり、ローカルな問題として片づけられるだろう。しかし、生活世界の合理化そのものが、特殊西欧的な現象であるならば、事態は変わってくる。日本的な文化の上に接ぎ木された西欧的合理性という仮説にたてば、この合理化自体が生活世界におけるコミュニケーションそのものに病理的現象を引き起こしているという、ドイツではあり得ない事態を観察できるのでないだろうか。ここにも、ポストモダン論争が影を落としているといえよう。

いずれにせよ、われわれが社会国家という現実と直面していることは事実である。そして、社会国家の病理が、社会国家とそのクライアントという場に集中的に現れるという議論には充分説得力がある。この病理に対する闘いを遂行するのは、コミ

ュニケーションの力以外にないというのがハーバーマスの診断である。具体的には生活世界の植民地化に対する抵抗となる。

ハーバーマス自身は、一九九〇年の「公共性の構造転換」―新版への序言で、こうした抵抗運動、あるいは市民のアソシエーションにかなり期待を抱いているようである。それは、政治文化の成熟という言葉にも見て取れる。そうした市民のコミュニケーション・ネットワークが、新たな公共性を形成しつづけるという期待も読みとれる。正統性を認証するコミュニケーションの力（権力）という言葉には、過大とも思われる期待が込められているのではないだろうか。いずれにせよ、こうした動きが求めているのは、質的变化である。社会保障の問題を例に取れば、社会国家において問題になるのは量の問題であるのに対して、市民の連帯による新しい運動は社会保障の質を交換する契機となろう。こうした可能性が広がるのが、社会国家の病理を少なくとも軽減する期待を抱かせるのである。しかしいずれにせよ、こうしたことが現実になれば、もはや社会国家という概念で時代を捉えることができなくなっているはずである。つまり、ハーバーマスの期待が現実となれば、彼らの社会国家論も、もはや用済みとなっているのではないだろうか。

事実、ハーバーマスは、社会国家がもはや発展的に維持し難くなりつつある状況と呼応するかのようには、社会国家を超えて、法治国家概念の再構成という方向性を論じている。すなわち、福祉政策、社会給付に問題を絞れば、もはや社会的給付の甘い約束は不可能である。それどころか、われわれに我慢を強

いる政策に転換されざるを得ない経済的状况が生じている。利害関心からすれば反対せざるを得ないような政策へと転換を迫られる。それにもかかわらず、そうした政策を正当なものとして支持する根拠は何か。例えば、われわれはそれが弱者切り捨てでない限り、我慢して承認せざるを得ないということもあろう。これは、諸個人が自己の利害関心からはなれて何を正当とみなすかという問題である。権力の正統性をどう根拠づけるかが、今日ほど問われねばならない時代はないといえる。したがって、法システムの正当性が問われることになる。ハーバーマスは、デイスクルス原理をもってこれを理論的に基礎づけようとする。先にも述べたとおり、ハーバーマスは、新たに生じている抵抗運動に、公共性再生の可能性を見る。言語に了解という契機があることを認めない者はいないだろう。「言語的コミュニケーションには相互了解というテロスが埋め込まれている」¹¹⁾。しかし言語の契機はこれだけではないので、コミュニケーション行為が理想的に了解に定位することはむしろまれであらう。あるときは、不誠実によって突然コミュニケーションが中断されることもあるだろうし、また戦略的行為が入り込むこともあるであらう。しかしそれにもかかわらず、コミュニケーション・ネットワークが事実広がりつつある。それは特定の場や、集団に限定されたネットワークではなく、時には社会の隅々まで広がり、また時には分断される可能性も持つ流動的なネットワークである。こうしたコミュニケーション・ネットワークが成立していなければ説明できないような抵抗運動が、上

述の新しい型の運動なのである。公共性は、場としてではなく、流動的なネットワークとして再生しつつある。こうした公共性において正統化が確固とした意味を見出すところに、法治国家概念の再構成という方向性が見えてくるのである。『コミュニケーションの行為の理論』から『事実性と妥当性』への展開は、このように概観できるのではないだろうか。

註

- (1) ゲルハルト・A・リッター『社会国家』晃洋書房二頁
- (2) Ernst Rudolf Huber: "Nationalstaat und Verfassungsstaat, Studien zur Geschichte der modernen Staatsidee," Kohlhammer, Stuttgart 1965
- (3) Ernst Forsthoft: "Der Staat der Industriegesellschaft" C. H. Beck, München 1971 S. 22
- (4) 大須賀明『社会国家と憲法』(第一章ニューディールと憲法的自治)三頁
- (5) ゲルハルト・A・リッター『社会国家』三四頁
- (6) ユルゲン・ハーバーマス『コミュニケーションの行為の理論』下巻 未来社二六六頁
- (7) ゲルハルト・A・リッター『社会国家』二二六頁
- (8) 同右二二七頁
- (9) ユルゲン・ハーバーマス『コミュニケーションの行為の理論』下巻 未来社二八五頁
- (10) 同右三〇九頁以下
- (11) 同右三一七頁
- (12) 同右三四四頁
- (13) 同右三四七頁
- (14) 同右三四七頁

- (15) 同右三五頁
 (16) 同右四二頁
 (17) エルゲン・ハーバーマス「新たな不透明性」松籟社 二三五頁

福祉国家の思想とフェミニズム

——二〇世紀前半のイギリスを中心に——

水田 珠枝

一 課題の設定

はじめに、表題について述べておきたい。イギリスではドイツの影響を受けて、一九三〇年代に福祉国家という言葉が登場し、それが一般に使われるようになったのは、第二次世界大戦後であった。しかしここでは、福祉国家という概念を第二次世界大戦後に限定するのではなく、それ以前の時代からの社会政策全般を含むものとして使うことにする。また、副題の二〇世紀前半というのも、戦後の社会政策が破綻する六〇年代頃まで広げたい。

イギリスでフェミニズムによる福祉国家の検討が本格化するのには、一九七〇年代後半にはいつてからであった。六〇年代末以来の世界的女性解放運動の高揚、七〇年代の石油ショックによる福祉予算の削減を背景に、フェミニスト研究者は女性と国

家の関係に目を向け、福祉国家における女性の状況の洗い出しをはじめた。これらの研究の主眼点は、現代の（特に七〇年代末に成立する保守政権下の）社会政策への批判だが、研究の対象は、約百年にわたる社会政策とその思想に及んでいる。

これらフェミニスト研究者の多くが、福祉国家の役割を国家権力による性差別の再編成だと批判する。すなわち、近代国家の土台を支えていた性差別的な家父長制家族が動揺しはじめた段階に、権力が介入して家父長制家族の維持強化をねらったのが福祉国家だといっているのである。しかし、福祉国家は性差別の再編成をおしすすめたとしても、皮肉にもそのもとで性差別の組織である家族の個人化ないし解体が進展しつつあると、フェミニスト研究者は指摘する。また、福祉国家は性差別だけではなく人種差別を土台としており、そのもとで発生する人種摩擦は逆に国際社会をポードレス化しつつあると指摘する。福祉国家は差別のうえに形成されたが、いまその土台は動揺し、国家の構造は内部と外部の両方から崩れはじめているといっているのである。

ではフェミニズムは、福祉国家の将来にどのような展望を持っているのだろうか。現在、これについてフェミニスト研究者のあいだで意見の一致はない。フェミニスト研究者のなかには、現実の福祉国家の差別的性格を認めつつも、福祉国家の諸政策は近代社会の形成以来分離されてきた生産と再生産を架橋しようとする努力であり、生産より下位に置かれた再生産を担う女性に利益をもたらし、女性の地位を向上させる可能性を持

つと主張する者もある。こうした主張は、二〇世紀初期に家族手当の要求が出されて以来、女性の間に根強く存在している。しかし、このような再生産の担い手としての女性の特性を重視しその保障を求める福祉国家論に対しては、労働と福祉における男女平等のための主体的・客観的条件づくりをめざす、福祉国家の変革が必要だとする意見が出されている。

本報告では、現代フェミニズムによる主要な福祉国家論をとりあげ、フェミニズムの福祉国家論が、近代初期以来性と人種の差別のうえに築かれた家族と国家、およびそれを支えてきた思想の全面批判であること、さらに家族と国家という組織の弛緩を予見していること、それにもかかわらず、フェミニズムが求めるべき差別克服のための理論的枠組みは、近代国家が提起した人間の自由と平等であり、その組み直しであることを示したい。

二 福祉国家の歴史とジェンダー

フェミニズム研究者の多くが、福祉国家は性差別の再編成だと批判する。個々のフェミニズム研究者による福祉国家論にはいる前に、福祉国家の歴史のなかで、フェミニズムがとくに性差別の再編成として注目する時期と要点を列挙しておこう。

イギリスでは一八三四年、救貧法が改正され、近代的家父長制家族に対応した改正救貧法が成立した。二〇世紀まで継続したこの法律は、貧民を労働能力者と労働不能者に分け、労働能力者は救済の対象とはせず、労働不能者については救済する

が、その救済は最低労働者の生活水準を超えないというものであった。しかし、この法律でいう労働能力者も労働不能者も主として男性であって、女性は基本的には男性親族に扶養されるものと考えられた。労働能力のある男性は家族を構成し、社会的労働によつて自分と妻子の生活を支えるべきであり、女性は公的救済を受けるのではなく、家庭にあって再生産の役割を担い男性に依存するべきものだとみなされた。近代社会に理論的な基礎をあたえたロック、ルソー、ヘーゲル、ベンサムという思想家たちはいずれも、このような男女の差別的関係を内包した家父長制家族を家族の典型とみなし、それを基礎単位として近代国家が形成されると考えていた。しかしこれは市民階級の家族形態であり、この家族形態を労働者にまで適用し法的に確認したのが改正救貧法であった。

労働者階級も家父長制家族を理想として追い求めた。だが、かれらの上層部ではそれが可能となったとしても、労働者階級一般は、当時の貧民調査からも明らかのように、男性一人の賃金で妻子を扶養できる状態ではなかった。一九世紀末から二〇世紀初頭にかけて資本主義が帝国主義にはいった段階で、国内的には労働者の低賃金、失業者の増加がこれらに家父長制家族の理想と現実の矛盾を意識させ、ストライキが発生し、労働運動、社会主義運動が台頭して社会不安をかきたてた。また女性運動が活発になり、女性参政権や既婚女性の財産権の要求、女性労働組合結成の動きなどは、家長が頂点に立つ家父長制家族の一体性を動揺させた。さらに、南アフリカでのボーア戦争で

明るみにてたイギリス兵士の体力の低下は、労働者家族の疲弊・貧困が国際的地位を脅かすものだとすることを、イギリス政府に意識させた。

このような内外の危機的状況に対して、イギリス政府は社会福祉充実のための二種類の対応をした。ひとつは優良な国民の育成であり、乳幼児保健を重視し、ミルクの配給、学校給食、学校保健を実施し、女性に保育者としての義務を要求した。もうひとつは、労働者の生活保障であつて、一九〇八年には「老年金法」を成立させ、一九一一年には、疾病、失業手当を内容とする「国民保険法」を成立させた。ただし、大部分の女性がこの利益を享受できなかった。政府のねらいは、男性には社会保険によって生活を保障し、女性には育児義務を負わせ、家長制家族を強化して国力を増進しようとするものであつた。つまり福祉国家の形成と帝国主義国家の補強とは表裏の關係にあり、それは女性の性と労働の利用によっておしすすめられたことになる。

第二次世界大戦が激化した一九四二年には、イギリスでは、ナチズムと社会主義に対する自国の社会体制の優位を示し、国民の戦意高揚をはかるために、従来の社会保険制度を整備した「ベヴァリッジ報告」を発表した。この報告は、全国民による社会保険の均一の拠出と均一の給付によってナショナル・ミニマムを保障しようとするもので、理念としては普遍主義、平等主義に立脚したものであつた。しかし他方で、既婚女性を例外扱いとし、既婚女性の拠出・給付ともに男性の社会保険に包含

されるものとした。人間の平等を原則としながら、女性を独立の人格とは認めず家長制家族に拘束しようとする近代初期以来の国家論の姿勢を、この「報告」は継承した。

第二次世界大戦後には、「ベヴァリッジ報告」を骨子とした政策が実施に移され、戦前から主張された家族手当が導入された。医療の面では、ナショナル・ヘルス・サーヴィスが実施され、性と年齢の区別のない平等主義が実現した。

しかし戦後の一時期を過ぎると、イギリスでは社会福祉のニーズの増大に対して経済状態は悪化し、一九五九年には、保守党政権のもとで均一拠出・均一給付の保険制度は崩れて、所得比例年金制度が導入された。その一方で、既婚女性は男性と同一の権利を持つことができるようになり、さらに一九七〇年代の女性運動の高揚を背景に、法的な性差別は次第に除去されていった。しかし、女性の家事負担と低賃金によって事実上の性差別は解消されず、福祉予算の削減、介護のコミュニティ・ケア化への傾向は、福祉労働を依然として女性の負担にしている。

三 フェミニズムによる福祉国家論

フェミニスト研究者による福祉国家批判の口火をきつたのは、エリザベス・ウィルソンの『女性と福祉国家』(一九七七年)であつた。一九七〇年以來のフェミニズム論争の経過のなかで、福祉国家批判は次のように位置づけることができる。

女性解放運動が高揚した一九七〇年代前半、フェミニズム理

論を代表したのはケイト・ミレット、シュラミス・フアィアストーン、ジュリエット、ミツチエルなどのラディカル・フェミニズムであり、かの女たちは家父長制家族に内在する男性の抑圧的権力を告発した。ラディカル・フェミニズムの影響をうけてマルクス主義者たちも、家族内部の性差別に注目し、女性が担う無償の家事労働の分析に努力した。その後一九七〇年代末から八〇年代にかけて、フェミニズムは家族の議論から一歩踏み出し、アメリカではハイデイ・ハートマンの『マルクス主義をフェミニズムの不幸な結婚』（一九七九年）が発表され、それが契機となつて、女性に対する家父長的支配と資本主義的支配は二元的なものか統一されたものが論議された。イギリスではほぼ同時代に、やはり家族論から一歩踏み出し、女性と家族と国家の関係が論じられた。フェミニズムの国家批判、特に福祉国家批判のトップをきつたのが、ウイルソンのこの著作だった。

ウイルソンは『女性と福祉国家』の内容を、「社会政策は国家による家庭生活の再編成」という言葉で表現している。しかも、国家による家庭生活の再編成は成功していない、再編成する家族は現実には崩壊しつつあるともいつている。

ウイルソンは次のように説明する。産業革命の到来によって従来未分化であつた生産の場と再生産の場が社会と家族に分離し、男性は社会という公的な場で得た取入によって、家庭という私的領域で不払いの再生産を担う女性を支配し、資本主義的家父長制家族が成立した。独占資本が形成され労働運

動が激化する段階に入ると、国家は労働と資本の両者の利益を調整しつつ、社会政策を通じて私的領域である家族に介入しそれを補強するようになった。社会政策の中心課題は女性の労働と性の利用であり、それは、初期には女性に成人労働者の生活維持を、後には出産と育児を、戦時にはそのうえに労働を要求し、さらにそうした要求を女性が受け入れやすいようにイデオロギー操作を行った。このようにウイルソンは、福祉国家が女性の利益をめざすものでないことを強調する。

第二次世界大戦中は、女性を動員する必要から、工場と家庭と両方の場での福祉が目され、部分的には実行に移されたが、戦後は一変した。健全な子どもを育成するには家庭での母親による保育が不可欠だとする心理学が説かれ、その影響で女性には家庭へ復帰し、戦時中の福祉は後退した。しかし、女性が家庭に復帰しても子どもの非行が減少したわけではなかった。家族の少人数化、女性の寿命の延長や高等教育の普及によって女性労働者は増大し、家族の個人化ないし分解がすすんだ。戦後の福祉国家の諸政策は家族の分解を阻止する試みであったが、現実はずでにその段階を超えているのであり、われわれは男女平等のための社会変革を模索しなければならないのだと、ウイルソンはいつている。

この本は、福祉国家の性差別的性格の分析に重点をおき、家族や社会政策の将来については多くを語ってはいない。ここで提起された国家による家族と女性の抑圧、家族の分解に関しては、マッキントッシュやバレットがさらに論じることになる。

つぎに、フィオウナ・ウィリアムズの『社会政策——批判的序説』(一九八九年⁵⁾)を取り上げたい。この本は、福祉国家は女性と黒人(移民労働者)の搾取の上に資本と男性労働者の利益を実現した国家形態、すなわち社会帝国主義であると主張し、さらに、そうした国家形態が現実では崩れつつあることを指摘する。

ウィリアムズは、イーアン・ガフの『福祉国家の政治経済学』(一九七九年)が提示した福祉国家と資本主義との関係を分析する三つの論点に注目する。その第一は、福祉国家の主要目的は社会的再生産の組織化、すなわち労働力の再生産と非労働人口の維持・管理であること、第二は、それを実現するために福祉国家は資本を蓄積し、反抗を抑制して社会的調和を維持すること、第三は、この過程は組織労働者の下からの圧力と上からの改革との力関係によって実現するのであって、この場合福祉国家は、直接的・間接的に資本の側に立っているということである。ウィリアムズはこの論点を拡大して福祉国家と性および人種の差別との関係の分析に適用し、従来の福祉国家論を批判するとともに、福祉国家の歴史をつぎのように時代を区切って説明する。

ウィリアムズは、一八三〇年代から一八八〇年代までを家族に対する国家介入の初期段階とよぶ。すでに述べたように、この時期には改正救貧法が成立し、さらに工場法によって女性の労働は制限され、家長制家族の理念が立法を通じて労働者に

まで拡大された。こうした工業化を背景とした家長制家族の理想化は、近代化に立ち後れた他民族に対するアングロサクソン優位の思想と結びつき、イギリスは世界各地を侵略して植民地化した。この時期の末期には、イギリスは本国の一〇倍以上の人口と世界の四分の一の土地を支配し、資源を獲得し、輸出市場と低賃金労働者を確保し、自国の文化を世界中に浸透させた。

一八八〇年代から一九三〇年代は、福祉国家が帝国主義国家と表裏の関係で形成された時期であり、その主要な柱となったのが母性対策と失業対策であった。国内的には社会矛盾が激化し、国際的には支配的地位が動揺しはじめたイギリスでは、その対策として女性の負担による優良な国民の育成と、排外主義によるイギリス人労働者の生活保障がすすめられた。排外主義についていうと、一九〇五年の外国人法によって、東欧やロシアからのユダヤ人移民の入国が制限され、自活困難な外国人は国外に追放されたり、国民保険制度の受益者から排除されたりした。このような社会帝国主義的政策は、イギリスの全政党から、また労働組合からも支持されたのであり、労働者の階級的利益が民族と帝国の利益に従属させられたのだと、ウィリアムズは非難する。

第二次世界大戦後には、労働力不足を補うために既婚女性労働者と黒人移民労働者が利用され、どちらも低賃金の不熟練労働者として位置付けられた。特に一九五〇年代には、政府が国民保健サーヴィスの安い労働力として西インド(カリブ)から

多くの黒人女性労働者を導入し、ロンドンのある病院では、これらの移民労働者が下積みの労働者の八〇%以上を占め、かの女たちは戦後の福祉予算の膨張を押しさえるために使われた。しかし政府は、移民労働者の家族の福祉には配慮をせず、一九六〇年代以後には移民の制限をはじめた。

福祉国家の歴史とは、性と人種の差別が、時期によって形態変化をとげながらも維持強化されてきた歴史であったと、ウィリアムズはいう。このような状態を脱却するには、女性が家庭の場での福祉の要求から政治的要求に踏み出すこと、黒人が人種の枠を超えて国際的連帯を求め、政府が移民制限を撤廃することが必要だ。そして現在では、そうした条件が顕在化しはじめたとみている。すなわち、イギリスなど旧社会では資本と生産が第三世界に移動し、失業者は増大し労働者間でも貧富の格差は拡大し、福祉国家は社会的再生産の役割を果たせなくなつた。家族と国家、家父長制とナショナルリズムの上に立つた福祉国家は危機に瀕し、危機の焦点に存在するのは女性と黒人なのだと、ウィリアムズは主張する。

ウィルソンなど社会主義フェミニストが福祉国家を女性に対する差別の強化と非難したのに対し、ジリアン・パスカルの『社会政策——フェミニズム分析』(一九八六年)は、福祉国家は女性にも利益をもたらし、またもたらす可能性を持っていると反論する。パスカルがいうには、福祉国家とは国家による家庭生活の再編成だという社会主義フェミニストたちの非難は、社会政策を生産関係にのみ結びつけた一面的な見方であつて、

社会政策は資本に奉仕するか、社会政策は労使の闘争の場であると、かいう生産関係重視のマルクス主義的福祉国家論を、家族の分析に持ち込んだ結果である。再生産は生産への付属物ではなく生産と同列に置かれるべきであり、社会政策とは生産と再生産の架橋をめざすもので、再生産を担ってきた女性を支えるものだと、パスカルは主張する。

この本では、社会主義フェミニズムの多くの成果を受けとめ、記述しながら、それに異議をとなえる。社会主義フェミニストたちは、資本主義は生産と再生産、社会と家族、公的領域と私的領域を分離し、女性を公的領域から排除して家族という私的領域に拘束し不払いの再生産労働を担わせたというが、そこからの突破口を見いだしていない。すなわち社会主義フェミニストたちは、資本主義における性差別を、女性は家事労働を負わされているので職業労働で差別されているといい、また職業労働で差別されているので家事労働を負っているといい、循環論法に陥っている。

パスカルが社会主義フェミニストたちと基本的に異なる点は、再生産の担い手という女性の性役割を肯定していることである。かの女は次のように説明する。資本主義が生産と再生産を分離し、女性を男性への依存者にしてきたとしても、社会政策は女性のおかれた状況を緩和し、女性をそこから脱却させる可能性を持つ。福祉国家の最大の受益者は女性だといわれるように、社会政策は公的領域での資源を再生産の領域に配分し、医療保険や諸手当によって女性の生活を保障をし、母子家庭に

も手当を支給して女性が男性に依存しないで家庭を維持できる条件をつくり、福祉労働を拡大して女性に社会的労働の場を確保してきた。さらにパスカルは、資本主義がもたらした生産と再生産の境界線、社会と家族の境界線、公と私の境界線は絶対的なものではなく、社会政策からみれば再生産は公的活動なのであり、育児・教育・病人や老人の介護などの再生産労働を、社会政策と女性には分有しているのだといっている。

四 福祉国家の二面性と平等論による再構築

社会政策による女性の性役割への援助を評価するパスカルの理論は、男女差異論に基礎を置いており、ウィルソンやウィリアムズと対照的立場に立つ。これは目新しいものではなく、後述べるように、第一次大戦後には、エリナー・ラスボンが家事・育児労働への対価として女性への家族手当を要求した。また近年、画一性を否定し差異や多様性を強調するポストモダンイズムが背景となって、男女の差異や家族の多様性を重視する傾向が生まれている。たとえば黒人女性の解放を要求するブラック・フェミニズムは、家族を性差別の組織として非難するのは白人フェミニズムが自己の家族を一般化することからくる誤謬であって、家族には多様な形態があり、黒人家族では白人家族よりも性差別は少なく、黒人家族は白人の人種差別に対する抵抗と連帯の砦なのだとい⁹⁾う。

こうした傾向に対して、平等論の立場から反論が提出されている。クリスティーン・ハリットは「社会政策——継続と

変化¹⁰⁾」(一九九六年)のなかでポストモダンイズムを批判し、差異や多様性を重視することは事象をばらばらに分解して、木を見ず森を見なくなる危険性があるといい、階級、人種、性関係の選好、障害、年齢の差によって女性の福祉経験が異なり多様であるとしても、それらの経験を構成する共通の要素を見いだす必要があると指摘する。ブラック・フェミニズムについてウィリアムズは、ブラック・フェミニストの思想内容が実際には多様であることを示したうえで、黒人女性と白人女性の差異、女性たちのあいだの差異は、単に文化や経験の差異によって主体的に形成されたものではなく、家長制、帝国主義、資本主義という差別の複合体によって外部からつくられたものであることを強調し、それへの抵抗を要求する¹¹⁾。

フェミニズムの福祉国家論をめぐる男女差異論と平等論の論争について特に注目したいのは、ウィルソンやウィリアムズがいうように、福祉国家は家長制家族を再編成するが、同時に、パスカルが評価する再生産の担い手としての女性を援助することによって、家長制家族を解体もするということである。つまり福祉国家は、性差別の強化とその土台の解体という二面性を持っているということである。パスカルの言葉からも、この二面性を読み取ることができる。パスカルは、社会政策は家族内の性差別的関係を強化するようにも作用するし、また家庭での再生産を公的領域で引き受け、女性に利益をもたらすこともできるという。後者からは、再生産労働の社会化と、その結果として家族の機能が弱体化が引き起こされる。

さらに福祉国家の二面性を分析した論文として、ジェイン・ルイスの「女性のための平等モデル——二〇世紀ブリテンにおける児童に対する国家扶助」(一九九一年)を取り上げたい。¹²⁾この論文は、今世紀初頭以来の家族手当要求の経緯を研究対象とし、それを通じて平等論の戦略を探ろうとする。一九一八年、第一次大戦が終結し、イギリスでは戦時中に政府が女性団体に戦争協力と引き替えに約束した女性参政権が実現した。男女平等の政治的権利の要求に焦点を絞ってきた当時の女性運動家たちは、当面の目標を失った。運動の指導者のミリセント・ガレット・フォーセットは、男女平等の運動をさらに推進するべきだとしたが、フォーセットの後継者エリナー・ラスボンは、女性の特性を土台とする要求に運動の方向を転換し、女性の低賃金、家事・育児労働を補うものとして家族手当の要求を開始した。

ルイスは、家族手当の要求が持つ複雑な意味を解きほぐして説明する。家族手当の要求には、女性の低賃金に対する国家保障の要求、家事労働という不払い労働に対する国家保障の要求が含まれており、これらの要求の論拠として、健全な次世代の育成が提示された。この要求は、基本的には女性が家事・育児を負担するという差異論に立ちながら、男性の所得とは区別された女性独自の所得を求めるものであった。したがってそれは、家父長制家族の維持であるとともに、女性の扶養を家長から国家に移すことによって家父長制家族の経済的基礎をつきくずすものでもあった。

家族手当は第二次大戦後に実現した。しかし、戦後には女性の出産率が低下して既婚女性の就労率は上昇し、かの女たちの関心は低賃金を補う家族手当よりは男女平等賃金に向けられた。働く既婚女性の半数近くがパートタイム労働者であったが、就業は女性の意識をおおきく変えていった。その後家族手当は税の児童控除と合併されて児童手当となり、さらに保守政権のもとでは社会保障費削減の対象とされ、次第に意味を失っていった。ルイスはこれらの分析を通じて、家族手当の歴史的意味と限界とを示し、(支払い労働と不払い労働を含む)労働、社会保障費、社会福祉における男女の平等な配分を実現することこそが、現代の女性の課題であると説いている。

フェミニズムによる福祉国家論は、近代初期以来の国家と国家論の矛盾を暴露するものであった。ロックやルソーは、国家は自己保存権を持つ自由平等な個人の契約によって成立するという一方で、その個人を男性家長に限定し、女性を家庭内での男性の依存者にした。平等と差別の二重構造をもつ国家論は福祉国家に引き継がれ、「ベヴァリッジ報告」が提案した社会保障制度は、国民の均一拠出・均一給付という平等主義に立脚しながら、既婚女性の社会保険は夫のそれに含まれるとして、家父長制家族を擁護した。というより福祉国家は、性差別の組織である家父長制家族の破綻が露呈しはじめた時期に、破綻を受けとめそれに対応しつつ破綻を弥縫する国家として導入されたのである。しかし国家権力による家族への介入は、家父長制家族の補強である反面でその弱体化でもあった。そして、家父長

制家族の権力関係を突き崩す実際の力となったのは、近代国家の原理である平等を論拠に女性たちが提出した政治的権利、教育の機会均等、既婚女性の財産権、労働の権利などの要求であり、それを推進した女性運動であった。

フェミニズム福祉国家論における平等論と差異論の主張と論争から見えてくるのは、近代初期以来の自由平等な個人とそれを頂点とする差別的家父長制家族という国家の二重構造が、平等原理の浸透による家父長制家族の破綻によって維持困難になってきたということである。その延長線上には、平等原理を土台としてどのような国家秩序および国際秩序を築くのかという課題が待ち受けている。

註

- (1) Wilson, Elizabeth, *Women and Welfare State*, Tavistock Publications, 1977.
- (2) 家父長的支配と資本主義的支配の問題に関連して、シルヴィア・ウォルビーは、国家を両者の支配を貫くものとして位置付ける。Walby, Silvia, *Patriarchy at Work, Patriarchal and Capitalist Relations in Employment*, Polity Press, 1986, p. 57.
- (3) Wilson, *op. cit.*, p. 57.
- (4) McIntosh, Mary, The State and the Oppression of Women, in Kuhn, Anette and Wolpe, AnnMarie (ed.), *Feminism and Materialism*, Routledge and Kegan Paul, 1978. Barrett, Michele and McIntosh, Mary, *The Anti-social Family*, Verso Editions/NLB, 1982.
- (5) Williams, Fiona, *Social Policy, a Critical Introduction*, Polity

Press, 1989.

- (6) Gough, Ian, *The Political Economy of Welfare State*, Macmillan, 1979, pp. 149-150.
- (7) Pascall, Gillian, *Social Policy, a Feminist Analysis*, Tavistock Publications, 1986.
- (8) 福祉国家の最大の受益者が女性だということは、福祉国家の最大の貧困層が女性だということでもある。
- (9) クリステイーン・ハリットは、ポストモタニズムのアラック・フェミニズムへの影響を指摘しつつ、前者が人種を含めあらゆるカテゴリーの解体を求めるのに対し、後者が取り上げるのは黒人女性への抑圧という特殊問題だといふ両者の相違を示している。Hallett, Christine, *Social Policy: Continuities and Change*, in Hallett, Chistine (ed.), *Women & Social Policy, an Introduction*, Harvester Wheatsheaf, 1996, p. 9.
- (10) Hallett, Ch. *op. cit.*, p. 9f.
- (11) Williams, F., *op. cit.*, pp. 69-81.
- (12) Lewis, Jane, *Models of Equality for Women: the Case of State Support for Children in Twentieth-century Britain*, in Bock, Gisela & Thane, Pat (ed.), *Maternity & Gender Policies: Women and the Rise of European Welfare State 1880s-1950s*, Routledge, 1991.

社会国家システムとジエンダー

——第一次世界大戦期ドイツの産児調節論を手がかりに——

川越 修

一 はじめに

「避妊手段についての知識を持ち、実行したこともあるカップルに欠けているのは、倫理や慣習、そして教化を通じてのガイダンスである。」というのも、聖職者は助言者としてますます拒絶される傾向にあり、役人は知らん顔をきめこみ、さらにリード役をつとめるべき医師ですら、ごく小教者を除いて、この避妊という問題については全くのお手上げ状態にあるからである。このようなガイドの欠如状況にあって、平均的な市民たちは二子システムを編み出した。その出発点となったのは、両親ペアの補填には子供二人で十分であり、それによって国民の増加も可能になるという、分かりやすくはあるが根本的に誤った前提である。」

「現代の親密な小家族が物の生産からますます解放されるにしたがって、母親ははじめて彼女の本来の課題と向き合うことになるが、この小家族は母親を家から駆逐したりはしない。もしそんなことがおきるとすれば、それは自由の唾棄すべきはき違えである。……いずれにせよそうした事態は、異常事態であって、けして新た

な発展の端緒ではない。」

この二つの引用文（強調は原文。以下同じ）は、ドイツにおける社会衛生学のパイオニアの一人であるA・グロートヤーンが一九一四年に出版した『個人衛生および社会衛生からみた出生減少と産児調節』からのものである。本報告の課題は、この本におけるグロートヤーンの産児調節をめぐる言説から、ドイツにおいても第一次世界大戦を重要な契機として二〇世紀前半に定置したと考えられる社会国家システムの作動メカニズムを読み取ることに置かれる。

以下では、社会国家システムという概念は、福祉国家が制度実体を示す概念として用いられるのにたいし、この制度の作動メカニズムを表すものとして使われている。すなわち社会国家システムとは、作業仮説的に定義するならば、「政治への参加権と社会的生存権の国家による承認と引きかえに、国民が私的領域をめぐる情報を国家に提供し、情報の管理者である国家がさまざまな政策をつうじてこの私的領域に介入するのを承認することによって作動しているシステム」と捉えられている。

二 第一次世界大戦前夜のドイツ社会

さて、この社会国家システムが社会に定置する過程、すなわち具体的な制度の形をとって全社会的に作動し始める過程は、伝統社会が解体し、社会が全体として都市化してゆく過程と照応している。その過程は一定の时期的なズレを伴いながらも相

互に絡み合い重層化している三つの局面からなる。すなわち、伝統的な都市システムの解体、近代都市のハード面の整備（外的都市化）、近代都市的な社会生活規範の内面化（内的都市化）という局面である。そしてそれぞれの局面は、次の表が示すように、人口および病気・衛生・健康をめぐる問題領域、変動する家族および性規範をめぐる問題領域、さらにこの二つの領域の接点に派生する国家ないし自治体による広義の社会政策をめぐる問題領域毎に現出する、これまた相互に絡み合う具体的な問題群と直面することになる。

領域	人口問題	衛生・病気	社会政策	家族	性規範
	過剰人口	スラム・コレラ	救貧・慈善	家の解体	二重道徳
局面	旧都市の解体	都市衛生・結核	自助・保険	市民家族	二重道徳批判
内的都市化	出生減少	家庭衛生・性病	家族政策	近代家族	性の婚姻内化
外的都市化	乳児死亡	都市衛生・性病	自助・保険	市民家族	二重道徳批判

ヨーロッパの工業化社会では、一九世紀末から第一次世界大戦を挟んだ一九二〇年代にいたる世紀転換期にほぼ共時的に社会国家システムが定置したと考えられるが、各社会が作り上げる制度の具体相は、この一連の問題群にそれぞれの社会がどのように対応するか、あるいはその対応がどのような歴史的条件によって規定されているかによって、多様なものとなる。しかしその個体差（本報告は、世紀転換期のドイツ社会という歴史的個体を検討素材としている）はあくまでも、二〇世紀的な近代社会

（大衆社会）が共有する社会国家システムの作動メカニズムを前提として派生するのであり、大衆社会の共通性を生み出したのは、ヨーロッパの一九世紀的な近代社会（市民社会）が直面した都市化の諸局面と問題領域の共通性に他ならない。

先の表の個々の点については、時間（紙幅）の関係で説明を省略せざるをえない（詳しくは、註2にあげた拙著の第一章を参照したい）が、例えばドイツにおける人口問題の領域をめぐるいくつかの数値からも、世紀転換期のドイツ社会が大きな転換点にあったことは確認できよう。すなわち、都市人口比率

（人口二千人以上の都市に住む人口の割合）は、一八九〇年の四七・〇％から一八九五年には五〇・二％へと五〇％の壁を越えて上昇し、他方、一六歳から四五歳の女性千人あたりの出生数は、一八八〇年（一六七）以降、一九〇〇年一一五八、一九一二年一一一七、一九二四年一一八〇と、明確に減少しているのである。そして第一次世界大戦は、ドイツに二七〇万人の死者（戦前の人口の約四％、うち軍人が二四〇万）と二六〇万人の「出生欠損」

（戦争がなければ生まれていたはずの子供数）をもたらすことによつて、この「人口転換」（多産多死→多産少死→少産少死）傾向を、不可逆的に押し進めることになる。

三 出生減少・産児調節・社会国家システム

以下では、グロートヤーンという特定の人物が、こうした時

代状況を背景に、特定の出版物のなかで展開した出生減少と産児調節をめぐる言説から、社会国家システムの作動原理を読みとる作業を試みることになるが、まず、医学史のなかではフィールヒョーヤコッホに比べ名前の知られていないグロートヤーン自身について、簡単に紹介しておこう。

アルフレート・グロートヤーンは、一八六九年にハルツの大都市シュラーデンで医者の家に生まれた。ギムナジウム在学中、ヴァイマル期にプロイセンの大蔵大臣となる友人A・ズムーデクムの影響で社会問題に目を開かれた彼は、一八九〇年から九六年までグライフスヴァルト、キール、ベルリンにおいて医学を学ぶ一方で、社会民主党関係者と接触、社会衛生学を志す。しかし一八九六年にはいったん研究の道を離れベルリンで開業し、社会民主党からも距離を置くことになる。その後、ベルリン大学のシュモラーのもとで社会科学の演習に参加するとともに、社会衛生学や社会病理学関連の著書を出版し、次第に新興の社会衛生学の分野で頭角を現してゆくが、一九一四年に出版された『個人衛生および社会衛生からみた出生減少と産児調節』は、その後の彼の研究および社会活動の方向を決定する重要な意味をもった。すなわち第一次世界大戦に軍医として参戦したグロートヤーンは、戦争終了後の一九一九年に社会民主党に再入党するとともに、翌二〇年、新たに設置されたベルリン大学社会衛生学講座の初代正教授に就任し、一九三一年に死去するまで人口問題と積極的に関わり組むこととなるのである。

こうした活動の軌跡のなかでグロートヤーンの社会衛生学を

支えたのは、社会民主主義と当時幅広い知識人層をとらえていた優生思想であった。「人口全体の病的な遺伝状況にたいする科学的干渉」の理論としての優生学は彼にとって、「健康を害する生活環境への科学的医学的干渉」をめざす社会衛生学と引きわけて「親和性」の高いものであり、社会民主主義思想とともに、「テクノラート⑤による科学主義的な社会改造」というユートピア構想の支柱となるべきものであった。優生思想をめぐる問題を一旦はナチスの人種衛生学との同一視から解放し、広い社会的な文脈に位置づけ直すことを課題とした最近の研究⑥は、このグロートヤーンの社会衛生論を、単にグロートヤーン個人の思想としてではなく、第一次世界大戦を挟んだ時期のドイツにおける「優生思想と社会主義の統合」の結節点となったものとして、改めて検討の俎上にのぼせている。

さてそのグロートヤーンの主著の一つである『個人衛生および社会衛生からみた出生減少と産児調節』における論理展開を、彼自身の文章を軸に再構成してみよう。

まずグロートヤーンにとって産児調節とは、「直接的には避妊手段を用いることによって、また間接的には社会環境を生殖を求められる人々にとって適正なものとすることによって、個人の利害と社会の利害の均衡をはかるべく、自然な人口の動きをコントロールすること、すなわちある場合には生殖を制限し、他の場合にはこれを放任すること」(「生殖の合理化」)であり、具体的な避妊手段としては、本書全体を通して、男性には「羊の首腸製コンドーム」、女性には「膈遮蔽ペッサリー」

が推賞されている。

この産児調節の内に出生減少の原因を求め、その禁止を主張する保守派の論調とは逆に、産児調節そのものをもはや避けて通ることはできないと考えるグロートヤーンにとって、産児調節をめぐる現代的課題は、「親となる個々のペアの衛生医学的、文化的、私経済的利害を考慮に入れるとともに、十分な人口増加という重要な国民国家的要請を損なわないようなコントロールを導入」することに見いだされる。

そして「人間の生殖の条件についての学説」であり、「身体的、精神的な劣性の遺伝を阻止し、体質的に健全な子孫を獲得するために、生殖はどのように合理的に影響力を行使しうるかをめぐる学説」としての優生学が、課題を遂行するための決め手とされる。

その優生学の教えるところによれば、「遺伝性の疾患や障害」に「目の障害」や「脱腸」、さらには「骨の成長不良」までを加えた「なんらかの身体的または精神的欠陥を持つ人間の数は、優に全人口の三分の一に達すると考えても何ら誇張にはならない」が、グロートヤーンにとって「目標となるのは、すべての劣等者に子孫をつくらせないことではなく、彼らの子孫の数を完全ないし健全なペアからの子孫の数よりも少なくおさえることである」。

すなわち、グロートヤーンは「二子家族」化の流れ（冒頭の二つの引用文のうち前者はこの部分の説明にあたる）を打破すべく、次の三点を原則とする「最少三子システム」を唱える。そ

の原則とは、①すべてのペアは「五歳以上の子供を三人もつ」義務を負う、②「子孫の劣化が予想される場合」は、子供数は「三人を上限」とする、③「健全な子孫の期待できるペア」には、「義務を果さないペアないし単身者」が負担する「親保険」を原資として、「三人以上六人まで一定額を給付」する、というものである。この原則に従って「生殖の合理化」を追求し、「産児調節はもはや阻止しえないことをふまえ、理性的かつ優生学的に、さらには人口政策的にも十分練られた産児調節策が実行されるならば、数十年後には、生まれてくる子供は大部分、両親によって意識的につくられ、両親から『望まれた』存在となる」というのが、グロートヤーンの主張の骨格をなしている。

こうした観点に立てば、「問題となるのは、子供をもとうという意志に最大の効果を及ぼしうるような内面的および外面的な条件を整えられるか否かであり」、その際「結婚と家庭外の職業の調和という幻想に踊らされ、最も重要な身近な目標をなおざりにしている現代の女性運動」がきびしく退けられる（冒頭の引用文のうち後者は、女性運動批判と対をなす女性の家庭役割についてのグロートヤーンの見解を明示している）一方で、当の「目標」である「個々人の健康と子孫の育成」のために、「母子衛生」、「早婚」、「住宅改革」の重要性が強調されている。

そして結論部分で掲げられた、「まさに生殖の合理化こそ、浅薄になった国民意識を引き戻す恰好の手段である。なぜなら産児調節は、いまや国民意識でしかありえない強い共同体意識

によつて導かれる場合にのみ、幸福をもたらすからである」という一文が示しているように、こうした「生殖の合理化」のうちに、「真の外的脅威であるスラヴ人の自動的人口増殖」に對抗する道が展望されているのである。

四 社会国家システムとジェンダー

以上のきわめて限定された考察から何らかの一般的な結論を引き出すには無理があるが、今後の検討課題を設定するという意味で、最後にグロートヤーンの言説から読みとれる社会国家システムの作動メカニズムを整理するとともに、二〇世紀末の現在に至る大衆社会としての近代社会の展開過程を歴史的に展望しておくことにしよう。

まず、グロートヤーンの「最少三子システム」構想の骨子は、次の四点に整理できよう。①子供数に応じた所得の再分配を含め、現代の福祉国家の原型ともいふべき政策提案となっていること、②社会民主主義思想に裏打ちされた、労働者・大衆のシステムへの統合策となつてゐること、③社会の基礎単位としての家族における女性の母親役割が強調されるとともに、その反面として女性の自立をめざす運動への強い反感が示されていること、④システムに同調しない少数者や、他民族に対する排斥的傾向が内包されていること、である。

こうしたグロートヤーンの構想は、第一次世界大戦後、ヴァイマル憲法の第一一九条の三つの段落（で示す）からなる規定のなかに、制度化にむけての法的な裏付けをみいだすことに

なる。すなわちその条文は、「婚姻は家族生活の基礎、さらには国民の維持および増加の基礎として、憲法の特別の保護を受ける。婚姻は両性の同権に基づく。／家族を清潔に保ち、健全化し、社会的に育成することは、国家および自治体の課題である。子供の多い家族は、それを相殺するだけの扶助を要求する権利を有する。／母性は国家の保護と扶助を受ける権利を有する」と、うたいあげているのである。そしてこのヴァイマル憲法は、ナチスの時代を経て、第二次世界大戦後の西ドイツ「社会国家」に正当性を付与する役割を担うことになる。

この意味で、一九一四年時点のグロートヤーンの構想からは、社会の全般的操作可能性にたいする素朴な楽観論を内包した「ヴァイマル社会国家」に通底する政策理念を読みとることができる。さらにわれわれはそこから歩を進めて、グロートヤーンの言説のなかに、「クラス・ジェンダー・エスニシティ」による一定の階層秩序の維持・再生産の動き、とりわけ、ジェンダー（社会的に意味づけられた両性の性別役割）と性をめぐる拘束力の強い規範への統合と同調の動きをバネとして作動している二〇世紀の社会国家システムの、作動メカニズムを読みとる手がかりを求めるとも十分に可能であろう。

こうした観点に立つならば、グロートヤーンを戦後西ドイツの社会国家の「産みの親」と評価するか、「自ら進んでナチスの人種政策の一手手前まできたところで死亡」したナチス体制に直結する人物と評価するかをめぐる論争⁹は、どちらの解釈が正しいかという問題ではなく、その二つの解釈に示される「ヤ

ヌスの顔」をもつ社会国家システムの両義性を反映したものとみなすことができる。こうした理解は、世紀転換期から第二次世界大戦後をへて現代にまでいたる時期を、社会国家システムの連続的作動過程として捉えるという、一つの作業仮説を提出することになる。

この新たな仮説にとつて、「ジェンダー政策としての家族政策」という視点からナチスの社会政策を分析したチャルノフスキの論文¹⁰は、きわめて興味深い論点を提示している。彼女によれば、他のヨーロッパ諸地域と同様、ドイツにおいても、二〇世紀前半は「近代的小家族の全社会的浸透」の時期であり、「家族の内的なつながりの強化」が「女性を犠牲にした性別役割分業」の貫徹を通じて推し進められた時期である。そのなかにあつてナチズムは、「逸脱的態度への残忍な対応」、すなわち「選別と排除」によつて「こうした比較的新しい家族タイプの普及に決定的に関与」したのであり、「ナチスの政策によつて、とくに医師と患者の関係が変化し、それが広く受容されるとともに安定化して、家族をめぐる〈私的な〉事柄が医学的な専門知識の守備範囲に入ることが広範な社会層の意識に定着することとなつた」というのが、彼女の結論である。

さらに最近の、第二次世界大戦後の西ヨーロッパや北アメリカ、さらには日本をも含めたいわゆる先進工業社会における福祉国家制度の歴史的性格をめぐる議論¹¹からも、それが、二つの世界大戦の時期に制度化された「総動員型社会」システムの延長上に位置すること、そして戦後の冷戦構造のもと、社会主義

的な完全雇用および高度社会保障システムとの対抗関係を前提に、経済成長と議会制民主主義を両立させるべく、大衆の参加し統合をはかる手段として制度化されたものであることが、明らかにされつつある。

最後に、以上の点をふまえるならば、第一次世界大戦期のグロートヤーンの出生減少と産児調節をめぐる言説のうち、社会国家システムの歴史的・具体的表象である現代福祉国家の両義性を読みとることは十分に可能であることを改めて確認するとともに、先の作業仮説を念頭に、グロートヤーンの言説がヴァイマル社会国家において、他の言説とどのように切り結びながら、社会国家システムの制度化にいかに関与していかかという問題を今後の検討課題として設定することによつて、報告を終わることにしたい。

註

- (1) A. Großahn, *Geburtenrückgang und Geburtenregelung im Lichte der individuellen und sozialen Hygiene*, Berlin 1914, S. 284, 322.
- (2) 川越修「性に病む社会——ドイツ・ある近代の軌跡」山川出版社、一九九五年、二七頁。
- (3) この問題については、桜井健吾「ドイツの人口転換について」(一九〇一—一九八〇)、『南山経済研究』第四卷第一号、一九八九年、を参照。
- (4) グロートヤーンの伝記的事項については、主として次の文献を参照した。D. S. Nadav, *Julius Moses und die Politik der Sozialhygiene in Deutschland*, Göttingen 1985, S. 62ff.

- (5) この問題については、小野清美『テクノラートの世界とナチズム——「近代超克」のユートピア——』ミネルヴァ書房、一九九六年、の刺激的な議論を参照。
- (6) M. Schwartz, *Sozialistische Eugenik. Eugentische Sozialtechnologien in Debatten und Politik der deutschen Sozialdemokratie 1890-1933*. Bonn 1995, bes. S. 23ff, 70ff.
- (7) 以下の引用箇所は次の通り。A. Großhahn, *a. a. O.*, S. 18, 34, 144f, 150, 294, 297, 300, 321, 326f, 383ff.
- (8) H. Hildebrandt (Hrsg.), *Die deutschen Verfassungen des 19. und 20. Jahrhunderts*, Paderborn 1977 (10. Aufl.), S. 98.
- (9) シロートヤーン 評価にこころは、次を参照。K. H. Roth, *Schein-Alienation im Gesundheitswesen: Alfred Großhahn (1869-1931) — Integrationsfigur etablierter Sozialmedizin und nationalsozialistischer "Rassenhygiene"*, in: Ders. (Hrsg.), *Erfassung zur Vermichtung. Von der Sozialhygiene zum "Gesetz über Sterbehilfe"*, Berlin 1984. P. Weindling, *Soziale Hygiene: Eugenik und medizinische Praxis — Der Fall Alfred Großhahn*, in: *Krankheit und Ursachen*, Berlin 1984.
- (10) G. Czarnowski, *Familienpolitik als Geschlechterpolitik*, in: H. -U. Otto und H. Sunkler, *Soziale Arbeit und Faschismus*, Frankfurt am Main 1989.
- (11) 以下の論点については、山之内靖「システム社会の現代的位相」岩波書店、一九九六年、および、C・ピアソン(田中ノ神谷訳)『曲がり角にきた福祉国家』未来社、一九九六年、を参照した。

シンポジウムⅠ 討論

司会(清水) 提出された質問用紙にご返答いただくあたりでは小野島会員からお願いします。そのあとは順番にどうぞ。

小野島 柴田会員から、フォルストークとフーバーの対立する意見は引用から見限り対立していないとの指摘をいただきました。資料には示しませんでした。これはフーバーからの直接の引用です。「真の社会国家は法治国家的活動を前提とするし、真の法治国家は社会国家的活動を前提とする」。これがフーバーの言葉です。フォルストークの言葉としては、「ラディカルな社会国家活動は必然的に行政国家に行きつくことになるが、それはもはや法治国家ではありえない」というのが実際にあります。その点で対立する。要するに法治国家の延長線上にあるか、法治国家とは別ものとして社会国家が出てくるかにして、フーバーとフォルストークは異なった立場にある。

柴田隆行(東洋大学) 少なくとも資料に出ている限りで、またローレンツ・フォン・シュタインに対する理解という点で少し正確でないと感じただけで質問しました。しかしこれがメインというのでありませんから、とりあえずそれでけっこうです。

水田珠枝 細谷実会員から、ワイマール共和国に由来するよ

うな福祉国家は近代家族Ⅱ私的家父長制を保存する作用をもつか、解体し個人化する（国家への直結かもしれないが）作用をもつか、との質問です。もう一つは、高野聖子会員からは、フェミニズム戦略の三番の平等論による再構成の部分についての質問です。福祉国家が家父長制をむしろ強化してしまう傾向があるという側面についてどう思うか。特に最後の平等主義の分析においては家父長制を前提にして福祉国家の分析をしているように思えるが、家父長制は経済的問題が解決すればなんとかなるようなものではないと思う。家父長制の解体に関して平等主義の人たちは何か言っているか、という質問です。

まず細谷会員の質問について。わたくしは、福祉国家は近代家族に対して保存の作用をもつと同時に、解体・個人化の作用をもつと見ています。しかもだんだんと解体の方に向わざるを得ない状況になっているのが、福祉国家の歴史ではないかと思う。実は実体としての労働者家族が崩れ始めた時に、それを何とかくい止めようとして国家権力が介入して福祉国家となった訳ですが、介入することによって近代家族が強化された面はある。しかし介入していけば女性の権利を認めなければならないし、いままで家族がやってきたものを公的な事業に移していかなければならない。だんだん家族内の仕事が家族外に出ていく。女性も外へと働きに出ていく。福祉国家がやっていることは、ジグザグのコースを辿りながら結果としては解体の方向にすすんでいる。近代の理論はそもそも個人主義ですから、個人の生活を保障する建前になっている。そうすれば当然、女性も

老人も個人の生活の保障を要求するし、子どもも個人の権利を要求する。個人の生活を保障するのが社会政策の中心的柱になり、いままで家族が果たしていた機能は社会の手に移っていく。やはり大局的に見れば、福祉国家の政策は家族の解体に向かっていると思います。

高野会員のご質問について。ジェイン・ルイスのものは単行本ではなく論文で、家族手当を中心に論じています。これは重要な問題だとみて、取りあげました。その最後の平等主義についての分析は、家父長制を前提に福祉国家を分析しているということではないんです。家父長制に乗っかって女性が自分の所得を要求するという、家父長制の肯定と否定の両面があるということなのです。両面性という矛盾を突破するのは女性労働でしかない。労働による所得保障を全面に出していけば、家父長制を崩すことになる。次の世紀ぐらいには、そうなるのではないでしょう。

川越　まず石塚正英会員から、グロートヤーンは産児調節論の中で「健全」および「劣化」の基準をどのように決定したかとのご質問です。グロートヤーンは、客観的基準を非常に明確に決めそれに従っていれば強制的に生殖を禁止することにはネガティブな立場です。それから、彼が全人口の三分の一の問題があると言う場合、その判断基準は例えば弱視であるというケースもすべてその中に入れてしまい、それほど明確に基準を立ててはいないということです。

高橋眞司会員からは、グロートヤーンの優生学について、ナ

チスの民族衛生学との関係をどう考えるか、とのご質問です。先程報告で申しましたのは、ナチスの民族衛生学と直結するという有力な議論がある、ということですが。ただし私自身はグロートヤーンの言説なり活動なりをそのまま直結させるのは短絡していると考えます。この点は藤野寛会員の、グロートヤーンの主張そのものがどれ位ヨーロッパの学問状況下で一般性をもっているかとのご質問ともかかわりますが、一九世紀末から二〇世紀初にかけて優生思想が一つの流行というか影響力をもった、その後にナチズムが行ったことをみなが知っています。したがってそこから優生論と民族衛生学を結びつけるのは比較的容易です。しかし優生学そのものももっている意味、それが近代の中でももっている意味を考えるには、優生論一般からナチズムの民族衛生あるいはユダヤ人虐殺などをあまり直結させないこと。むしろ優生思想がいつたいほかのどの要因と絡み合った時にナチズム的政策へつながったのか、あるいはナチズムの時代にそれが受け入れられた要因はどこにあるのか、考えることが大事だということです。

高橋会員の二番目のご質問、ナチズムの民族優生学とつながらない優生学などそもそもあるのか、という点。そんなものはないとも言えます。けれども、その結論自体が問題だということよりは、ナチズムへつながるクリティカルな点があったどこにあるのか、その解明の方が現代的意味を持つということですが。それから、先程も触れました藤野会員の二質問、グロートヤーンの考え方そのものは特殊なあるいは突出した思想なのか、と

いう点ですけれども、けっしてそうではありません。優生思想という意味で言えばドイツ、イギリス、アメリカなどと共通した面をもっている。あるいはその相互影響下にドイツはあつたと言つてもいいかもしれません。

細谷会員からの、福祉国家は近代家族を解体し個人化する作用をもつか、という質問について。私は、福祉国家そのものは、基本的には近代家族を再生産し強化する作用をもつと考えます。ただし、そこで前提とされている性別役割そのものが福祉国家内部で特に女性たちによって批判され実際につき崩されていくに従い、その動きは当然近代家族を解体する要因を孕むことになる。そこでいまの問題は、個人化の方向をより徹底させ、それを平等化ということとつなげていくことで、福祉国家の問題点を是正しそのシステムをもう一回組み変えることがそもそも可能なかということでしょう。

それから、若森会員からの社会国家の両義性をこえる問題設定というご質問ですが、結論だけ言えば、アンビヴァレンスを越える可能性、道はそう簡単には開けてこないと思つています。

小野島 若森会員からの社会国家の両義性をこえる問題設定として何を考えているかとの質問を、川越会員ともども私にもいただいております。私もこの両義性をこえるのはおそらく不可能と考えています。社会国家が提起してくるような問題に関しては治療的にかかわるしかないのではないかと。問題は治療的にかかわる時どのように、というやり方の問題を訊きます。「ど

ういうふうには、「いかに」が問われずし、それに関して決定するための原理というか原則、公共性における議論といったものがどれだけ力をもちうるか、そういう問題が出てくる。

北村実会員からは次のご意見をいただきました。機会の平等から結果の平等への転換が自由国家から社会国家への転換となつたが、それに伴つて個人の私的領域への国家の介入、管理が強まつたことは確かである。そこで問題なのは、社会福祉国家にあつて個をいかに守っていくか、ということがあるが、それは民主主義の深化を待つほかない。西ドイツの基本法では Sozialstaat とセットとして *freiheitliche, demokratische Sozialordnung* が掲げられているのも、そのためである。もちろん、これが現実には大いに問題ではあるが。以上のご意見中、個をいかにして守っていくかという視点は川越会員にお答えいただくのがよいと思います。社会国家システムの定理ですね。国民が私的領域をめぐる情報を国家に提供する。社会的生存権の国家による承認とひきかえに私的領域をめぐる情報を国家に提供するというこの定理のしかたですが、まさにここに問題が集約している。社会国家というのは、基本的にこういう性格をもっている、いかに個を守っていくか、というのは一つの大きなテーマになってきます。

水田珠枝 いま、個とか個の自由とか、それに対して国家が介入することについての問題をお話しになったのですが、実はフェミニズムの立場から言つと、その個とはいつたい何なのか、ということ論じているのです。その個というのは一人の

人間ではなく、家族の長です。つまり生産と再生産を自分の支配下におく男性の個なんです。それを解体せよというのが女性、フェミニズムなんです。だからいまお話があつたかたちでの男性の個を守ることは、フェミニズムの立場からは容認できない。女性としての個、男性としての個、これをお互いに認めながら、その上に立つてはじめて個とは何か、自由とは何か、社会政策をどうするのかを論じる。そこでようやくコミュニケーションの場が出来る。

川越 男女の性差の上に立ちつつなおかつ人間としての平等性、個人としての平等性を認めるような社会システムとはどんなものか、という問題について、福祉国家なり社会国家なりとのかかわりで答えなければいけない。その場合、対等な平等な個として向き合つた男と女がつくる関係は、いったい家族なのか。どうなんでしょう。

水田珠枝 共同生活をする人間を家族と呼びたかつたら、家族でもいいでしょう。要するにどういふかたちで個の自立が出来るか、ということなんです。労働によつて少なくとも最低限自分が生活できる、この基本的な条件があつて、それを社会政策が保障する、こうした環境をつくる。労働の場においても福祉の場においてもそういう状況をつくるのがフェミニズムの目的であつて、その前提ではじめて個が問題になる。

司会 会場からのご質問なり補足のご意見なりをお願いします。どなたか。

石塚正英 (立正大学) いま川越会員からご回答いただきました

たが、ちよつと私の言葉が足りませんでした。私をご質問した主旨は健全とか劣化の基準です。それはそうですが、いわゆる身体的基準というより社会的ないし文化的基準です。この場合でいいですと社会優生学上の問題。健全とか不健全とかは時代によつて基準が変わります。理想的な肉体とか美しい肢体とかの意味は変わります。そこには必ず読みが、時代に制約された読みが入ります。社会国家システムとジェンダーというこのテーマの中において、第一次世界大戦前後の国民国家的要請にみあう健全とは何か、不健全ないし劣化とは何か。それが質問の主旨でした。

古賀徹（学術振興会） 個をどういふものとして捉えるかという時に大事になるのは、福祉の対象となる、いわゆるクライアントと呼ばれる人々が一般に個という資格を剥奪されることです。個というラウンドから脱落した人がクライアントになります。つまり個人として労働市場でやっていけないがゆえにシステムが面倒みよう、という構図がやはりある。そうすると、個の基準というか、個を個たらしめている人間の自立性を福祉国家の中で確保しようとする場合に、その基準を労働に求めるといふ方向性は、どうも納得がいかない。だとすれば、人間をクライアントにするか自立した個人として認めるかという、その基準を問い直すことが大事になってくる。その次には、お前は自立した人間でないとクライアントの側におかれた人々が、それでも国家の中で自立しシステムによる完全な解体を免れるにはどうしたらよいか、考える必要がある。その点で個という発想そ

のものを、もう少し柔軟に考えなければ、ということです。

水田珠枝 福祉国家の主要目的は社会的再生産の組織化、すなわち労働力の再生産と非労働人口つまり子ども、高齢者、病人の維持管理だという意見があります。その労働を担ってきたのは女性なのです。ここを問題にしているんです。個の基準を労働による自立におくと、クライアントと呼ばれる人々は一般に個としての資格を剥奪されるという批判ですが、これは、女性と他の労働に従事できない人々との相違を無視した意見だと思えます。労働年令以前の子ども、労働年令を過ぎた高齢者、労働が困難な病人や障害者の個としての資格を剥奪せよなどといっています。しかし女性の場合は違うのです。支払いのないう家事労働に拘束されて自立できない。女性は労働する能力を持っているのだから、労働で自立をすべきだといっているのです。いま、保険料を支払わないで年金をもらう専業主婦が一〇〇〇万人もいて、その本当の受益者は夫たちなのです。女性でも誰でも一括してクライアントとして論じるのは、男性の既得権擁護のようにも思われます。

小野島 私いまの問題について発言したく思います。クライアントを私はもつと広く解釈している。特に労働できるかできないかではなく、すべての人がクライアントであつて、クライアントは個でないとすれば誰も個でなくなる気がする。それが社会国家の現状だと思えます。女性問題については、つまり女性が自立できるだけの条件ができるまで、個について語れないと……

水田珠枝 いえ、語れないと言っている訳ではない。そういうことを条件にしなければいけないと言っているのです。

小野島 条件に、ですね。ですから公共性の問題としてみた場合、女性の声が公共性にどう届くか、届かないか、排除しているかされているかという問題に…

水田珠枝 ただ単に排除してるとかでなく、どうしたら女が平等な立場、対等な立場に立てるかを問題にしないで公共性だけを問題にしても意味がない。

小野島 対等な立場に立つてはじめて平等な話ができる…
水田珠枝 いまはそうなっていないので、そのプロセスを示さないといけない。

小野島 ですから、その問題を提起するのが公共性の場であつて、そこで治療的にどうかかわっていくかをみんなで議論しようということですよ。その意味で、少なくともハーバーマスが言う公共性は女性を排除しない。その点はいかがですか。

水田珠枝 ハーバーマスは、家父長制をどうすべきかについてはあまりはつきり言っていない。ジョン・ステュアート・ミルは、女性は働かないで奥さんをして生活できればいいと言いながら、それでも家庭では男と女は平等なのだと書いている。その論理と非常によく似ている。ハーバーマスは、書いたものだけ拝見しますと、どうもその点を自覚していないように思うのです。

小野島 はい、ハーバーマスをこれ以上擁護するつもりはないですけれども、問題なのは対等の立場にない人が対等に話し

合える条件を探るということです。社会国家というのは、抽象的な平等ではナンセンスだというところから出てきた訳です。そうした条件を社会国家が探ろうとした。

水田珠枝 でも、本気でやってきたとは思えません。

小野島 女性からみると全然話にならない訳ですけれども、そういう条件があつて、この条件が社会国家という国家の問題から公共性の問題へ移っているところに、私は重点をおきますし、光をみいだしたいのです。

司会 おききいただきましたように、どんなシンポジウムでもいま一番原理的に活発な意見を述べられるのはフェミニストの方でございまして、男性側の論理はいつも不透明、アンビヴァレントという調子で、逃げ腰でございまして。本日もまた、いみじくもその状態が露呈しました。明日、さらに討論を深めていきたいと存じます。報告者の方々、ありがとうございました。会場の多数の会員には、ご清聴感謝いたします。

第II部

〔報告〕 後藤 俊明 久場 嬉子
 筆宝 康之 井上 純一
 〔司会〕 安川 悦子

〈1996年10月20日 立正大学〉

問題提起

司会 安川 悦子

社会思想史学会がこうしたテーマでシンポジウムを開くことに賛成し、司会をひきうけることを決めたとき私が考えていたのは次のような点でありました。

第一に、一九八九年いらいの社会主義国家の解体の歴史の中で、福祉国家を、漠然と、そのオルタナティブだと想定しておりました。つまり福祉国家をもう一つのあるべきモデルだと見る思想的空気がひろがっているように思われたことであります。本当にそうなのだろうか。もしそうならば、いったい、どのような福祉国家像が望ましいのかということを考えていることがありません。

第二に、福祉国家は、発達した資本主義国において、日常生活の中にしみわたる社会システムとなっており、とりわけ、「家族」にかかわる国家政策という形で、それはあらわれ、以後は、二〇世紀初頭のイギリスに始まって第二次世界大戦以後は、この福祉国家は、その規模と深さを拡大してきました。こうした点からみれば、福祉国家は今後もますます拡大・深化すると見えますが、本当だろうかということであり、

第三に、福祉国家としての模範的なモデルだと見なされているスウェーデンの問題であります。男女平等社会の実現という

意味でも、また高齢者の介護という意味でも、スウェーデンは、これまであるべきモデルの一つだと思われてきました。しかしこのスウェーデンの福祉国家も、よく見てみると、驚くほどの性別分業（性別役割分業や性別職務分離）が存在し、日常生活のすみずみにジェンダー差別がゆきわたっていることがわかります。この性別分業は、福祉国家にもかかわらず存在する問題なのか、つまり福祉国家理念がまだスウェーデンでは不十分にしかゆきわたっていないからなのか、あるいは、福祉国家のもつ根本的な問題なのかということが気になります。主として欧米のフェミニニストの側から、こうした福祉国家は、「家父長制」家族を国家に拡大したものにすぎないと批判されております。この問題提起をどう考えるのかということが問題になります。

昨日行われた第I部の報告をふまえて問題を整理すれば、リッターのいう福祉国家の「アンビヴァレンツ」問題、あるいはクリストファー・ピアスのような福祉国家の「逆説」「矛盾」「両義性」といったキーワードで表現される問題を、どうとらえるか。例えば小田嶋報告や川越報告が指摘するような、戦間期ドイツの社会国家の問題、つまりワイマル・リナチスという二つの顔をもつ社会国家の両義性、あるいは水田報告の、戦間期イギリスの家族手当政策にみられる「アンビヴァレンツ」、近代家族、つまりフェミニニズムのいう「家父長制」家族の保存と解体の両面性をどう構造的にとらえるか。民主主義と全体主義、「家父長制」家族の維持と解体、福祉国家のもつ

これらの「逆説」あるいは「両義性」を、どう統一のとらえるのか、あるいはとらえないのか。こうしたことが問題になります。

もう一つ今日これから行われる報告との関連でいえば、福祉国家がこれまで大前提としてきたもの、つまり思想的にいえば「社会民主主義」が疑われはじめているということであります。それは大きくわけてほぼ三つの側面から具体的に異議申立がなされています。

第一は、福祉国家が前提としている資本主義経済そのものについて疑いがあります。福祉国家は、資本主義の持続的な経済成長を前提としており、そうした前提の上に「社会民主主義」が成り立っています。この持続的な成長は、今日の国際的な経済環境の中で、維持されうるのかどうか、そしてまた他方で、エコロジストが提起するような地球環境との関係で、この経済成長は自然環境と調和してやっていけるのかどうか、といったことが問題になります。

第二の問題は、「国民国家」にたいする移民や民族的なマイノリティからの異議申立であります。一八世紀末のフランス革命にはじまる近代的国民国家（ネーション・ステート）形成のごときは、その後進地域をまきこみ、一九世紀末には、植民地主義ともあいまって強力な国民国家の形成がはかられました。たとえば日本の明治憲法にみられるように、家族を細胞にした階層的な「家族」主義国家を生み出し、「家父長制」家族の積極的な育成がはかられました。それは女性を家族の中にとじこ

め、階層的な社会システムをつくり、「家族」をもつ者を「国民」として「国家」の中に閉じ込めました。そしてそこからはずれたものを植民地化し、差別をうみだしました。移民や民族的なマイノリティが、このネイション・ステートの枠の外に置かれ、福祉国家の対象外とされてきました。こうした移民や民族的マイノリティからの福祉国家にたいする異議申立てをどう考えるかが問題になります。

第三は、フェミニズムからの異議申立てであります。国民国家が「家父長制」家族の積極的な育成策を伴ったとすれば、福祉国家は、この「家父長制」家族の解体を何とかいとめ、維持する政策であると理解することができます。福祉国家は、二重の意味（一つは家族の中の家事労働の負担者として、もう一つは、福祉労働の担い手として、無償あるいは差別的な労働を女性におしつける）で、女性の従属を、そして性別分業を強化するのに役割を果たしてきたということでもあります。性別分業の解体（家族においても社会においても）こそがフェミニズムの未来だとすれば、福祉国家は、国家による「家父長制」だということになります。

これらの異議申立てをどううけとめるのか。今日の四名のシンポジストの報告（ヴァイマル期ドイツ、スウェーデンとフェミニズム、フランスの政治的エコロジー派、そしてトランス・ナショナルの思想）がこうした問題にどうこたえるのか、あるいは、どうあらたな福祉国家への異議申立てをするのか、期待されるどころであります。

「住」をめぐる社会国家の光と影

——ヴァイマル期ドイツの事例から——

後藤 俊明

一 問題の所在

シンポジウムのテーマである「社会国家あるいは福祉国家の問題点」につきまして、私はドイツ政治社会史を学ぶ者の視点からいくつかの問題を提起したいと思えます。

まずはじめに、社会国家についてあらかじめ大まかな概念規定を示しておきたいと思えます。以下において社会国家とは、資本主義社会における国民生活の社会的安全とその最適水準を国民諸階層すべてに権利として保障することを国家の責務とみなす政治システムである、と理解しておきたいと思えます。その根本的な目的は、資本主義経済が生み出した社会的諸問題を国家干渉によって緩和ないし除去することにあるといえます。また体制としての社会国家は、その社会干渉主義の正当性の基礎として大衆民主主義を前提とし、さらに社会的基盤として労働組合の法的承認を前提とします。

さて、一九七〇年代後半頃から先進資本主義諸国において、「社会国家ないし福祉国家の危機」について語られるようにな

つてきています。ドイツにおいてもそうした議論が見られるわけですが、全体の趨勢として見るならばドイツでは「社会国家の揺らぎ」が観察されるとしても、いわゆる「社会国家の不可逆性」が示されるにいたっています。それゆえ現在における社会国家論における争点は、「社会国家か反社会国家か」という問題であるというより、むしろ「社会国家の選択的な縮小か、あるいは社会国家の再構築か」という問題に移行してきているといえます。

こうした新しい状況のなかで、社会国家をめぐるいくつかの問題点がクローズアップされてきました。たとえば社会国家とエコロジーとの両立の問題、いわゆる「新しい社会問題」の出現と、それに関与する社会国家の対応といった問題などがその一例です。ここではそのなかでもとくに、社会国家の官僚主義化にともなう問題を取りあげたいと思います。社会国家のさまざまな公的サービスの拡大されるにともない、行政のネットワークが市民の生活世界の隅々にまで浸透し、社会国家における「国家の過剰」という状況が問題視されてきています。ハーバマスの言葉を借りれば、「システムによる生活世界の植民地化」のモデルケースともいえる事態が生じているわけです。労働者をはじめとする市民は、雇用関係や生活環境でのさまざまな危険に対する社会的安全を社会国家から保障してもらっていますが、それと引き替えに自分たちの生活世界が行政官僚制のネットワークに組み入れられることを受け入れなければならぬ。市民は行政サービスの単なるクライアントとなってしまう

い、受動的で孤立的な存在に追いやられるにいたります。市民の能動性が失われ、市民は社会国家の受動的な客体となってしまう。このような関係性が社会国家に構造化されていること、この点に社会国家に孕まれた重大な問題を見いだすことができます。リッターは、これを社会国家のアンビヴァレンツとして捉えています。すなわち、社会国家は窮乏からの解放による「実質的自由の拡大」を実現させると同時に、他方で「社会統制の強化」と「上からの社会操作」の危険性をももたらすものであると指摘しています。

さてその一方で、こうした社会国家の構造を变革しようとする動きが徐々に形成されつつあります。それは「社会的自助グループ」や市民的イニシアティブと呼ばれる集団、あるいはこれらのネットワーク運動などによって担われています。これらの運動は、いわば社会国家の社会的安全の保障を市民の参加を通じて、市民の手に取り戻す運動といえます。そこで指向されていることは、市民のイニシアティブや自主管理、自己責任の契機を拡大することによって、市民を社会国家のクライアントの客体から能動的な主体へ転換する点にあります。ただしここで留意すべき点は、社会国家の官僚制化を打ち破るためには、これら社会的自助グループが重要な拠点となりうるとしても、社会国家による公的援助は市民生活にとって不可欠のものとして組み入れられていることです。したがって問題は、社会国家的な公的援助と自助との新しい関係をいかに構築するか、という点にあります。自助を強調することが社会国家的サービスの

と公的援助の縮小に帰結してはならないけれども、しかしそれと同時に、公的援助の維持が自助や市民的イニシアティブを「上からネットワーク化」して、社会国家的官僚制を拡大再生産することになっていけない。こうした問題を考慮した上で、「公的援助と自助、自助への援助、相互援助」といった社会的援助の諸形態の相互関係を、社会国家の再構築との関連で今後どのように作り上げていくのか。この点に現代の社会国家をめぐる大きな課題が存在しているといえます。

私は、ここで現代ドイツの現状に即してこの問題についてお話しするには十分な準備がありませんので、以下ではヴァイマル共和国の時代にまで遡って、以上の問題に関連する歴史的な事例を取りあげて、社会国家の問題点を考えるうえでの手掛かりを探ってみたいと思います。

さて、ヴァイマル共和国はドイツにおける社会国家の草創期にあたります。歴史的に振り返ってみますと、社会国家を構成する個々の政策要素はたしかに、ビスマルクの社会保険に代表されるようにすでにドイツ第二帝制期において実現されており、また社会国家の思想的源流はそれよりさらに時代を遡ることもできます。しかしながら、社会国家の建設を国家目標に掲げ、それを国家政策の編成原理とし、これに基づく体系的な政策を大衆民主主義を基盤にして具体化したのは、ヴァイマル共和国が最初でした。そして、この時期においてすでに、「自助、公的援助、相互援助」をめぐる問題が先駆的に現れていまし

た。この領域では第一次大戦の敗戦直後から、住宅困窮者や住宅建設労働者らによる自助の運動が端的に形成されました。しかしそれ固有の限界にも規定されて、その後自助運動は自治体主導のいわゆる「社会的住宅建設」によって後景に退けられていきます。住宅制度における自助や自主管理といった契機は、これによって次第に希薄化されていきます。以下ではこうした展開の具体的な様相と、そこに孕まれた問題について述べていきたいと思います。

二 ヴァイマル初期の住宅自助運動

ヴァイマル共和国はその憲法一五五条において、国民に対して健全な住宅を保障することを国家の責務であると宣言しました。それを実現すべく展開された政策のひとつが、いわゆる「社会的住宅建設」でした。ここで「社会的」という言葉には、二重の意味が込められています。ひとつには、住宅市場において適切な住宅を入手することが一般に困難である人々に対して、必要最低限の住宅を優先的に供給するという意味において「社会的」な住宅建設といえます。いまひとつの意味は、資金助成制度を楨杆とする公的介入によって、住宅改革の理念の実現が指向されたことに求めることができます。社会的住宅建設は、必要最低限の住宅需要を充足させるだけでなく、より良質の居住環境をも実現するという二重の課題を負っていたわけ

です。さて、こうした社会的住宅建設の本格的な展開は、インフレ

ーションが収束した一九二四年以降に求めることができずが、すでに共和国成立直後から政策的な枠組みが構築されて端的な展開が見られました。公的資金助成制度が一九一八年に導入され、これを楨杆にして社会住宅の建設の促進が図られたのです。それと同時にこの時期は、住宅をめぐる自助運動が台頭した時期にも当たります。ここでいう自助運動とは、住宅困窮者らが結成した住宅建設協同組合 *Baugenossenschaft* を中心とする運動を指します。

住宅建設協同組合はすでに第一次大戦以前から存在しており、大戦前夜の一九一四年にはドイツ全国で一四〇二を数えました。しかしその承諾をたどってみますと、その多くは有産市民層のイニシアティブによって設立されたものでした。つまり、労働者、職員層、中下級官吏を階級闘争から引き離し、権威主義的な帝制社会秩序に統合するための手段として「上から」組織されたものであったといえます。これに対して第一次大戦後には、それと異なるタイプの協同組合が続々と設立されるにいたります。その数は一九一九年に二一三一、インフレが収束した一九二四年には三七一〇にも達します。住宅建設協同組合の簇生現象ともいべき事態が現れたわけです。

これらの住宅建設協同組合には、つぎのような四つのタイプが存在しました。第一は、住宅困窮者がまったく新しく結成したものです。第二は、既存の協同組合の編成替えによるもの。つまり、組合の実権を握っていた有産市民層を追放して、新たに労働者が組合運営の中心に躍りてたものです。第三は、本来住宅

問題とは無縁であった組織が協同組合を設立したケース。たとえば、労働者の余暇組織である体操協会、消費協同組合、疾病人庫などが住宅建設に進出するケースです。第四は、住宅関連組織の戦略転換によって設立された組合です。借家人団体が受け身の立場から脱して、自ら住宅を建設するという方針へ転換したケースです。

その活動について簡単に述べてみますと、組合に加入した人は資金面だけでなく、住宅建設にかかわる労働も提供しました。たとえば、自分の住宅を手に入れるまでに、一家族当たり三〇〇〇時間の労働提供を義務づける組合が存在しました。しかし自己資金だけでは不足したため、大半の組合は公的資金の助成を受けました。この公的資金助成の制度は大戦末期に導入されたのですが、ヴァイマル政府はこれを継承すると同時に、さらにこれを拡充すべく一九二一年に「住宅建設税」という目的税を新たに導入して、建設助成制度の財政的基盤の強化を図りました。戦後簇生した協同組合は、この建設助成資金に大きく依存して活動を展開しました。また、さまざまな税制上の優遇措置が取られたことも活動を支えました。実際に建設された住宅の大半は、連棟式の一世帯住宅でした。これは、一方において田園都市運動の思想的影響によるものといえますが、他方で組合員自身の自己労働の投下にもられるように、大規模な高層の集合住宅を建設するための条件が整っていなかったことにもよります。

この時期の協同組合の活動には、一定の越えがたい限界が画

されてきました。第一の限界は、財政的基盤および組織基盤の脆弱性です。公的助成を受けたにもかかわらず、組合員の出資金や組合に対する金融機関の信用供与の面で、大きな制約が存在したのです。とくに、戦後になってから住宅困窮者自身が設立した組合は、こうした脆弱性において際立っていました。そのため住宅建設は自助運動によってではなく、財政基盤や組織基盤のしっかりした専門組織によって担われるべきだ、という考えが次第に台頭するにいたります。

第二は、協同組合の分散性が自治体の都市計画の桎梏となったことです。協同組合住宅が分散して建設されたため、自治体によるインフラ整備の効率性が阻害されるという問題が生じたのです。

第三に、協同組合は原則的に組合メンバーを対象にして住宅供給を行うわけですが、このことが社会国家の政策目標に抵触するとみなされました。つまり、組合メンバーだけの住宅供給という狭い範囲に限定された活動は、公益性を最優先すべき公的助成政策の趣旨に背反するとみなされたのです。社会国家は公的助成政策の公益性を担保するために、協同組合の狭い枠を越えて低所得者層一般を対象とする住宅建設の推進という立場に立ちました。

第四に、第一次大戦後の住宅難は一九二〇年代初めにいたっても深刻の度を増していたため、量的充足と大量建設による家賃の低廉化が社会国家の最優先課題とされるにいたりました。こうした状況のなかで協同組合という自助組織による住宅建設

は、経済的効率性の面で大きな制約をもつものとみなされまして、

以上、ヴァイマル初期の住宅建設協同組合の活動を制約した要因をいくつか指摘しました。この制約を克服する方向を示すものとして、つぎの四つの概念を指摘しておきたいと思えます。専門化 *Professionalisierung*、一般化 *Verallgemeinerung*、集権化 *Zentralisierung*、経済効率化 *Ökonomisierung* の四つです。実際にヴァイマル期の社会的住宅建設は、これらの言葉に示される方向へ再編成されていきます。それには基本的に二つの方向がありまして、そのひとつは、自治体主導の住宅建設であり、いまひとつは協同組合の全国組織化という方向です。いずれの場合においても住宅困窮者自身の自助のモメントは次第に希薄化され、あるいは排除されるにいたります。

三 社会的住宅建設の展開——フランクフルトの事例から

以下では、自治体主導の住宅建設の事例を紹介するなかで、そうした問題の行方を展望したいと思います。ここではフランクフルト・アム・マインの事例を取りあげます。時期としては、インフレーションが収束した一九二四年以降のいわゆる相対的安定期を対象とします。

さてフランクフルトは、当時のその他の大都市と同じように、帝制期以来の住宅不足と、第一次大戦期の民間住宅建設の停滞という二重の圧力のもとで、ヴァイマル初期以来深刻な住宅難に見舞われていました。そのため、住宅困窮者らの自助活

動の限界が露呈し始めたとき、自治体が住宅建設の前面に出てくるにいたります。

フランクフルトおよびこの時期の自治体の社会的住宅建設を特徴づける要因として、ここではつぎの五点を指摘しておきたいと思ひます。

第一に、社会的住宅建設が住宅の量的充足を第一義的な政策目標に設定していたことはいうまでもありませんが、それと同時にその質的な改善という目標をも追求しました。帝制期以来、労働者住宅の典型とみなされてきた高層の過密アパート（いわゆるミーツカゼルネ）から決別して、それに代わる「光と風と緑」に包まれた良質の住宅への転換を追求したのです。そこには、帝制期から展開されていた住宅改革運動との連繋をみることが出来ます。住宅難という危機的状况は、同時に改革を行うには絶好の機会とみなされました。

第二に、この時期の自治体の住宅建設は、公的な建設助成政策によって大きな推進力を獲得しました。先ほど自助組織のところで触れました公的助成制度は、インフレの渦中で最終的に破綻しました。インフレが収束したのち、いわゆるインフレ利得の再分配問題をめぐって激しい社会紛争が生じましたが、その政治的決着の所産として「家賃税」という新しい租税が導入され、これを財源とする住宅建設助成制度があらためて構築されたのです。この家賃税はいろいろな問題を孕んでおり、新たな社会紛争の火種となり、ヴァイマル民主主義の基盤を掘り崩す要因のひとつともなっています。この家賃税の創設によ

ってヴァイマル社会国家は住宅保障を実現するための財政上の基盤をひとまず整えることができたといえます。自治体の住宅建設は、これを基礎として強力に推進されることとなります。

第三に、住宅建設の担い手について見れば、自治体が自ら建設主になる場合と、特定の公益会社を自治体のイニシアティブで設立してこれに委ねるといふ場合とがありました。このうち後者のケースが次第に主流になっていきます。フランクフルトでは小規模住宅建設株式会社、田園都市株式会社といった公益会社が、社会的住宅建設の主要な担い手となっていきます。その結果、協同組合はこれらの会社によって凌駕されていき、住宅建設における自助の契機は大きく後退を余儀なくされるにいたります。

第四の特徴として——これはとくにフランクフルトに際立つ特徴ですが——、住宅建設がノイエス・パウエンと呼ばれるモダニズム建築の潮流に棹さす建築家や都市計画家によって実践されたことです。彼らは、新即物主義を標榜して機能主義的な居住空間の造型を目指しました。のちに触れますように、彼らが団地建設で実践した建築思想はフランクフルトの都市空間にそれまでとはまったく異なる新しい相貌を与えることになりました。新しい共和国にふさわしい「新しい人間」の創造、これがモダニズム建築家の社会的実践の合い言葉でした。

最後に第五の特徴は、フランクフルトでは田園都市運動の影響を受けた衛星都市という構想のもとに住宅建設が展開されたことです。これは、市の政策責任者であったエルンスト・マ

イのイニシアティブによるものです。その詳細はここでは割愛しなければなりません。この構想は世紀末以来の「大都市敵対性」の思想に倣さすもので、都市対農村という伝統的な二項対立を、衛星都市を媒介にした大都市圏の再生という新しい次元で止揚する試みであつたといえます。

フランクフルトの住宅建設は、以上のような特徴をもつて展開されました。その具体的な成果を、ヴェストハウゼン団地について見ていきたいと思います。ヴェストハウゼンはおよそ一五〇〇戸を擁する大規模な郊外団地です。その特徴は、まず何より団地の配置プランにおいて単列型あるいは帯状建築と呼ばれるプランが採用されたことです。団地内部では東西方向に四本の道路と三本の緑道が直線的に設けられ、これら七本の道に直角に交わるように二階建ての住宅棟が建てられています。各区画には九つの住宅棟が相互に平行に規則正しく配置され、総数六三棟の建物が直線的な幾何学模様を描いて整然と並べられています。こうした配置プランは、各住宅の「機能の同一性と居住条件の平等性の原則」を実現するものであり、ノイエス・パウエンの建築家はこれを団地の配置プランの最終的な完成形態とみなしました。

つぎに実際に建設された住宅について見れば、その中心は二階建ての連棟式の列状住宅でした。これらの住宅は大部分が同じ大きさの直方体の建物であり、しかも同じ長方形の敷地に同じ間隔で均等に配置されました。屋根はフラットな陸屋根で、ドーマーや窓飾りといった裝飾は完全に排除されています。こ

うした住宅の特徴は、ノイエス・パウエンの建築思想の首尾一貫した表現でした。居住空間を合理的かつ機能的に創造すること、そしてその機能性を具体的な建物として外部に對しても表現すること、無用の裝飾を排した簡潔さと明瞭性を優先させる建築様式として可視化することが、首尾一貫して指向されたのです。

しかし他面で、こうした建築思想はモノトニーや画一性、また幾何学的な図式主義と硬直性へ転化する危険性を孕むものでもあつたといえます。とくに住宅に実際に居住する人々が、こうした建築のモダニズム思想をどのように受け止めるかが大きな問題として残りました。

さらにマイの建築思想の特徴として指摘したいことは、集団的な居住様式を重視したことです。先に指摘しましたように、マイは棟統きの同一規格の住宅の長い列からなる列状住宅という様式を採用しましたが、これは二〇世紀の新しい趨勢である集団主義を表現するものであるとみなされました。集団主義は労働や政治の分野だけでなく、余暇などの生活領域にも浸透しつつある「時代の趨勢」であり、建築の分野においては均一性に彩られた個別住宅の列状の集団的な結合において実現される、と考えられました。この点に関して、マイの有名な言葉をここで引用しておきます。「われわれの時代の住宅団地は、蜂の巣と同じように、均質同一の単位住宅の集合として形成される。」個人的な嗜好、個人主義的な居住性は否定され、集団的な均一性、集団的居住性が重視されたのです。

しかしその反面でマイは、集団的居住のなかにおける個別世帯の重要性を強調しています。「時代の趨勢」である集団主義が政治、経済、社会においてうまく機能するためには、私的居住空間——とくにその静穏な私的空間——が個人に保障されていることが必要であると考えていました。この点では、同じノイエス・パウエンの建築家であるグロピウスとマイの考えは対立的でした。しかしマイにおいては、個別世帯と私的居住空間の重要性が指摘されるものの、その私的居住空間の在り方そのものが機能主義的な規格化の対象とされてしまふという問題を孕んでいました。

マイらの機能主義的な建築思想は、住宅建設の合理化においても遺憾なく発揮されました。マイらは、住宅の量的充足と質的改善という二重の課題に直面していましたが、この二重の課題を解決する方法として住宅の合理化を推進しました。具体的には、一方で住宅の利便性と機能を向上させつつ、他方で居住面積をできる限り縮小して家賃水準を引き下げようとしたのです。これを実現するために、マイは機能主義的な観点から住宅を規格化しました。居住面積を切り詰めつつ合理的な観点から考え抜かれた究極の機能空間として、個別ユニットを考案し、この個別ユニットの集合体として規格住宅を作り上げました。一九三〇年の段階でこうした規格住宅は、およそ二〇種類考案されていたといわれます。

この規格住宅の間取りは、機能性重視の建築思想を余すことなく具現化しており、とりわけ台所はそれを象徴するものでし

た。これはフランクフルター・キュッへと呼ばれるもので、広さがおよそ六・五平方メートルの作り付けの台所です。食事の準備と後片づけといった「食」にかかわる家事労働のあらゆる機能を時間と労力と空間の節約という原則のもとに、狭いユニットに集約したものです。流し台、調理台、レンジ、食器棚、食料保存庫、調味料入れなどがすべて統一な規格として作り付けとされ、しかも無駄なスペースを創らず使いやすいように配置されました。

フランクフルター・キュッへの構想においては、台所は家庭内の工場ないし実験室と位置づけられ、調理する女性はその中で労働する技師とみなされました。そして技師の労働生産性を高めるために、彼女らにとつてもっとも効率的な作業工程とその配置が考案されたわけです。そこには、テラー主義の影響が大きく影を落としています。台所での家事労働を機能別に細分化し、その細分化された労働カテゴリーごとに要する時間と労力を計測して、これを最小限にすることが追求されました。こうしたテラー主義的台所こそは、「全体が合理化され尽くしたフランクフルトの新しい住宅の経済性を示すマトリックス」であるといえます。

さて、フランクフルトの住宅建設における機能主義の優位について、いまひとつ重要な分野として家具の問題を指摘できます。すでに述べましたように、フランクフルトの団地住宅では居住面積がその機能を果たすうえで最小限の面積に縮小されました。そのため、家具の面積もできる限り縮小する必要があります。

ました。いわば「空間の経済性」を追求しなければならなかったのです。たとえば寝室は「就寝用キャビン」と呼ばれるほど面積を切り詰められたため、その寝室にマッチしたコンパクトな家具があらかじめ準備されていることが望ましかったのです。こうして、規格住宅に適合的な家具をその設計者自身が考案するという展開となりました。具体的には、ベッドや洋服ダンス、整理棚などの主要な家具は作り付けとされ、机、椅子、ソファ、チェストなどは一定の型式と様式をもつ標準的なタイプのものが考案されました。

規格化された家具の登場は、以上のような「空間の経済性」の要請にだけ求めることはできません。そうした変化は、伝統的な居住様式を根底的に批判するノイエス・パウエンの革新的な思想とも密接に関連していました。彼らは伝統的な家具を「一九世紀の遺物やその模造品」、「生活を重苦しくするもの」、「反社会的な生活様式に根ざすもの」である、と辛辣に批判しています。

さらに、伝統的な家具が女性に必要な以上の家事労働を強いる点を批判します。伝統的な家具が所狭しと並ぶ住宅は、あたかも家具展示場ないし家具美術館の様相を呈しており、そこでは居住者は家具の管理人の役回りを引き受けなければなりません。居住者は家具の下僕になってしまっている。これまで主婦は、家具の埃を払ったり、家具を磨いたり、あるいは家具の修理といった労働に追い回されてきた。伝統的な家具は必要以上の家事労働を女性に強いてきた。しかし現代の女性はそうした無意

味な労働には従事しようとはせず、伝統的な家具はいまや無用の長物と化している。現代の女性はそれから解放されるべきであり、現代に必要とされる家具は、以前のように体面の誇示のためのものではなく、簡素で機能性に優れたものでなければならぬ。家具の本来の尺度は、われわれ自身の身体である。このように、ノイエス・パウエンは女性論の観点から伝統的な家具の在り方を批判しています。

こうした観点から考案されるべき現代的な家具の要件は、第一に装飾の過剰を排したシンプルな様式であること、第二に丈夫で軽く、修繕が容易であること、第三にユニット式家具として、需要に応じた組み合わせを可能にすることにあるとされました。装飾の否定、簡素さ・明瞭性・機能性の優先、経済性の重視という構想は、ノイエス・パウエンの住宅建築思想の特徴を余すことなく示しているといえます。

以上におきまして、フランクフルトにおける団地建設についてその特徴をいくつか指摘しましたが、最後に問われるべき問題は、そうした団地住宅に具体化されたノイエス・パウエンの建築思想とその入居者たちとの関係です。言い換えれば、思想を発信する者とそれを受信する者との関係です。

思想の発信者であるノイエス・パウエンの建築家たちは、自らを「教育者」と位置づけました。新しい住文化とそれを支える価値規範を教授する教育者として、彼らは居住者の前に立ち現れました。その一人は、この点についてつぎのように述べています。「新しい建築芸術は、新しい世界観と新しい生活

感情を抱く人間によって創造されたが、他方で、それは人々に對してある特定の規範、世界観、生活感覚を要求し、これをとおしてそれ自ら新しい人間の本質を創造していく。」

では、ノイエス・パウエンはいかなる価値を居住者に教授しようとしたのか。この点につきましては、彼らはまず、生活領域の表層が混沌によって支配されているという認識から出発し、これに對峙するためには「根元的なるもの」を生活の中心におくべきであると言います。その根元的なるものとは、簡潔さ、明瞭さ、簡素さ、確実性、厳密性といった価値と結びついており、余分なもの、過剰なもの、華美なものは、根元的なるものの對極として排斥の對象とされました。

こうした価値は、フランクフルトの団地住宅において具体化されているとみなされました。たとえば、フラットな陸屋根への統一、その直線的かつ平面的な様式、ほとんど同じ形の単純な直方体からなる住宅の列状の配置、ドーマーや窓飾りなど一切の裝飾の排除、住宅の間取りにおける機能主義の優先といった点です。こうした建築様式の特徴が居住者の日常生活や行動規範に影響を与え、新しいタイプの人間を創造しうるものと期待されたわけです。そのさい彼らが期待した「新しい人間」は、つぎのようなタイプに要約できるように思います。過度な快適さや奢侈や華美の追求を放棄して、禁欲に支えられた簡素な生活を送る質実な個人。清潔で衛生的な生活環境のなかで、合理的で堅実な家計を営む小家族。家事労働の軽減と余暇の増大を活用して、自己解放への道を歩み始める女性。集団的居住

形態の生活共同体のなかで、社会的連帯意識を培う団地住民。その連帯性を基礎にして団地生活だけでなく、社会生活全般の変革運動に積極的に参加する新しい政治的公民。こうした新しい生活様式と新しいエートスを身につけた市民からなる団地共同体を形成すること、ノイエス・パウエンはそれを展望していました。そこには「建築のもつ共同体形成力のユートピア」に對するテクノクラートの確信を垣間見ることができま

ここで居住者の側に視点を移しますと、以上とは別の側面を見いだすことができます。居住者は、団地計画や住宅設計の過程にほとんど参加することができませんでした。彼らの要求を汲み上げる手続きはほとんど欠如していました。団地住宅は自治体と建築家の「上からの指示」に基づいて建設されました。居住者の必要性や嗜好はすべてノイエス・パウエンの建築家と自治体が知悉しているのだという前提のもとで、事態は進行しました。より良き社会的、文化的な生活条件へ上昇するためには、居住者の意識や嗜好の変革が必要であるとの立場から、ノイエス・パウエンが最良とみなす生活様式と価値規範が、いわば上から提供されたのです。個人の必要性や嗜好までもが、合理化と規格化と等質化の對象とされ、団地の集合性のなかで画一化されました。居住者の参加の契機はここでは排除され、居住者はクライエント的客体の役割しか果たすことができないという状況に置かれていたといえます。

こうしたなかで団地住宅に對する居住者の受け止め方は、アンビヴァレントであったといえます。一方において、団地住宅

は既存のミーツカゼルネと比べると、設備と居住環境いずれの点においても大きく改善されてきました。「光と風と緑」に満ちた高い機能性をもつ居住空間が提供されました。小家族のための静穏な私的空間と「居住空間の全面的な緑化」が実現しました。その限りでは、居住者の肯定的な受容について語ることでできます。

しかし他方において、団地住宅の機能主義は多くの居住者にとって行き過ぎたものとみなされました。たとえばフランクフルター・キュッヘは、たしかに利便性の高いものでしたが、あまりに機能性本位に設計されていたため調理関連以外の家事労働を行うスペースが存在しませんでした。また、一部の機能は実際にはあまり利用しないようなもので、「機能性の過剰」が問題視されました。さらにこの台所空間は、複数の人間が一緒に調理や片づけをすることを初めから排除していました。それを行うにはあまりにも狭過ぎ、夫が妻と共同で台所の家事労働を行うことは物理的に不可能でした。また間取りについても、行き過ぎた規格化と統一化が問題とされました。それぞれの部屋を建築家が想定した目的以外に転用することは困難でした。たとえば、寝室は「寝るためのキャビン」という機能を与えられたため、それ以外の目的で使用するには、あまりに狭過ぎました。居住者の個別的な必要性は、機能主義的な規格化の犠牲とされたのです。ポイカートが指摘しているように、彼ら居住者の多くは依然として、「規格化された効率性に束縛されずに、自己を発展させうる空間への憧れ」や「不要ではあるけ

れども装飾的な細部への愛着」を抱いていました。

これに対して、「教育者」としてのノイエス・パウエンとそれをバックアップする自治体は、そうした居住者の欲求を克服すべき対象としかみなしませんでした。ある建築家のつぎの言葉は、それを端的に表しています。「建築家は、たとえ社会一般の見方と衝突するものであっても、未来における問題解決を準備する新しい可能性を社会に指し示す任務を負っている。」団地思想の発信者とその受信者との間には、埋めがたい大きな溝が存在していたといえます。

四 結びに代えて

以上において、フランクフルトの団地建設に例をとってヴァイマル期の社会的住宅建設の展開を見てきました。最後に、つぎの三点を指摘することでまとめに代えたいと思います。

第一に、社会的住宅建設はヴァイマル社会国家にとって、その公的干渉主義の作動能力を立証してみせるための格好の分野でした。大規模な団地建設による住宅難の緩和、その周辺の都市環境の整備、公益性の優位を原則とする住宅生産秩序の新しい構築とその定着化、それを支える公的資金助成政策の展開といった一連の住宅政策および都市計画は、なお生成過程にある社会国家の限界をともなっていたとしても、ヴァイマル社会国家のポジティブな成果として評価できると思います。

第二に、その反面で社会国家は、市民にたいする住宅保障と引き替えにその私的な生活空間への介入を実現させます。「住

をめぐる特定の規範を居住者に強要するいわば「教育者」的な介入を実現させます。このことは、居住者の自助的イニシアテイブを社会国家が摘み取る方向で住宅問題の解決を図ることを意味しました。もっとも、ノイエス・パウエンの建築家らの主観的な意図が、団地を居住者の連帯意識や社会変革へのイニシアテイブを生み出す母胎にしようという点にあったことは事実です。しかし実際には団地建設とその運営において、住民の参加の契機が排除され、また共同施設の整備が不十分なままに放置され、借家人委員会もうまく機能しませんでした。さらに、社会的住宅建設の重要な推進勢力であった社会民主党が、住民参加の底辺民主主義的な傾向に対して否定的な態度を取りました。以上のような背景のなかで、ノイエス・パウエンの意図は実現されないうまま、社会国家による市民の生活世界への介入的再編の試みが強力に展開されることになりました。

第三に、団地に入居した住民たちは「上から」あるいは「外から」与えられた住規範にたいして、選択的な順応という態度を示しました。彼らは儉約と堅実な家計、清潔、余暇の活用といった生活規範を内面化して、新しいタイプの私生活を指向していきます。自助や自主管理、あるいは相互援助の主体への展望が摘み取られた結果、「私への退却」ともいうべき生活を指向していくにいたります。彼らは、社会国家的な住宅供給サーヴィスのクライエントの役割と、選挙において社会的住宅建設の推進勢力に投票することによって社会国家に正当性を付与する役割という二重の役割を担っていくことになりました。

以上で考察した住宅制度の分野におけるヴァイマル社会国家の試みは、一九二九年に勃発した世界経済恐慌によって挫折するにいたります。その試みはいわば壮大な実験に終わったといえますが、そこで形成されようとしていた社会国家と市民の生活世界との関係性は、現代の社会国家に孕まれた問題を端的に示しており、社会国家の現状と今後の行方を考えるうえでいくらかの示唆を与えてくれるのではないかと思います。

主要参考文献

- Abelshäuser, Werner (Hg.): *Die Weimarer Republik als Wohlfahrtsstaat*, Stuttgart 1987.
- Albers, Jens: *Der Sozialstaat in der Bundesrepublik 1950-1983*, FfM 1989.
- Diehl, Ruth: *Die Tätigkeit Ernst Mays in Frankfurt am Main in den Jahren 1925-1930*, Diss. FfM 1976.
- Habermas, Jürgen: *Die Neue Unübersichtlichkeit*, FfM 1985. (河上倫逸監訳『新たな不透明性』松籟社、一九九五年)
- Habermas, Jürgen: *Theorie des kommunikativen Handelns*, FfM 1981. (河上倫逸ほか訳『コンテクニケーションの行為の理論』未来社、一九八五/八七年。)
- Herlyn, Ulfert, Adelheid von Saldern u. Wulf Tessin (Hg.): *Neubausiedlungen der 20er und 60er Jahre*, FfM 1987.
- Huse, Robert: *Neues Bauen < 1918 bis 1933*, Berlin 1985.
- Kähler, Gert: *Wohnung und Stadt. Hamburg-Frankfurt-Wien*, Braunschweig/Wiesbaden 1985.
- Lane Miller, Barbara: *Architektur und Politik in Deutschland 1918-1945*, Braunschweig 1986.

Mohr, Christoph u. Michael Müller: *Funktionalität und Moderne*,

FM 1984.

Novy, Klaus: *Genossenschafts-Bewegung*, Berlin 1983.

Novy, Klaus u. Michael Prinz: *Illustrierte Geschichte der*

Gemeinnützigkeit, Berlin/Bonn 1985.

Peukert, Detlev J. K.: *Die Weimarer Republik*, FM 1987. (小野清美

ほか訳「ワイマル共和国」名古屋大学出版会 一九九三年。)

Risse, Heike: *Frühe Moderne in Frankfurt am Main 1920-1933*,

FM 1984.

Ritter, Gerhard A.: *Der Sozialstaat*, 2. Aufl., München 1991. (木谷勲

ほか訳「社会国家」晃洋書房 一九九三年。)

Saldern, Adelheid von: *Häuserleben*, Bonn 1995.

Schildt, Axel u. Arnold Sywotek (Hg.): *Massenwohnung und*

Eigenheim, FM 1988.

Ungers, Liselotte: *Die Suche nach einer neuen Wohnform*, Stuttgart

1983.

Vihnar, Fritz u. Brigitte Runge: *Auf dem Weg zur Selbsthilfegesell-*

schaft?, Essen 1986.

相馬保夫「ワイマル期ベルリンにおける都市計画・住宅建設と労働者

文化」小沢弘明ほか『労働者文化と労働運動——ヨーロッパの歴史

的経験』木鐸社 一九九五年。

多木浩一「フランクフルトの台所——二〇世紀のイデオロギーとしての

機能主義」『ヘルメス』第一九号(一九八九年五月)。

坪根実「新しい社会運動と緑の党——福祉国家のゆらぎの中で」九州大

学出版会 一九八九年。

東京大学社会科学研究所編『福祉国家』東京大学出版会 一九八四年。

東京大学社会科学研究所編『転換期の福祉国家』東京大学出版会 一九

八八年。

日本政治学会編『転換期の福祉国家と政治学』岩波書店 一九八八年。

後藤俊明「一九二〇年代後半ドイツにおける社会的住宅建設の展開——

フランクフルト・アム・マインの事例を中心に」『商学研究』(愛知
学院大)三九巻一号(一九九五年九月)。

福祉国家とジェンダー摩擦

——スウェーデン・モデルをめぐる——

久場 嬉子

一 はじめに

一九七〇年代から八〇年代をとおして、相次いで先進資本主義諸国における福祉国家レジームが「危機」や転換期を迎えるなかで、スウェーデン福祉国家は概ねその外にあった。八〇年代の前半までは明らかに経済的パフォーマンスは良好で、福祉国家体制は揺るぎないものにみえた。

しかし、周知のように九〇年代に入ると、「バブルの崩壊」などによる深刻な経済危機はスウェーデンにおいても明瞭となる。すでに八〇年代後半から次第に福祉国家の推進にもストツプがかげられるようになり、九〇年に入ると短期間に、それまでのスウェーデンの超完全雇用の状態から中央ヨーロッパ並みの失業率を記録し始めた。以後深刻な失業問題や社会福祉サービス停滞が指摘されるようになっていく。そのようななか、スウェーデン福祉国家をめぐる、批判や克服、変容や擁護

などのさまざまな福祉国家見直しの論議が生まれてきたのは当然のことであった。

さてそのなかで、一つ、ジェンダーの視点にたち、あるいはフェミニズムの立場から、今日のスウェーデン福祉国家の危機や転換の意味を検証しようという興味深い試みが生まれている。言うまでもなく、スウェーデンは、長期の社会民主党政権のもとで社会のさまざまな分野にわたって、世界でも最も良好な女性環境を整備してきた。一方、九〇年代の経済的危機や福祉政策の停滞は、このような女性環境にも影響を及ぼさざるをえないのであり、既に深く福祉国家レジームに統合されているスウェーデンの女性にとってこの変化は誠に深刻な問題であった。こうして九〇年代に入り、あらためてこれまでのスウェーデン福祉国家の発展過程を跡づけなおし、当面する課題と今後の展望を根底から明らかにしようという女性の研究が目立つようになっていく。

さて、女性と福祉国家に関する論議は、七〇年代後半からの「福祉国家の危機」をめぐる論議を契機にして、スウェーデンにおいてのみでなく欧米のフェミニストによって、すでに二〇年ばかり前から始められている。その最初の段階では、女性に及ぼす福祉国家（諸政策）の影響という、いわゆる「福祉国家における女性」について論じるものが多い。しかし、八〇年代後半から九〇年代になると、ジェンダー分析を、福祉諸国家の比較研究に結びつけようという傾向が強まっている。フェミニストによれば、ジェンダー視点にたった分析こそ、福祉国家の

構造や福祉国家の種類の違いを明らかにするために、また福祉国家の土台を支える市民権の内容を理解するのに不可欠な要素である。さらにジェンダーと階級の相互作用についても注目をしていなくてはならない。福祉国家の諸類型は、ジェンダーの位置づけを抜きにしては論じることができないのであり、つまるところ福祉国家における「一つの課題」としてのジェンダーというよりも、「福祉国家のジェンダー化」(Gendering Welfare State Regimes) が問題とされねばならないのである。

ここでは、政権交代やECへの統合という九〇年代の新しい段階を踏まえて、フェミニストによるスウェーデン福祉国家論、すなわち「スウェーデン・モデル」、あるいは広く「スカンディナヴィア・モデル」を論じる三つの興味深い論文を主に取り上げ、最近のフェミニストによる福祉国家論、特にその再編をめぐる論議を検討しよう。それらは次のものである。

① Yvonne Hirdmann, *Women-From Possibility to Problems? Gender Conflict in the Welfare State—The Swedish Model*, 1994, Arbets-livscentrum ② Joan Acker, *Reformer och Kvinor i den framtida välfärdstaten*, in Annika Bonsted, *Kvinnors och Mans liv och arbete*, 1992, SNS Forlag, ③ Ellen Brun, *The New Contract: Sustainability from Below*, The Paper at the International Sociological Congress in Bielefeld in 1994である。

興味深いことに、これらのフェミニストによる福祉国家論やその批判は、新自由主義や新保守主義によるそれとは基本的に

異なり、二面的である。すなわちスウェーデン福祉国家においても、未だジェンダーバイアスや女性差別的な構造が払拭されていらないという点を批判する一方、かたや福祉国家にみられるジェンダー摩擦の政治化の過程をその克服の過程としてとらえている。女性はその過程で不断に社会的進出を遂げ、とりわけ政治的エンパワーメントをはかってきた。何よりもその過程こそが、一層の平等と公平な社会の形成に向けて福祉国家そのものを自己変革させていくものなのである。Hirshmannの示唆する男性と女性の「より深い統合」であれ、Ackerの展望する「新しいスウェーデン・モデル」の形成であれ、あるいはBrunの提唱する「新しい社会契約」であれ、それらはスウェーデン福祉国家（あるいは「スカンディナヴィアン・モデル」）の否定を意味するのではなく、その発展と再構築を目指すものといえる。フェミニストによるこのような問題提起は、「福祉国家の転換」とそのオルタナティブをめぐる模索が続いている現在、注目すべき展望を提示するものといえよう。

二 福祉国家とジェンダー摩擦

G. Esping-Andersenによれば、欧米諸国の福祉国家は大きく三つの体制に分けることができる。一つはスウェーデンやノルウェーに代表される社会民主主義モデルであり、社会的諸権利における普遍主義や国家の強い役割、また完全雇用の遂行にみられるように社会政策と経済政策との統合を特徴としている。二つ目は自由主義モデルであり、アメリカ、カナダ、オー

ストラリア、またある程度まではイギリスにみられるものである。その特徴は、国家の役割よりも市場重視であり、所得や資格審査テストを伴うものである。そして最後は、ドイツ、フランス、イタリアなどの保守主義的福祉国家体制である。それは、多様な社会保険事業の重視や伝統的な家族の強調などを特徴としている。

スウェーデンの歴史学者V. Hirdmanは、Esping-Andersenと同様、スウェーデンの福祉国家（スウェーデン・モデル）をその社会民主主義的モデルでとらえている。とはいえHirdmanによれば、福祉国家の形成過程はまた、何よりも「ジェンダー摩擦の政治化の過程」として把握されなくてはならない。すなわち、現代の最大の制度たる民主主義と資本主義制度は、歴史を通して維持されてきた「性（gender）による分離タイプ」に挑戦する、「ジェンダー統合」の可能性をさまざまな形で切り開いてきた。例えば資本主義は、その経済成長に必要な条件として「ジェンダー分離」を利用し、他方民主主義的思考や論理は、ジェンダー統合を押し進める力を本来的に含んでいる。言いかえれば「ジェンダー摩擦」に対する政治的対応（政治課題化）は、スウェーデン福祉国家と「ジェンダー摩擦」の双方の拡大に貢献してきたのである。それでは、このような視点からみると、今日のスウェーデン福祉国家をめぐる状況はどのようにとらえられるのであろうか。

まず、Hirdmanは「ジェンダー摩擦」を、「ジェンダー統合」と「ジェンダー分離」の間の緊張関係、つまり「類似性」

（あるいは「同一性」と「相違性」（あるいは「差異性」）の間の摩擦にとらえる。前者は、伝統的に男性分野とされた領域に女性が進出した場合、また男性ノーム（規範）によってつくられた専用性が危険にさらされたときに生じるものである。後者は、出産のような生理的相違に対応するとき顕著になるような「ジェンダー摩擦」を指している。そして、現代の民主主義社会では、「ジェンダー摩擦」は不断に新しい「ジェンダー契約」を必要としているが、この契約は、個人的なレベルでのジェンダー間の関係性を表すだけでなく、法律、制度、改革を通して社会と国家に不可分に関連している。スウェーデンにおける社会的な「ジェンダー契約」成立の歩みは、一九二〇年代以来今日に至るまでの、社会民主主義的福祉国家（「スウェーデン、モデル」）の形成と発展の過程に他ならない。

Hirdmanによれば、この「ジェンダー摩擦の政治（課題）

化の過程」のなかで、とりわけ重要な画期は、一九六〇年から七五年までの「平等契約」の時期であった。一つに、それまでの段階の家族政策や人口政策であれ、また福祉政策や労働政策であれ、それらは未だ「家庭と仕事」という女性の二重役割とそれを前提にしている「選択の自由」を払拭しえていなかった。これは、「ジェンダー摩擦」にみられる統合と分離の厳しい緊張を最も明確に示している。二つに、しかし六〇年代以降は、経済の拡大に伴う労働力需要の増加と高齢化への対応を背景に、女性の雇用の進展と「平等契約」が進められる。すなわちスウェーデンでは、リベラルもソーシヤル・デモクラット

も、「ジェンダー摩擦」を政治的に利用した。「ジェンダー摩擦」に対する新しい主張のピークが、七二年に出された社会民主党の新綱領であり、個人別納税制度（七一年）や親休暇制度（七四年）の導入、一連の労働環境の整備、保育所と社会サービス（七四年）の拡大である。社会民主党の新綱領は、一日六時間労働制、有給の雇用と家事・子育てにおける男性と女性の平等な権利と義務を定めることにより、女性の二重役割という絶対的義務の上での「選択の自由」主義と決別する。

このようにして女性は、家族とセクシュアリティという「不可避な現実」から開放されて個人として行動するようになる。

この動きは、七〇年代後半から九〇年に至る「平等地位契約」の画期へと続いていくのであり、この時期には、法律（七九年の男女平等法）や雇用（労働組合合意）、政治制度（男女機会均等オンブズマン）や政治参加等々をとおして、女性の平等地位を基礎とした新しい契約への移行へと進展していくのである。

ところで、Hirdmanは、スウェーデンの社会民主主義的福祉国家によるこのような「ジェンダー統合」の過程を高く評価しながら、同時にこの過程が、新しいレベルでの、新しい質の「ジェンダー分離」の要素を生み出すという大変に重要な指摘をしている。第一に、女性はこの政治化過程で、自分たちの要求や批判を主に国家に向け、新しいジェンダー契約は女性雇用労働者と国家との間のものとなった。これはまた、女性が労働カテゴリーの一部となり、女性が雇用者（労働組合）と経済（企業）の間の摩擦の一部となったことを表している。第二に、

六〇年代から七〇年代のラディカルな改革によって、家族はもはや性別分業のそれではなく、ジェンダー中立の個人、そしてまた男性を家庭に結びつける「親」によって構成されるものと考えられるようになった。しかし、なお男性への従属という「女性タブー」の存在を払拭しえていない。例えば親休暇を取得して親役割を果たすのは圧倒的に女性であり、またパートタイム労働につきのも女性である。(集団としての)男性は、女性が社会生活に進出したことによって何も失っていないのであり、政府ファン드의支援によって「相違性摩擦」や「同一性摩擦」を解決するのは専ら女性の側なのである。

特に六〇年代以降、女性の雇用の権利は拡大したにも関わらず、労働市場では、主に女性はパブリック・セクターに、パートで働くというジェンダー分離が形成されている。また女性の政治への参加が格段に進んだにも関わらず、女性政治家は政策のうちでも「修復分野」を任せられ、男性は「女性のいない」分野に移動し、そのギャップを埋めるのは女性となっている。

Hirdmanは、九〇年代の新自由主義政権の登場や経済停滞によって、果たしてジェンダー統合の進んだ段階における新しい形式の分離(この分離は女性の間にも入りこんでいる)が拡大していくのかどうか、今日のスウェーデン福祉国家の危機の内容に他ならないと考える。もともと、今日の分離は、「より深い統合」を生み出す新しい基盤をもつくりだしているのであり、現在、二つの異なった流れが拮抗しているとみている。

アメリカの社会学者 Joan Acker も又、ジェンダーの視点か

ら、六〇年代以降のスウェーデン福祉国家の展開を跡づける研究をすすめているが、それは、Hirdmanのこの重要な問題提起と丁度重なり合うものとなっている。まず福祉国家は、それがどの程度女性のニーズに応えるものになっているかによって多様に異なって現れる。J. Ackerによれば、この点からみ限り「スウェーデン・モデル」は、非常な成功を納めたものであった。それはまず労使協調のもとでハイレベルの経済成長と完全雇用を実現し、またハイレベルの普遍的なベネフィットをもった福祉国家を形成した。女性は、高度な雇用レベルをもって「スウェーデン・モデル」の統合部分となり、経済的に自立した女性の増加は、ジェンダー平等を推進する政治的勢力の基盤を形成しているのである。

このように、スウェーデン福祉国家と女性との結びつきは他国に比してとりわけ強い。かたや福祉国家は、公共サービスの担い手として、また担税者という経済資源として女性に依拠している。福祉国家を支える労働運動についても、そのメンバーの半分は女性である。さらに社民党に投票する市民としても女性のパワーも大きい。一方女性は、雇用者として、公共サービスの受け手として、また再分配の受け手として福祉国家に大きく依拠している。そして他国の女性に比べてスウェーデンの女性には福祉国家から、新しい家族政策や、階級平等政策やジェンダーの平等を目指すその再分配システムによって、はるかに多くの利益を得ているのである。

さて、このことは、他ならぬ八〇年代後半からの新自由主義

の登場や九〇年代の福祉国家の転換が、何よりも女性に大きな影響をもたらすということを示している。J. Ackerもまた、資本の国際化や産業構造の転換、さらに九一年の政権の交代にみられる新自由主義の台頭などの政治的経済的变化が、いかなる影響を女性に与え、女性はいかなる形でこの変化に対応しようとしているかに注目をしている。今や伝統的な「スウェーデン・モデル」は大きな転機を迎えており、果たして男女平等を押し進める「新しいスウェーデン・モデル」を形成することができるかどうか、大きな課題となっているのである。

まず、J. Ackerによれば、三〇年代以降の社民党主導の福祉国家形成の過程には、二つの異なる「改革のディスコース」がみられた。第一のそれは、経済、成長、生産性、雇用労働、階級を扱うもので、主に男性、労働政党、労働組合や企業、さらに国家セクターと政党——とくに社民党の路線にみられる。

一方、第二のそれは、女性、子供、家族、そして福祉国家のなかのケア・サービスの領域を扱い、それらは多くの女性と少数の男性、女性関係機関と労働組合のなかの特定組織、さらに国家や議会、女性のインフォーマルなグループが推進したのである。

ところで五〇年以上にわたるスウェーデンの社会的経済的発展の舵取りは、経済と階級を基盤とする男性による第一の改革のディスコースによってなされた。そもそも、福祉国家建設の基礎におかれ、労働運動をイデオロギー的に支えた「人民の家」(The People's Home)とこうアイディアには、その基盤と

して強い経済への指向と男性支配が含まれているとJ. Ackerはみる。労働運動においては、階級や政党を横断するフェミニストの組織を形成することは、労働者階級の女性と男性の結合を妨げる危険な運動とみなされた。すなわち、階級、労働、そして男性主導の改革ディスコースにおいては、いくつかの重要な問題が残されることになった。一つには急速な公的介護サービス整備にあたり、家庭介護の経験をもつ「主婦」が低賃金な労働リザーブとしてリクルートされ、これが後の労働市場での性別分離を生みだしたこと、また労働諸機関にみられる男性支配や、家庭や家族責任をもたない男性モデルをノーマルな労働者としてイメージするなどである。総じて、階級ディスコースにおいては、ジェンダー間の男性の権力は不問にされ、また経済成長の追及が是認されたのである。

もちろん、Y. Hirdman が丁寧にフォローしたように、J. Ackerもまたスウェーデンにおいて、注目すべき第二のディスコースが形成されたこと、特に六〇年代・七〇年代には、男女平等を求める改革が大々的に公的領域で取り上げられるようになったことを無視している訳では全くない。六〇年代以降女性雇用労働者が増大するにつれ、男女労働者間の賃金ギャップは労使交渉の課題となった。また七〇年代に入ると社民党は、労働市場における性別分離の克服や、総合的な平等政策の展開に着手している。もはや女性の二重役割論ではなく、平等を達成するために男性と女性の性分業と性役割の見直しがつまり、家庭をもふくむ社会のあらゆる領域での女性と男性の平等

な地位の実現を求める「均等」(Jansralthed)原理が重視されるようになっていく。

このように二つの改革デイスコースは、現実には明確に区分され無関係に存在しているのではなく、相互に影響を与え合つて進んできたというのがスウェーデン福祉国家の特徴であろう。ともあれ、J. Ackerは、スウェーデンにおける労働運動の強大な力は、男性中心の階級デイスコースによって組織されたものであり、結果的に労働市場や労働組織、また家庭や政治にみられるジェンダー構造を除去し、かつ男性権力にチャレンジするのを妨げることになっていたとみている。しかもこの特徴は、八〇年代からの労働運動の変化や階級デイスコースの後退とともに、いくつかの重要な結果を今日にもたらすことになっている。すなわち、今や、かつてのような、強力に福祉国家を守り、ジェンダー・デイスコースをコントロールする力が後退しつつある。しかしそれは、女性が未来を模索しつつ、新しいエネルギーと声を発するのを促進する契機となっている。J. Ackerによれば、八〇年代の中頃から、このようなうねりが起き、それは「新しいスウェーデン・モデル」を求める動きとなって現れているのである。

最後に、「スウェーデン・モデル」のこれからの展望として、Y. Hirdmanの「より深く統合」、あるいはJ. Ackerの「新しいスウェーデン・モデル」という指摘と並んでもう一つ、デンマークのフェミニストの政治経済学者、Ellen Brunの「新しい社会契約」について一瞥しておこう。もっともE. Brunの論

説は、前二者のような詳細な歴史的分析を含むものではなく、その所論の裏付けは今後の作業にゆだねられている。ともあれ、その具体的な内容については未だ十分に説明されていないHirdmanの「より深く統合」や、Ackerのいう「新しいスウェーデン・モデル」について、その内容を考える上で重要な問題点を示唆するものとなっている。

ところで、Ackerによれば、九〇年代スウェーデンにおいて、男性よりも女性の方がより多く福祉国家の維持を支持し、また社民党の支持率も女性の方が多くなっている。例えば九二年の時点で社民党の支持率は、男性は男性全体の三八%であり、女性の方は四四%であった。とはいえ、福祉国家の今後の方向に関する女性の考えは決して一様ではない。大きくみれば、一つに、人類や環境への配慮から経済成長や国際的な競争重視の政策に一定のブレーキをかけようという、より根本的な社会変革を模索する人々と、今一つに、福祉国家を支えるためには高度な経済成長が必要であり、それは、積極的労働市場政策による完全雇用の維持によって可能であると考える人々がいる。言うまでもなく後者は従来の福祉国家路線の継承であるが、E. Brunのそれは、福祉国家の危機後新しく登場した前者のそれと共通するものとなっている。

第一に、Brunはスウェーデンのみでなく、デンマーク等北欧福祉諸国家を取り巻く今日の世界的な経済環境の変化に注目している。それは世界規模の競争の激化であり、何よりもその変化は、北欧福祉国家がこれまで依拠してきた社会契約の前

提条件が消えつつあることを示している。すなわち第二次大戦後、北欧のみでなくほとんどのヨーロッパ諸国では、国家、労働運動、私企業間の妥協を社会契約の基礎としてきた。国家と労働運動は協力して企業に有利な経済環境をつくり、代わりに企業は経済成長によってより豊かな生活手段を提供し、公共セクターの拡大や完全雇用の維持をもって豊かさを保証するというものであった。平等を求める女性の運動もまた、この社会契約の統合部分となった。しかし、世界的な大競争の時代にあつて、大規模な経済成長と効率の追求は、環境や資源危機と失業の発生など社会経済危機をつくりだし、もはや有効ではなくなりつつあるのである。

第二に、したがって国家と市場との妥協だけでなく、もう一つのサブシステム・セクターともいべき第三の領域を組み込み、三つの領域の調整を基礎とする「新しい社会契約」の形成が要請されているとBrunはみる。一つにサブシステム・セクターとは、国家でも市場でもなく、ニーズを基本とし、市場価値とは独立して活動が行われる領域であり、二つにその活動は、人々に最も基本的な生活的安定を与えるものであり、三つに、そこでは積極的な市民権と相互的義務を結合する「市民賃金」(最低の所得保障)といふべきものが支払われる。このような市民社会の論理に則った新しい社会空間の設定こそ、下部からの政治形成を可能とするものである。そしてBrunは、このようなシステムを「新しい形式の混合経済」と呼ぶ。女性も男性もそこでは自立した構成メンバーであると、した

がってジェンダー間の従属関係は根本的に変化しているとみる。いずれにしても「新しい社会契約」は、従来の北欧福祉国家が基礎とした社会民主主義のそれを越えるもの、とBrunはとらえていることに注目すべきだろう。

三 二つの問題点

ここでは、福祉国家の危機が問題化される今日、ジェンダーの視点からスウェーデン(北欧)福祉国家の歴史的な意義を検証する作業をみてきた。最後に、今後の考察のために、そこで明らかになった次の二つの重要な問題点を確認しておきたい。

(1) 福祉国家体制のジェンダー化

政治体制としての民主主義と、経済体制としての資本主義の結合として生まれた福祉国家において、ジェンダーやジェンダー摩擦は、単なる一つの問題というより福祉国家の構造を規定する重要な要素であった。すなわちHirshmanが巧みに検証しているように、性的な分離タブーの上に作られたジェンダー秩序に挑戦するものとしてのジェンダー統合への可能性は、民主主義的思考や制度と産業化や経済拡大が本来的に生み出したものであった。その過程に生まれる矛盾やジェンダー摩擦は政治化され、したがってジェンダー間の権力関係が大きな役割を果たすことになる。

ところでジェンダーの視点からみるとスウェーデンは、現在、ジェンダー統合の進んだ段階に生まれた「新しい形式の分離」を、「より深い統合」に向けて克服できるかどうかという

転換点に立っている。もちろん「新しい形式の分離」とは、福祉国家の初期段階にみられるように公的領域と私的(家族)領域に男女を分離するというものではなく、男性も女性もともに同じ領域に立ってのそのなかでの分離であり、すでに「より深い統合」の前提となる共通の基盤を形成せしめている。しかもスウェーデン等北欧諸国では、高いレベルでの女性の政治参加を実現しており、八〇年代からの福祉国家の停滞のなかで、むしろ女性性は積極的に、議会や政党、労働組合、さらに家庭などの諸組織における古い構造や男性支配の権力関係の変革に着手している。その成果は、例えば九四年に成立したスウェーデンの社民党政権の閣僚が男女半々となるなど、目ざましい女性の政治進出となって現れている。

このようにみていくと、北欧の福祉諸国家はむしろその危機をバネとして、Hirdmanのいう「より深い統合」、すなわちもはや命令的男性ノーム(規範)のない福祉社会、あるいはAckerのいう「新しいスウェーデン・モデル」、つまりかつての男性主導のそれではなく、フェミニスト思考によって性格づけられた新しい諸制度を形成する可能性を切り拓きつつあるといえる。そしてこの動きは、福祉国家に対する単なる批判や否定ではなく、その新しい再編成を求めるものである。

(2) 「新しい福祉混合経済」体制をめぐって

福祉国家体制とは、市場と国家との妥協からなる「混合経済」体制である。ところで、Hirdmanも、Ackerも、Brunもまた、市場や国家と並んで、スウェーデン福祉国家における

家族の位置づけに注目している。すなわち、スウェーデンでは「親休暇制度」の実施や社会的な保育サービスの整備にみられるように、かたや公的領域かたや家族という私的領域とはつきりと分離せしめられてはいないのであり、家族領域はパブリック領域に統合されている。言いかえれば、子どもの世話や家族の再生産労働は、専らプライベートシーヤ家族の責任の問題であるとして公的領域から切り離されるのではなく、社会的な責任のもとにおかれている。一方女性の大々的な政治への進出は、労働条件の問題についてだけでなく、これら家族や再生産の問題に関する女性の政治的発言を強めることになる。

Hirdmanによればこのような動きこそ、個人の日常生活のレベルよりする最も強力なジェンダー統合の動きである。女性は時間の使い方や、社会保障資格の獲得に関する法や制度の改革のために新しい要求を出すことによって、命令的男性ノーム(規範)からみて福祉国家の「問題の一部」とみなされるのではなく、進んで「社会的であること」の内容自体を規定するフアクターに変化していく。

さて、スウェーデン福祉国家がこのような男女間の平等をすすめていった時、その「福祉混合経済」体制は、従来のそれとは異なった新たな展開を遂げていくことになるであろうか。すなわちBrunが指摘したように、経済成長と効率追求のための市場と国家の妥協の体制ではなく、ジェンダー摩擦を克服する新しい統合の契機を持てるであろうか。HirdmanとAckerは、福祉国家を取り巻く危機と今日の政治的経済的環境の大変

化を認めつつ、しかし個人の日常行動に基づいた、つまり下からの社会変革を伴った、民主主義と資本主義との結合のダイナミズムを展望しているように思われる。一方Brühは、経済成長と効率追求のための市場と国家の妥協の体制はもはや維持しえないものにとらえている。いずれにしても、現在、一体どのよう男女平等の政治的経済的体制を展望するかは、フェミニスト・エコノミクス、あるいはフェミニスト政治経済学の最大の課題となっている。

関連文献 (本文中の引用文献は除く)

- (1) Diane Sainsbury, *The Scandinavian Model and Women's Interests: The Issues of Universalism and Corporatism*, Scandinavian Political Studies, Vol. 11-No. 4. 1988.
- (2) Esping-Andersen, *The Three Worlds of Welfare Capitalism*, Polity Press, 1990.
- (3) Esping-Andersen, G. & Korpi, W. From Poor Relief to Institutional Welfare State: The Development of Scandinavian Social Policy, in Erikson, R. et al., eds. *The Scandinavian Model, Welfare States and Welfare Research*, Armonk, N. Y.: Sharpe.
- (4) Jane Lewis, Introduction: Women, work, family and social policies in Europe, in Jane Lewis ed., *Women and Social Policies in Europe*, Edward Elgar Pub., 1993.
- (5) Julia S. O'connor, From Women in the Welfare State to Gendering Welfare State Regimes, *Current Sociology*, Vol. 44, No. 3, 1993.
- (6) Lene Gonas, *Transformation of the Welfare State and Its Labour Markets*, Reprint no. 1, 1994, Institutet for arbetslivsfor-

kning.

- (7) Linda Gordon, *The New Feminist Scholarship on the Welfare State*, in I. Gordon ed., *Women, the State, and Welfare*, The University of Wisconsin Press, 1990.
- (8) Mary Ruggie, *The State and Working Women-A Comparative Study of Britain and Sweden*, Princeton University Press, 1984.
- (9) Norman Ginsburg, *Division of Welfare-a Critical Introduction to Comparative Social Policy*, Sage Pub., 1992.
- (10) 伊藤周平, 「福祉国家とフェミニズム—女性、家族、福祉」『天原社会問題研究所雑誌』, No. 440/1995. 7.
- (11) 久場博子, 「福祉国家とシエンケル摩擦」『季刊社会保障研究』, Vol. 30, No. 2, Autumn 1994.

政治的エコロジーと混合福祉経済

—福祉社会構想の日仏比較—

筆 宝 康 之

はじめに

ドイツで Sozial Staat (社会国家) といわれるものが、イギリスや北欧の Welfare State (福祉国家) の概念に近いとすれば、フランスでは、「La protection sociale (社会保護) をはかる Etat providence (保護者としての国家)」が、それに相当するかと思われる。いずれにせよ、現代福祉国家の政策体系は、

①完全雇用、②産業民主制、③社会保障と④環境政策などからなるが、柱となる社会保障制度は、国民最低限を保障する「公的扶助」と「社会保険」が中心となってきた。だが、国境をこえる関税なき市場と人流・通貨の統合欧州の時代に入り、ヨーロッパの福祉国家が大量失業と財政・環境の危機に悩む中で、政治的エコロジーの思想が台頭してきた。これに対し東アジアでは、ビジネス関係で日本・アジア経済圏が対NIEES—中国—ASEANへと拡大、深化するのに、日本型福祉国家の「一国福祉」の壁はかたい。財政再建と行革と規制緩和が叫ばれ、急速なテンポで高齢・少子社会に向かう局面で、日本では福祉国家リストラ論や混合福祉経済の構想が有力となっている。

自律連帯か、財源対策か。本報告は、日仏比較の観点から、現代福祉国家の問題点を確認し、公的保護と所得再分配型の「福祉国家」にかわる「福祉社会」構想、その次世紀に向けたオールタナティブとして、公助・互助・民営福祉、第三部門と家庭・自助を複合させた「総合福祉ミックス論」の可能性をさぐり、福祉社会思想の潮流と課題を検討したい。

一 ケインズⅡベヴァリッジ体制と公助の限界

第二次大戦後に成立した「福祉国家」体制は、ケインズⅡベヴァリッジ体制といわれる。だがそれは、「イギリス病の源」「バラマキ福祉」とか「官僚的運営と汚職不正」「一国福祉の限界」など左右両派から非難をうけ、西欧や北欧では、福祉財源の危機と勤労意欲の低下をまねき、高度成長の終焉とともに、

その功罪がはつきりしてきた。¹⁾このケインズ的な福祉国家体制は市場機能を低下させ、世紀末の現在、経済の不況と少子・高齢化、晩婚・女性の社会進出や国際化、脱国境化の波をうけて活力を失い、失業の危機と財源難から雇用と介護・育児福祉の維持も困難になってきたと指摘されている。このため、一九八〇年代の欧州では、新自由主義の逆風におされて社会民主主義政権はひとたび後退したが、冷戦体制崩壊後の九〇年代には、女性の就労率を高めて出生率を二・一に回復した北欧福祉国家や、英国労働党とフランス社会党の福祉政策が再評価され一九九七年に政権復帰を果たすなど、ゆれもどしの動きもみられる。日本は危機のスウェーデンの育児福祉と部分年金制やドイツの公的介護保険を、なお福祉モデルにしている世紀末である。

とはいえ、福祉国家の公助福祉の限界は、日欧ともにいまや明らかである。かといつて、市場ベースの自助福祉の限界はさらに大きい。そこで、「政府の失敗(欠陥)と市場の失敗(欠陥)がともに生じたとき、第三部門の出番となる」といわれるように、近年は相互扶助とNPO(非営利組織)の社会活動の役割が目目されはじめたわけである。福祉国家の問題系系の焦点を、小稿はこの公助と自助と互助の関係に求めたい。

もともと、互助連帯の福祉理念は、職域の共済組合から労働保険へ、地域の社会保険へと制度化されてきたもので、社会保障制度は、社会扶助原理と保険原理と制度強制原理に支えられていた。そこでカバーしきれなくなった互助の「社会的第三セ

クター」とは、NPO、家族地域、ボランティアの互助連帯が中心となり、GNP化しにくい土地・資産ぐるみ、インフォーマル経済を形成する。もともと、日仏では「社会的第三セクター」といつてもその性格はかなり異なる。すなわち、フランスでは、協同組合やNPOに結集するボランティア運動が主流であるのに反して、日本は行政の外郭団体に業者が参加するタイプが主流である。だとすると、この福祉国家の限界を社内福祉と家庭責任に頼りすぎた日本型福祉は、社会的な育児、介護体制にむけて、どうのりきるのか。規制緩和と市場機能を導入した公的福祉政策の改革は、日本政府の「二十一世紀福祉ヴィジョン」に示されているが、その内容と功罪とはいかなるものか。他方、フランスでは、緑の党などのエコロジー運動が存在しており、統合欧州の付加価値税やエコ税制による共通福祉政策を推進し、一九九三年秋の同国政界を巻き込んだ三二時間労働制論争など、一挙大型時短による連帯福祉で失業の克服をはからうともしている。

日仏双方に共通するのは、福祉財源の危機であり、政府・市場・家族隣人 (Government-Market-Family) の公助福祉と自助民活と互助連帯を組み合わせていこうとする「混合福祉経済」の志向である。旧「社会主義」と「福祉国家」にかわる政治的エコロジー党の福祉社会構想は、この問いにいかなる回答を用意しているのだろうか。それを「日本型福祉国家」の問題点およびその改革構想である「福祉ミックス論」とつきあわせて検討し、両国の課題を確認したい。

二 自助・民活と「砂時計型社会」の自律・連帯福祉

先にみた福祉国家の危機克服策として、一九八〇年代に荒れ狂ったサッチャーレーガンの社会政策批判、すなわち、市場万能・規制緩和論、その福祉切り捨て・労組の抑圧と軍拡路線は、人頭税反乱とロス暴動やフロリダ災害をまねいた。保革共存政権に戻ったシラク政権のフランスでは、以前の中間層が社会の上層(本業就労/安定層)と下層(臨時仕事/脱落層)に分裂し、上層が下層に落下していく「砂時計型社会」(A・リビエツ)に向かう。通貨統合に参加するため聖域だった公務員部門の六〇〇〇人を削減する「政府のリストラ」への反対ストが高まり、沈静化したフェミニズム運動も復活してきた。こうして新自由主義の政策思想は一頓挫したが、この大失業時代に、市場経済まかせの「自助」も、政府依存の「公助」も万能策でないとするれば、個人化と失業・家庭危機が進行し、財政リストラをはかり通貨統合に向かう欧州各国には、いかなる「勇氣ある選択」のオールタナティブがありうるのか²⁾。冷戦崩壊後の社会改革論として、フランスでは「社会主義」と「福祉国家」にかわる政治的エコロジー運動が登場した。この運動は、環境保全を核に、「持続可能な発展をめざす自律・連帯・エコロジー」を社会目標にかかげて、自律・互助と公的支援をともにはかる分権自治の環境・福祉社会を追求している。改良的な「環境世代」と急進的な「緑の党」がこれを代表し、緑派の「政治的エコロジー思想」は、福祉概念の延長として「環境エ

コロジー経済」を構想している。NPOの「社会的第三セクター」や「エコ税制」によるその環境・福祉・経済政策とは何か。この思想潮流は、どのような政策綱領にその「持続可能な発展と連帯福祉」の思想を表現しているのだろうか。まず、その辺りから確認していこう。

三 政治的エコロジー両派の政策綱領

フランスは、伝統的に集権的な国家管理（エタティスム）と反経済文化の社会体質をもつ農業大国であり、人権・福祉大国であった。にもかかわらず、市場経済に敵対して、投資と共生産よりも、社会的正義とか平等・連帯・福祉や再分配に主たる関心をもち、経済運営が不得手な左翼政権の政策転換によって、フランスの産業近代化政策が提起されたのは、歴史の皮肉である。一九八一年からの「ミッテランの「一四年」は、当初のケインズの有効需要の拡大と福祉政策が効なく失敗し、「耐乏生活」の引き締め政策に転じて、やがてコルベール主義の「国家管理」とブルードン主義の流れを引く「分権自治」に等距離において、「社会連帯」に向かう。一九八四年からは、中間のサンシモニアンによる「産業近代化」を重視する姿勢をつよめ、社会主義色をうすめていく政策的対応をとった。とはいえ、フランスの連帯思想は、マルクス主義や無政府主義などの外来思想よりもはるかに古いラテン・カトリック系社会の原思想である。この社会体質と土地・資産所有のゆとり（いわゆる「個体的所有」）の故か、フランスの血縁・家族制度は、個人化

したとはいえ、「夫婦とは、いたわり合う二つの孤独」といわれてきた自律者連帯の「ハビトス」（ビエール・アルテュー）がある。フランスは歴史的にも多くの亡命・難民・移民を受け入れ、地域の隣人として、「移民を市民に」組み入れてきた。今日「国境を越える医師団」を世界に送り出すこの国には、ストックが厚い地域自治の市民社会があり、個人の自由を守りながら、隣人を支え合う社会システムが伝統的に存在する。

たとえば、シベリアからの大寒波に見舞われた本年冬のフランスでの、ホームレス保護論争がその典型である。パリ南郊外のロジュモー市が、凍死者の続出をおそれて「ホームレスは無理やりにも暖かい施設に収容せよ」との条例をだしたところ、人道援助担当相は「ホームレスでも、個人の自由意思を尊重せよ」とこれに反論し、ジュツペ首相らは「強制でなく、説得で」と異をとなえた。施設入居の屈辱感を配慮して、援助組織の「世界の医師団」も、「行政の良心の呵責を和らげるため、ホームレスの尊厳を傷つける条例」と批判している。

その「保護国家」フランスも今日、三三〇万人にのぼる一二・六％失業をかかえ、社会保険の財政危機で大きく動揺している。統合ヨーロッパの推進による貿易振興、労働時間短縮による職の分け合いなどで、今日のフランス社会の四大危機——①労働・失業、②フランス的アイデンティティ、③環境空間、④イデオロギーの危機——をのりきれれるのだろうか。東西欧州統合の試煉は、エタ・プロヴィデンスにも緑派にとっても、まことにきびしいものがある。

フランスの緑派の源流は、環境保護運動、反核・人権・地域・労組・第三世界の社会運動と左翼政党にある。以下、一九九三年国民議会選挙で七・六%を占めたA・リピエツツの「緑の党」とB・ラロンドの「環境世代」、この両党が構想する福祉社会の政策綱領を、要約して示そう。

- ① 成長の抑制：「持続可能な発展」、と生産力批判が両党の根本的な共通目標である。
- ② エネルギー政策：原子力発電は段階的に廃止し、更新性エネルギーにより代替する。
- ③ 交通政策：経済循環の地理的規模を制限して、長距離輸送には課税する。
- ④ 労働組織：テイラー主義と、フォードイスムにかわる労働のエコロジー（とくに時短）を、交渉による参加にもとづく労働の組織化、協同組合やエコ企業・福祉サービスイ企業および市民事業体、NPOなど、終身賃労働制にかわる「オールトナティブ企業」の育成。
- ⑤ 福祉費用負担：老後は自分で積立てる自助、医療は付加価値税で公助、失業は互助で負担。
- ⑥ 失業・雇用対策：減収覚悟の一挙大幅な週三五時間労働制によるワーク・シェアリング。
- ⑦ エコ企業とエコ事業：環境破壊行為に罰金を、エコロジー的事業には補助金を。
- ⑧ エコ税制：付加価値税の増税、エコ企業の減税、法人所得には選択的累進課税。

⑨ 経済社会政策：自由貿易に、環境保全条項や社会保障条項の枠をはめる。

⑩ EUとマストリヒト条約への態度：欧州統合は推進するが、EU官僚の支配には反対。

⑪ 第三世界対策：東欧などの累積債務は選択的に廃止し、途上国産品を買い上げる。

以上の政策ヴィジョンは、官民「混合経済体制」の危機で中細りになる「砂時計型の保護国家」フランスに対する「エコロジー経済の環境・福祉」構想だが、「混合福祉経済」としては、互助連帯の必要と公助・自助との関係、実行可能性のうらづけが確かではない。リピエツツらの社会構想の基礎には、労働運動の「赤」から「虹の連合」へ、「虹の連合」からエコロジーの「緑」へ、日常不断の「分子革命」(フェリックス・ガタリ)へといたる運動思想の変遷がある。だが、ここには、ユートピア社会思想の甘さが確認される。「出生率を一・六に急落させたスウェーデン」にみる、世紀末経済不況への現実策がない。たとえば、投資が雇用を生み、雇用が生む所得で税金と保険料を払い、それが福祉を支えるから、投資の誘発と雇用危機の解決が根本であるにもかかわらず、投資策なき再分配でどうなるのか。それに、構造的失業は、時短による職の分け合いで量的に調整できるほど単純な問題ではない。同一ポストの雇用の交換制はできて、企業や産業の枠組み全体については、雇用の交換と維持は容易でない。また、時短をすれば、コストアップになって売上げが減り、需要が減退するのに、企業はあえ

て追加雇用をするだろうか。フランスの労働者が、本業をもつ「超多忙派」と半失業の「小仕事（プチ・プロ）派」に分裂していくが、その「砂時計型社会」を克服する「中間層」の成長方策が、ここにはない。マルチ・ジョアホルダーがふえる今日、投資なき雇用不安に対して無策なユートピア思想ではないか。

四 「日本型福祉社会」構想と自律連帯の必要

これに対して、おなじく少子・高齢化社会にむかう極東アジアの「福祉国家」とはいえ、いまの日本社会は「砂時計型」ではない。世界一の長寿と大幅黒字、強い円と安定成長の活力を保ち、中流意識が健在で中間層がなお分厚い中高年社会である。柳田国男は、戦後日本社会の解体を心配したが、労働者と

家庭・地域の多くは「企業社会」に囲いこまれた。そこに生まれたのは「市民社会」というより、「社畜社会」とも酷評された「社内連帯」の日本であった。会社を離れたら生きていけない企業依存連帯である。居住の場、家庭と地域にはリサイクル型循環経済と自律連帯がもつと必要だ。家族と地域を巻き込む住宅や企業城下町（日立、新日鉄）、会社本位の社内連帯福祉はあるが、働く女性がふえて「夫婦のきずな」もゆらぎ、親子のきずな、地域と労働者間の「自律連帯」はもろくなった。国益と会社の集団エゴはかわらず、外国人や難民、先住民や部外者に社会が冷たい。「鎖国福祉」「会員制国家」の日本となった。

「福祉社会を税金でやるか、社会保険でやるか」といった個人損得論は盛んだが、阪神大震災にかいまみた「市民連帯」や

NGO活動、「見孫のために自由を律す」として官民が歩みよった成田の「円卓会議」の共生社会体質をどうつよめていくか。少子・高齢化とともに世代間の負担格差が拡大し、若者の負担は増して二〇歳から年金保険も自己負担する。不安定雇用と独身・少子・孤独な家庭や、病気・老後の不安がひろがって、要介護高齢障害者は二〇〇万人もいる。いまは現役七人でのひとりの老人を養うが、二〇二〇年になると四人で一人となる。こうして老衰化に向かう「中間層型」日本社会の福祉問題は、高年雇用と高齢者・障害者の介護、働く女性の育児負担の支援に移行してきた。その結果、老後・介護・育児とこれを支援する公的負担によるソフト・インフラの充実が、日本の社会保障の当面の焦点となっている。

結論を先どりしていえば、日本では、福祉国家の公助型福祉から分権自治管理の互助連帯が基本になるだろう。各国とも自助・共助・公助をおりこむ混合福祉経済に向かい、「社会的第三セクター」が浮上する。すでにのべたように、日仏ではその意味を異にするが、政府と企業が支援する自治体とNPO参加の「第三セクター」と民間福祉を、日本ではどう育てるか。官民と男女と市民連帯の「混合福祉経済」にたつ社会連帯システムを、日本の職域・自治体・家庭の場でどう築いていくか。その社会連帯の担い手と財源保障のあり方が、福祉社会の現実の課題となる。西欧における地域福祉の経験にまなべば、自治体の福祉行政に、NGOが企画次元で参加して、そこから福祉行政を監視するのが、順当なかたちかも知れない。

バブル崩壊期の社会経済政策は、①所得税の減税、②財政赤字穴埋めの財源としての消費税の引き上げ、③二一世紀福祉ヴィジョン、という三つの政策がパッケージになっていた。すなわち、所得税の減税は低所得層に恩恵がなく、消費税はだれにも課されるので低所得者には重くなる。この不公正をなくすために「小さな政府」とし、低所得者に有利な福祉政策をとる「総合福祉政策」が考えられた。これに④規制緩和と⑤行財政改革をくわえたものが、歴代内閣のひきつぐ日本型政策ミックスの思想である。

五 混合福祉経済の財源と改革構想

では、混合福祉経済の財源はどうなるか。日本の財政規模は、歳入が七〇兆円、一般歳出が四二兆円になるが、その三三％（一四兆円）が社会保障関係費である。社会保障総費用（税と保険料等一六兆円）で見ると、五一兆円が社会保障（医療と年金で大部分）に支出される。総費用の国庫負担比は、九三年で公的扶助（七五％）、社会福祉（五三％）、公衆衛生医療（五七％）、社会保険（二八％）、老人保健（二二％）で、五部門合計では国庫負担の社会保障は二六％、「総合福祉政策の公的福祉」は貧困である。その財源は「税金か保険料」が主で、「積立金の運用収入」等と「自己負担」が加わる。その拠出者も結局は国民だから、公的福祉に頼りすぎると、高負担で画一過剰規制の役人天国となり、公助と規制で国民がはたらく意欲は減退するが、国庫負担はまだ四分の一。市場活用論者と自助

努力論者のねらいは財源対策であろう。

高福祉Ⅱ高負担の典型は、北欧福祉国家である。これは所得再分配型で、資産再配分（平等化）の政策はよわい。反対に、低福祉Ⅱ自己負担の典型が、DINKSとかSINKSの家族がふえた離婚王国で企業年金大国として知られる「市場国家Ⅱアメリカ」である。ここでは、個人が資力に応じて営利保険・民間福祉施設に頼るほかない。だが、その市場に頼る福祉体質から米国では、公助の思想がよわく、公的健康保険もなく、地域・家庭・職域の相互扶助の思想も伝統も頼りない。

他方、日本のばあい、勤労者世帯の税・社会保険の負担率はほぼ一六％となる。一九九三年度の国民負担率は三八・七％（対GDPでは二九・三％）だが、全国一律最低賃金制（SMIC）をとり、賃金外労働費用の企業負担が重いフランス（九二年・六九％）や、スウェーデン（八九年・六二％）よりまだかなり低い。また、税金に占める所得税の比率が高く、消費税の比率も低い。日本では、公的福祉の負担が軽い分だけ、企業内福祉（大企業）や家庭内負担（一般的には配偶者と子供の嫁で、女性が一八五％）と受益者負担に頼りすぎた。このため、「在宅・施設サービス」が発足したが、その社会福祉サービスを担う人材パワーが決定的に不足している。さらに世代間の負担格差もひろがる。男女間の「社会連帯」と「資産の再分配」をはかる政策や、福祉インフラを管理運営するシステムは、思想としても現実としても貧困である。とくに、資産福祉対策の不在から、企業による「土地・株ころがし」が不良債権を肥大させ、

バブルの悲劇も加速された。老後相続遺産の不均衡の公正化を含めた福祉になつていない。そこにもまた、所得中心の「日本型福祉国家」の問題点があるといえるだろう。

これに対して、日本がめざす福祉国家リストラ論を代表する社会思想として、「市場指向の福祉改革」が登場した。丸尾直美氏や社会制度審議会の宮沢健一会長が近年提唱する、「日本型福祉国家」のリストラ改革構想では、

① 公共、民間、インフォーマル部門の最適ミックスによる福祉政策とし、

② 所得の再分配への過度の依存をやめて、資産分配の平等化をはかり、

③ 高齢化の福祉費用を「分かち合う福祉」とし、もつて「生活の質」を高めていこう、

と提唱している。この基本構想のもとになる政府の「二十一世紀福祉ビジョン」には、三つのポイントがあった。

第一に、日本の社会保障のなかで遅れていた高齢者の介護サービスを充実させるため、「高齢者保健福祉推進一〇カ年計画」(ゴールドプラン)を上回る「新ゴールドプラン」を策定する。

第二に、少子社会への対応として、「仕事と育児の両面を支えるような社会システムを作りあげていくため」、育児期の家族政策の充実を「エンゼル・プラン」として重視する。これを行うに、高齢・少子化と経済変動に耐える年金制度に改革し、年金・医療・福祉が社会保障に占める現行の給付比率(五・四・二)を(五・三・二)の比率にかえること。この柱のうち、

高齢者・障害者の介護や出産と育児支援の家族政策と福祉を、強化する方向に向かっている。一九九一年に発足した「育児休暇制度」の改善もその政策思想に沿っている。ちなみに、日本では従前給与の二五%を雇用保険から給付し、育児休暇中の公的年金と医療保険料の本人負担は免除されるが、フランスでは、父母育児休暇の休暇手当は失業手当なみの額が給付される。

第三は、社会保障給付費とその国民所得に対する比率で、この限度を三〇%台とすること。それ以上になると、現行は四〇%弱の国民負担率(税金と社会保障負担の対国民所得比)が、二〇二〇年代には五〇%をこえるという。そこから、所得税(法人所得・賃金所得・利子課税など)と消費税・資産税のバランスがとれた税収体系が要請され、さらに資産税の強化や環境税の導入も必要となる。消費税の引き上げが五%なら約五兆円(一〇%なら一四兆円)の増収になるだろう。

ともあれ、これまで土地・資産の不平等を黙認し、医療費と年金(ともに社会保障)の膨脹対策に傾きすぎたので、少子・高齢化する日本の社会保障は、社会福祉サービスと家族政策を重視しようというのである。このように、日本の福祉改革論は、所得減税および消費税の引き上げの財政再建論とセットになり、社会連帯よりも所得と資産の再分配バランスを重視する「市場指向の総合福祉政策」となる点に特徴がある。高齢者介護については、公的財源と福祉サービスの人材育成・供給体制が焦眉の課題であり、雇用面では主婦の労働促進政策が課題

で、女性・家庭政策では、女性の就業率の上昇と出生率回復の両立が求められている、と要約できる。長寿日本の福祉理念は、公的扶助の弱者保護から自立支援へ、さらに障害者・高齢者による自主選択へと向かっているが、選別主義から普遍主義への移行は、なおおこなわれている。

日本型「混合福祉経済」の構想は、こうした福祉理念にこたえる政策思想となるだろう。

むすびと展望

本稿では、世界市場の大競争時代に、国境を超えた統合欧州の建設をめざし、大幅時短による大量失業対策と環境保全を提唱する「緑の党」と、「持続可能な発展」を追求するその政策ヴィジョン、ないし「問題提起的な方向づけ」を紹介し、「政治的エコロジー」の福祉社会像とエコ税制など環境・福祉・経済政策をめぐる社会思想を検討した。混合福祉経済論としては、老後は自助の積立て年金と民間福祉により、医療と貧困は公助の付加価値税によるEU規模の連帯福祉とし、失業は共助の「職と収入の分け合い」と「社会的第三セクター」で失業者を吸収し、環境の公的規制をはかる混合対策が、緑派のA・リビエツツの「緑の希望」だった。北欧とフランスの寛大な出産育児休暇、児童手当と北欧の多子住宅手当、保育政策も注目されるが、現在のフランスは、主要国中五〇歳以上の就業率もつとも低い国である。労働者の間には、早く定年をむかえて年金生活に入りたい、という願望があるが、それは公的年金の破

綻を早めるだけで、困難の多い時短による雇用対策のユーロピア願望ではないかと考える。

韓国ではいま、人員削減を容易にする労働関係法改悪への激しい抗議ストがおきている。これに呼応してフランスでも、シラク政権が要請する雇用拡大の見返りに面倒な解雇手続きの簡素化を政府に求める経営者側の要求があり、これに対抗する狙いからとはいえ、CFTCや都市交通機関の労組は「法定では六〇歳の定年の五五歳への引き下げ」を要求してストに入った。だがこうした抗議ストや解雇の自由化よりも、失業を克服するエコ産業活性化の思想と、ムルロア核実験など許さない環境運動と循環経済の活力が、フランスには先決と考える。

他方、「日本型福祉国家」と「企業国家・日本」の当面する中心問題は、高齢者・育児と働く女性の福祉に集約される。その福祉国家リストラ論のポイントは、①福祉の最適ミックス化、②フローからストックの福祉へ、③費用の分け合い、にあった。この「混合福祉経済」の構想は経済中心の財政再建がらみだが、本来拡充すべき公的負担を軽減するための方策になる危険がある。福祉改革が市場指向になりがちな日本では、それゆえに、「低所得層を不利にしない福祉政策」の推進主体と理念、その社会運動と福祉財源が最大のポイントとなるだろう。家族介護が限界にきて普遍化した日本の高齢者介護は、福祉・介護労働のマンパワー不足に悩むが、公的介護保険には公費を五割投入して、自己負担込みの介護保険制度で在宅・施設介護に給付するという。

福祉国家体制としては、労働省・厚生省を「国民生活省」(福祉、医療、労働、女性、環境)に縮小統合するのが「橋本行革ウィジョン」だが、老人福祉局など上からの保護、福祉の限界は解決されない。福祉サービスの市場化と民営依存と自助努力、有料職業紹介の自由化の動きと思想もたかまつてきた。これに押し流されないためには、エコロジストのめざす「分権自律の連帯福祉」の担い手を、自治体とNPOに求めるしかない。社会保険は国家機構化された共済制度だから、保険財政の取支優先でなくその「社会的互助原理」を守り、公的支援は、社会福祉事業と福祉労働者を育成する福祉インフラの整備に向けるべきだろう。

政治的エコロジに学ぶ「持続可能な社会発展」——この「緑の希望」を実現する根本課題は、個人化がすすむ少子・高齢社会の市民が、ゆるやかな連帯のきずなを回復し、ひとたびくずれた地域と家族をどう再構築するかにある。そのためには、公的福祉システムからこぼれた低福祉分野の費用とサービスを、各層で広く分け合い、支え合う分権互助システム(社会保険と福祉事業)を軸にした新しい社会連帯のあり方が求められる。環境対策も同じである。自治体の福祉事業とリサイクル事業には、その企画にNPOが参加して、外から監視し、国と企業がこれを補完する「混合福祉—環境の市民事業体」とし、合わせて土地・資産の再配分政策を推進する道が望まれる。その線上に、国籍よりも市民権を優先し、国民生活から市民生活と国際人権の保障へと向かう日本社会、「二国福祉」にこもらず、「福

祉国家」を超えていくアジアの福祉社会、その環境と人権を守る持続可能な共生の道が模索される。

このように、市民生活の混合福祉と資源の循環経済は連動している。市民と生産物の「揺り籠から墓場まで」(資源の開発・製品の使用から廃棄と再利用まで)、その両ライフサイクルを保障する環境—地域—家族政策。そうした環境社会思想の枠組みが、地球環境時代の混合福祉経済を支えるだろう。この社会連帯を再建する福祉社会思想の意義に注目したい。

註

- (1) 隅谷三喜男『社会保障の新しい理論を求めて』東京大学出版会、一九九五年、を参照。
 - (2) A. LIPETZ: CHOISIR VAUDACE, 1989. (若森章孝訳『勇氣ある選択』藤原書店)
 - (3) 拙稿「フランス社会党政権の経済政策」『経済学季報』第三六巻第四号、立正大学、一九八七年を参照。
 - (4) 『朝日新聞』一九九七年一月六日。
 - (5) 拙稿「フランスの政治的エコロジ運動と政策綱領—環境・労働と成長・時短・税制の思想」『経済学論叢』第三五巻第五一六号、中央大学、一九九五年を参照。
 - (6) Catherine André, "Les écoles, sont-ils capables de gouverner?" in: SCIENCE & VIE: *Economie-Croissance, travail, impact*, No. 83-mai, 1992, p. 17.
 - (7) Alain LIPETZ: VERT ESPERANCE, 1993. (若森章孝・文字訳『緑の希望』社会評論社)
- 赤から虹へ、虹から緑へといたるリビエツツの社会思想の変遷について、かれは、「私がエコロジストになったのは、不公正な経済

秩序に対する抵抗からであった。；われわれはもはや、抑圧の根が一つであるなどと考えてはいない。男性優位の思想、ナシヨナリズム、生産第一主義は、必ずしも資本主義から派生したものであるではない。また、プロレタリアートの主体が一つであるとも、それが中心であるとも考えていない。われわれはもはや、共産主義の新しいエルサレムを信じていないし、全知全能の党など望んではいない。われわれがおそれているのは、全能で強力な国家であり、とりわけ生産力の自己目的となった増大なのである（二三頁）とし、「政治的なエコロジ（生活の枠組み）をめざすところは、革命という大門を通過して到達する新しいエルサレムではなく、もつと問題提起的な方向づけなのだ（同・三五頁）」と説明している。「緑の党」と「環境世代」とに分裂したとはいえ、このように、フランスの緑派の多くは、ベトナム反戦と自治管理（autogestion）を求めた「5月革命」世代からなる。同じく「原理派」と「現実派」とに分裂したドイツの「緑の党」（Grüne）がよく批判される、かつてのナチスとの関係といった反動性とは無縁で、全体主義を許さない自律・連帯と反独裁・自治の社会運動体質をもつのがフランスの緑派である。

この環境福祉運動には環境科学の影響もみられ、「歴史は熱力学の第2法則によって方向づけられる。；政治のエコロジは、いくつかの価値（自律、連帯、責任、民主主義、調和など）によって規定される方向性としてのみ、定義しうるだけ。それは究極的なきパラダイムであり、；社会変革を多数の小きな変革の総体とみて、決して成就されることのない〈分子革命〉（フェックス・ガタリ）、不断の日常革命に期待している」（四五頁）、とリビエツツは自己規定している。

(8) 丸尾直美「市場指向の福祉改革」日本経済新聞社、一九九六年、二三―二五〇頁。

(9) 「日本経済新聞」一九九七年一月一七日

(10) 「日本経済新聞」一九九七年一月一日

橋本龍太郎首相の行政改革案は、国の機能を、①国家の存続、②

国富の拡大、③国民生活の保障、④教育・文化の継承の四つに分け、現在二二ある省庁を半減させる方針という。銀行局を排除した大蔵省を「財政省」に、通産省を「経済産業省」にかえ、道路・港湾・治水・住宅・農産漁村は「国土農水省」にまとめ、労働・厚生省を「国民生活省」に統合して、先の四本柱のひとつに設定した。この「日本型福祉国家」の位置付けは、財政上の比重（近年の社会保障費は一般歳出の三三%を占める）にも照応するが、産業労働の規制を緩和して、労働保護から国民生活の福祉に重点がシフトしてきた、日本社会政策の転換方向をも示している。

(11) 拙稿「一国的福祉に対する国際的視点―社会経済体質の日仏比較から」『変化の中の労働と生活』社会政策叢第一七集、啓文社、一九九三年は、この論点を考察した。

フランスナシヨナル時代の社会と国家

―社会国家もしくは福祉国家の限界―

井上 純一

はじめに

社会国家もしくは福祉国家の公的社会保障制度が、その社会の経済力に依存していることは言うまでもない。経済成長や豊かさの増大は、社会給付の拡充を進める社会的合意を形成してきた。しかし先進国における経済停滞の深化が、こうした社会的合意を動揺させ、社会保障にかかわって、社会政策上望まし

いことと経済政策上受け入れられることとの間の調整をはかる試みが強調されるようになった。西欧的現代のモデルである社会国家や福祉国家の「見直し」が主張されることになってきている。ここでは、この点を社会的な国際関係の視点から問題提起をはかってみることにする。

周知のように一九七〇年代半ばから社会国家、福祉国家の限界をめぐる主張がでてきた。経済成長や豊かさの増大が、社会給付の拡充を進める政治的合意を成り立たせてきたがゆえに、経済的停滞が明白になるにつれ、社会政策としてすめられてきた社会福祉を調整し、その公的負担を軽減することが必要になったとみなされ、効率性の観点からの政治的・行政的チェックが福祉政策に加えられるようになってきた。自助努力を求める日本型福祉社会の主張もそのような流れのひとつである。しかしこうした試みをせざるをえないことは、その意識しないところで、これまでの社会福祉を成り立たせてきた国家Ⅱ社会という自明にみえた観念をくつがえしつつあり、その政策自体の足場を掘り崩しているというのが本報告の主旨であり、この点について考えてみたい。

一 〈社会国家〉〈福祉国家〉の基本的コンセプト

現代は社会と国家が重ねられる点にこそ、その社会的組織の一つの特性がある。社会国家ないしは福祉国家という現代のモデル的国家をあらわす概念は、これをよく現わしている。そこでは生活共同体としての国家の任務が強調されてきた。共通の

利益・公共の福祉の促進をすすめ、市民的生活の平和・秩序・公正を維持し、社会対立の解消・和解をめざすことが強調され、それらこそ国家の国民に対して保障すべきものとして考えられてきた。

社会とは日常的共同生活、ハバーマスのに言えば生活世界の領域であり、国家とは政治的パワーによる空間領域の占有と考えることができるが、日常的共同生活を成り立たせてきた伝統的な社会的紐帯が近代化の過程で崩壊していく中で、政治的権力が日常的共同生活の安定を保障する必要がでてくる。それは政治的権力が、その構成メンバー間に社会的共属性感情を持続させることによって、支配統治している空間領域の維持をはかるからである。

これらの領域的空間が、ネーションステート概念によって統一されたと考えることができる。国民国家は国民（民族）意識の形成・維持・発展の形をとりながら、生活共同体であり民族共同体であり政治的な国民共同体であることをめざしてきた。国民国家は国民社会なのである。

これらの関連を、国家と社会を考える少なからぬ現代思想家は気づいてきた。例えばハバーマスは、支配の正統化のために、システムによる生活世界（共同体）の植民地化を安定化させる機能としての大衆福祉を指摘し、アンダーソンは「想像の共同体」としての国民国家が平等一体なる国民の共同事務機関というフィクションを作成すると考える。ギデンスは、〈国民国家〉と〈資本主義〉という二つの別個の複合組織体が社会シ

システムを構造化し、モダニティ固有の在り方である福祉国家を形成しているとみている。鴨武彦は、富の不平等構造を前提にしたネーションステート・システムのもとの「相互依存のゲーム」が、「国家の生存」よりも国民、市民のよりよい生活実現に、国家の戦略目標を設定させることになったとし、社会福祉もネーションステート・システム内での世界的な経済格差構造の上になつた福祉であるとみている。

こうして現代はいわばマイネットの〈国家理性〉のように、国家の必要は「国家ならびに国家の中に包含される民族共同体の福祉」を実現することを目指させてきた。そこでは国家と社会の関係がイコールで結ばれることになり、国家Ⅱ社会Ⅱ国民という図式が完成されてきた。

二 先進国の福祉政策もしくは社会国家を成り立たせてきたもの

先進国において社会国家もしくは福祉国家を追求することができるためには、当該の国家が経済的繁栄・経済成長をとげてきたということ、民主主義の思想が普及し、人権としての福祉、権利としての福祉として、福祉が基本的社会権として確立する必要があるとされたのは言うまでもない。

しかし皮肉なことにこれらの二つの前提が、到達された社会国家もしくは福祉国家を動揺させるものとなつてきたようにみえる。結論から先に言えば、社会国家、福祉国家という形理想化された国民国家が、これらの前提のために、またそれ故に自己を相対化せざるを得なくなつたのである。

後者については、国際連合憲章、世界人権宣言、ILO六条などで、国民国家の枠を超えるものとして確立されてきている。ここでは私は前者の問題をグローバル化の問題と関連させて考えてみたい。

レスリー・スクレアーは「グローバル・システム」の理論を①帝国主義理論とネオ帝国主義理論②近代化理論とネオ進化理論③ネオマルクス主義理論(様々な従属理論)④世界システム理論(および新国際分業理論)の四種類に分類して、それらの「グローバル・システム」論の共通項を指摘している。それによると、グローバル・システム理論以前の理論は、近代社会と伝統社会、先進社会と後進社会、進歩的社会と停滞社会といった、グローバルな視角をもっていたものはあつたにせよ、グローバルとはいえ、世界は分離していると考え、その意味で統一された世界構造を見ることができず、諸文明は分離していると見なされてきた。

それが開発および開発途上という考えにもとづき、低開発という現象を資本主義的な搾取のグローバルな戦略の活動過程として解釈する理論によって、国民国家を重視したまま(国民国家間システム)ではあるが、第一世界と第二世界と第三世界がそれぞれ相対的に未分化の対象として概念化されることとなつた。すなわち先進国は途上国の存在によって成り立ち、途上国は先進国に従属させられることによって世界構造の中に組み込まれる。

「何故国民国家の枠を超えないか」という点に関して指摘し

ておけば、主権国家からなる国家間システムが政治的枠組みと
なっている世界経済はゲゼルシャフトそのものであり、このゲ
ゼルシャフトはその構造を正統化するために、歴史的に存在し
てきた諸々のゲマインシャフトを破壊すると共に、国民つまり
国民社会という「新たなゲマインシャフト」を常に創出してき
たからである。「ゲマインシャフトからゲゼルシャフトへ」と
いう動きは、単線的な動きではなく、ゲゼルシャフト化は、そ
の都度新たなゲマインシャフトを創造する過程であると言え
る。

しかしグローバル・システム論が注目し提起していること
は、グローバル化と言われるように、世界が単一の社
会として現象してきたことである (world as a single society)。

それは、第一には富む先進国と貧困な途上国 (北と南、西と東)
を作り上げている世界的枠組みでの政治経済構造による富の偏
った集積である。第二には交通形態の急速な発達である。とり
わけ航空機の大量輸送機関としての発達は、移動の安全性と容
易性を作り上げた。そのことによって空間的距離は、その時間
的距離を大幅に短縮し、ヒトとモノの移動を日常茶飯事の事柄
に変えた。第三はメディアの発達である。カルチュラル・スタ
ディーズで「文化帝国主義」あるいは「メディア帝国主義」と
呼ばれる、先進国による情報手段を使った途上国への「侵略」
が行われる。確かに発達した国の姿の情報入手の容易化が達成
されるが、そのことによって途上国でもテレビ映像に端的に象
徴される豊かな生活と消費主義が生活の現代的モデルとなる。

それらの結果、トランスナショナルな現象として「経済的に
貧困な国」から「経済的に豊かな先進国」へのヒトの移動が促
進されることになる。受入国の先進国側では経済成長を持続さ
せる労働力を必要とする事情から、底辺労働者として外国人労
働者を受け入れ、送り出し国側では、生活の物質的な「豊か
さ」を手に入れるための出稼ぎ労働として——時には国家の政
策として (トルコやフィリピン)——ヒトの移動が生じる。

ここに国民国家の「繁栄」を求める経済成長のためのヒトの
受け入れが、国民国家の構成そのものを変貌させ、外国人労働
者問題という新しい問題を課題として突きつける。それによつ
て国民国家の枠内で福祉政策を成り立たせていた条件が、福祉
政策を困難にするという逆説が生じてくる。グローバル化状況
では、国民国家は「生活上の大きな問題に対処するには小さす
ぎ、小さな問題に対処するには大きすぎる」状況に直面するこ
とになる。

三 〈国民国家〉の枠をはみ出す〈社会〉の誕生

グローバル化によるトランスナショナルな現象は、国民国家
内で国民国家にとらわれない社会 (集団) の形成を促す。経済
活動で言えば、多国籍企業の形成がある。多国籍企業は、進出
地域でその社会に適応しつつも、その企業原理は、その社会の
国家に縛られることはない。むしろ世界企業としての原理を優
先するであろう。NGOやNPOなど、近年その活動が注目さ
れている社会集団は、そもそも組織原理として一国家という枠

組みを超えている。例えばアムネスティがそれである。それらの組織は、人権や福祉あるいは環境破壊のように地球的規模の問題に関心を寄せる人々の集団であり、人類の普遍的原理とかグローバルな課題に取り組んでいる。その意味ですべてに国民国家の枠を越えている。それぞれは国民国家内において組織されているが、その活動領域は、国民国家を越える。また「C」のような地域統合は、政治的なレベルでの国民国家の解消を将来的に招来するであろうと考えられている。

こうした現れの中で、国民国家である社会国家・福祉国家に直接に反映するものが現代の外国人労働者問題である。多国籍企業やNGO、NPOが先進国側の発展途上国側への進出、またはトランスナショナル化するのとは異なり、外国人労働者は、そうした先進国の進出の逆現象として、途上国からの先進国へのトランスナショナル化もしくはヒトの進出である。それは国民国家という国民社会のなかに外国人労働者という形態で途上国社会が形成されることである。国民社会のなかに第三世界が組み込まれ、国民社会そのものが、縮図化された国際社会に変貌する。グローバル化した世界は国民国家というローカルな世界の中に自己を反映する。それをドイツの事例で簡単に述べておきたい。

一八八一年のビスマルクの社会立法やワイマール憲法によって福祉国家への道を歩み始めたドイツは、社会権は全ての労働者のために保障されてきた。一九六一年の「ベルリンの壁」の建設にもかかわらず、旧西ドイツが「奇跡の復興」をとげたの

には、労働力としての外国人労働者の寄与が大きいことはよく知られている。

オイルショック後の経済停滞の結果、一九七四年一月、外国人労働者の受け入れ停止が図られ、定住傾向の外国人労働者の統合・同化政策がとられることになった。一方で八年間の在留で「無期限滞在許可」という永住権を与え、他方では一九八〇年代にはいつて自主的帰国促進政策（一九八三年一月帰国促進法施行）がとられた。一九八五年になると東欧ブロックへの援助策として請負契約被用者制度が創設され、東欧からの外国人労働者の受け入れが始まった。しかし統一後の経済状態の停滞と、効果をあげることがなかった帰国促進政策から、一九九〇年に外国人法の改正がなされ、新規の外国人の受け入れを厳格に制限しながら、移民化した外国人の法的地位を安定させることを目的にする統合政策がはかられることになった。

旧外国人法の下では八年間の合法的滞在を要件として「滞在権」（無期限、無条件の滞在許可）が与えられ、滞在の積み重ねによる結果としての「移民」が生じていた。そこで新法の政策の柱は、長期滞在外国人とその家族の統合、新規入国の抑制、帰国準備の促進の三本がたてられ、「滞在承認」と「滞在許可」が厳密に区別されることになった。「滞在承認」は、一時的な滞在（最長二年）で、特定の目的とそれに応じた滞在期間が与えられるが、「滞在許可」は特定の滞在目的なしに与えられる滞在資格とされ、永続的な滞在の可能性がある。新法では「滞在許可」は特定のグループにしか与えられない。その他国際法

上や人道的・緊急の理由・政治的利益などからの許可として「滞在権限」、「滞在許与」がある。

外国人法の改正をはかる必要がでてきたのは、外国人労働者が国家の予測に反して、帰国することが少なかったことによる。外国人労働者の総数は一九九三年で六八八万人であり、トルコ人が三分の一の一九二万人で最多である。トルコ人の場合、一九六五年から一九七二年にかけて年平均七万四千人が毎年入国してきたが、一九六六年から一九七三年の期間でみれば永久帰国者は年平均二万人から二万五千人に過ぎず、トルコ人労働者がUターン型ではなく、Iターン型である定住型であることを示している。外国人は帰国するという「神話」は崩壊しているのである。

景気の後退と統一の「代償」による失業率の上昇は、外国人労働者を直撃した。一九八九年旧西ドイツでの失業率は七・四％であったが、外国人労働者は一・五％、トルコ人労働者に限定すれば、一四・三％である。失業率は現在ほぼ一〇％を上下しているが、その内外外国人労働者の失業者数は約三五万人、失業者にしろる外国人比率は一五％である。

それに伴い社会扶助を受ける外国人も増加する。外国人の社会扶助受給者数は約八一万人に達し、全受給者の約二二％に達している。国籍別受給者数は明らかにされていないが、その在独数および失業率からトルコ人の占める割合は高いと推定される。それ故ドイツ人の一部にとっては、国民ではない住民への社会扶助に対する不満と社会扶助の負担感の増大が、外国人へ

の暴行・排斥や外国人住宅への放火・襲撃を引き起こす原因にもなっていると考えられている。

四 〈定住権〉という「市民権」

こうした事態は、国民をその享受者に想定していた社会国家の基礎を掘り崩すことになる。社会権は国民国家の成員である国民という名の市民に与えられるものであるはずだった。つまり国籍は市民権を有することであり、逆に市民権を有するためには国籍が必要とされるというのが伝統的な考え方であった。

ドイツでは社会国家は憲法的規定（基本法二〇条「民主的にして社会的な連邦共和国」、基本法二八条「民主的、社会的な法治国家」）であり、基本法ではドイツ人とはドイツ国籍を有するものの、ドイツ民族に属するものと規定されている。「ドイツ人はドイツ人として生まれる」といわれるように、Volkという民族概念による国籍の血統主義は、外国人を国民に組み入れるメカニズムを内包していない。

一方で世界人権宣言、ILO六六条、国連総会の移住労働者保護条約（一九九〇年）にみられるように内外人平等の原則が要求されている。それ故に国籍とは区別される「市民権」の考えが必要とされる。外国人労働者が定住化し、家族を呼び寄せ、彼らもまた国民国家を現実構成するものになると、国籍と市民権の連鎖を解く必要がでてくる。これまでは国民国家は国籍という形で政治的及び文化的共同体への人々の帰属を要請し、外国人に対して「同化」を要求してきた。しかし定住する

外国人労働者は「同化」はしない。彼らは自国の文化を持ち続けようとし、文化共同体を外国の中でも形成しようとする。

国籍と市民権の連鎖を解くというのは、国籍が政治的・文化的共同体への帰属のみを意味するとすれば、市民権は政治的・文化的多元主義や多元主義の考えに近いが、それと同じではない。文化的多元主義や多元主義は、同一の国籍を前提として、その中での多文化であるが、ここでは国籍の同一化を前提としない中での政治的共同体の多文化である。マーストリッヒ条約による欧州市民権という構想がそれである。B「国民は「外国人」ではない」という考えは、個別的な国籍が異なっても、EUという政治的統合体の中では市民権が保障されるということである。したがってCは、国籍と市民権を分離する、初めての政治的共同体として登場している。

「市民権」には、参政権などの政治的権利と社会保障制度を受ける「社会経済的権利」がある。合法的長期滞在者であり、経済活動に参加している外国人労働者は、一方では福祉サービスを受ける権利を獲得し、他方では国民ではない住民市民として、その範囲での意志形成にかかわる政治的権利の獲得を当然に要求する。しかしこの「市民権」要求は直接には国籍の取得とは結びつかない。「帰化」を伴わない市民化によって市民権と国籍との区別が要求される。「定住権」とは「帰化」を伴わないで市民化をする定住外国人に保障された「市民権」のことであると見えよう。

「市民権」を獲得した定住外国人は、国民とも従来の外国人とも異なる新しい市民である。国民が政治的・文化的内部者として国籍の取得とそれに伴う権利と義務を持つのに対して、従来の外国人は政治的・文化的外部者として、人権の範囲内での権利のみを主張でき、国家の「恩恵」の範囲でそれを享受してきた。これらとは相違して、「市民権」を獲得する定住外国人は、文化的外部者でありながらも政治的・内部的者として、権利として政治的共同体の「市民権」をもつ。彼らは一つの国の定住者でありながら、二つの国に所属し、二つの社会を同時に生きる。精神は故郷の国と社会に、身体は今ある国と社会に置いている。

denizenとも呼ばれる、この新しい市民たちは、社会国家、福祉国家が想定していなかった住民である。社会国家や福祉国家が、長期滞在する外国人に社会保障などの市民的権利を付与するのは、彼らが帰化という形で国民化し、政治的・文化的内部者化することを期待しているからである。しかし「市民権」を獲得する外国人労働者の現実には、将来の帰化というその政策意図に反して、帰化の促進を図ることはならず、逆に帰化を鈍らせるものとなるのが容易に想定される。国民と外国人との間の権利の格差が大きいときには、帰化という形での国民化によって得られる利益は大きいけれども、その権利の格差が小さくなると帰化に伴う利益は減少し、帰化への意欲が削がれる。

以前だと外国人は国籍を取得することで市民権を獲得した。新しい市民は、国籍取得なしに市民権を持つ。彼らはかつての

移民のように母国とのつながりを断ち、定住した国への同化を
目指す労働移民とは異なり、外国へ定住していても出身国や移
民コミュニティへの絆を持ち続け、出身国の文化や伝統、生活
習慣を保ち続ける。そうした場合、生活をする上で政治的・経済
的に国民とほぼ制度上の差別がなくなると、国民化される帰化
への意欲が減退するのは当然であろう。こうして社会国家、福
祉国家は、国民と「市民権」をもった定住外国人という新しい
市民によって構成される。

そのことが逆に、国民の側からすれば、国民の権利と新しい
市民の権利が対等化することで、憲法的規定である国民の権利
の享受が相対的に低下したと感じられるであろう。その結果と
して、価値剥奪感に伴う外国人排斥の心理的メカニズムが生じ
ることがある。現代社会は「儀礼的無関心」(E. Goffman『集
まりの構造』)によって、成員相互間の社会秩序が保たれてい
るとされるが、国民の負担の増大が生じ(例えば税負担)、文化の
違いの顕著な現れが公的・市民の場面(例えば学校現場)に持
ち込まれてくると「儀礼的無関心」は放棄され、国民ではない
マイノリティの排斥が起こってくる。とりわけ経済的社会的後
退が生じている場合には一層危機的になる。統一後のドイツで
「ドイツはドイツ人のもの」と言われたり、一九九二年にメル
ンで、一九九三年にゾーリンゲン、ロストックなどで発生した
トルコ人住宅への放火や外国人居住地への襲撃事件は、一部の
右翼排外主義者の行動であれ、このことを語っている。このよ
うな行動を起こさないまでも、国民の一部にこのような心理が

住み着き、外国人定住者への「差別」を要求するようになるの
は、想像に難くない。これはドイツのような「非移民国」だけ
のことではない。建國そのものが移民国であるアメリカでも、
改革された社会福祉の差別的措置を避けて、一〇五歳の老人が
米国籍を申請したり、オーストラリアでは、女性下院議員が先
住民であるアボリジニーやアジア系の移民への人種差別発言を
し、それが国民の少なからぬ部分(新聞報道では四八%)に、
膨らむ社会福祉費への反発から支持されたりしている。

まさにこうした現象は、国民国家および国民の中で、国民で
はない市民の登場と彼らの社会的同権を、突き詰められると認
めようとしない、あるいは認めようとしないことの現れで
ある。

五 終わりに

ドイツで実施されてきたような外国人労働者の受入は、資本
の需要に応じて労働力を調達し、不必要になったときに帰国さ
せる装置として、社会国家の介入による労働市場の開放であっ
た。社会国家は、それによって国民への高い福祉を「約束」で
き、外国人労働者には本国と比べて絶対的に高い賃金を「約
束」した。

そしてその構図が破綻をした。木前利秋が言うように、ドイ
ツの外国人労働者問題は、資本主義的世界経済の展開が社会国
家の介入主義政策と結びついた地平で成り立った問題である。
それは一方では一国単位からは捉えきれない労働市場の国際化

が、他方では国際的労働市場への国家介入の展開が問題を構成している。国際社会のグローバル化は、国民国家が一国的枠のなかで地域開発政策や社会政策、福祉政策によって社会問題を解決しようと努力してきたのと同じように、国際社会に対して、グローバルな規模での地域開発政策や社会政策、福祉政策を要求しているのではないだろうか。

マルクスは一五〇年前に産業労働者の問題を「社会問題」として提起し、今日それは社会国家、福祉国家によって「解決」が図られたかのように見えた。しかし国民国家的社会国家は、グローバル化のなかで、移住労働者問題という、「先進国内途上国問題」として、新たな「国際的な社会問題」を生み出し、社会国家の基盤そのものを掘り崩そうとしている。

国民国家を前提とした一国的社会国家は、国境の壁が低くなった現在、維持が困難になりつつある。政治、経済、文化のグローバル化の進行の中では、国民国家そのものが変容しなければならぬ。福祉そのものもグローバル化の進歩の可能性を発見しなければならぬ。構想されてきた社会国家、福祉国家は国民国家である。それは、政治、経済、文化のグローバル化、トランスナショナル化の進行によって、その理念的構成を維持することができなくなっている。それが社会国家、福祉国家を困難にさせている。グローバル化の進歩の中で新しい国家思想、社会思想が必要となつていく。そしてそのもとでの福祉が求められるであろう。それは多分、国民や定住外国人の福祉とともに、送りだす本国での住民

の福祉をも含みこむようなグローバル化した福祉として構想される必要があるだろう。なぜなら「先進国内途上国問題」は、途上国問題の解決なしには解消しえないからである。

そうしたグローバル化した福祉は、ヨーロッパ市民権に展望を見いだせるかもしれない。国境での人のコントロールを撤廃したシェンゲン協定（一九九〇年）のもとでは、ローマ条約一条にあるように社会保障制度の統一が、ヨーロッパ統合の目標・課題としてあがっていた。しかし各国の制度の調和は、一九九三年の統合の時点で実現するのは不可能であると断念された。しかしヨーロッパ共同体は、国民国家の国境を越える社会共同体として構想されているかぎり、域内での社会福祉の統一は不可欠なるであろう。そしてそれは国境を越えるという意味で、グローバル化する福祉への第一歩の試みになろう。

マルクスに刺激され、あるいは社会主義思想に刺激されて国内における不平等の「緩和」としての社会国家・社会福祉は国民国家的「解決」をはかろうとしたが、その国民国家そのものがグローバル化の進歩の中で矛盾を露呈し、「想像の記憶」（バリバール）「心象歴史」（サイド）であることが明らかになるにつれ、国内的不平等の解決は、国際的不平等の解決という課題を追求することに直面している。社会国家、福祉国家の限界とは、国民国家であることよって生じてくるものといえる。我々に迫られていることは国民国家意識を超えなければ、福祉は前進しないということであろう。

- Anderson, Benedict: *Imagined Communities*, 1983. (白石隆、白石石
 彦訳『想像の共同体』リポロキート一九九一年。)
- Featherstone, Mike (edit): *Global Culture*, 1990.
- Giddens, Anthony: *The Consequences of Modernity*, 1990. (松尾精文、
 小幡正敏訳『近代とはいかなる時代か?』而立書房、一九九三年。)
- Kaiser, Hans-Rainer: *Staat und gesellschaftliche Integration*, 1977.
 (井上純一、芦田亘訳『フランクフルト学派の国家と社会』昭和堂、
 一九八四年。)
- 梶田孝道『国際社会学のバースペクティブ』東京大学出版会、一九九六
 年。
- 小島蓉子、岡田徹『世界の社会福祉』学苑社一九九四年。
- Ritter, Gerhard, A.: *Der Sozialstaat*, 1991. 木谷勤、北住炯一、後藤俊
 明、竹中享、若尾祐司訳『社会国家—その成立と発展』晃洋書房一
 九九三年。
- Sklar, Leslie: *Sociology of the Global System*, 1990. 野沢慎司訳『グ
 ローバル・システムの社会学』玉川大学出版部一九九五年。
- 須郷登世治『独英日対訳ドイツ憲法の解説』中央大学出版会一九九一
 年。
- 社会保障研究所編『外国人労働者と社会保障』東京大学出版会一九九一
 年。
- Waters, Malcolm: *Globalization*, 1995.
- 山之内靖、姜尚中他編『若波講座社会科学の方法— グローバル・ネ
 ットワーク』岩波書店一九九四年。

シンポジウムII 討論

司会(安川) 昨日ご報告いただいた三人にも壇上にあがって
 いただきましたが、まずは本日の四人に対する質問についてま
 とめて報告者にお答えいただきます。

後藤 水田洋会員より、バウハウスの役割はどのようなか
 という質問ですが、社会国家に対する直接の役割という意味
 でなく団地建設という意味で理解させていただきます。バウハ
 ウスというのはアヴァンギャルド的な実験工房という性格が強
 い。この動向をより強く推進した建築家がバウハウス周辺にい
 て、革新的な建築思想を実践していこうとしました。そこで、
 実験的アヴァンギャルド的な運動が挫折し非常にせまいところ
 に押し込められていく中から、ノイエ・ザハリヒカイト(新即
 物主義)というかたちへと建築家が移行していく。その移行の
 具体的な実践領域が団地建設だった。バウハウスが直接、団地
 建設の主要な推進力だったとは必ずしも言えません。

久場 水田洋会員と水田珠枝会員から。まず水田洋会員のご
 質問。私はヒルドマンとしましたが、彼女のいう第三段階のジ
 エンダー分離の実態がわからない、どういうことか、というこ
 とです。具体的に挙げますと、一つは例えば労働市場の性別分
 離、職種分離、もう一つは親休暇制度をめぐってです。強制が

なければ男性はこの休暇をなかなかとらない。育児はまだ圧倒的に女性が担っている。第三段階ではすでに政治及び労働市場で男女平等の位置付けを与えられていますが、しかしいま述べたような分離を克服しえていません。

二番目のご質問。ヘレン・ブルムはなぜスウェーデンを取りあげたか。スウェーデンをも高度工業国における先進的な福祉国家に含めている、ということだと思います。それからアツカー論文でなぜデイスコースが問題となっているのか、というご質問。福祉国家の改革過程をジェンダー視点から捉えれば二つの規定原理を析出でき、一つは階級デイスコース、もう一つはジェンダー・デイスコースである、というようにまとめているでしょう。

四番目のご質問。以上三つの(ヘルドマン・アッカー・ブルム)論文と、結論として私が「今後のために」として二つ挙げた論点がどうつながるのかについてですが。私が三つの論文の共通点として取りあげたことが「今後のために」の論点に関係するからです。福祉国家そのものを再編成する主体である女性、という視点と、福祉国家をジェンダー化するという視点です。それは三つの論稿に共通しています。

五番目に。では女性の政治参加によって何がどう変わるのか。これは先程の、第三段階におけるジェンダー分離に關係してまして、とりわけ政治参加を重要な課題としています。実際スウェーデンでいま起きている変化は、女性が政治・政策決定の場に自ら出ていくということです。では、何がどう変わるか

ですが、まだ解決されていない問題、子育てとか介護とかのインフォーマルな部分など様々な労働における男女平等の分担、この問題だとみています。

水田珠枝会員のご質問。第三段階のヘルドマンの規定で両方とも地位契約と言っているが差別化のカモフラージュではないか。カモフラージュという捉え方ではなく、分離・統合の展開過程がより進んだ段階として位置づけていると思います。それから水田珠枝会員はもう一つ、福祉混合経済について非常に具体的な問題提起をされています。イギリスではコミュニティ・ケアにおいて各セクター間の調整などで管理費用が増大しており、福祉の実態に対する市民の監視組織を考えるべき、との提起です。

司会 ありがとうございます。次に筆宝会員お願いいたします。

筆宝 北村浩会員から。政治的エコロジー派の主張をするこの自体は非常な説得力をもつがエコ派のもつネガティブな歴史、ファシズムとの関係、非合理主義的・反近代主義的側面との関係を明確にしないと、政治的主張として自立したものにならないのではないかと。事実ドイツではエコロジー的主張に対してこうした疑問が投げかけられていたが、この点はどうか——と以上のご質問に対し、私は、ドイツの場合は要注意だと思えます。ドイツの緑の党を手放しで正しいとは思わない。ただ、生産力第一主義に対する批判は理にかなない、必ずしも近代合理主義が正しい訳ではない。時代批判の意味をもっている。その

点ではドイツの緑の党とフランスの緑の党は協力できる。結論から言いますと、フランスの場合卓抜な議論や構想は多いが、いざという時、ムルロワ環境での核実験をやり過ぎたように、ノンという強烈な実行がでてこない。そうしたユートピア先行の面は批判しなければならぬが、ファシストとの関係は、フランスについてはない。ドイツについてはあり得たことですし、そこは歯止めをはずさないよう批判すべきと思います。

水田洋会員から、あるべき福祉国家はどうすれば実現されるか、とのご質問。フランスに関しては、福祉国家そのものがある意味でたそがれがかつていいる。経済機能・通貨機能・政治機能が衰え国家という概念が広域化していくという問題をもって、射程に入れていかなければならない。とはいえ、フランスの方向性としては福祉国家そのものを手なおすということにはならないでしょう。

それから、水田珠枝会員から福祉混合経済のイギリスの監視制度についてご指摘いただきました。日本の場合しかりませんが、日本の福祉国家はあまりにも保健福祉のようなものに頼りすぎです。保健の補助とかではなく、公的費用をもっと少子・高齢の福祉介護に使うべきだと思います。私の考えとしては、一つ一つ福祉特区（中国に経済特区があります）のようなものを各地につくり、受け入れの港にしていくな。そのような日本の福祉国家像を描いています。監視組織については、福祉パワ―の問題を考えています。監視だけでは弱い。もう少し自治体に金を持たせる。行政とNPOは、監視だけでなく政策を提言

したり、実際に組織をつかったりして戦力になるようなあり方があると思います。

司会 ありがとうございます。では最後に井上会員お願いします。

井上 水田会員から、労働力の国際化と情報の国際化とは次元が違うのではないかとのご質問です。基本的には次元が違います。例えば労働力の国際化には途上国から先進国などへの労働力の移動が行われます。情報の国際化では、ローカルであれ世界的な中心であれ、ある地点で起こったことがすぐ国際的に知れわたるといふ意味で、両者は次元が違う。ただし、私は情報の国際化という言葉は使わず、メディアの発達という言葉を使いました。メディアの発達が特に途上国の人々にとって世界が身近なもの、あるいは一つになっている。その結果として、具体的に労働力の国際化が起こると、私は考えています。

司会 ありがとうございます。では昨日の報告者にも登壇していただいたので、前もって報告者相互にご質問がありましたらどうぞお願いします。

水田 二つ簡単に述べておきます。まず福祉混合経済について。この問題は、国家財政の削減を目的としています。その結果として、女性の負担の増加が出てきます。これは警戒しなくてはいけない。もう一つは福祉混合経済そのものの問題。公的扶助と市場経済、インフォーマルないしボランティア、この三つのセクターを一緒にした混合経済ですが、これを調整するのはたいへんなんです。時間とお金、労力がより多くかかってし

まう。けっしてバラ色でない話がイギリスでは出ている。ではどうやっていくか。公的福祉を中心に、監視機構をきちんとくつていく必要がある。

もう一つは、日本の女性運動の中で「家庭も職場も」といったスローガンが出ておりますけれど、たしかに「家庭に帰れ」というスローガンより一歩前進でしょうが、これはけっして平等を実現するものではない。男性ももっと家庭の仕事をやれという要求を出さなければ全然事態は変わらないのです。

司会 ありがとうございます。フロアーの方からご意見、ご質問がよろしくございます。

水田洋 質問の補足です。先程あるべき福祉国家としたのは、実は日本の政治状態についてどこをどうしていくのか、という処方箋がほしかったのです。それから久場会員への質問は、原文にはティスコースという意味は全然ない論文なのに、なぜそれをティスコースと捉えたのかということ。それから、第三段階の分離について聞きたいと言ったのは、結局それは後戻りしているという感じがあったからです。

司会 ほかに、ごさいませんか。

橋本剛 (北海学園大学) 筆宝会員の資料にリビエツツの『緑の希望』の中の言葉が引用されていますが、その内容を全面肯定する意味で引用されたのですか。私は、やはり資本の論理の支配というところに問題解決のカギを見ないと、福祉問題自身がボケていくと思うので、お答えをいただければと思います。

千石好郎 (松山大学) 井上会員の結論のところですか。マルク

スは一五〇年前に産業労働者の問題を社会問題として出したんですが、それは一応解決したとおっしゃった。けれども現在はグローバルなかたちで、国際的なかたちで社会問題が出てきたとおっしゃる。それと、久場会員は労働者階級の問題だけでなくジェンダーの問題も加味して考えるべきとの視点を出された。それに対して私の考えでは、社会国家といっても先進国の問題になります。先進国の国民が享受している状態は全世界から見たら特権的な状況にある。そのような視点から、例えば一九世紀のマルクスの限界をどう乗り越えるかといった問題を考えなければいけない。そのあたりについて昨日と今日ご発表の方々におききしたい。

堀田誠三 (名古屋経済大学) 福祉に関連して看護労働と介護の問題を出されましたが、その看護労働に外国の人を入れるというのは、現在の移民労働者の問題と絡めて言えば、悪くすると二重の切り捨てのような感じを受けます。どのようにお考えですか。

司会 ありがとうございます。いままでの質問を踏まえて、まとめのお話をお願いします。小野島会員からどうぞ。

小野島 まず、昨日発表したハーバーマスの考え方、社会国家批判から公共性における討議の原理の提案という方向性の中には、基本的に一つ重要なアクターがある。つまり、批判的言説というのは、いったいどんなアクチュアリティを持ちうるのか。公共性の討議が何らかのアクチュアリティを持ちうる方向にいかない限り、批判的言説というのはいくら重ねていつて

も無意味になってしまう。現代において社会国家の未来を整合的に描くとか、福祉国家のあるべき姿を描くというのは不可能に近いので、たえず批判的言説によって資料的によりよいものを求めていく。よりよいものを批判的言説とそれを汲みあげるシステムの動き、これがどのように連動できるか、その条件、これを議論しているのがハーバーマスの一つの問題提起だと思えます。例えばこれは社会システムの方からみれば完全にノイズだから無意味だと切り捨ての議論を当然でできます。つまりこの条件をこれから議論して、言説が全体としてうまく連動してくる条件を考えていくことが最大の課題だと思えます。

司会 ありがとうございます。次に順番でお願いします。

水田珠枝 一言だけ申します。マルクス以後の国際連帯をどうみるかということですが、現在では南北格差を是正するのが先決ではないか。平等な条件、連帯できる条件を作らないと連帯の問題は出てこない。

筆宝 まずリビエツツの引用文に賛成か反対かということですが、この引用はリビエツツがどう考えているか紹介するためのものので、私自身が賛成とか反対とかではありません。ただ私の考えを言いますと、エコロジストのマルクス主義・共産主義此判の基本をついていることはよくわかります。それから、開かれた福祉とは、アジアと共に歩む福祉です。では、マルクスをどうみるかという問題ですが、一九世紀のマルクスは生産力発展に非常な期待をした点、西欧中心的な考えや人間観・自然観・唯物史観などは此判すべきです。マルクスの直観は認める

けれど、それなりの時代の制約や限界もあった。最後に、少子化と介護の問題ですが、福祉労働は3Kに尽きるものではないと思う。福祉職をめざす人材を育て、子沢山なアジアの心ある若者にも来てもらいたいし、よく訓練して熟練形成をはかる受け入れ体制にもっと改善すべきです。不法就労扱いなどせず

久場 水田洋会員のご質問について。デイスコースの問題ですが、アッカーのスウェーデン語の論文にはたしかにデイスコースという語はない。実は、アッカーはまず英語で論文を書きました。私はスウェーデン語を読みませんが、スウェーデンに行っていた時に英語の論文を読みました。それで、英語の方を使っているかとオレゴンの大学に問合わせましたら、けっこうだと言っておりました。つまり彼女自身が分析用語としてそれを使っているということなのです。

それから、水田珠枝会員のご質問について。国家財政削減としての混合福祉経済という面はたしかにある。ただ私がこだわっているのは、否定的な意味、なり行かなくなつた福祉国家を安上がりにし国家財政を助けるといったネガティブな側面だけでこの問題を出してきたのではない。要するに国家権力の社会的コントロールです。あるいは政治を日常的、具体的生活に引き込んでいく、この問題にはそういった積極的な側面があります。そのほか、筆宝会員の第三世界の若者についてのご指摘には、少々賛成しかねます。つまり、アジアの女性たちがこちらに来るとするのは、アジアの高齢者は放棄されたまま、いわゆ

る看護婦さん、フィリピン・ナースが日本に入ってくるといった一面をもっている。ですから筆宝会員が積極的におっしゃった面だけではとても済まない面があると思います。

井上 いくつか的印象的なことを話します。先程欧州市民権という言葉を使いました。EUがやろうとしている欧州市民権の中には社会保障の統一的な制度化ということが最終的な目標になっていきます。ただし、欧州市民権というのは豊かな北だけの領域内での問題ですから、それすらできなければ南北を含めた社会保障の展望は描ききれないでしょう。それから、福祉における具体的な男女あるいは具体的な男という視点について。それを念頭におくのはいいとして、それが実は先進国の男であり先進国の女である、ということだっておりうる。途上国の女と男の上に乗って先進国の女と男が社会福祉を享受している。

後藤 私からは官僚制について一言お話しします。先程混合福祉論とか混合福祉システムの問題が出ましたが、ドイツではそれについてかなり議論が進んでいます。先程の私の報告でも行政官僚制と居住者の問題を中心に論じましたが、福祉の最前線として当面問題になるのは、やはり地方自治体の官僚でしょう。今後どういう形で行政官僚制的な福祉国家・社会国家に対して新しい社会的自助グループ（ソチアール・ゼルプストフイルフェ）が拠点になりうるか、どう構築していくのかということと、ミッドゲシュタルトUNKという言葉を中心に展望できると考えます。

川越 福祉国家あるいは社会国家の両義性についてと、さら

には、社会国家・福祉国家が経済成長・国民国家・近代家族という側面によってきわめて強いバイアスのかかった制度なのだということについて、この二日間のシンポジウムではほぼ共通した認識ができています。この意味はけっして小さくない。その上で三点ほど感じたことを簡単に話します。一つは、そういう共通認識が成立したことを前提にして、我々はもう少し過去の歴史的な経緯あるいはそこにみられる社会国家、福祉国家の多様な歴史的経験について具体的に検討してみる必要がある、ということです。

二点目は、それとかわかることですけれど、ヨーロッパの社会国家・福祉国家が歴史の中で動いていく上で、社会的民主主義といった理論、理念が広く受け入れられていることを無視できない、ということです。その点、日本の状況を考えると、社会的民主主義の側面は国も地方も含めた官僚制が代行してしまっています。

三点目。福祉国家の両義性なりその問題点なりについての共通の了解が成立したとして、ではこれからどうするのか。これを考えるには二つの道がある。一つは、この社会国家の危機とか病理とかいわれるものは治療可能で、そうすることで健全な福祉国家ができる方向です。もう一つ。ある社会システムが病んでいる、そのことを我々が語るることによって病氣そのものを再生産しているということ。それを踏まえるならば社会国家そのものを、あるいはその考え方、制度そのものを脱構築する。あまり病やまわのたとえをするのはよくないのですが、福祉

国家という制度の病の不治性を念頭に入れた議論、考察を忘れてはならないと考えます。

司会 ありがとうございます。シンポジウムをはじめるにあたって予測していたように、福祉国家の大前提とされてきたものが、いまゆらぎはじめています。これが二日間にわたる七つの報告をおして明らかになったことであると思います。高度に発展した資本主義のもとの「持続的な経済成長」という点においても、またそれを前提とした「社会民主主義」という政治システムにおいても、「国民国家」という枠組みについても、そしてフェミニズムが批判する「性別役割分業」という問題においても、福祉国家はこれを強化し、この枠組みの中で問題を解決しようとしてきたことは明らかであります。問われているのは、福祉国家のやり方ではなくその枠組み自体であるということであります。

そうだとすれば、福祉国家を再編する、あるいは福祉国家を乗り越えるとはどういうことなのか。あらためて問わなければならないと思います。フェミニズムが提起した問題にひきつけて言えば、第一に、女性抑圧の場として批判されてきた「家父長制」家族、つまり近代家族の「保持」と「解体」のダイナミズムをどうみとおすか。このダイナミズムをうごかす基本的なモメントはどこにあるのか。母性と出生率の低下、失業と労働権の保障、そして貧困と生活保障などの問題が、「家族」や「持続的な経済成長」や「国民国家」の枠組みを解体し、再構築していく上で、どう組み込まれ、どう位置づけられるのか。

個人の自立と平等というフェミニズムの提起する問題がこの福祉国家脱構築の原理としてどうはたらくのか、社会思想史研究者が取り組むべき大きな課題だという気がいたします。最後に、清水会員から今回のシンポジウムのもとめをお願いします。

清水 七人の報告者に様々なお話をうかがいました。非常に幅広い問題、そしてなおかつ各々のご報告者の専門の深さをおうかがいした次第です。それにいたしましたとしても、会場の皆さまには、長時間熱心に討論していただき、主催者側としまして感謝の念にたえません。これにて第二一回社会思想史学会大会シンポジウムを終了させていただきます。

東畑精一のファイリピン

—「植民政策学」から「地域研究」への展開—

「報告」 盛田 良治

太平洋戦争開始にともなつてファイリピンに侵攻した日本軍は、一九四二年一月に開始される軍政のもと、この地域における円滑な施政のための種々の調査研究活動を行った。なかでも軍政最高顧問である村田省蔵の構想に基づき組織された「比島調査委員会」は、蠟山政道など「昭和研究会」関係者を中心とする当時の第一級の知識人をスタッフに擁する傑出した存在であり、彼らは翌一九四三年初めから九月までファイリピン人研究者、行政官と交流を深めつつ精力的な活動を展開して『比島調査報告』の名で知られる全四篇の詳細な報告書にその成果を集めた。このグループには、軍政諸施策のための資料収集を直接の目標としつつも、「大東亜共栄圏」建設の枠組みのなかではあるが、ファイリピンにおいて「中産階級」を育成することによって従来 of 対米依存関係を清算し、社会問題の根本的解決をめざすという問題意識が色濃く反映していたとされる。この「比島調査報告」の「第四篇 経済」を担当した農業経済学

者・東畑精一（一八九九—一九八三）は、同時に、東京帝国大学経済学部での新渡戸稲造、矢内原忠雄らに引き続く「植民政策」講座の担当教授であった。

東畑精一における「植民政策学」の方法論的展開は大まかに三期に区分されると考えられる。第一に「植民政策」主任教授に就任した一九三九ころまでの、農政学および農業経済学プロパーの研究者としての東畑「植民政策学」前史ともいべき時期、第二に一九三九—四三年の東畑「植民政策学」の形成期というべき時期、第三は、彼がファイリピンでの現地調査を行った一九四三年から、日本の敗戦によつて「植民政策学」自体が終焉する四五年までの同じく展開期というべき時期である。以下、この時期区分に従つて検討を加えていくことにする。

第一の時期とは、すなわち彼が農業経済学者として、朝鮮および台湾からの植民地からのコメ輸入の影響また日中戦争下での日本農業の構造変革など、同時代の農業問題について積極的に発言した時期である。彼は日本の農業構造の分析にシュンペーター的な近代経済学の枠組を適用し、『日本農業の展開過程』（一九三六）をはじめとするいくつかの業績を生み出したと評価されているが、これらの著作のなかで彼は「経済主体」としての日本農民の分析を行い、「物納小作制」に関する議論などに代表的なように、小農（小作農）を「単なる業主」として低い評価を与えた（『農村問題の諸相』一九三八）。

こうした前提に基づき、彼は一九三〇年代の農政に対して積極的な政策提言を行った。その第一はこの時期の「小農維持政策」すなわち自作農創設政策への批判であり、第二に日中戦争による戦時経済への移行を、日本の農業構造革新の契機として捉えたことである。前者の内容は、「経済主体」としては未熟な小農に農地を与えても、そのままでは日本農業の構造的な脆弱さは解決できない、というものである。後者に関していえば、この時点では日本農業の改造という国内的視点に止まっているが、一九四〇年になると「東亜新秩序」建設のなかでの日本農業と「東亜農業」の競合という形へと発展していく（「東亜新秩序の建設に於ける日本農業」）。

二

第二の時期（一九三九―一九四三）においては、東畑的「植民政策学」の特徴とされるものが次第に形成されていくのであるが、「植民現象」に対する彼の関心の中心は、戦後の回想によるならば「異なる社会（文化）の接触」という点にあった。これこそが帝国主義政策と植民地との関係を主題とした、彼の先行者である矢内原忠雄の「植民政策学」との大きな相違であろう。

東畑「植民政策学」の特徴は、まず第一に、同時期のフアーニヴァル『蘭領東インド』（原著一九三九）ブーケ『東インド経済論』（同・一九四〇）モーニエ『植民社会学』（同・一九三三）などにより世界的な潮流として形成されていた植民地での社会

変容についての議論に基づき、「植民地社会」を「二元的社会」「二元的経済」として把握したことである（東京帝大経済学部講義「植民政策」一九四一）。この際、二つの社会システムがどのように異質であるか、という問題は東畑においては「経済主体」「経済意識」の差異として語られたが、これは第一の時期において彼が確立した分析枠組の転用であることは明らかであろう。そして植民地社会において併存する「資本主義社会」と「前資本主義社会」において、前者の後者への浸透をどのように実現するかという課題が、「植民政策」の軸として設定されたのであった（「植民学の大観」一九四二）。

第二は、「逆植民」現象の重視である。ここでは第一の時期で示された日本農業と「東亜農業」の競合という総力戦体制の下での言説が、一般化、概念化され、植民地経済の開発論に転用されているが、この段階においても未だ、国内の矛盾を対外侵略で解決するという国内的視点の範囲で語られている（「逆植民」一九四三）。

三

第三の時期（一九四三―四五）においては、ここに至るまでに形成された植民地分析の枠組がフィリピンというフィールドでさらに深化された。この時期の日本植民政策学は、一九四二年四月の大日本拓殖学会の発足に見られるような、総力戦体制の言説に「大東亜共栄圏」の建設により密着するかたちで、独立した一分野としての形成をめざそうとした。そして東畑もこ

の動きに一定関与しつつ、待
めていったのである。その中
としてのフィリピンでの現地調

比島調査委員会(以下、^調

を「共栄圏」の枠組のなか
を保ちつつ行われた研究と
の評価は、先に述べた、調

省蔵の施政構想に基づく、
性格によるものだと考えられる。

『調査報告』のなかで示された彼のフィリピン経済への関心
の第一としてあげられるのは、第一に「アングロ・アメリカの
帝国統一」に對置するものとしての「逆開発」の提唱である。

これはそれまで日本国内からの視点に限定されていた「逆植
民」現象への関心を、植民地社会の側から捉え直したものとし
て注目されるが、しかし政策提言としての「逆開発」は現地で
の物的および人的資源の調達を至上の課題とする日本軍の占領
体制のなかではほとんど実現可能性を持たないものであった。

第二は、植民地社会における「経済意識」に對する認識の深化
である。これは『調査報告』の担当部分をエラボレートしたと
される同時期の論文「比島人の経済意識」(一九四四年『国家学
会雑誌』に二回に分載)とともに、戦後彼が設立に関与したア
ジア経済研究所を中心とする地域研究者の回顧のなかで東畑
「植民学」の功績として語られ、また現地調査を徹底的に重視
する戦後の「低開発地域」研究の原点ともいえる発想となった

『社会経済史研究』No.21(1997)「東畑「植民」正

訂正箇所 : 170ページ上段二行目

誤 : 「この理念が」

正 : 「この理念から」



をもたらしした。すなわち各大学での同名の講座が廃止され、
「国際経済論」などへ改編することが余儀なくされたのである。
このような「断絶」は、結局のところ「植民政策学」が政策学
の枠組みから離脱できず、社会科学とはなり得なかったことに
由来するものであろう。

しかし戦後においても、東畑の「植民政策学」は「植民地社
会」異文化の「接触」という視点を有していたと評価されたがゆ
えに、アジア経済研究所を中心とする開発経済研究、地域研究
のいわば「原点」として戦後も生き延びたといえる。戦後の著
作『アジア諸国の諸問題』(一九六三)において、東畑は植民
地経営の「二つの側面」を語っているが、そこでは支配、榨
取、抑圧の側面を「植民地主義」として切り捨てて一方で、
「開拓(者精神)」および「開発」は後進国援助の現代的課題と
して語られている。こうした見解には、戦前「植民政策学」か
ら戦後「地域研究」までの彼の一貫した「植民地」観が読みと
れないだろうか。

「主」とみなした日本農民と
「出し、農地改革でなく地主
の近代化をすすめることを主

平が統治してきた植民地の喪
失政策学」の解体という事態

質疑応答

崎山政毅（京都大学） 東畑の植民政策論は労働力というモメントが大きな比重を占めており、そこに一般的に「異なる社会」あるいは「異なる文化」接触という性格を見ることは、その本質からはずれていないか。

盛田 「異文化の態様」を労働力の問題に還元するような見方は、戦時期に流行した「南方文化論」に共通しており、東畑もそれにくみするが、確かに「異なる文化（社会）の接触」という表現は問題の本質（労働力の問題）を見誤らすことになるかもしれない。

植村邦彦（関西大学） 東畑の「逆植民」という概念は、古典派的な水平分業、競争的市場の拡大を意味すると思われ、他方「逆開発」概念はいわゆる植民地的な垂直分業であろう。この両者の間にある転換は、なぜ、どのようにして生じたか。

盛田 東畑の「逆植民」はリカード的な「水平分業」に依拠していると思われるが、それが「逆開発」に発展していく経緯としては、「米国依存の構造」克服のために、「アングロ・アメリカンの帝国統一」に對置するものとして、提起されたものと推定しうる。

中山智香子（早稲田大学） 「経済意識」概念とはどういうものか。またそれが階級対立概念と對抗関係にあるとはどういう意味か。

盛田 「経済意識」というのは経営者意識、企業者意識のこ

とで、これを重視して、農民にこの意識をもたせるのが、東畑の小農維持政策であった。東畑の「階級対立」概念はまだよく把握できていないが、一般に農村社会を地主の支配関係つまり階級対立から分析する場合は、東畑の経済意識重視の立場とは距離があり、對抗関係にあるといえよう。

水田洋（名城大学） 一 「比島農地制度概要」の著者は誰か。

二 ブーケ、ファーニバルの刊行年は、原著か翻訳か。

盛田 一 「概要」の著書は比島軍政監部産業部である。二 ブーケ、ファーニバルの刊行年は原著のものである。

（司会 畑 孝一）

自由論題 2

ナチズム下の法思想における

ヘーゲルの位置づけ

「報告」 金澤 秀嗣

問題の所在

ナチス法思想に関しては既に多くの優れた先行研究がある。だが意外にも、ヘーゲル法哲学が及ぼした影響に焦点を絞ったものはほとんど見当たらない。そもそもナチス法学においてヘ

ーゲル法哲学はどの様に受容され、またいかなる面で評価され
 或いは拒否されたのであろうか。かかる興味深いテーマを扱う
 にあたっては、ワイマール末期以降に伸張した新へーゲル主義
 法学の動向を時系列的に把握し、わけてもその主要概念を詳細
 に吟味する必要がある。そしてそうした分析を踏まえつつ、
 翻って「ナチス特有の権威主義的な法観念を招来した帰責性が
 果たしてへーゲル法哲学に認められるのか」という問題に対
 して一定の回答を得ること、これが本稿の目的にほかならな
 い。

一 ナチス法思想の特徴——その自然的傾向——

考察を進める手掛かりとして、取り敢えず民族社会主義の法
 観念を自然法論との関連で捉え直さねばなるまい。というのも
 ナチス法学には、政治的イデオロギーが実定法秩序を統御する
 ことを、自然法思想に倣って積極的に正当化する傾向が見受け
 られるからである。そこでまず従来の自然法思想を、神的・形
 而上学的自然法論、契約説的自然法論、共同体的自然法論に大
 別し、ナチス法思想と各々の類型との類縁性を検討してみよ
 う。

差し当たり、キリスト教理念の普遍的妥当性を前提する神
 的・形而上学的自然法論は、直接には影響を及ぼしていない様
 に思われる。「新しい民族社会主義の自然法は、カトリック的
 なものでもプロテスタント的なものでもなく、ドイツ的なもの
 である。」と宣言したナチスは、むしろ自ら普遍的たることを

欲しなかったと言えよう。時間・空間を超越した理念を抽象物
 として拒否するこの様な姿勢は、民族の数だけ正義があるとい
 う主張に転じ、ひいてはあらゆる規範の根拠を民族固有のへ血
 と土 (Blut und Boden) へと還元するまでに至った。

この点で個人主義的色彩の濃い契約説的自然法論もまた、ナ
 チスにとつて満足のゆくものではなかったであらう。なるほど
 この類型を特徴づける幾つかの自然法要素が、民族社会主義の
 法体系を補強するために利用されたという事実は否定できな
 い。例えばナチス司法にあつては民族法の絶対性が強調された
 が、そこには確かに契約説的自然法論が説いた「法理念の不可
 変性」が影を落としている。しかし近代人権思想の礎となつた
 その本質的部分、即ち自然状態の構想・自然権論・社会契約説
 等は、民族の実相を歪める虚構とされ、悉く捨棄されたのであ
 った。

以上二つの類型に対して共同体的自然法論は、民族や文化集
 団といった特定の共同体を個人に先立つ精神的紐帯と規定す
 る。従つて自然法の内容も共同体の態様から演繹されることに
 なるが、その場合には何にも増して法慣習や法感情が重視され
 る。

「民族社会主義の政治システムは、至上価値としての共同体
 に、即ちドイツ民族の本性に依拠している。民族社会主義と
 は、まさにドイツ民族の正義観念を表現したものである。」と
 いうテーゼを掲げるナチス法思想は、既に示したその性向と併
 せて考えても、この共同体的自然法論に負っているところが大

きい。敢えて言えば、ナチスは共同体的自然法の体裁を借りつつ、己の世界観を前面に押し立てたきらいがある。

二 ナチス法の思想財としてのヘーゲル法哲学

民族社会主義のイデオロギーを実際この様に共同体的自然法として定式化し、ナチス法思想の形成に貢献したのが、ゲルハルト・ドゥルカイト（一九〇四—一九五四）やカール・ラーレンツ（一九〇三—一九九三）ら新ヘーゲル主義法学者である。

(一) 法共同体 (Rechtsgemeinschaft) 概念の導入

この学派の先駆者 J・ヒンターは、「相互に調和した存在 (das Aufeinanderbestimmte)」たる構成員を内包した共同体に、「人間の現存在の必然的形式 (die notwendige Form menschlichen Daseins)」を見出し出した (RSG. 85)。法はこの共同体、換言すれば「法共同体」の意思表現であり、法の目的たる正義は「共同体を法共同体即ち国家の生存原理とする思想」(RSG. 86) に存する。だがドゥルカイトによれば、個人の権利に基礎を置くカント法哲学などでは、法共同体の全体性を把握できない (NPK. 63)。法実証主義の生活疎遠性を斥け実定法の効力を保障するには、法理念と実定法の二元論的対立を具体的秩序に照らして止揚する弁証法的方法論が必要となるが、「こうした方法の大家はヘーゲルである (Der Meister dieser Methode ist Hegel)」(RSG. 108) とラーレンツは言つ。

(二) 民族共同体 (Volksgemeinschaft) 思想への移行

ナチスの世界観に相即した新しい法学の確立を目指す彼ら

は、国家と等置される法共同体から国家に先立つ「民族共同体」へと、徐々に主張の力点をずらしていった。その際度々参照されたのが、「絶対的に人倫的な統体は民族にほかならない」という『自然法論文』の記述である (HPS. 73)。民族共同体においては、全ての人間が人 (Person) として権利能力を有する訳ではない。権利能力とは「民族共同体の内での一定の成員たる資格」を意味するのであり、ゆえにただ「民族同胞 (der Volksgenosse)」のみが「法同胞 (der Rechtsgenosse)」たりうることになる (RSR. 239)。かくして法哲学の起点は国家から民族に移され、それに伴い法も民族精神に収斂されてゆく。

(三) 指導者原理 (Führerprinzip) による法源の一元化

法を民族意志の具現化と看做す民族共同体思想の主旨に従えば、本来立法者は単に副次的な機関にすぎない。ところがナチス体制にあつては、法の創造・解釈・改廃は原則として「指導者 (der Führer)」の権能に属すると考えられた。「というのも、民族意志と国家意志との統一はその最も明白な代弁者と保証者を指導者の内に持っている、というのが指導者の理念であるからである」(DRR. 34)。ここで法理念と実定法は、民族精神を顕現する指導者が両者を吸収することにより統合される。「全ての責任は指導者に委ねられる。なぜなら彼に對して、また彼によつて、共同体は最も生動的な現実となつてゐるからである」(DRR. 44)。ラーレンツが「指導者原理」をこの様に展開する一方で、ドゥルカイトはそれを君主の恩赦権に関する『法哲学綱要』の一節 (Rph. § 282. Anm.) から根拠つけた。

三 ナチス法思想の〈擬似自然法〉的性格と ヘーゲル法哲学の帰責性

新ヘーゲル主義法学は民族共同体思想を、指導者が他のいかなる権威にも拠らずに法を措定できるという硬直したイデオロギーに変容させた。けれども後にその主張は、「実際はいかなる法律であれ指導者の決定である (In Wahrheit ist jedes Gesetz ein Führerentscheid.)」との言明にもうかがわれる様に、凶らずもかつて彼らが忌避した法実証主義の命題のごとく受け取られてしまったのである。その限りでナチス法思想は、ひたすら機会的で折衷主義的な〈擬似自然法〉にとどまり、独自の自然法論を構築するまでには至らなかつたと言えよう。

結果としてこうした擬似自然法を提示するだけに終わった新ヘーゲル主義法学の営為を、共同体的自然法論の完成態とも看做しうるヘーゲル法哲学そのものに遡って敷衍してはならない。もともとヘーゲルの共同体論は個性性の尊重を前提にしており、民族精神を無媒介に強制するものではなかつた。何より個人間の相互承認に基づいて共同体の成立過程を叙述した『イェナ体系構想』が、『自然法論文』のプラトナーアリストテレス的な民族概念から『法哲学綱要』における国家へと飛躍する、重要なスプリング・ボードとなっている事実を見落としてはならないであろう。しかも民族精神は世界精神によって普遍化されるべきであるから (Rph. §. 340)、「民族を絶対化し、あまつさえその規範を指導者の決定から導くことなど到底許され

ない。更にヘーゲルは、民族に比べて国家が理性的な存在であると認め、なおかつその究極目的を自由の実現に見ている。思うにこれらの点に関しては、皮肉にも他のナチス理論家達の方がより精確に理解している様である。彼らは押しなべてヘーゲル哲学の基調をなす理性主義を攻撃し、それが民族社会主義とは決して相容れないことを繰り返し訴えたのであつた。

結 語

民族共同体思想に根差しつつ、法源を指導者のもとに一元的に帰着させた新ヘーゲル主義法学は、その功績によりナチス法学を代表する勢力のひとつにまで成長した。とはいえヘーゲル法哲学それ自体は、とどのつまり、こうした権威主義的な法観念に何ら正当性を与えるものではない。また、「法学上の新ヘーゲル主義は、それが民族社会主義の法的措置を法哲学的に正當化する要素を含んでいても、民族社会主義固有の法哲学ではない。」という見方が仮に妥当であるとすれば、ナチス法思想に対するヘーゲル法哲学の帰責性を問うにあたっては、なおさら慎重を期すべきであろう。

略 号

PK: Gerhard Dufek, *Naturrecht und positives Recht bei Kant*,
Abhandlungen der Rechts- und Staatswissenschaftlichen Fakultät der Universität Göttingen, 14. Heft, A. Deichertsche
Verlagsbuchhandlung Dr. Werner Scholl, Leipzig, 1932.

- HPS: Gerhard Dulceit, Hegel und der preussische Staat. Zur Herkunft und Kritik des liberalen Hegelbildes, in *Zeitschrift für Deutsche Kulturphilosophie, Neue Folge des Logos*, Bd. 2, Heft 1, Hrsg. von Hermann Glockner/Karl Larenz, Verlag von J. C. B. Mohr (Paul Siebeck), Tübingen, 1935, SS. 63-77.
- RSG: Karl Larenz, *Rechts- und Staatsphilosophie der Gegenwart*, Philosophische Forschungsberichte Heft 9, Junker und Dünnhaupt Verlag, Berlin, 1931.
- DRR: Karl Larenz, *Deutsche Rechtserneuerung und Rechtsphilosophie*, Recht und Staat, Geschichte und Gegenwart 109, Verlag von J. C. B. Mohr (Paul Siebeck), Tübingen, 1934.
- RSR: Karl Larenz, Rechtsperson und subjektives Recht. Zur Wandlung der Rechtsgrundbegriffe, in *Grundfragen der neuen Rechtswissenschaft*, Hrsg. von Karl Larenz, Junker und Dünnhaupt Verlag, Berlin, 1935, SS. 225-260.

註

- (一) Hans Helmut Dietze, *Naturrecht in der Gegenwart*. Ludwig Rohrscheid Verlag, Bonn, 1936, S. 107.
- (二) Hans Gerber, Volk und Staat. Grundlinien einer deutschen Staatsphilosophie, in *Zeitschrift für Deutsche Kulturphilosophie, Neue Folge des Logos*, Bd. 3, Hrsg. von Hermann Glockner/Karl Larenz, Verlag von J. C. B. (Paul Siebeck), Tübingen, 1936, SS. 15-56., S. 47.
- (三) Georg Dahm, *Deutsches Recht*, Hanseatische Verlagsanstalt, Hamburg, 1944, S. 231.
- (四) Vgl. Alfred Rosenberg, *Der Mythos des 20. Jahrhunderts. Eine Wertung der seelisch-geistigen Gestaltenkämpfe unserer Zeit*, Hocheneichen Verlag, München, 133.-136. Aufl., 1938, S. 526. Carl Schmitt, *Staat, Bewegung, Volk*, Der deutsche Staat der

Gegenwart, Heft 1, Hanseatische Verlagsanstalt, Hamburg, 1935, S. 32. Franz Böhm, *Anti-Cartesianismus. Deutsche Philosophie im Widerstand*, Felix Meiner Verlag, Leipzig, 1938, S. 29.

- (五) Hubert Rottleutner, Rechtsphilosophie und Rechtssoziologie im Nationalsozialismus, in *Recht und Justiz im Dritten Reich*, Hrsg. von Ralf Dreier/Wolfgang Siebert, Suhrkamp Verlag, Frankfurt a. M., 1989, SS. 295-322., S. 298.

質疑応答

北村浩 (慶応義塾大学) ①ドゥルカイトとラーレンツは、保守革命論に代表されるワイマールの保守主義に組み込んだのか。またワイマール共和国に対して事実としてどのような態度をとったのか。②ナチスの法思想は結論的には自然法の極端な形態ではなかったか。その点ヘーゲルに責任がないと言えるか。

金澤 ①国家人民党からナチスに転じたヒンターと異なり、ワイマール期のドゥルカイトやラーレンツには特筆すべき経歴は見当たらない。だが、当時彼らはヒンターの影響下で、有機的ゲマインシャフトを社会の内的紐帯と看做す保守革命論に接近し、結果として「議会制民主主義の墓掘人」たる役割を演じた。

②あらゆる法概念を指導者原理に取敢させ、現実には実定法の優位を説いたナチス法思想は、自然法論とは本質的に相容れない。従っていかなる自然法的要素が提示されようと、ナチス法思想を自然法の一類型と規定したり、それをもたらした帰責性を直接ヘーゲルに認めたりするのは、妥当な見解とは思えない。

い。

保住敏彦（愛知大学）ヘーゲル法哲学にはナチズムに利用される面もあった訳であるから、その積極的に評価できる内容と批判されるべき内容について、もっと具体的に説明してほしい。

金澤 評価すべき点として、抽象的な正義観の排除、理性的・歴史的・可変的な自然法概念の導入、自然法と実定法の対立の止揚、が挙げられる。他方その全体論的傾向とも相まって、個人の主観的自由・基本権に対する配慮が乏しいことは否めない。

中澤信彦（大阪市立大学）契約論的自然法の抵抗権思想（デモクラシーへの可能性）に着目すると、契約論的自然法と共同体的自然法との間の断絶の方がより本質的だと思われるが、どう考えるか。

金澤 確かに両者は区別されうるが、どちらも実質的正義を志向する点では一致している。また契約論的自然法の中には抵抗権を認めないものもある（例…ホップズ、カント）。思うに抵抗権の承認は自然法の要素のひとつにすぎず、決してその本質ではない。故に自然法論と、指導者の命令を実定法として強制するナチス法思想との相違にこそ、目を向けるべきだと考える。

（司会 柴田隆行）

自由論題 3

アドルノの言語哲学

〔報告〕 猪狩 一広

はじめに

後期ベンヤミンが取り組んだ《充実した経験》の、《衝撃の知覚体験》への変質》という問題に対して、アドルノは、問題それ自体を弁証法的に分節化しながら、言語哲学レヴェルで取り組んだ。

一

アドルノにおいて言語は、△二つの要素、すなわち《論証的、表意的、記号的、概念的、意味的、情動的要素》と《表現的、再現（ミメーシス）的、詩的要素》とから成るものと考えられている。前者は、言葉が指示対象を指し示す際のその指示作用そのものを意味しており、後者は、言語それ自体が《表現されるべきもの》の《表現契機》となる際のその受容性そのものを表わしている。これら二要素は、相互に支え合っているが、し

かし言語の中でこれら二要素の占める割合は、人間の〈関わり方〉次第で変動する。

言語の歴史において主として実際に起こったことは、記号的要素が再現的要素を圧倒して行くプロセスだった。そのプロセスを最終的に仕上げた実証主義は、一方では《経験》の重要性を唱えつつ、他方ではその《指示作用》(記号的要素)至上主義によって当の《経験》そのものを排除してしまふという逆説的なことをしてしまい、結局、自ら衰弱してしまふ。さて、以上の事態の背後では、〈実証主義的《啓蒙》への反動〉として〈体験への欲求〉が台頭して来た。

二

この〈体験への欲求〉に言語レヴェルで対応するものは、ハイデッカーおよび彼の学派の用いた〈隠語 [Jargon] 〉であった。この学派は、〈隠語の創出〉によって〈経験の具体性〉を回復しようと目論んでいた。

しかし彼らは、隠語という形で言語の《原初性》(ミメシスの要素) それ自体の持つ性質のみによって自動的にメッセージを作り出してしまった結果、〈この《原初性》そのものを活性化する筈だった《豊かな経験》を遮断してしまい、結局、自ら貧困化することになってしまった。つまり、具体性を求めて始まったハイデッカー学派の運動は、彼らの望んだとは正反對の結末(抽象化)に行き着いたのである。

こうして、実証主義と存在哲学という二つの動向は、プロセ

スをこそ違えつつも、結局は同じ地点に到達してしまつた。

三

ところで、この〈実証主義的記号と存在哲学的隠語という反対物の一致〉という帰結は、文化産業の広告・宣伝行為によつて、実は、ヨリ明瞭かつ根本的に実現されていた。

一方では、現代人のただでさえ実証主義的な意識が、文化産業による広告・宣伝行為の所為で、〈指示作用の完成形態〉である信号に固執すればするほど、言葉そのものが、さらに意味不明になり、かえって神秘化し、それどころか〈魔術的な魅力を放つこと〉にさえなる、という事態が引き起こされた。

他方では、〈隠語〉が抽象化して〈経験〉から無縁になると同時に〈原初的なオーラ〉の方も〈経験の堅固な拘束性〉から無縁になった結果、その〈原初的なオーラ〉が文化産業(広告・宣伝行為)によつて恣意的に利用されることになり、かくしてここでも言葉(隠語)が、〈信号化した記号〉同様、その意味が不可解になればなるほどトレード・マークと化して強制的にその対象に固着せざるをえなくなる、という事態が招来されることになった。

こうして文化産業こそが、〈実証主義的記号(記号的要素の疎外態)と存在哲学的隠語(再現的要素の疎外態)〉という反対物の一致を押し進め、言語の徹底的な破壊を側面から促進したのである。

四

以上の事態に対してアドルノが取った対抗策は、実証主義と存在哲学とがともに無視した「言語生成の弁証法」によって、記号的要素と再現的要素とを相互に媒介し、交互作用させ、そして弁証法的に発展させる、という方策であつた。

その対抗策は、アドルノによって実際に実践されていた。

おわりに

しかしアドルノにとって、この「経験の喪失」という問題は、言語の領域でのみ起こっていたわけではなかつた……

質疑応答および感想意見

川本隆（東洋大学） 会員からの質問。報告者は、報告の最初のほうで、「アドルノはベンヤミンを発展させた」というような意味のことをちよつと書いていたが、それはどういうことなのか。言い換えれば、ベンヤミンとアドルノのズレはどこにあったのか。もう少し説明してほしい。

猪狩一広（立正大学大学院生） 会員からの回答。「アドルノがベンヤミンを発展させた」というのは、まず、言語哲学それ自体に關してです。ベンヤミンは、アドルノに較べたら「言語」ましてや「言語生成の弁証法」などにはほとんど関心を持っていません。ベンヤミンが興味を抱いていたのは、「言語生成の弁証法」や「言語」に対してであるよりも、むしろ「言葉（單

語）に対してであり、もつと正確に言えば、「名前」に対してです。「名前」に対して関心があるということは、今回の報告の本論からも明らかのように、言語における「ミメーシスの要素」に關心があるということです。だからこそベンヤミンの言語論が「模倣的再現の能力について」という題名になるのですし、またそこでは事実「模倣的再現（ミメーシス）の能力」について語られるのです。ところで報告の中でも述べたように、アドルノによるなら、名前が発生しても、それだけでは言語は生成しません。ミメーシスの要素が魔術的に交感するだけです。言語が生成するには、名前の説明（「論証リ弁証法的過程」）が必要です。こうした「名前の相互交換」によって、単なる「名前」が、言語における言葉（單語）という位置価を与えられ、「概念的なもの」になるのです。確かにベンヤミンも、言語におけるミメーシスの要素・魔術的要素が次第に言語の中にアウフ・ヘーベンされるということを言っております。しかしベンヤミンの関心は、圧倒的に「名前」に、そして「ミメーシスの能力」に集中しております。このことは、特にその初期において顕著です。初期の論文「言語一般および人間の言語」では、ベンヤミンは、言語のコミュニケーションの使用を非本質的なものとして否定しておりますし、また一九二四年にホフマンスタールに宛てて書いた或る書簡においても「言葉（Logos）の重要性を指摘し」、「学問 Wissenschaft は、言語の記号的性格に満足しているかぎり、無責任な恣意しか産み出さない」ということも言っております。後期においても、先の「模

做的再現の能力について」の最初の草稿では、その完成稿においてよりも、言語における魔術的な側面にずっと肩入れしております。そしてこの第一稿は、ベンヤミンの「魔術への過度の共感」故にシヨールムによって批判され、その結果、書き改められて第二稿（完成稿）となりますが、しかしここでも、先に述べたように、議論の中心点はミメシスの要素に置かれているのです。以上のような意味でベンヤミンは、アドルノによりもむしろハイデッガーの方に近いのです。今、一つ思い出しましたが、ハンナ・アレントが『暗い時代の人々』の中のベンヤミン論で、ベンヤミンは彼の友人たち（アドルノやホルクハイマー）の精妙な弁証法よりも、ハイデッガーの素晴らしい感覚の方に共通したものを持っていた」と言っているのは、正鵠を射たことなのです。アドルノは、このように魔術的要素に傾斜しているベンヤミンの言語理論の中に「言語生成の弁証法」という考え方を見つけたし、この弁証法を軸に言語哲学を転回することによって、言語活動において両極に分解して行く二つの傾向およびそれらの共犯関係を明らかにしたのです。これが、私が「アドルノがベンヤミンを發展させた」と言ったことの、第一の意味です。

しかもアドルノは——これが、「アドルノがベンヤミンを發展させた」ということの第二の意味ですが——この言語哲学の転回をベンヤミンの「経験の崩壊」論に結びつけた。本報告の最初に述べたようにベンヤミン自身は、主として、「経験の崩壊」という現代人にとって根本的な問題の「社会観相学的な一

—平板化して言えば、客観的な——描写」に努めた。しかしアドルノは、この問題を言語レヴェルで転回することにより、これを主体の問題として引き受けた（しかも、本報告冒頭で述べたようにアドルノは、経験の変質のプロセスを単線的にはなく、むしろ「現実の事態の進行」に即応させるべく弁証法的に構成し直した）。アドルノのこの二重の転回によって、当の問題を引き起こした責任が（少なくともその一つが）われわれ各人に直に帰せられる、と同時に、われわれ各自がこの「経験の崩壊」という問題を前にしてどうすればいいのか、ということもまた見えてくる。アドルノがこのことをどこまで意識していたかは分らないが、私はこの点に、アドルノが「経験の崩壊」論を言語論的に転回したことの意義を認めたい。ベンヤミンの「経験の崩壊」論においてよりも、アドルノの言語論的なそれにおいてのほうが、私にとっては「希望のパスベクテイヴ」が開けて来るように思われる。

細見和之（大阪府立大学） 会員からの感想・意見。このようにうまくまとめられてしまうと、「なるほどそうか」という気もするが、しかし、「こぼれ落ちたもの」もあるように思う。それに、「アドルノの言語哲学」と題するからには、へもつとそれらしいものを展開して欲しかった。

徳永恂（大阪国際大学） 会員（幹事）からの感想・意見。たいへんよくまとまっていたとは思いますが少しうまくまとめ過ぎたきらいがあるかな。初期アドルノの「言語に関するテーゼ」（生前未発表）、それに「哲学のアクトゥアリテート」（初期の講

演)、特にこの講演の中の〈deuten〉理解が含まれていたなら、もっとよかった。アドルノが〈deuten〉と言う時のその〈deuten〉は、単に「解釈すること」を意味しているわけじゃない。むしろその述語の下で、〈アドルノの言語論〉が語られている。〈アレゴリー解釈におけるアドルノの言語論〉をも視野に収めて今後研究していったらいいと思う。

(司会 徳永 恂)

自由論題 4

第一次大戦期日本の国家構想と国際認識

—原敬と山県有朋—

〔報告〕 川田 稔

現在日本は大きな転換期にたっているといわれている。その経済大国化や冷戦体制の崩壊によって、好むと好まざるにかかわらず、敗戦後をはじめ独自の判断で国際社会でのみずからの方向性を設定していかなければならなくなった。そしてその動向は世界にたいして軽視しえない影響をあたえることとなったのである。しかも世界は、きわめて先行き不透明な、見とお

しのたちにくい状況にあり、したがって日本もまた、先行するモデルのない、まったく未経験の局面に突入している。

そのようななかで両大戦間期の政治的社会的経験は、おそらく今後の日本の方向性を考えていくうえで数少ない参考となるものの一つのように思われる。もちろんそのままのかたちで現代にあてはめることはできないのはいうまでもない。しかし、議會をベースとする政党が主導する体制下で、日本がじつさいに国際社会のなかにおいて影響力ある国の一つとなり、まがりなりにも国際的な平和協調政策を軸に、さまざまな困難のなかで自前の道をあゆもうと模索した唯一の経験なのである。それは最終的には失敗におわってしまったが、その経過やマイナスイ面をもふくめて貴重な政治的社会的遺産といえるものである。その意味で、どのような立場であれ、この時期の政治的社会的経験をもう一度ふりかえってみる必要があるのではないだろうか。したがってまた、この時期の政治家や思想家をその国家構想の観点から、すなわち将来の日本についてどのような構想をもっていたのか、当時の状況のもとで国際関係や国内の政治・経済・社会をどのようにすべきと考えていたのかという観点から、あらためて本格的に検討する必要があるのではないか。そしてその国家構想のゆくえを再びかえりみる意味はすくなくないのではないだろうか。

本報告は、そのような観点から、まず第一次大戦期とその直後に焦点をあて、原敬と山県有朋と原敬の国家構想と国際認識を検討しようとするものである。

二

第一次大戦中、日本はロシアとの提携を背景に中国への膨張政策を強化しようとしたのであるが、ロシア革命によってその提携関係が消滅し、国際的に孤立する。このような国策の展開は、藩閥官僚勢力の頂点にたつ元老山県の構想をひとつの背景にしていた。

すなわち、まず日本は、対独開戦とそれによる青島占領につづいて、対華二一カ条要求や反袁世凱政権工作など軍事的略略の圧力によって、南満州や東部内蒙古ばかりでなく中国全土にその影響力を拡大しようとした。山県はいう。

「今日の計は先づ日支の関係を改善し彼をして飽くまで我れに信頼するの念を起さしむるを以て主眼とせざる可からざるなり。……彼等をして内国力の充実を計り以て東洋平和の基礎を固うするには、先ず日本と共同一致の精神を定め、政事上に於て日本に信頼するは勿論経済上に於ても亦相倚り相援くるの必要なるを悟らしめ、之をして其の従前の態度を改め、自今政事上及び経済上の問題にして苟くも外国に關係ある者は必ず先ず我に謀りて而して後ち之を決せしむる。今日は実に千載一遇の好機に非ずや」(「山県有朋意見書」)。

「日本は彼れ(「中国」)の爲めに多少金融の便を図るが如き恩恵を施し、將來は重大なる事皆な先ず日本に協議して行ふことを約せしむを努べし」(「大正初期山県有朋談話筆記」(一)内は筆者)。

そのことは、とうぜんドイツや中国との関係を悪化させたばかりでなく、中国中央部に權益をもつイギリス、および中国の門戸開放とそこでの機会均等を主張するアメリカの利害とも対立し、きびしい緊張をひきおこした。このような強引な政策展開は、四次にわたる日露協約によるロシアとの関係の緊密化を背景としておこなわれたのであった。日露戦争まで、日本の外交政策の基軸は日英同盟におかれ、対米関係も良好な状態をたもっていた。しかし日露戦争後、おもに満州市場の問題をめぐって日米関係が緊張をはらんだものになってくると、対米考慮からイギリスの対日態度が変化し、日英同盟は事実上空洞化されたものとなっていった。日本政府は、そのような事態に対処するため、これまで敵対関係にあったロシアとの提携をはかるうとして、とりわけ一九一〇年(明治四三年)の第二次日露協約以来、その関係を強化する方向をすすんできたのである。

「我が日本帝国は遺憾ながら未だ独力を以て支那の大陸を保全する能はざるなり。……之が保全と発達を期し以て我が国運興隆の基を固くせんと欲せば、支那をして我に信頼せしむるの外、又欧州の或る強国と同盟して今後支那に於ける列国の競争をして我國の爲に甚しき不利の形勢に立ち至らしめざることを計り、併せて黄人に対する白人連合の氣勢を未然に予防するの策を講ずること必要なるべし。現在の日英同盟は固より右の目的に成りたるものにて已に此の同盟の嚴存する以上別に或る国と同盟を約するの必要なきが如しと雖ども、今回の欧州戦乱が列国の勢力に変更を生ずべきは前に述べたるが如きものあり。日英同盟のみに由りて

将来永く東亜の平和を保持せんとするは恐らく策の全きものに非ざるべし。便ち日英同盟の外に更に日露の同盟を締結し我が目的を達成するは豈に今日の任務にあらずや」(『山県有朋意見書』)。

しかし、大戦末期、ロシア革命による日露協約の失効によって日本は事実上の有力な同盟国をうしない、さらにシベリア出兵によって、ソヴィエト・ロシア政府と対立するばかりでなく、その問題をめぐってアメリカともフリクシオンを拡大する。ことに、対華二一カ条要求や、ソヴィエト政府によって公表された第四次日露協約秘密協定に止められた中国全土への日本の露骨な勢力拡大意図は、中国をめぐってアメリカ、イギリスとの国際的緊張を醸成し、日本にたいする強い警戒心をいだかせることとなった。しかも中国を日本のコントロール下におこうとした援段政策は失敗し、こうして日本は、ドイツ、中国、ソヴィエト・ロシアのみならず、アメリカ、イギリスとの関係も悪化し、大戦中のため直接には表面化しないが、実質的には国際的な孤立状態におちいるのである。

これにたいして議會をベースとする政友会総裁の原は、もともとアメリカのこれからの国際社会での位置をおもくみており、今後の対外政策ことに中国問題において、アメリカとの関係をもつとも重視していた。そして米英との国際協調の観点から、外交政策とりわけ対中国政策の転換が必要であることを主張していた。

「支那問題の解決は単に支那のみ見るべからず、日露同盟又は露仏日英同盟などの説あるも、皆一時的のものにて恃むに足らず

……日米の間に親交を保たば支那問題は自ら解決せらるべし、支那は英独にも倚れども動もすれば米國を頼みとするの傾きあり」(『原敬日記』)。

「将来米國は世界の牛耳を取らんとするに至るべく、支那問題の如き米國との關係に注目して処理する事肝要なり」(同)。

「此度の事件」『対華二一カ条要求問題』は親善なるべき支那の反感を買ひ、また親密なるべき列國の誤解を招いた。斯様な状況でありましては、将来日本が如何なる位置に立つてありませう。……最も親密なるべき支那の同情を失ひ、列國の猜疑を深からしむれば、取りも直さず日本は将来孤立の地位に立つのである。申すまでもなく如何なる強國と雖も、列國の間に孤立することは出来ぬ……日本の今日の地位に於ては此狀態を脱すること考へなければならぬ」(『原敬全集』)。

山県は、すでにふれたように、かねてから日露の提携によって、英米に拮抗しながら大陸での勢力圏の拡大をおしすすめていこうとしていたが、その戦略がロシア革命によって一挙に崩壊したのである。そのことは列強間での外交的孤立を意味した。こうして山県の外交戦略は崩壊し、完全に手づまりの状態になったのである。このことはいわばこれまでの山県系藩閥勢力が主導する國策の基本方向が国際的な有効性をうしなつたことを意味した。したがってこの時点で、これまでの外交政策の基本ラインとはことなる新しい方向が必要となつていた。かねてから対米英協調ことに対米重視をつよく主張し、日露提携に危惧を表明していた原に、好むと好まざるとにかかわらず、ひ

とまず国政をゆだねるほかはなくなったのである。山県が原班に同意した理由として、自己の陣営に適当な人材がみあたらなかったことや米騒動への対応などがしばしばあげられているが、それらとならんでこの外交戦略の崩壊が重要な要因であったとおもわれる。このことはあまり指摘されていないが見おとしてはならない点であらう。

三

このような経過のなかで、大戦末期の一九一八年(大正七年)それまで国政をリードしてきた藩閥勢力にかわって政友会(原敬が内閣を組織する。原は、日清日露両戦争いらいの、軍事力そのものによって、もしくは軍事的政略的プレッシャーを背景として、大陸での権益を拡大しようとする方向を修正し、中国内政干渉政策をうちだすこと)によって、国際的な平和協調、ことに対米英協調を軸とする外交路線に転換する。そのこととは、中国中央部においては、当地との政治的友好を前提に、経済的競争力に重点をおいた市場拡大の方向、すなわちアメリカ、イギリスと本格的に経済レベルで競争をおこない、商品・資本輸出の拡大をはかる方向をおしすすめることを意味した。当時の日本は、農業における地主制の存在や、工業労働力の独特の編成のために、国内市場が狭隘で、海外市場の拡大を必須としていた。

したがって、国民経済の国際競争力の抜本的な強化が必要であり、そのための方策が、この時期の政友会の四大政綱、原内

閣の戦後経営政策の中心内容をしめるものであった。そこでは、次期大戦にそなえての軍備の機械化とともに、中国市場での国際競争力を念頭においた産業育成政策と、それをささえる交通機関の全国的な整備、さらにそれらのための人材育成を主眼とする高等教育の拡充が、重要施策として設定されていた。

そしてこれ以後、原および政党勢力は、選挙権の拡大や一定の社会政策の導入などによって、国民的支持基盤を拡大するとともに、議会・政党のプレステージをさらにたかめようとする。そしてそれらを背景に植民地長官の武官専任制の廃止や、藩閥官僚勢力の地方的基盤となっている郡制の廃止にみられるように、それまで国家権力の中枢にあった藩閥勢力をおさえこみながら、みずからの権力的地位を確立していこうとした。

それとともに、国際的にも、大戦による総力戦・機械戦段階への移行にあるていど対応しながらも、軍事費負担を軽減するねらいから世界軍縮に積極的にコミットしていく。このような過程はまた、日本が、あらたに創設された国際連盟の常任理事国のポストについたことともあいまって、国際社会で軽視しえない発言力をもつ国となっていくことを意味した。しかし原自身は、一九二一年(大正一〇年)一月、東京駅で暗殺される(なお、原の構想の詳細については、拙著『原敬 転換期の構想——国際社会と日本——』未来社、一九九五年、参照)。

このような原敬によって設定された政党政治による国家構想をもっとも徹底させたのが、昭和初期の浜口民政党内閣であった。しかし浜口内閣は世界恐慌の直撃をうけ、その後政党政治

と国際協調の枠組は崩壊していくのである。

なお、同じころ柳田国男は、政党政治の方向を支持しながらも、山県のみならず原も前提にしていた輸出貿易型の産業構造を批判し、農業改革などによる内部市場志向型の産業構造への転換と小日本主義的な方向を主張している（拙著『柳田国男の思想的な研究』未来社、一九八五年）。

質疑応答

藤井隆至（新潟大学）（一）戦後経営における、藩閥内閣と原内閣との差は何か。（二）日清日露戦争後との差は何か。

川田 日露戦後は、大陸權益を守るため、対露戦のための軍拡を支える国力の増強が中心であったが、第一次大戦後は、次の三つが主であった。（一）中国での国際競争力を向上させるために国内産業を育成する。（二）軍備の機械化。（三）軍拡を抑える。これらの点が、過去の戦後経営、藩閥内閣との根本的な差である。

鈴木正（名古屋経済大学） 民政党が原の政策を受け継いだのなら、世界恐慌に直撃されたとき、政策転換する余地はなかったか。

川田 原の政策は、国際秩序の安定が前提である。世界恐慌が起こってしまった後は、原や浜口のような方向は崩壊する。

政党の中からそれに代わる、かつ超国家主義に対抗するような政策は提起されなかった。

福井 柳田国男と石橋湛山の「小日本主義」との違いは何

か。

川田 石橋は、通商国家論的な貿易立国の方向であって、柳田のような国内市場志向の改革案は見られない。

（司会 福井直秀）

自由論題 5

J・J・ルソーの正義論

——人類と国家の円環史的展開の視点から——

〔報告〕 鳴子 博子

一 人類史の円環を閉じる点について

（切断論—結節論—革命）

ルソーは、人類史の円環の終極点を専制国家の疎外の極点、つまり最強者の法の支配する戦争状態であるとした。彼はこの状態を「一つの新しい自然状態」と呼び、「これがすなわち不平等の到達点であり、円環を閉じ、我々が出発した起点に触れる終極の点である」（不_二二七_一）と言う。これを字句通り捉えると、円環の起点である純粋な自然状態とこのような戦争状態とが重なり合う点となり、不自然な理解を強いられる。それ故、円環は閉ざされているのかという疑問が浮上する。私は円環の真の終極点は、彼の言う疎外の極点ではなく、その先の一点、

つまり専制国家を打倒する革命にあると考へる。確かにその最後の一点をルソーは直接書かなかつたが、革命という権力の一時的な真空状態に、独立し平等な個々人が見出されるからである。次の注目点は『契約論』冒頭にある。「ある人民が服従を強いられ、また服従している間は、それもよろしい。人民が鞭を振り解くことができ、またそれを振り解くことが早ければ早いほど、なおよろしい」(契一—)。支配者を上回る力を入々が結果することが可能になつた時、力にしか根拠を持たぬ不当な権力の打倒は肯定される。『契約論』冒頭に、大胆な革命肯定論があることを看過すべきではない。第三は『エミール』における「私たちは危機の状態と革命の時代に近づきつつある」(エ上三四六)との当時の状況認識を先の革命肯定論と突き合わせるべきことである。第四は『契約論』の社会契約の締結論における、自然状態↓社会状態という歴史過程の極度の単純化、二段階化の不自然さ、突然の全面譲渡の奇妙さを想起すべきことである。以上の考察から『不平等論』と『契約論』との間にある問題の空間には革命が置かれるべきであり、この問題の空間の断絶を主張する切断論に対し、私は結節論、接合論を採用し、『不平等論』の人類史の円環と『契約論』の国家の歴史の円環との連続を主張する。

二 一般意志とは何か——「人間の正義」の規準

「人間の正義は各人に属するものを各人に返すことにあるが、神の正義は神が各人に与えたものについて各人の責任を問うこ

とにある」(エ中一六一)。一般意志とは、神から与えられたにもかかわらず、他人によつて不当にも奪われてきた「各人に属するものを各人に返す」「人間の正義」の規準に他ならない。人間の正義は、革命を起こし建国に向かつた人々が、社会契約締結時に全面譲渡を行つて、初めて契約国家において作り出される正義である。人類史を遡れば、富者の正義↓強者の正義↓主人の正義が現実国家を支配してきた。専制国家の打倒↓革命は、その体制下での個々の私的利益の追求が、自らの生存を危うくするという自己矛盾に人々が気付いたからこそ実現される。人々は、目覚めつつある正義観を持ち始めるが、同時に、古い主人の正義の残滓を引きずつてもいる。こうした混在した正義観の持ち主達が、誰の助けも借りずに、ただ集合しただけなら、一握りの富者の正義が国家を支配することになる過去の歴史を繰り返すに違いない。故に、ルソーは人々を再び鉄鎖に向かわせないために、建国時の全面譲渡⇨各人の混在した正義観の白紙化を必要とした。さらに、建国時に自尊心を完全に払拭できない市民は、自力で人間の正義の規準を作り出せず、立法者という第三者の介入を必要とする。立法は、立法者による人間の正義の規準の提示を立法権者⇨人民が受容することにより果たされる。重要なのは、建国時の法の中に提示された人間の正義の規準(一般意志)は、唯一絶対の普遍的な理想ではないことである。法は、人民に人格を引き上げるように促す、より高い理念の提示であるとは言えても、同時に人々のその段階での人格の質に制約される。結局、建国時の立法は、ある

時空の、ある人民の人格の質を立法者がどう考慮、判断するかにより、大きな幅、差異が生じる。各人の持ち分を返すことを建国時にラディカルに実行して、徹底した再配分がなされるのか、それとも一気に再配分することは避けて、緩やかな不平等所有の是正が図られるのか、多種多様な解が存在しうるであろう。ところで、建国時の立法後は、市民自身が人間の正義の規準を作らねばならない。人格の質に制約されて成立した法が、市民の人格を發展、成熟させ、今度は、發展、成熟した人格の持ち主達が、發展した人格に照応する新たな法を作り出す。但し市民の人格は、契約国家の中で直線的な發展、成長期しか持たぬのではなく、退廃、衰退期も持つことを指摘しておきたい。「私は、人間をあるがままのものとして、また、法律をあるがままのものとして、取り上げた場合、市民の世界に、正当で確実な何らかの政治上の法則がありうるかどうか、を調べてみたい」(契一)。このテキストは、スタロバンスキー等を、法Ⅱ理念と人間Ⅱ現実とを対照させて捉える固定的な理解に誘った。つまり「ありうべき法」は、普遍的で至高の理想を示すのに対し「あるがままの人間」は、矛盾した社会的諸関係の中に生きる私的利益に従った人間であるという理解である。これに対し私は「あるがままのものとして」の人間は、単なる私的利益の追求者ではありえず、人格の動態的な發展過程の中で、そして同時に、法Ⅱ正義との弁証法的関係の中で捉えられる人間であると考ええる。

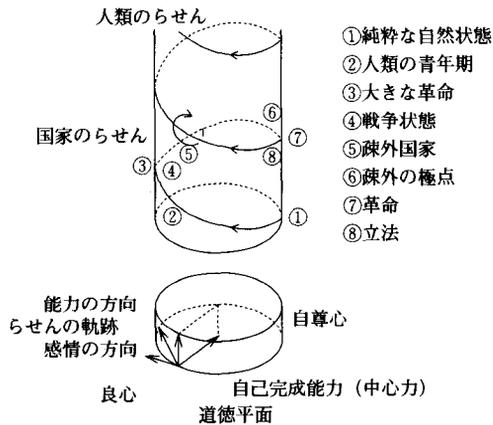
三 国家の歴史と人類史のらせんモデル

——らせんの軌跡と正義との関係

最後に、人類史と同様、国家の歴史もらせんを描くことを巡って。ルソーの円環論に対し、R・ボランは、人類史を不毛な循環過程を繰り返す、平面的な円循環と捉え、『契約論』との断絶を主張する。『契約論』の国家の設立理論は、単に新たな人類史への展望の可能性を示したものとされる。ルセルクルは『不平等論』における生産力の上昇を認めるものの、ルソーを不徹底な弁証法論者とする。つまりルソーは、ヘーゲルの、マルクス主義的らせん？とヴィーコの循環のどちらも選択しなかったとし、円環は切断的である。ところで、私のらせんモデルのこれらの論者との差異は、第一に『不平等論』と『契約論』とを革命により結節した点にあり、第二に、生産力の上昇を捉えるだけでなく、らせんの意味づけをしたこと、つまり、なぜ回転するのかについて——道徳平面を考慮することにより——各期の人格の完成を捉えた点にある。自己完成能力は想像力をまず引き出し、想像力は経済的領域にも、精神・文化的領域にも向かうが、引き出される諸能力の主要なものが生産力である。ルソーは「十人の社会」モデルの中で生産力の上昇と疎外の始まりを明示している。十人が十種の仕事に従事するこの社会で、彼は「十人も完全に必要なものを手に入れ、さらに他人のための過剰分まで持つことができるようになるだろう」(エ上三四三)とし、「一部の人間が休むようになると、働く人々の協力によって、何もしない人々の労働の埋め合わせをしなければなら

らない」(エ上三二八)と言う。完成能力は生産力を上昇させるとともに、他方でそれと連動して感情の変質をもたらし、疎外を進行させる。さらに完成能力は疎外を極限状態に追いやるが、良心の覚醒を促すことにより、人々にこの段階での人格の完成を果たさせもする。完成能力は道德平面の中心方向に働く中心力と言いうるかもしれない。各期における人格の完成は、感情(良心)により理性を完成することができなければ、もたらされない。「人間として完成させるには、人を愛する感じや正しい存在にすること、つまり感情によって理性を完成することだけが残されている」(エ上三六五)と。ところで、人格の完成は個体のみならず、種においても捉えられねばならない。自己完成能力は「種にもまた個体にも存在するあの能力」(不五三)だからである。さて、『契約論』の「部分社会」論と国家の死滅論は、生産力の上昇と疎外の進行の観点から捉えられるべきである。生産力の上昇とともに感情の変質が起こり、私的利益の追求を目的にして部分社会が作られる。それは最初、多数に分裂した小集団にすぎぬとしても、いずれは他の弱小集団を圧倒して国家を牛耳ることになる。この推移は、団体意志の形成↓巨大団体意志の出現↓一般意志形成の阻害、一般意志の名を騙る巨大団体意志による国家の蹂躪、と捉えられる。ルソーは「最もよく組織された国家にも終わりがある」(契三一)と断言する。国家には、誕生↓成熟↓衰退↓死滅という不可避的、不可逆的な歴史過程がある。国家の衰退↓死滅も、契約国家Ⅱ公的人格の完成の視点から捉え直しうる。契約国家を打倒

する革命の担い手は、疎外の極点において良心に覚醒した人々に他ならない。国家の円環は閉じ、国家は死滅するが、革命により国家は新たに誕生し、円環の終極点は同時に、その起点ともなる。以上の国家の歴史過程の中に、人間の正義の転化を跡付けると、人間の正義の質の上昇↓低下↓人間の正義の潜在化、沈黙↓革命↓より質の高い人間の正義の再生、となる。人間の正義は、国家のらせんの軌跡に即応しつつ、限りなく遠い「神の正義」に接近しようとする人間の営みの結晶である。人類史(大きならせん)は、国家の歴史(小さならせん)が集まっ



- ①純粋な自然状態
- ②人類の青年期
- ③大きな革命
- ④戦争状態
- ⑤戦外国家
- ⑥疎外の極点
- ⑦革命
- ⑧立法

て形作られる。自己完成能力の一義的方向性は、人間が本来、善良なものであることの必然的な結果である。疎外期の人間の悪を激しく糾弾するのは、ルソーが人間に絶望していたからではない。ルソーの人間性善説は、善の回復を、より質の高い善の獲得を人間に訴えかける人間肯定論なのである。

質疑応答

北村実（早稲田大学）『不平等論』と『契約論』とを革命で結びつけることは無理ではないか。また一般意志の形成も階級対立の存在のもとでは不可能ではないか。

鳴子 生存の危機に瀕した抑圧された多数者が革命の担い手になるが、対立する諸利害を一掃する全面譲渡によって契約国家は一般意志を創出させる。ルソーの国家は、その前半期には――それがどんなに短かろうと――一般意志が存続しうるとする理論である。但し「部分社会」論や国家死滅論からもわかるように、階級対立の芽は前半期から存在し、後半期には階級分裂が決定的になるのであるが。

水田洋（名城大学）『不平等論』の行論には含まれていない革命を読み込んでルソーの議論を解決することは妥当か。

鳴子 『不平等論』における人類史の円環を閉じる点についてのルソーの説明は矛盾している。（純粹な自然状態と戦争状態を一致点とするのは無理だからである。）『不平等論』から『契約論』に至る五、六年の間に思想の発酵があった。『契約論』冒頭に大胆な革命肯定論があることから考えても、ルソーの体系

の一貫した理解のために、書かれなかった最後の一点に革命を置き、結節することが不可欠である。

水田洋 自己完成能力は生産力としてよいのか。

鳴子 自己完成能力は心身両面のあらゆる能力を引き出す特異な能力であるが、引き出される諸能力のうち、主要なものが生産力である。自己完成能力は、生産力の上昇に連動して感情の変質、転化を促し、ついには人格の各期における完成をもたらす道徳平面上の中心力であることを同時に強調したい。

浅井美智子（山梨県立看護短大）道徳論（人格論）で国家形成を説明することは可能か。自由と平等の権利が問題ではないか。

鳴子（当日、時間切れで、お答えできなかったのを補足して）ルソーの政治論は道徳論と密接不可分であり、道徳論がまさに政治論の土台となる。人間の正義の規準（一般意志）が、自由と平等の権利の内容を規定するが、普遍的なものではなく、個々の国家には多種多様な解があり、一般化できない。本報告は人間の正義の規準を作り出す条件とは何かを追求したものである。

（司会 阪上 孝）

自由論題 6

ユダヤ人問題との関連において

みられたホルクハイマー／アドルノ
の「非同一的なもの」概念

「報告」藤野 寛

「nichthemisch」というドイツ語は、もともとは二つの単語を一つにくっつけているという点を別にすれば、なんの変哲もない形容詞である。「AはBとは同じではない」という内容を表現する。その形容詞が、アドルノの哲学においては、まるで世界の謎を解き明かす鍵でもあるかのように謎めいた重要な役割りを引き受けている。「(非)同一性」概念をめぐるアドルノの思考の特異さは、言語論・認識論・心理学・社会論など様々な次元の問題がそこに一挙に畳み込まれている点にある。

(非)同一性の様々な象面を華麗に横断するアドルノの表現上の戦略によって煙に巻かれてしまわないためには、まずは——アドルノの意には反して——分析的に議論をすすめるをえな

い。以下においては、世界の事象相互の間の(非)同一性、主体と対象(客体)との(非)同一性、主体そのものの(非)同

一性、という三つの象面に分けて考察をすすめる。

(一) 「概念Ⅱ同一化」という解釈を印象的に打ち出したのは、若きニーチェだった。同じものが何一つとして存在せず、それ自体としては多様性のカオスとして迫ってくる世界の中に恣意的にある基準を設定し、その基準にてらして共通性・同一性をそなえるものを囲い込み、その同一性を共有しないものとの間に境界線を引き、そのようにして世界に輪郭とまとまりを与えてゆく操作のための道具として、概念は捉えられる。さまざまな個物を、本質にかかわらず細かい違いには目をつぶり共通点にもとづいて取りまとめてゆく、この働きは、「概念のもとに包摂すること」と言い表すことができる。ここで「同一性」とは、「多様性」、および多様なものの中に存在する「差異性」との対照において理解されるべきものである。同一化することとは、差異を捨象することを通して多様性を縮減すること以外のことではない。多様な個物を一般概念のもとに包摂する働きを思惟の本質とみなすこの解釈こそ、「思惟することは同一化することだ」という命題の言わんとする所に他なるまい。

その上で、さらに一步をすすめて、総じて「質」というものを捨象する操作、すなわち数量化ということが、より踏み込んだ同一化の働きとして指摘されねばならない。つまり、すべての物を一定の「単位・一性(Unity)」から構成される計量可能な存在へと変換し換算可能にしてしまうこと。「同一性」という言葉の中に「同」という意味とともに「一」という意味が含まれていることを忘れるべきではない。ホルクハイマー／ア

ドルノが市民社会を批判する時に念頭に置いていたのは、この同一化という操作にもとづく交換原理によって支配される社会のことだった。

(二) 「同一化としての外的自然支配」という捉え方が念頭においているのは、単なる認識論上の同一化にはとどまらず、さらに一步踏み込む存在論上の同一化の主張だった。すなわち、理性と自然、精神と世界、思惟と存在、主体と客体との関係における同一性の主張こそ、「同一性」批判が標的にしていた最大の論敵である。デカルトによって呈示された物心の二元論を受けつつ精神の主導のもとにこの二元分裂を総合することが、ドイツ観念論の哲学者たちによって企てられたわけだが、精神の主導のもとでのこの「同一哲学」を、ホルクハイマー／アドルノは、自己保存をめざす人間が理性による自然支配を正当化せんとして打ち出すイデオロギーである、として批判する。本来、同一の何物かであるわけではないにもかかわらず、精神が脅威としての自然から疎遠さを抜き取り、他(者)性を取り去り、自らと馴染みのものへと切り縮め、意のままに操作可能な圏域へと拉致しようとする振舞いである、と。この象面で「同一性」に対比されるのは、「他(者)性」「疎遠性」「自己に對しての」差異「外部」である。ここで「非同一的なもの」が救い出されねばならないとすれば、世界が同一化を武器とする精神の支配下に組み伏せつくされるものではないこと、つまり「客体の側の優位」を指摘することを通してなのだ。

(三) 人間の自己同一性の維持にとつては外部の自然に劣ら

ず人間の内なる自然もまた脅威であること——この点を最も説得的に明らかにしたのがフロイトだった。精神をエス・自我・超自我へと分析する彼の解釈は、人間の自己同一性がいかに不安定で脆いものであるかを情け容赦なく暴露した。それは、自我がエスと外的現実および超自我の間で板挟みになりつつも辛うじて存立させている危うい均衡以上のものではない。ホルクハイマー／アドルノにとつては、その際希望が託されうるのは、同一性を辛うじて維持する自我の側ではなく——それは、往々にして人間のそなえる潜在的可能性に對して抑圧的に働くものだ——むしろ、同一性を脅かしかねない欲動のマグマの方だった。内的自然の支配を通して確保される自己の同一性よりは、その同一性を揺すぶり動かすものの方にこそ、期待はかけられるのだ。それ故に、この象面では、「同一性」に對置されるものとは「自己における分裂」——例えば、フロイトが幼児性欲の中に見い出した「多型的倒錯」——であり、時間的にみれば「変化」である、ということになろう。

二

では、「非」同一性「概念への着目は、ユダヤ人問題の分析においてどのような威力を発揮するのか。反ユダヤ主義という現象を、ホルクハイマー／アドルノは一種の「異常嫌悪 (Idiosyncratic)」として説明しようとする。人間は文明化(啓蒙)の過程を厳格な自己同一性の確立・維持を通して耐え抜き乗り切ろうと試みる。その際、自分が辛うじて抑圧・制御し

てきたものに、他者において出会われるや、理性的自己はほとんど条件反射的に拒否反応を起こしてしまう、という。これが「異常嫌悪」である。自己同一性の確立を通してようやく啓蒙のプロセスからこぼれ落ちまいとしてきた者が、そんな骨の折れるプロセスなどこ吹く風と生きている存在をユダヤ人の内に見出し、これに刺き出しの暴力でもって反応してしまうのが反ユダヤ主義だ、というのである。

ところが、反ユダヤ主義に関してはほとんど正反対の解釈が存在する。歴史的に生産部門から締め出され流通部門を担当してきたユダヤ人は、資本主義的近代の象徴とみなされ、まさにそのような存在として近代化過程の敗北者たちのルサンチマンをひき寄せることになった、というのである。一方、啓蒙的近代の艱難辛苦からあたかも自由であるかのような存在として、近代化過程に必死でしがみつこう者たちから恨みを買うとされるその同じユダヤ人が、他方では、近代化過程の成功者、成り上がり者とみなされ、そこから落ちこぼれた者たちに妬まれる、とも解釈される。結局、反ユダヤ主義者にとっては、ユダヤ人が何者であるのかは実は問題ではないのだ。反ユダヤ主義の根は、ユダヤ人の側にはなく、反ユダヤ主義者の側にこそ見い出される。このメカニズムに、ホルクハイマー／アドルノは「投影」についての分析を通して光をあてる。投影とは、認識において、主体が対象の側に一定の性質を押し付けておきながら、その性質が対象そのものに属するかのようになす操作のメカニズムをいう。これは、自らにすでに馴染みの性質を対象

に無理やり押し付けられることを通して対象から疎遠さを取り去ろうとする、第二の象面での「同一化」の操作である。ただし、ホルクハイマー／アドルノは、誤った認識のあり方として投影の停止を求めたのではない。主体の側からの投影をやめ、心を白紙にして純粹受動性の境地となり世界をその多様性のままに写し取るというような認識を推奨するわけではないのだ。というのも「ある意味ではすべての知覚は投影である」のだから。彼らは、観念論の功績を撤回するのではなく批判的にさらに前に押し進めようとする。概念による包摂、同一化の結果をその都度あらためて個物に照らして再検討し、いかなれば、自分がかぶせた同一化のヴェールを自ら引き裂く。同一化と差異分化との往復運動を通しての前進。

ホルクハイマー／アドルノは、近代的理性を批判的に検討する文脈で、しばしばミーメシスを対置するが、これとて、自然支配を止しミーメシスの関わり方に戻れなどという反動的な提案をしているのではない。そもそも、ミーメシスもまた同一化の一形態ではないか。ミーメシスを持ち出すことで浮き彫りにされるのは、同一化における受動性の契機なのだ。他者をこちら側の主導のもとに同一化するあり方の行き過ぎに對して、こちらが相手側へと寄り添うことでその他者性の尊重の度合いをより高めようとする。相手を變えるだけでなく、自らも變わることで成立する同一化。

そもそも、同一化とは、多様性をたたえた世界の中に境界線を引くことによって、「同一性を共有するもの」と「しないも

の (das Nichtidentische) 」とに区別することとしてしかなきれない操作である。それは常に同時に「差異分化(細分化)」でもあらずにはすまないのだ。弁証法の人としてアドルノは、むしろ「思惟するとは同一化でありかつ同時に差異分化することだ」と言うべきだったろう。つまり、理性の思惟能力とは、たしかに同一化の働きではあるが、同時に差異分化の働きでもあり、非同一的なものを救い出し抑圧しないためには、思惟は同一化をやめるのではなく、むしろ、思惟がこの事情に徹底的に自覚的であるしかないのである。つまりは、理性の反省という働きであり、実際、ホルクハイマー／アドルノは、理性の反省をこそ「差異に対する能力」とみなしたのである。

質疑応答

上野成利(京都大学) ホルクハイマー／アドルノは、誤まれる投影(Projektion)を回避し、投影を理性の反省へと高めることの必要性を主張している、とされる。この場合、「誤まれる投影」と「真の投影」(＝理性の反省)との間を弁別する論理は何なのか。それが「限定された否定」を積み重ねてゆくところに求められるしかないのだとすれば、そして、そこには批判的主体への統合への志向があると見えれば、「自己の内なる多型的分裂(倒錯)の可能性」という方向に、アドルノらの「非同一次性」の可能性を見い出そうとするのは、少々無理があるのではないか。

藤野 理性が投影という自らのあり方に差し向ける反省の働

き以外に、「誤まれる投影」と「真の投影」の弁別を保証してくれる手形のようなものは無いのだと思います。そこに、「批判的主体の統合への志向がある」という上野さんの要約は的確だと思えますが、アドルノはまさに、統合と拡散、求心と離心という両方向の運動とともに主体に対して求めたのだと思います。人格の同一性を辛うじてなお維持されるぎりぎりのところまでその統一を緩め、例えば「多型的分裂」にも可能なかぎりその余地をみとめること——それがアドルノがイメージしたものだっただけではないでしょうか。

古賀徹(北海道大学) 藤野さんはアドルノ／ホルクハイマーにおける積極的概念として「同一化における受動性の契機」すなわち「相手側へと寄り添う」同一化を挙げています。しかし対象へのストレートな自己同化は退行的な「ミミクリー」として、ユダヤ人への異常嫌悪の核心とされているのではないのでしょうか。

藤野 これに対しても、上野さんに対するのと同様の答えをしたいと思えます。つまり、「同一化における受動性の契機」を重視することは、それが「契機」であるかぎり、「単なる受動性」あるいは「対象へのストレートな自己同化」ということにはならず、ここでもアドルノは「受動的な主体」とでも呼ぶしかない逆説的な何ものかを構想していたのだらうと考えます。

徳永恂(大阪国際大学) 『啓蒙の弁証法』時代のアドルノ／ホルクハイマーの反ユダヤ主義解釈は、自分たちをユダヤ人の位

置において形ではなされていない。その方法・諸概念もアウシユヴィッツ以後の反ユダヤ主義分析には不十分ではないか。

藤野 随分大胆な発言で、いささかたじろがざるをえませんが、アウシユヴィッツ以前と以降とでは本当のところでは何が変わったというのか——それは私にとつては依然として問いのままです。目下のところ私は、『啓蒙の弁証法』の立場はアドルノによって引き続き維持された、との前提に立って、研究して

伊藤成彦（中央大学） アドルノを「同化ユダヤ人」と呼んだ場合の「同化」とは、何への「同化」を意味するのか。

藤野 理念的には、人間的正義の実現された社会という普遍的な何ものかに同化しようとしたのだけでも、現実には、ドイツ人によって牛耳られたキリスト教市民社会という特殊な社会への同化を余儀なくされたのだ、と考えます。同化ユダヤ人たちはその事実・ギャップに自分でも気づいており、その自己欺瞞によって苦しめられたのだらうと想像します。

（司会 高幣秀知）

自由論題 7

「時は金なり」——工業化における

時間の役割

— M・ウェーバー再考

〔報告〕 西本 郁子

一九八〇年代、欧米はもとより日本でも「時間」に関して興味深い議論が展開されている。この論考では、経済史、社会学、文化人類学等の学問分野での成果を踏まえ、M・ウェーバーの『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』を時間の観点から再考したい。ベンジャミン・フランクリンの格言、「時は金なり」を引用したウェーバーはこれを資本主義に典型的な精神構造と捉え、同著の基調をなしている。その一方で、彼はマルクスが認識したほどには資本主義の発展における時間の要素に関心を示してはいない。科学技術史家の間ではほぼ誰もが認めることだが、時間の計測の道具である時計、殊に機械時計は、欧州に独自の発明であり、人間の自然への依存から合理化へ向う大きな契機とされている。これに対してウェーバーが西欧独自の発明と見なしたのはピアノであった。一方、ルイス・マンフォードによれば、時間の規律ある近代組織の原型はベネディクトの僧院である。ウェーバーが経済に与える宗教の

影響を論じるきつかけとなつたのは中世の修道院や教団の歴史と制度についての研究への沈潜であつたが、欧州中世史の一大事件とも呼び得るベネディクト修道会則の成立が、その活動を厳格なまでに統制していたのが時間であることにウェーバーはさほど関心は示さなかつたようである。

機械時計の発達が西欧独自の発明であるということは、キリスト教との密接なかわりを示唆する。旧約聖書にあるイエスの祈りである。だがこれだけではキリスト教の独自性は弱い。というのも、旧約聖書はユダヤ教とイスラム教にも共通の聖典だからである。ではキリスト教の違いはどこにあつたのか。まず、礼拝の時間である。ユダヤ教やイスラム教が日の出前、日の出直後また太陽が頂点に達した時、というようにある時間帯、一定の時間の幅のなかで祈禱を行つたのに対し、キリスト教は時刻、正に時間の点 (point) に礼拝を設定したことである。そしてキリスト教が真夜中にも礼拝を課したことである。現在使われているような機械時計が未だ発明されざる時代にあつて、どのようにして深夜の到来を知ることができたのであろうか。時間の計測に使われていたのは蠟燭であり、水時計はかなりの精度と信頼されていた。星座の観測に基づき時間を割り出す試みもあつた。いずれの方法にせよ、最大の困難は、必ず誰かが徹夜を強いられた点である。これに加え、気候上の不便があつた。日時計や天体観測は晴天に限られる。精度を誇る水時計でさえ、真冬に水が凍つては役にたたない。一方、ユダヤ教やイスラム教が伝わつた地域は、概むねより温暖で、太陽の

光にも恵まれていた。欧州はその地理上、従つて天候上の障害のため、自然に頼らずとも時刻を知る工夫が独自の発明を促したと考えられる。繰り返して言えば、このように時間に対する厳格な態度を要求したのはキリスト教でもカトリックの方である。カトリックは更に一六世紀に改暦を行い、時間に並々ならぬ関心を寄せている。一般に、科学技術の点では、欧州中世に見るべきものはないと言われるが、殊時間に関して言えば、この常識はむしろ覆されるべきものである。

機械時計が初めて制作されたのは一三世紀末イタリアであらうと言われている。記録に残る最古のものは、一三三六年ミラノのものだが、以降イタリアの各地で機械時計が現れる。機械時計の普及はイタリアからアルプスを越え、ドイツ、スイス、オランダ、ベルギー、フランス、イギリスそしてポヘミア、モラヴィア、シレジア地方へと広がっている。これはいづれも欧州の商工業の中心地である。機械時計の発達とともに注目すべきは、時刻制度の変化である。教会・修道院で用いてきたのは不定時法すなわち日中と日没後の期間を各々等しく分割する方法である。日の出、日の入りの時刻は年間を通じて刻々変化するため、この方法では「一時間」の長さは冬と夏では大きく異なる。同様に、同じ日であっても緯度の高低により地域間で一時間には長短ができる。不定時法と言われる由縁である。これに対し、機械の動きは絶えず一定である。昼夜、四季を問わず、一日を等分に区切る時刻制度 (定時法) が使われ始める。定時法の確立はウェーバーのいう「正確な計算」を可能にする

ばかりでなく合理的思考にとつても重要である。長さ、重さ、容積など度量衡の統一が異なる地域の間での取り引きに必要である。同様に、「一時間の労働」を計測するのに、季節や地域を問わず、絶えず一定の時間の単位を定めて初めて合理的な計算ができるようになる。

商工業が大きな進展を見せるところでは往々にして時計や時間について何らか注目すべき点が指摘できる。全国にいち早く機械時計が普及したイタリヤでは、一五世紀には人々の時間の意識にも変化が見られる。ウエーバーも言及しているアルベルティは、人間にとつて財産や身体以上に貴重なものが時間だと言う。一六世紀、南独アウクスブルクではフツガー家が三代に渡り繁栄を誇つたが当地はこの時期時計産業の中心地でもあつた。一六世紀中葉、ジュネーブはカルヴァンの活動の根拠地であつたが、時計生産でも名高い。アムステルダムが世界経済の中心であつた一七世紀中頃、オランダ人は時計の精度の向上に重要な貢献をしている。ホイヘンスによる振り時計の発明である。また、イギリスが一八世紀以降海上の覇者となり広大な海外領土を築いた背景には、莫大な資金援助のもと、国家の肝入りで進められ得た技術開発、即ち海洋時計の発明がある。そして二〇世紀初頭、アメリカが欧州を凌ぐ工業国になる頃、ストップ・ウォッチを使った作業法が徹底した効率を追求していた。二〇世紀後半、日本が世界経済で注目を集める頃、国内では小学生が腕時計を必要とする程時計の必要性は高く、日本の時計会社は生産量、売上高ともに世界一であつた。

時間と工業化は相互に影響を与えあつていようである。英国の歴史家E・P・トムソンは、豊富な資料をもつて工業化前後の社会を比較し、非工業化社会の不規則な労働形態が、工場労働が強制する規則的な労働に変容していったことを示している。この強制に効果を發揮したのが時間の規律——規則正しい出勤、決まった労働時間、規則正しい仕事のペース——の確立であつた。時間の規律と共に労働者が学ばなければならなかつたのは非労働時間における様々な美德——儉約、痛飲・賭事・肉欲の抑制である。放縦な生活態度や荒々しい気質は勤勉に取つて代るべきなのであつた。

ウエーバーにとつて、プロテスタントとカトリックの違いはまさにこの点にかかつていた。例えば善行をなすにもカトリックは「言はば『その日暮らし』」であるのに対し、カルヴァンはより組織的な努力を強調した。それがほとぼしる激情を緩和し、衝動的情動を抑制するからである。情念は無秩序である。この混沌に一定の秩序を与えるのが宗教倫理なのである。従つて、「人々の日常的な倫理の実戦から無計画性と無組織性がとりのぞかれ、生活態度の全体にわたつて、一貫した方法が形づくられることになつた。」禁欲的生活態度の必要が「無軌道な本能的享楽の絶滅」や「生活態度を秩序あるものにする」とはまさに、英国の工場経営者が労働者に望んでいたことだつた。だが既に見たように、もし宗教倫理が秩序ある態度形勢に関与するものであれば、その根幹をなすのは時間の秩序であり、しかも時間の秩序に並々ならぬ関心を示してきたのはむしろ、

るカトリックの方であった。そしてトムソンが示す例のように、時間の規律自体は宗教とは関係なく、世俗の閉ざされた組織でも課すことができる。

トムソンは、時間の規律は英国に特有なでき事ではなく、工業化が進展するところではどこにでも起き得る普遍的な現象だと考える。それが普遍的であるのは北半球であれ南であれ、資本主義国と社会主義国との別を問わない。時間の規律は「メソジスト主義、スターリン主義或はナシヨナリズムという形のいずれであるにせよいずれ途上国にやってくる。」トムソンのこの見方を受けて、ウェーバーの議論の要点を二点に絞り込むことはできないだろうか。即ち、構造をもった態度の確立と、その態度の目的である使命の存在である。態度の確立は時間の規律に求めることができる。一方、強力な使命感は様々な国是——「近代化」あるいは「社会主義国家の建設」等に見ることができ、このように置き換えることができるとすれば、日本ほか非西欧諸国の経済発展の理解に役立ちそうである。実際、日本の場合、文明化の名の下、改暦や時間の規律を盛り込んだ小学生用の教科書が編集された。「時は金なり」という格言が紹介されたのも明治期で、勤労の美德の教育と無縁ではない。ソ連でも二度にわたって改暦が行なわれたが、その目的が最大限に労働力を動員することにあつたのは明らかである。一九二八年に公布された五カ年計画のスローガンは象徴的なことに、「時よ進め」であつた。日本の産業水準達成を目指すイスラム国家マレーシアが必要とするのは儒教倫理の導入ではなくして、時

間意識の変革である。野党の政治家であつた頃マハティールは、同胞が無為に時を費やすのは国民的習慣であるとし、その苛立ちを隠さない。「マレー人が時間を尊ばないことは、その進歩にとって最大の障害の一つであることは疑いない。」

インドとインドネシアは国産車の製造を宣言した。これこそまさにかつての日本が行い、その急速な工業化によって欧米の産業水準に並ぶことになつたものである。ヒンドゥー教やイスラム教社会がその目標を達成するとすれば、その要因は宗教ゆえか否か。二一世紀に向けて、社会科学を学ぶものにとってウェーバー再読の興味は尽きない。

質疑応答

次のような質問があつた。小林昌人会員「太陽暦は農耕民には不都合がともなう。その採用は工業化とパラレルであると思ふが、スムーズに進んだのか。」石塚正英会員「定時法普及は、北欧など夏に夜が極端に短い地域にたいしても困難なく行われたのか。また、定時法と機械時計との因果関係はあるのかどうか。」鈴木章俊会員「不定時法が前近代の、定時法が近代の時間法だとして、なぜ近代と定時法が親近性をもつのか。国民の動員を容易にするために、共通な基準を産業、軍事、社会が求めたためと考へてよいかどうか。」千石好郎会員「全体の立論について、ウェーバーの議論をトムソンの本を通して構成されたものと考へてよいか。」以上の個別論点について、報告者は、基本的に質問者の予想を肯定し、最後の全体の立論について

は、ウェーバー、トムソンをふくむより大きな理論の射程で考えていきたいと答えた。

(司会 安藤隆穂)

自由論題 8

ホセ・カルロス・マリアテギにおける

人種問題

——第一回ラテンアメリカ共産党会議での
テーゼをめぐる論争を中心に——

〔報告〕 崎山 政毅

ペルー人ホセ・カルロス・マリアテギ(二八九四—一九三〇年)は、ラテンアメリカへのマルクス主義の「土着化」をめざしたユニークな理論家である。彼は自ら創刊した雑誌『アマウタ』(一九二六—三〇年)にマルクス主義の観点からのペルー社会論を連載し、二八年ラテンアメリカで最初のマルクス主義的社会分析の書である『ペルーの現実解釈のための七試論』を出版した。

同年、彼は自分の政治経験と社会分析に基づいて、マルクス主義的な階級党として「ペルー社会党」を結成、翌二九年にはペルー労働総同盟を創設した。

こうした運動の組織化をプロレタリア国際主義の陣営の構築過程と連動させようとしたマリアテギは、コミンテルンとの連携を強く求めた。そのときすでに死の床にあつた彼は、一九二九年六月一日—二日にコミンテルン南米書記局が主催してブエノス・アイレスで秘密裡に開かれた第一回ラテンアメリカ共産党会議に自党執行委員会から二人を代表として派遣し、彼らに「ラテンアメリカにおける人種問題」と題する自分のテーゼを託した。だが、この彼のテーゼは、会議のなかでもっとも長く激しい論争を引き起こすことになった。

まずは、ヨーロッパでファシズムが台頭しつつあり、ラテンアメリカに対するアメリカ合衆国の帝国主義の影が色濃く及びつつあつたこの時期に、「植民地・従属国」における変革の一個の課題として、先住民の「人種問題」をめぐる国際的で真摯な論争がわずか一回だけとはいえ存在した、という歴史的事実をふまえなければならぬ。

さて、従来この論争では、マリアテギのテーゼが当時のコミンテルンの路線と相いれないものとして退けられた、と解釈されてきた。しかし、論争をコミンテルンとマリアテギの対立という構図でとらえるこの解釈は、マリアテギの「敗北」という結果から逆算して構成されたものにすぎない。さらに、コミンテルン路線と敵対するものとしてマリアテギの理論を屹立させることは、彼を非ソヴェト型マルクス主義の象徴的存在とするような政治性誇張の質を持ちこそすれ、論争が有した意義を探究しアクチュアルな可能性を提示する作業を豊かにするもので

はないだろう。

以上をもとに、本稿では、第一回ラテンアメリカ共産党会議におけるマリアテギのテーゼの歴史的意義を再考することを目的とした。

二

ラテンアメリカという世界革命にとつての「周辺」には殆ど関心を払わなかったレーニンの存命中、コミンテルンの諸記録において、ラテンアメリカへの言及が顔を出すのは、①一九二〇年二月の「アメリカ・サブビューローについての決議」、②同年九月バクーでの第一回東方諸民族大会における『世界を揺るがした十日間』の著者ジョン・リードのアジテーション、③「アメリカ革命（南北アメリカの労働者階級への呼びかけ）」なる一九二〇年九月付けコミンテルン執行委員会名での宣言、④二二年一月、コミンテルン執行委員会で決定された「南アメリカの労働者・農民へ」という宣言の、わずか四回を数えるのみである。そのいずれにおいても、ラテンアメリカの労働者・農民は革命の主流からは除外されている。

こうした扱いを受けてきたラテンアメリカがコミンテルンにとって一定の意味をもつようになったのは、二八年の第六回大会をまつてのことであった。この大会では、当時ブハーリン派のジュール・アンベルロドによる「ラテンアメリカ諸国における問題。植民地的諸国における革命運動の諸問題に関する補足報告」が発表されている。これはブエノス・アイレスの会

議に提出された「ラテンアメリカの革命運動についてのテーゼ草案」の原型をなすもので、大略次のような主張が述べられている。

①ラテンアメリカ諸国は半植民地である。②資本主義的發展の脆弱性によつて、当面の革命の内容はブルジョア民主主義革命である。③しかし、民族ブルジョアジーは帝国主義および地主の同盟者で反革命勢力であるため、小ブルジョアジーからプロレタリアートの手にへゲモニーを移すことがラテンアメリカ革命の最重要任務である。④プロレタリアートのへゲモニーが確立するまでは、ラテンアメリカの解放運動は世界革命過程の構成部分とはなりえないこと。⑤最終的な解放への移行過程で必要とされるのは、ラテンアメリカ労働諸共和国連邦の国家形態であること。

このテクストは、ブハーリンの「世界綱領」に基本的な枠組みを求めつつ執筆され、ブエノス・アイレスでの会議の共通認識をつくりあげる土台となるはずだった。だが、ブエノス・アイレスでの発表時には、スターリンによつて既にブハーリンは失脚させられていた。その意味で、ラテンアメリカにおいてこのテクストは、スターリンの理論と整合的な部分が突出して語られ、他は無視・軽視されたため、各論点の連関が失われ、非常に曖昧な性格をもつたものとなったのである。

三

ブエノス・アイレスの会議には、コミンテルン支部として認

められた十カ国と、コミンテルンのシンパサイザーと考えるべき五カ国、そしてコミンテルン執行委員会の「ルイス」ことアンベール・ドロー、共産主義青年インターの「ペテルス」、南米書記局のウィットリオ・コドヴィツラ（アルゼンチン）ほか二人、共産主義青年インター南米代表のエドムンド・ギトール、米國・フランス共産党代表が参加した（ただし、参加メンバーのどこまでに議決権が与えられていたかは不明）。アンベール・ドローは回想録中で、ペテルスとコドヴィツラをスターリン主義者とし、とりわけ後者の教条的過激派ぶりを述べている。

参加者は、労働者五一%、農民一%、商業雇用者九%、自由業一〇%、党専従一九%、「人種」構成はブラジル代表にムラートが一名（?）、コロンビア代表が純粋なインディオと自称しているにとどまる。

会議では十項目が論題に挙げられ、マリアテギのテーゼは、六月八日、第五番目の議題としてフリオ・ポルトカレール（「サコ」）によって報告された。

では、テーゼはどのような内容で、いかなる対立や衝突を引き出し、いかなる齟齬を生みだしたのか。

マリアテギは、ペルーの根本問題としてインディオ問題を措き、その本質を半封建的大地主制（ガモナリスモ）の下での先住民農民の経済的隷属にあるとした。こうした状況把握のもとに、彼のテーゼでは、まず革命運動に分断を持ち込んでいる「人種」概念への批判がなされる。そして、プロレタリアー・農民一般ではなく、インカ帝国に源を発する「原始共産

制」的農民共同体（アイユ）を維持してきた先住民を革命主体と措き、アイユを梃子とした社会主義革命＝非資本主義的発展の展望が述べられる。

だが、この主張は、直接には、ベネズエラのスターリン主義者リカルド・マルティネスからの「ペルーの同志諸君は先住民に言及する際、ある種のアメリカ的「ユダヤ主義」に向かつているように思われる」という、いわば「先住民至上主義」的傾向への批判を呼んだに留まった。論議は、ラテンアメリカ（とりわけペルー）の具体的状況における先住民の存在とその可能性とを革命運動のなかに位置づけようとしたマリアテギの方向を大きく逸れて、二つの点をめぐってなされることとなった。

その第一はマリアテギたちの「社会党」への組織論的批判であり、第二はケチュア・アイマラといった先住民の存在を民族問題に還元し、「ラテンアメリカ労働共国連邦」に適合的な民族自治共和国が建設されるべきとするスターリン理論からの批判である。

第一の批判に対してペルー代表は、現実の条件が「社会党」を求めており、「社会党」の中心的イデオロギーは共産党のそれに等しいという「戦術判断」を強調して反論を行った。第二のものへは、「人種」とは将来国家を形成する「民族＝国民」ではなく、社会的差異（現在言う「エスニシティ」に近い）の表現であり、階級同盟形成に向けてその矛盾が解決されるべきだとする反批判がなされた。

会議の決議録では、第一のものに対しては、①共産党組織化

が絶対かつ至急に必要である、としながら、②現状での社会党の結成はやむをえない、とする対立的な二論が掲載されている。また、第二の論点に対しては、「ルイス」すなわちアンペール・ドローの総括は、民族問題解決の範型としてのソヴェトを具体性と厳密さとを欠いたままに提示するにとどまっている。

四

残された決議からは「人種問題」が姿を消してしまっていることに、われわれは注目すべきだろう。これはマリアテギ・テレーゼの能動的な否定ではない。このことが示すのは、第一に、先住民の存在をコミンテルン・マルクス主義は民族問題という回路以外に把握しえず、第二に、理論的な面から言っても、階級範疇中に適正に位置づけられなかった、という事態である。だが、これをもってヨーロッパ中心主義の必然的帰結とのみ裁断してはならないだろう。

マリアテギの論には先住民が「革命主体」である根拠として「彼らは一貫して共産主義的であった」とする、主意主義的で非歴史的な措置が見え隠れする。一方、奴隷の末裔である黒人、ムラートやメステイソのような「混血人種」、あるいは、当時までますます増加していた移民労働者に対しては無視や侮蔑的な表現さえ見られる。マリアテギの論では、植民地主義と人種主義は先住民にのみ関係しており、先住民は革命主体として見出されることによって非歴史的な存在へと転位を遂げてしまうのである。そして、先住民自体は「主体」の名を与えられた一

個の理論対象にすぎず、自ら声を発し得ない存在のままに繋ぎ留められたままである。

こうしたこともが表現しているのは、「植民地・従属国」におけるマルクス主義理論が有していた重大な陥穽の存在である。今求められているのは、かかる理論の陥穽がいかに構成されたのかについて歴史的考察をすすめる、こぼし落とされた可能性の新たな分節化を行う作業ではないだろうか。

質疑応答

ラテン・アメリカの社会主義研究者は、当社会思想史学会でも数少ない。その数少ない研究者の一人崎山氏の報告についても、質疑応答は、マリアテギの細かい経歴やら、微妙な思想的評価についてというより、大きな原理原則的なやりとりで終始した。即ち、太田仁樹会員（岡山大）よりの質問「階級、人種、民族の区別と関連についてのマリアテギの結論的見解は何かであるのか」、松岡利道会員（龍谷大）よりの質問「コミンテルンの『人種問題』が民族自決へシフトした背景は何であるのか。またマリアテギは何から何にシフトしたのか」「バック・東方諸民族大会は民族問題に関して大きな意味を持つ会議だったと思うが、その意味をどう評価するのか」といった質問がそれである。報告者はこれらの質問に報告の過程である程度は答えていたのであるが、更に詳しく補足説明しようとして時間切れになってしまった。司会者清水多吉会員（立正大）がメモを頼りに、この質疑応答を取りまとめようとしていた時に、ペ

ルーの日本大使館事件が起こった。マリアテギとは、一九二〇年代、ペルーの先住民の文化的潜勢力に高い評価を与え、先住民共同体を物質的基盤とした非資本主義的發展への途を目指していた人物らしい。司会者としても、マリアテギの思想が、第二次大戦後のペルー社会にどのような影響を及ぼしたのかを報告者に質問しておけばよかったと、今更ながら悔やまれてならない。

(司会 清水多吉)

自由論題 9

社会科学方法論におけるマックス・ヴェーバーとゴットル

〔報告〕 森川 剛光

ゴットル (Friedrich Gottl, 1868-1958; 1907年以降 Friedrich von Gottl-Othliefeld) はヴェーバーの『学問論集』(Gesammelte Aufsätze zur Wissenschaftslehre) でしばしば言及される著作家であり、またテンブルックは今からすでに三〇年以上まえに、マックス・ヴェーバーの方法論の生成において、ゴットル

が非常に重要な役割を果たしたという事を指摘している (Tenbruck, F. H., Die Genesis der Methodologie Max Webers, in: Kölner Zeitschrift für Soziologie und Sozialpsychologie, 11. Jahrgang, 1956. (住谷一彦・山田正範訳『マックス・ヴェーバー方法論の生成』未来社、一九八五年)。しかしそれにもかかわらず、今日に至るまで、ヴェーバーとゴットルの関係をさらに掘り下げた研究は、加藤明彦氏の『社会科学方法論序説』M・ヴェーバーとF・V・ゴットル』(風間書房、一九九一年)を除いて、出ていない。そこで本報告では、まず当時の時代文脈を「実証主義に対する反逆」としてスケッチし、その中でゴットルがどのような問題意識から初期の代表作である『言葉の支配』(Herrschaft des Wortes, Jena, 1901) に至ったかを著作の内容をふまえながら明らかにし、最後にゴットルを読んだ目でヴェーバーを読んでみるとどのように見えてくるかという作業を行ってみたい。

二

一九世紀末の思想的状況は実証主義への反逆という見方が一般的である。ここでは実証主義を次のように規定することにしよう。まず第一に感覚知覚を認識の唯一の源泉とする態度。

第二に、自然科学の方法や概念構成の社会科学に対する適用。

その際、両科学の対象の質的相違はないとされる。第三に、①素材の蒐集②観察、③帰納による仮説の構成、④仮説に基づいた事実の予測、⑤実験とその結果による仮説の検証という科学

モデルの採用。ここでは観察と理論の厳密な分離が要請される。最後に、概念実在論の拒否と唯名論の勝利があげられる。ドイツには他の諸国のような実証主義はなかったという見方もあるが、このように実証主義の規定をするならば、グスタフ・シュモラー率いる後期歴史派経済学がドイツにおける実証主義として浮かび上がってくる。なぜならば、シュモラー自身は経済学の方法を、当時の人々が理解した意味で、自然科学の方法と同一視したし、後期歴史学派の経済史研究を将来の概念構築、理論構築のための素材の蒐集（自然科学における純粋観察と等価なもの）とみなしたし、概念実在論のような理念的なものの自律性や固有法則性を厳しく拒絶し、唯名論の立場に立っていたからである。唯名論、自然科学への定位、検証可能性等の科学理解のほとんどをシュモラーはジョン・スチュアート・ミルの『論理学』から受け取っていた。ミルの『論理学』は、すでに一八五〇年前後に、思弁的な自然科学に代わり、科学論・科学方法論として参照されるようになり、一八四九年にはドイツで最初の五編のドイツ語訳が出版され、一八六五年には全六編の完訳がなされた。

三

『価値思想』（Wertgedanke, Jena 1897）はゴットルが博士論文として執筆したものである。当時のドイツ語圏の経済学界では、価値論をめぐる議論が盛んで、経済学者たらんとするものは、自分なりの価値理論を完成させることによってはじめて、

経済学者として一人前と認められることになった。そこでゴットルも自分なりの価値理論、即ち「価値とは何であるか」に対する解答を追求していた。しかし、そのうちにそもそも価値とは何であるかという問題設定自体が誤りではないかと考えるに至る。ゴットルは当時のそれぞれの理論家の価値理論を検討することにより、そこにおける議論されない暗黙の前提を暴き出し、それを「価値思想」と名付ける。それは「価値」と呼ばれる客観的な何らかのXが存在するという暗黙の想定である。ゴットル自身はこの著作の中では、価値思想が妥当するかどうかについての検討を行わず、価値思想を放棄しない限り、価値論内部における混乱状態は収まらないことを示唆するにとどまっている。

この問題意識を引き継いだのが、ゴットルの教授資格請求論文である「国民経済学の「根本概念」について」を含む、初期の名著、『言葉の支配』である。ここでは、考察の対象が価値概念のみならず根本概念一般に拡大されている。これは当時のドイツ語圏の経済学における「根本概念をめぐる争い」を議論したものである。つまり、経済学の根本概念については、各論者がそれぞれ別々のことをいっており、しかもそこには統一された見解が見られない。そして重要な概念であればあるほどそうであり、「価値」概念をめぐる争いはこの「根本概念をめぐる争い」を代表していた。そして、著作の最初で根本概念について論ずることが、当時のマナーであった。この考察範囲の拡大と同時に、問題のたて方にも微妙なずれがある。つまり、ゴ

ツトルは「価値」なるものがそもそも存在するか、いいかえれば「価値思想」は妥当するか、と問いをたてるのではなく、

「価値」概念を含めた根本概念を国民経済学において使用するように強制しているのはいかなる事情であるのか、「価値思想」を含む「X思想」は如何に発生して来たのかと問題をたてるからである。国民経済学の根本概念が何を意味するかについては各論者の個人的主観の見解に任せられるにしても、何が国民経済学の概念として列挙され、何がされないかについての大まかなまとまりは存在している。根本概念として用いられる言葉は国民経済学の成立時に、日常語から特に正当化されることなくとってこられた。なぜなら、国民経済学はそもそも、日常の意味において、日常について研究し、追思惟する学問であつたから。こうして採用された言葉は、当初日常の体験された連関において用いられたので、無害であつた。その場合、同一の言葉は連関Ⅱコンテクストによって様々に用いられる。しかし、これらの言葉は同時に、国民経済学の体系化の契機となり、現実の諸連関から独立して、これらの言葉が常に何らかの同一の客体Xを表すという信用を得たとき、思惟は言葉に捕われ、「価値」「資本」「利子」「労働」等々を国民経済学の対象として研究し始めるのである。それと同時に、国民経済学はその統一性を失い、「価値論」、「資本論」、「利子論」等々に分裂する。なぜなら、「価値」や「資本」や「利子」といった言葉をまとめて、互いに関連づけていたのは日常の意味連関だったのであるから。「言葉の支配」に陥つた国民経済学の孤立化された諸カ

テゴリーが意味と機能を受け取るのは、ただ「日常」という構造ないし体系の内部の要素としてのみである。

このようにゴツトルは国民経済学の「根本概念をめぐる争い」という事態を通じて、「日常Ⅱ」行為の世界」へと到達する。日常とは、日常の「行為」とその前提である「日常知」とそれらからなる日常の「行為の世界」である。この行為の世界は自然とは異なる「意味の世界」であり、意味の連関とそれに導かれた目的行為の連鎖から成り立っている。従つて、行為の世界の連関は我々独自の行為の目的論的構造に従つて理解でき。行為の世界について思惟に与えられている知識が日常知であり、行為や思惟の前提であると同時に、行為から生成した知である。自然科学の対象となる意味での「自然」、つまり自然現象間の因果連関が、現象をよりよく説明するために研究主体が創作したフィクションであるのに対し、行為の世界の生起の連関は行為の連関・体験の連関として、少なくとも研究主体とは独立して、行為主体により思念されている。理解主体にとって、理解される対象の秩序は、研究主体や観察主体によって賦与される法則や図式とは異なつたそれ固有の秩序を有するといえる。従つて、自然が概念把握されるのに対し、行為の世界の生起は理解される。

四

このようにゴツトルを読んでいくと以下のようにヴェーバーとの類似点を指摘できる。まず、①事実と理論の関係、②日常

知と学問的知識との関係、③概念と概念の意味連関である。①について…シユモラーのような実証主義が理論構築のための純粹観察として経済史研究を行い、法則獲得を目指す法則科学という科学観を持っていたのに対し、ヴェーバーやゴットルは理論や概念を単なる手段とみなし、個性的な現実を目指す現実科学という科学観を対置したからである。そして、これまで述べてきたような議論を受けて、ゴットルは「事実の前の理論」という議論を展開する。つまり、国民経済学の概念や理論は最初に述べた科学モデルを通じて得られるのではなく、研究主体が拘束されている日常知を純化することを通じて得られると考えた。②について…ヴェーバーは理念型を構築し、歴史的因果関係を認識するためには、「法則的知識」―「経験的規則」の参照を必要とすると述べている。これは自然科学の意味での一般法則よりも広い外延を持ち、むしろ、行為についての慣れ親しんだ知識⇨日常知といったほうがよいものである。ゴットルが学問的及び日常的認識と行為の前提として日常知を見ていたことを考えれば、ここでもヴェーバーとゴットルの類似点は指摘できる。そして、行為が目的論的構造を持つということは、これらの経験的規則の妥当と表裏の関係であり、行為の合理的理解へとつながっていく。③について…ヴェーバーは「観察⇨比較⇨整理分類⇨類型化」という手順で類型概念を構成するのではなく、概念間の論理的な関係を通じて概念規定を行っている。つまり、ヴェーバーは観察文から概念を得るのではなく、一定の観点に基づいて一定の論理操作を反復することにより、概念

の体系を得ている。国民経済学の根本概念として用いられている言葉は、何らかの一義的な対象を指示するものではなく、日常の意味連関の中においてのみその意味と機能を得るものである、ということが「原根本概念をめぐる争い」へのゴットルの批判の骨子であった。概念が連関の中でのみ意味と機能を持つということとは、概念同士が相互に関係づけられているということである。重要なのは概念が何を指示するのではなく、概念と概念の関係、概念と概念の間の意味連関である。この点でも、ゴットルとヴェーバーの類似点は指摘できよう。それでもまだ若干の相違がヴェーバーとゴットルの間には横たわっているがそれについてはここは述べるべきところではない。

質疑応答

司会 報告時間が長く、討論の時間が少ないので、報告論旨を要約せずに、直ちに質疑応答に入ります。質問はありませんか。

奥田隆男(京都大学) ヴェーバーのゴットル評価は、とりわけ理解の方法に関連してはならないでしょうか。この際、「行為」の重視が両者に見られますが、その点では、クニースとの関連も注目すべきではないでしょうか。また、「理解」に関しては、デイルタイのゴットルへの影響を無視できないと思われませんが、どうお考えですか。

千石好郎(松山大学) (1)ゴットルの「日常知」は、後のフッサールの科学批判の先駆だったのでしょうか。(2)ゴッ

ルとヴェーバーとの決定的差異は、どこにありますか。

森川 奥田氏の質問について。私は報告において、社会科学における概念構成上の類似点に力点を置いた。しかし、理解の方法でゴットルがヴェーバーの先行者になったのではないかという質問者の主張には、異議はない。ヴェーバーにおいてもゴットルにおいても、理解の方法は概念構成上の問題とも結びついているし、行為の目的論的構造の発見と合理的解明＝理解の方法をヴェーバーはゴットルに負っているから。また、カール・クニースが経済学（当時の国民経済学）を意味を持った人間行為の学と捉え、ヴェーバーとゴットルの先行者となったという点については、私は質問者と同意見である。

千石氏の質問について。(1) 初期ゴットルと後期フッサールの直接の関係はなす。Reyer, W., Einführung in die *Phänomenologie*, Leipzig 1926. は、ゴットルが独自に、現象学の立場へと到達したと見ている。また、フッサールの科学批判に関しては、ゴットルは一九三〇年代においても、自然科学と非自然科学（ゴットルの用語では生活科学）の区別を堅持していたし、日常知は後者の基盤になっても、前者の基盤になるとは考えていかなかった。(2) まず、ヴェーバーが秩序なき混沌という現実観を持っていたのに対して、ゴットルは現実自体（現実的行為の世界における行為者によって思念された現実）が秩序を有するという現実観を持っていた。つぎに、ヴェーバーが研究者により再構成された意味連関と行為者により思念された意味連関をあくまで別物と見なしたのに対して、ゴットルは同一の

ものまで迫りうると考えていた。最後に、ヴェーバーが、行為と認識の条件を「価値」という新カント派のチームで語り、それを主観的なものと見なしたのに対して、ゴットルは「価値」を行為の世界とその日常知と捉え、いわば「存在論化」した。また、行為の世界を統一あるものとみなした。

(司会 保住敏彦)

自由論題 10

ドイツ三月前期におけるカール・ ナウヴェルク

——その国家思想と初期自由主義——

[報告] 田村 伊知朗

カール・ナウヴェルク（一八一〇—一八九一年）はヘーゲル左派に属する理論家であり、ドイツ三月前期の現実政治と政治思想において重要な役割を果たした。しかし、この思想家を主題的に考察した研究書は、その死後現在に至るまで彼の祖国ドイツにおいても沉んや本邦においても現れていない。この研究史の闇の中に忘れられた思想家を掘り起こす根拠は、今日までのヘーゲル左派に関する研究史にある。

初期マルクス、初期エンゲルス研究から解放されたヘーゲル左派研究は、現在いくつかの方向へと分化、深化している。そ

の一つは、他の「中心」思想家（例えば、アーノルト・ルーゲ、マックス・シュティルナー、ブルーノ・パウアー等）に関する研究である。彼らに関する研究が、マルクス、エンゲルスの思想の絶対的前提という呪縛から解放されて、新たな独自の相を表わすであろう。この研究動向に対して疑問を差し挟むことはないであろう。問題にすべきは、次のような研究動向である。すなわちそれは、従来のヘーゲル左派研究史において看過されてきた「周辺」思想家に関する研究である。これら一群の思想家には、エトガー・パウアー、アドルフ・ルーテンベルク、エドアルト・マイエン、そして本報告の対象であるカール・ナウヴェルクが属しており、彼らに関する研究が最近注目されてきた。⁽¹⁾

彼らに関する研究が注目されてきた第一の理由は、「ヘーゲル左派」の「周辺」思想家の理論的境位を明らかにすることによって、この学派Ⅱ集団の限界事例を確定できるからである。すなわちそれは、この学派にどの理論家が、そして彼がどの時期からどの時期まで所属するかを確定することによって、この集団の哲学的意義総体を確定することである。このことは、ヘーゲル左派に関する総体的な性格づけをめぐる論争の解決に寄与するであろう。第二の理由は、上記の諸理論家が、三月前期と三月革命期における社会運動と社会思想に深く関与しているからである。彼らは哲学的意義だけではなく、政治思想的意義もまた持っている。したがって彼らの思想的軌跡を解明することは、この時期の全精神史を把握することにつながるであろう。近代の実現とその揚棄が錯綜していた近代初期における

ドイツ精神史の一側面が解明されるであろう。

ナウヴェルク研究に限定すれば、彼の政治思想は一九世紀におけるドイツ初期自由主義と密接な関連を持っている。なぜなら、彼は三月前期において成立していた唯一の民主主義的党派に属していたからである。ヘーゲル左派を哲学的学派としてだけではなく、政治的党派としても取り扱うことが可能であれば、ナウヴェルクはルーゲと共にその端緒になった理論家の一入であるからである。彼によって形成された政治的党派の意義を解明するためには、この党派に思想的に隣接しかつすでに成立していた政治的党派つまり初期自由主義との関連性を問題にしなければならぬ。（成立していたと仮定しうる）急進民主主義的党派とドイツ自由主義が『ライン新聞』、『マンハイム夕刊新聞』等のメディアを通じて共同的環境を形成してきたのであるが、ナウヴェルクはこの共同的環境の接点に立っていたヘーゲル左派の理論家であった。彼は哲学的側面だけではなく、政治的側面においてもヘーゲル左派という集団的統一性を維持しようとした。彼は三月前期と三月革命期における政治思想的営為と政治行動を通じて、急進民主主義的党派の可能性と、そのドイツ初期自由主義との共同的环境を現実化した。初期ナウヴェルクの思想を再構成することは、民主主義と自由主義の関連性を問うことにつながるであろう。

さらに、彼の思想研究の意義を他のヘーゲル左派との関連で述べてみよう。周知のようにヘーゲル左派の諸思想家は一八四三―四四年以降、相互批判の段階に入る。この相互批判のなか

ら、新たな思想的パラダイムが生じる。例えば、ブルーノ・パウアーの思想転換を事例としてみよう。パウアーは自己の哲学をこれまでの「自己意識の哲学」から「純粹批判の哲学」へと転換させる。彼はこの転換によって、社会的な変革主体としての国民というこれまでの概念を放擲する。理論と社会的実体の無関係性が宣言される。このパウアーの哲学的転換が何人かのヘーゲル左派に承認される。この哲学を信奉する理論家は「シャルロッテンブルク神聖家族」と総称され、彼らが所謂「大衆批判」を遂行する。この「大衆批判」をめぐって、「シャルロッテンブルク神聖家族」構成員以外のヘーゲル左派の理論家が様々な方向から批判を加える。この「大衆批判」をめぐる論戦のなかで、各々の理論家が固有の思想を展開する。例えば、シュテイルナーは「唯一者」の思想を明確にし、マルクス、エンゲルスは『神聖家族』、『ドイツ・イデオロギー』等の共同作業を通じて、独自の共産主義論を展開する。この「大衆批判」は社会的な変革主体の形成をめぐるものではあるが、その論戦の全貌は「中心」思想家の思想の解明だけで済ませられるものではない。ブルーノ・パウアーによる他のヘーゲル左派に対する批判は、決してマルクス、エンゲルスあるいはシュテイルナーだけに向けられたものではない。ブルーノそして「シャルロッテンブルク神聖家族」構成員は直接このような「中心」思想家だけに批判の矛先を向けたのではない。現在「周辺」思想家（例えば、ナウヴェルク）と言われている思想家に対しても批判を向けたのである（マルクス、エンゲルスが常に「中心」思想家

であったのではない）。したがって、この論争の全体的意義を社会思想上に定位するためには、ナウヴェルクを含めた「周辺」思想家の思想の解明が不可避になる。

ところで、ナウヴェルクの思想はこのような歴史の意義を持つのであるが、その中心点は国家思想にある。まず、ナウヴェルクは、近代国家の理念型を古代ゲルマン共同体との対比において構想していた。つまり、彼は古代ゲルマンにおいて形成されていた市民的同質性に基づく共同体を、近代的な国民共同体において復権しようとした（もちろん、古代奴隸制は考慮されていたし、直接的に古代ゲルマン共同体の再現を構想していたのではない）。次に彼は、近代初期に成立した国民共同体に基づき、当時の死活的問題である「社会問題」を解決しようとした。特定の社会的階層、階級（例えば、労働者階級、プロレタリアート）ではなく、社会全体の公共的³共同的事柄として、この問題を解決しようとした。また、このような社会問題を解決するため⁴に、従来の法治国家的水準を超えた「社会国家」の形成が要請された。そして、この「社会国家」形成のための主体として、国民全体が参加可能な「自由なフェルアイン」が彼の理論において設定されていた。個人的利益の公共的利益への従属によって、つまり「自由」への強制によって、「社会問題」を解決しようとした。「万人の政治参加」によって、国家的共同性を構築しようとした。ナウヴェルクは、その国家市民の政治的基礎教養として国家哲学を理論的に明らかにしようとした⁵。

このような彼の思想は、三月前期の現実的政治状況下におい

てベルリン大学を中心にした都市知識人層に一定の影響力を持っていた。そのことよって、彼はルーゲと共にヘーゲル左派としてベルリン地区選出のフランクフルト国民議会議員になる。彼はこの議会における左翼の部分の理論的代表的者の一人として、ドイツ政治史に足跡を残す。しかし、三月革命期における彼の政治思想と政治的行動に関する詳細な分析は、別の機会に委ねられるべきであろう。

註

- (1) Vgl. L. Lambrecht: Die "fürchterlich revolutionäre Kraft der Kritik" ... In: "Sie und nicht" Wir < Die Französische Revolution und ihre Wirkung auf Norddeutschland. Hrg. v. H. Winter. Hamburg 1989, S. 469-514.
- (2) Vgl. W. Ebbach: Der Junghegelianer. Soziologie einer Intellektuellengruppe. München 1988, S. 53.
- (3) Vgl. K. Nauwerck: Über die Theilnahme am Staate. Leipzig 1844, S. 5.
- (4) Vgl. Eberda, S. 12.
- (5) Vgl. K. Nauwerck: Vorlesungen über Geschichte der philosophischen Staatslehre. Das Alterthum. In: Wigan's, Vierteljahrsschrift. Leipzig 1844, Bd. 2, S. 99.

質疑応答

報告者の田村伊知朗会員は、ヘーゲル左派の「周辺」思想家に関する研究を精力的に続けている。彼はエトガー・パウアーの思想に造詣が深く、その研究成果の一端を『近代ドイツの国

家と民衆——初期エトガー・パウアー研究（一八四二—一八四九年）』（新評論、一九九四年）として纏めている。今回彼は、パウアー研究に続いてカール・ナウヴェルク研究に着手し、ナウヴェルク研究の研究的意義に関する報告を行なった。この報告に対して、植村邦彦会員（関西大学）が質問をした。植村会員の質問は次の二点に要約されよう。

第一の疑問は、ナウヴェルク研究とヘーゲル左派研究一般の区別と連関に関する事柄である。すなわち、ヘーゲル左派の思想家に関する研究は通常、一八四三—四四年で終止符が打たれている。これ以後、彼らは自己の固有の思想を展開し、学派としてのヘーゲル左派という統一性を喪失する。ナウヴェルクの思想発展において、一八四三—四四年の時点においてどのような思想的飛躍と断絶があるのか。

第二の疑問は、自由主義と民主主義一般の区別と連関に関する事柄である。報告者は「自由主義と民主主義の共同的环境」を提示しているが、どのような意味においてこの概念が成立しているのか。それは歴史貫通的な概念であるのか、あるいはドイツ三月前期に固有な概念であるのか。

この疑問に対して報告者は次のように回答した。
まず、ナウヴェルクには一八四三—四四年の時点において思想的断絶は認められない。彼はドイツ三月前期において首尾一貫した思想を保持していた。彼は急進民主主義的立場を超えることなく、ヘーゲル左派という集団性を維持しようとしていた。むしろ、従来の研究がこの時点を通り過ぎて過大評価することによつ

て、ヘーゲル左派という学派に関する基本的な認識を誤った可能性がある（この時点の強調はマルクスの急進的民主主義から共産主義への移行の問題と密接に関連している）。

次に、この「共同的環境」はドイツ三月前期に固有な概念である。それは、三月前期における自由主義の特異な位相（無階級的な市民社会像）と関連している。自由主義がこのような位相を保持していなければ、そもそも共同的環境は成立しない。

（司会 石塚正英）

自由論題

11

モリー・マガイアズ——史実と伝説——

〔報告〕 久田 俊夫

はじめに

本報告は、報告者の世界産業労働者同盟（IWW）研究の副産物である。モリー・マガイアズ事件については、一九〇五年の元アイダホ州知事爆殺事件の裁判に関与したピンカートン探偵社のマクパラン探偵の、それより三〇年前の実績として触れ

た。南北戦争から一八七五年の長期スト直後までの間に、一連の暗殺事件が世界有数の炭鉱地帯であったペンシルバニア州東部で発生し、犯人として一九名の炭鉱労働者が処刑された。

事件については、モリー・マガイアズなる秘密のテロ組織は実在し、死刑囚は有罪であった、とする『実在・有罪説』と、そのような組織は資本陣営によって捏造されたもので、死刑囚は無罪であった、とする『捏造・無罪説』が論争されてきた。前者は、ピンカートンの『モリー・マガイアズと探偵団』、当時の新聞の連載小説、三文小説、舞台演劇、それにコナン・ドイルの『恐怖の谷』（一九一四）などの大衆文化で定着した。後者は、一九三〇年代と五〇年代に体制批判の手段に採用された。また、一九六九年にはショーン・コネリー主演で映画化され、アメリカ国内ではホームビデオ版が入手できる。

事件の背景には、一八四五年の「ジャガイモ飢饉」とそれに伴うアイルランド人の大量移住があった。彼らは、「糞」と呼ばれて社会的に軽蔑され、「アイルランド人はお断り」と雇用面でイギリス人、ウェールズ人、それにドイツ人に対して差別された。事件は民族問題と経済問題が絡む金ピカ時代の典型的なトピックであるが、ケニーは「この事件では文学的意義が経済的意義を上回る」とし、デニングも、アメリカ史の総合的理解から社会文化史的な視点を強調した『ガットマン学説』を継承した。が、このトピックは、階級闘争に民族問題が絡んだトピックであるので、『学説』に対する「反駁の余地」を構成する。

一 産業革命

アメリカでは、金ピカ時代に産業革命が進行し、労働者と資本家の間において階級的分離が顕在化した。それでもアメリカの生活水準は、ヨーロッパのそれと比較して相対的に高く、外国からの大量移住が見られた。労働者は原生的労働関係に抵抗したが、失敗していた。一八六九年と一八七三年の恐慌まではブームが続いたので、資本陣営には労働陣営に対する譲歩の余地があった。この炭鉱地帯の労資関係は、アイルランドの祖国における地主対小作人のアイルランド紛争に対して、鉱山ボス対炭坑夫のアメリカ版アイルランド紛争の様相を呈した。ここに事件の原因を民族的対立に帰する民族学的解釈の余地がある。

二 アイルランド人の団結

アイルランド系労働者は、民族的に団結し、ペンシルバニア州東部の郡行政で勢力が拮抗していた民主党と共和党の間においてキャスティング・ボートを掌握して要職を占め、「政治的解放」を実現した。その背景には南北戦争以降のブームがあった。労働者友愛会(WBA)、さらに全国鉱夫連盟(MNA)は、ペンシルバニア州の無煙炭労働者の五分の四を組織化し、一八六九年の炭鉱爆発を契機に鉱山検査法案を成立させた。一八七〇年には、労働協定が締結され、「経済的解放」を実現した。しかし、一八七五年の長期ストに敗北すると、組合は壊滅

させられ、労働者が犯人とみなされた一連の暗殺事件が続いた。

三 モリー・マガイアズ事件

モリー・マガイアズ事件には南北戦争以降と長期スト以降の二つの「波」がある。「第一波」は戦争直後のもので、真相は鉱山操業者による同業者潰しであった、と推定される。当時は各地の油田や鉄道でテロが頻発した。「一八六三―六七年期」に五〇件のうちで半数以上が古代アイルランド人団(AOH)と同一視されたモリー・マガイアズが犯人とみなされたが、有罪判決を受けたものはいなかった。原因は、他の地域からの暗殺団の派遣や警察機構の不備に、さらにはモリー・マガイアズを票田としていた民主党政権の黙認に、あったとされる。「第二波」が実質的なモリー・マガイアズ事件である。一八七三年の恐慌を機に、資本陣営によって郡行政の主導権が奪還された。世間による卑劣な泥棒男爵に対する反感と悲惨な労働者に対する同情が、かえって『實在・有罪説』を強化したが、実は労働者が虐殺された事件のほうが多かった。

四 首謀者

ゴウエンは、レディング鉄道の社長として、当時のアメリカ東部とイギリスにおいて最盛期にはカーネギーやロックフェラーらの産業の統帥と同格扱ひされた。彼は、同業者潰し(運賃の吊り上げと同業者の暗殺)と組合潰し(長期ストと労働者の飢

餓)によつて鉱山を買収したが、その背後にはロンドンの大口の投資家群があつた。「モリー・マガイアズと探偵団」は、探偵会社のPRを兼ねて出版されたが、巧妙にも「半ファイクション」と断つて、ベストセラーとなつた。が、当時の状況からすると、「完全なフィクション」であつた、と推定される。

労働スパイの私立探偵社は、有料の私警察であつたので、永続的愛顧を求めて、争議を長期化させた。この探偵社の創設者アラン・ピンカートンは、南北戦争時にはリンカーン大統領を警護するシークレット・サービスの部長であつた。一九三〇年代にラ・フォレット委員会が同社の暴利を指摘したが、その報告内容はモリー・マガイアズ事件をもとにしたものであつた。後に、複数の元工作員が、ピンカートン探偵社の内情を暴露し、モリー・マガイアズ裁判の際の工作員によるオトリ証言を否定したので、依頼した資本家と虐殺された労働者は「スパイの操り人形」でしかないことが判明した。

五 見世物裁判と学説論争

現行犯逮捕された犯人との司法取引によつて、組合指導者が一網打尽にされた。また、事件の首謀者である泥棒男爵が特別検察官であつた。処刑後フレイムアップに対する同情が、それまで資本陣営に加担していた教会関係者からも起こつたが、結局、労働運動と民主主義の未成熟がフレイムアップを容認した、と結論づけられる。

『実在・有罪説』には、ホランの「古代アイルランド人団の

一部(狙撃隊)」説、ローズの「仕事に対する不満」説、コーランの「実在・有罪」説、アダムミックの「内部抗争」説、それに小池滋の「実在」説などがある。

『捏造・無罪説』には、フォナーの「捏造・無罪」説、レインズの「資本陣営が擁した独自の殺人機関」説、スクリーゲルの「死刑囚は無罪、転向者は有罪」説、ビンバの「階級闘争の過程での創作」説、ホルトンの「キーホール裁判(古い事件)の冤罪」説、ドボフスキーの「民族的解釈による『実在・有罪説』は研究者の陥りやすい誤謬とした」説、それにケニーの「大衆文化が『実在・有罪説』を煽動した」説などがある。

結局、オトリ証言と「探偵団」の信憑性が真説をめぐる「鍵」となっている。労働スパイの実態の暴露と依頼会社の経理内容の公開によつて、『捏造・無罪説』が支持される。

六 陰謀の決算

ゴウエン社長は、鉱山の買収による累積債務で一八八〇年に会社が破産すると、解任されたが、復帰したあと再度辞任し、会社はモルガンに買収された。経理面を検討すると、他にも、「覆面をつけたまま消えた」工作員が多数いた、と推定される。組合潰しの総費用を四〇〇万ドル、一名の年収を約二〇〇〇ドル、スパイ費用を総費用の半額、延べ一〇〇〇名の工作員と自警団で活動期間を三年、一年間で三三三名、その半数を工作員とすると、投入された工作員数は一六〇名余となる。

この泥棒男爵は一八八九年に自殺したが、背景には金融主

ルガンによる経済界からの追放があった。探偵王も実権を剥奪され、作業員のマクパランのみが三〇年後に元アイダホ州知事爆殺事件で再登場した。一八七七年に大鉄道ストが起こり、失業者は三〇〇万人にのぼり、大幅な賃金カットが実施された。一八七六年にはアイルランド子孫党が出現し、一八七八年には労働騎士団のパウダリーがスクラントン市長に当選し、「産業別組合主義による一大組合」を継承した。

結 論

アイルランド系労働者は、ブームを背景に「アメリカ・サンジカリズムの源流」とみなされる産業の自主管理を実現したが、その反動としてモリー・マガイアズ事件が引き起こされた。ケニーは、『実在・有罪説』がオトリ証言と大衆文化が原因で、史実は組合潰しのフレームアップであった、とする経済学的解釈による『捏造・無罪説』の正当性を証明したので、このトピックに不可欠な「経済的分析」は『ガットマン学説』に対する「反駁の余地」を構成する。

質疑応答

千石好郎(松山大学) 報告のなかに「産業の自主管理」という用語が出ていますが、アメリカにはアソシエーション主義(初期社会主義)フリーエ主義の浸透との関連はないか？

久田 確保した範囲の文献では確認できない。

安川悦子(名古屋市立女子短期大学) モリー・マガイアズのバ

ックグラウンドにおけるフィンアンとの関係について質問したい。

① アメリカにおけるアイルランド人炭坑労働者とフィンアンの関係はどうか？

② イングランド人移民やウェールズ人移民がより経営者に近いということだが、なぜアイルランド人移民は最下層の労働者として雇われたか？

久田 ①については、確保した範囲の文献では確認できない。②については、歴史的な背景として、七〇〇年におよぶアイルランドのイギリス支配があり(H. P. Dewees, *The Molly Maguires: The Origins, Growth, and Character of the Organization* (1877), W. G. Broehl, Jr., *The Molly Maguires* (1964))、モリー・マガイアズとみなされた人々の三分の二が、アイルランドの大西洋岸のドネガル郡(僻地?)出身で、一口にカトリックといっても、ローマやタリン、それにフィラデルフィアの宗派とは異なる宗教を実践し、指導者の大半がイギリス人には理解できない独特の文法や訛りをもつゲール語を話したことなどが、雇用の際の差別の原因であったと考えられる(J. L. Holton, *The Reading Railroad: History of a Coal Age Empire* (1989), Vol. 1. K. G. Kenny, "The Molly Maguires and the Catholic Church," *Labor History* 37, No. 3 (Summer, 1995) (ナニによる資料提供))。

(司会 飯島昇藏)

契約論と太古神学

「報告」 石村 多門

丸山真男は、開国以前の日本社会にも近代精神の自生的萌芽があつたことを論証しようとして、その絶頂を萩生徂徠の思想の中に見出した。彼によれば、近世儒教の史的展開は、朱子学的自然法（「である」論理）を乗り越え、作為の論理の徹底を図る過程であつて、社会の存立を支える「道」を、何らかの普遍妥当的道德規範（Ⅱ自然法）や超越的良心（Ⅲ仁）ではなく、太古の先王が恣意的に定めた礼楽刑政の制度のことだと捉え直し（そして我々の倫理は、この「先王の道」の合理的弁証にはなくそれへの服従にあると説く）た徂徠学こそが、近代的な主体的精神の論理的結晶であつた。

こうした丸山の議論の前提には、西欧の法的思惟の近代化を、自然法思想からの脱却を目指す一連の過程として、つまり、①神的自然法の世俗化（「自然」化）（グロテュウス）②自然権の強調による自然法の極小化（ホッブス）③主権論（一般意志説）による自然法の最終的否認（ルソー）④主権論を前

提とする一九世紀法実証主義の成立、として捉える思想史理解がある。このように中世と近代の切断面を「自然vs作為」の対立において捉えようとする丸山の理解は、ケルゼンらの思想史理解、すなわちグロテュウスの自然法学もルソーの一般意志論も等し並みに形而上学と捉え、形而上学から実証主義への移行のうちに近代的な法思考の核心を見る理解に比べて、はるかに概念的であると思われる（ケルゼンも、白らの実証主義の基礎づけにあたっては、「最初の立法者」といった形而上学的存在を要請しなければならぬのだから）。

しかしながら、丸山が、この西欧法哲学の展開に準えて、萩生徂徠の中に主権論—法実証主義に連なる系譜を見出し（そこから宣長に至る過程を作為の論理の「日本型」として位置づけ）たのにはやはり無理があると思われる。むしろ、徂徠と同じタイプの、しかし法「哲学」上の実証主義タイプのものとは異なる、もう一つの作為の論理が西欧近代にもあつたと考えるべきではないか。すなわち、人文主義タイプの作為の論理である。

この点で論及したいのが、一七世紀の一大トピックを成した「古代派—近代派論争」である。この論争は、ややもすると、守旧的な古代派と進歩的な近代派の対立でもあつたかに誤解されるが、実際には、人文主義的改革派と「哲学」的改革派との、つまりは概して反教権的—反中世的な改革派同士の内部対立であつたと見なければならぬ。

たしかに、太古の神話的な黄金時代を賛仰し、以後の歴史は、そこからの趣味・習俗のひたすらな退廃過程であつたとす

る古代派の尚古趣味は、今日から見ればいかにも保守反動の、改革派の名に値しない思想のようにも思われよう。だが、それは、神話上の三皇五帝を人類文化の始祖と仰ぐ萩生祖徠と同じ態度に他ならず、神ではなく人間（英雄）こそが文化を創建したという、反教會的で人間主義的な作為の論理であった。この点で強調したいのが、ルネサンス以来の「太古神学」説の隆盛である。これについては、最近ウォーカーの訳書も出たので簡単に説明するが、フィチーノ以来、人間文明の起源をキリスト教、つまり、原人アダムやノアやアブラハムやモーゼに求めるのではなく、オルベウスやヘルメスやゾロアスターといった異教の伝説上の「詩人神学者」に求め、彼らの方がモーゼに先立つ、否アダムにさえ先立つという学説が広まった。文明制度は、彼ら「太古の賢人」によって制定され、彼らが大衆を文明に導き入れたのであり、他民族の文明は全てここからの伝播の結果であるとされた（例えば、ギリシア人はオルベウスを始祖とし、トート・ヘルメスはエジプトに文明を伝えたオルベウスのことだとして、八紘一字と同様の、本地垂迹説が説かれたのである）。その際、文明以前の無知蒙昧な大衆に文明の意義を教えるのは困難だから、「太古の賢人」は様々な、面白く怖しい不合理な神話に託して大衆を文明生活へ誘ったとされる。それゆえ、彼らの名で伝わる詩の經典（真言）を究明すれば、文明の基礎となる秘密の教え（密教）を知ることができるとして、人文主義者は古文辞学（解釈学）に熱中したのである。かかる「太古の神学」説は、一七世紀を通じて勢力を揮い、例えばライプニツ

ツも、萩生祖徠が先王の一人に算えた三皇五帝の伏羲を中国の太古の神学者だったと説いている。

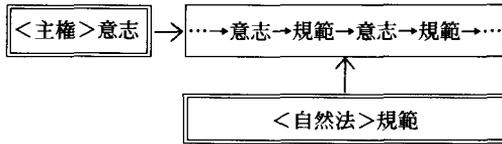
これに対し、「哲学的」近代派は、動物状態から人間が文明を作り出し進化してきたというシナリオを描いたが、当時その支えとなったのはルクレティウス主義のイデオロギーであつて、この進化論が「科学」的だとされるのはダーウイン以降のことである。しかし、法と社会の「学」的で厳密な基礎づけを目指した彼ら（グロテイウスは「自然法学のデカルト」と呼ばれた）の主張は、合理的支配（「科学」！）という新しい象徴を振りかざし教権に取って代わろうとしていた近世絶対王権に歓迎されたのであり、趣味と教養とサロンに拠る「解釈学的」古代派は、これに太刀打ちできずに敗北したのである。そして、今日の国民国家は、この絶対王政の主権支配を継承したのであり、これが古代派を守旧的な伝統主義者と見誤らせる遠因を成してきたのである。

さて、こうした思想的見通しを踏まえた上で、私が主張したいのは、何も、哲学的近代の行き詰まりを人文主義によって乗り越えようとするがごとく俗論ではない。むしろ、哲学派も人文主義派も共に近代主義であり、共に限界を持っているという批判である。そして、そのような批判の先駆者こそが、ウィーコであつた。

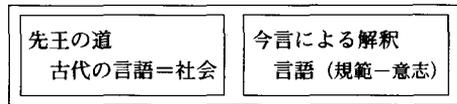
彼は、近代派（哲学派）・古代派（人文主義派）いずれもが「民族の自惚れ」と「学者の自惚れ」という病いに陥っていると指摘した。「民族の自惚れ」とは、簡単に言えば、自民族の

(参考)

法哲学派 (歴史社会とその基礎)



人文主義派 (異なる二つの歴史社会)



創建が世界で一番古く、人間文明の基本は全て自民族から他民族に伝播したという自惚れであり、〈学者の自惚れ〉とは、自分の知識が、過去から未来に至る悠久の人類史と共に永遠であると考えたがる自惚れである。例えば、自然法学者が明らかにした自然法とは今日の時代の彼に明証と思われた道德規範にすぎない(グロティウスが奴隸制を自然法に数え入れたように)。ところが、その自然法が社会の存立の基礎であると説くなら、彼の知識は社会の起源から、また社会が存続する限り永遠である

ことになろう。一方、法実証主義—主権論は、主権的権力意志が社会の基礎であるとし、その強力(暴力や狡猾)によって恣意的な法が社会的妥当性をもつと説くが、社会の存立以前に、なぜその強力が強力として社会的に妥当したかを説明し得ないことになる。それゆえ、この議論は、自民族の文化が他民族に伝播したと主張しながら、その伝播が可能になるためには既に両民族が共通の社会を形成していなければならぬという問題を閉却する誤りに等しい。つまり、コミュニケーションの可能性の条件を問わずに、コミュニケーションのみを問題とする誤りが〈民族の自惚れ〉なのである。しかし、二つの自惚れを犯すのは、哲学派のみではない。人文主義も同断である。

哲学派は、社会の存立の究極根拠を主権に求めるか自然法に求めるかで二つに割れたが、これは結局、社会の存立根拠を精神に求め、しかも精神の志向的な不可分な二肢である〈意志—表象〉を絶対的に区分し、主権(意志)か規範(表象)かそのいずれかを独断的に最終根拠とするところから生じた。これに対し、人文主義は、現代社会の存立条件を、現代に先行する現代とは異なる社会(詩的言語・制度、つまり〈意志—表象〉のワン・セット)の存在に求めることによって歴史社会を二重化した。古代社会の存立根拠はやはり太古神学者(「先王」)の精神のうちに求められたため、彼らの古文辞を今言によって解釈するとき、その解釈の妥当性は保証し得ず(にもかかわらず自分の解釈を絶対化すれば〈学者の自惚れ〉となる)、解釈の妥当性を担保しようとする、解釈者と当事者がやはり一つの歴史社

會（民族言語）に属すコミュニケーションであるから、という「論拠」で逃げを打つ（つまりは「民族の自惚れ」に陥る）以外になくなってしまふのである。「興味深いことに、哲学派の場合には逆に、コミュニケーション条件を言おうとすると「学者の自惚れ」になり（規範の普遍妥当性）、解釈の真理性を保とうとすると「民族の自惚れ」になる（有権解釈の主権による独占）。

これら二つの自惚れを回避するためには、社会の存立根拠を、これら近代派とも古代派とも異なる形で、つまりは精神の外部に（しかし神でなく）求めねばならない。「歴史を作ったのは確かに人間である」が、精神ではなかったのである。そのような議論を可能にする独自のな社会存在論を提起したところにヴィーコの思想の真髓があるが、その詳細については、ここで論及する紙幅がない。

質疑応答

冒頭、司会者は報告者に結論を明確にするよう求めたのに対して、報告者は「今回は、ヴィーコの世界存在論を積極的に展開するというより、それが生み出されてこなければならなかった必然性を示すこと、そのため、近代法哲学の形成史の大枠と「古代派―近代派論争」について、共通の理解を形成することを目指した」と答えた。二人から出された質疑応答の概略は以下のとおり。

堀田誠三（名古屋経済大学） 民族の自惚れというのは、旧約の歴史Ⅱ聖史を守るためにヴィーコが言ったことではないか。そ

して、これは理神論論争の文脈で考えるべきである。

石村 ユダヤの聖史よりエジプトの俗史の方が古いとするマ―シャムやスペンサーの議論を理神論論争の文脈で読むか、へ太古の神学（あるいは「古代派―近代派論争」）の中で位置づけるかは、ある意味でどちらでもよい問題である。しかし、ヴィーコの主張が、質問者の云われるように、自然宗教の存在に反対する守旧的・教権的な有神論・信仰主義であったとするのなら、誤認である。「へブライ民族の自然法」（モーゼの契約・中世神学が説く「永遠法Ⅱ神的自然法」）によって人類文明の起源は与えられないというのが、ヴィーコの主張のアルファであり、オメガであった。

安藤隆穂（名古屋大学） 近代派も古代派も「同じ穴のムジナ」であると言ったが、もしそうであるとしたら、へ太古の神学」に光をあてることによって、自然法論の解釈にどのような新しさがもたらされるのか。

石村 自然法思想は（その実践的機能はさておき）、論理的結構は徹頭徹尾、中世的なものである。そして今日、法実証主義を中核とする近代法学への批判として、人文主義（トピカ法学・実践知や共通感覚による法解釈）や自然法思想への復古（ネオ・トミズム）が唱えられるが、これらは既に一七世紀に出ていた議論であり、近代法学への真の批判のためには、一七世紀の議論の遺産を知るとともに、これらとは別の選択肢を考えるべきであろう。

《複数性》と《連帯》のポリティクス

(世話人) 上野 成利

「文化」なるものを本質主義的に想定したうえで複数の「文化」の共存をうたう多元主義的な立場が、ある特定の集合的アイデンティティへと主体を動員することを要請する、偏狭なアイデンティティ・ポリティクスの陥穽を免れるものではないことは、改めて指摘するまでもないだろう。そのかぎりにおいてわれわれは、何よりもまず、単一のアイデンティティへと秩序化されないような自己のありかたを模索しなければならないといえる。では、自らの内部で複数の自己が抗争するような主体のありかたは、どのような他者との《連帯》を可能にするのか。本セッションのいささか座りの悪いタイトルはこの問いに由来する。こうして本セッションは、斎藤純一氏（横浜国立大）と田崎英明氏（中央大）に問題提起をさせていただいたうえで、狭隘なアイデンティティ・ポリティクスを超えようような政治・社会理論の方向をめぐるって討議することをめざしたのであった。

「現われの政治——アーレントとフーコー」と題した斎藤氏の報告は、この問題を考える手がかりをアーレントとフーコーの思想のうちに求めようとする。斎藤氏によれば、両者はともに、一義的な自己、垂直的な位階秩序をもつ自己を「仮想のアイデンティティ」として斥け、むしろ複数の自己、複数の「アイデンティティ」の間で抗争があると考えている。そのうえで、「何者か」(what)の同定が貫徹するにつれ、「誰か」(who)として互いに「現われる」(appear) 政治的空間が狭められてゆく事態、これが彼女らによって問題化されたのである。こうした事態に抗すべくアーレントらは、「熟慮」をつうじて自らの生に一定の方向づけを与えつつ「現われの空間」に参入することを要請する。なるほど、このように「自己への配慮」にもとづきつつ自らの生に特定の様式を与える「存在の美学」は、それ自体としてはあくまでも自己の倫理であって、他者との連帯への問いに直結するものではないだろう。だが斎藤氏によれば、そうした「存在の美学」にも《連帯》を望見するまなざしを認めることができるという。自己倫理の涵養をつうじて集合的アイデンティティから距離をとる人々は、中心から逸れる「範例」(example)を他者に呈示しつつ、他者自身による「存在の美学」の探求を触発するだろうからである。こうして、アーレントとフーコーが要請する「存在の美学」には、複数の真理の間で自由な言論が交わされる「現われの空間」のなかで「他者」の声に出会うことが含意されている、と斎藤氏は指摘する。

一方、「声をめぐって」と題された田崎氏の報告は、まさにそうした「他者」の「声」に出会うことの可能性の条件を問おうとする。田崎氏によれば、アーレントは必然性に縛られた動物的な生としてのゾーエー(zoë)から人間的な生としてのビオス(bios)を区別しつつ、ビオスをゾーエーよりも卓越した生のありかたとみなした。それゆえアーレントの場合、他者によって理解されうる「言葉」(logos)を共有する人間の《複数性》が政治的共同体の条件とみなされる一方、快苦の存在を指し示すだけの「声」(phōnē)しかもたない者は共同体から排除されることになる。他者に聞き取られない孤独な「声」は公的空間のなかにあつては居場所をもたない、というわけである。

だが、にもかかわらず「声」は共同体の内部に忽然と介入してくるだろう。そうしたいわば出来事として到来してくる「声」にたいして、「何者か」とは問わずに「誰か」と問うことが必要ではないのか、と田崎氏はいう。「声」を叫ぶ者と「言葉」を語る者との間の《連帯》こそ、われわれの課題だといっているのである。

この田崎氏の問題提起を受けて齋藤氏は、他者の「声」を「現われ」させないで表象Ⅱ代理してしまふ「言葉」の暴力性を問題化することはたしかに必要であり、その意味でも、公的空間／私的空間の二分法には取まらない「現われの政治」という視座のもつ可能性に目を向けたかったのだ、と答えた。だが、「言語」が沈黙し苦痛の「声」が立ち現われる場面に定位しながらビオス／ゾーエーの二分法を越える方向で《連帯》を

考えるべきという田崎氏の見解にたいして、齋藤氏はむしろゾーエーとビオスそれぞれの次元で同時並行的に《連帯》を考える必要性を強調しており、両者の立場が完全に一致していたとはいえない(齋藤氏からすれば田崎氏の議論はゾーエーに引き寄せられすぎていることになろう)。これはまたこの両者の間で対立にとどまらない根源的な問題でもある。たとえば、「声」を受けとめようとした瞬間にわれわれはそれを記述するメタ・レヴェルを措定せざるをえないのではないかと、中山智香子氏(熊本大)の発言は、田崎氏の掲げる課題の困難さを指摘したものだ。逆には、近代の公共空間のなかで「女性」が排除されてきた問題に「現われの政治」はどう答えるのかと問い質した鶴飼哲氏(一橋大)の発言は、ビオスの場面で《連帯》を語ることの困難さを指摘したものだといえる。その意味では、川本隆史氏(跡見女子大)の発言で強調されていたように、むしろわれわれはいやおうなく《連帯》させられてしまっているという地点から問いを立て直すべきなのかもしれないが、しかしそうだとしても《連帯》をめぐる問いそのものが解消するわけでもないだろう。セッション当日は時間の制約もあって残念ながら議論を十分に詰めるまでには到らなかったが、しかし四〇名近い多くの参加者によって問題の場が共有されたことの意味はけっして小さくはあるまい。来年度以降も何らかの形で議論の継続と発展を図りたいと考えている。

バーバラ・ボレイションの フェミニニズム

——ウィクトリア時代中期における女性の経済的自立の主張と、その実現のための Langham Place グループの多面的包括的な実践活動——

(報告者) 高島 道枝

イギリスのウィクトリア時代のフェミニスト、バーバラ・ボレイション（一八二七—一八九二）とそのグループの活動についての報告。

ボレイションは、自由党急進派の議員で富裕な地主であるベンジャミン・リー・スミスの非嫡出の娘として生まれ、自由な教育をうけ、成人してからは父親からの年金（年三〇〇ポンド、父親が死んでからは、年一〇〇〇ポンド）で、フェミニニズム運動を行った。

とりわけ、女性の自立（経済的・政治的）のためのさまざまな運動を、ロンドンのランガム・プレイスに設けた事務所を中心に行った。

ボレイションとこの事務所に集まった人たち（ランガム・プレイス・グループ）の運動がどのようなものであったかを、ボレイションの生涯を概説するなかで、考察した。それは、ウィクトリア時代中期のイギリスの中産階級の女性の経済的自立のために、実践的活動をし、またその理論をうちたてた点で、フェミニニズム運動の歴史の中で、きわめてユニークであり、先進

的であったといえる。

ボレイションとそのグループが果たした仕事は、大きくわけて次のようなものである。

(1) 一八五四年からおよそ一〇年間にわたってボレイションは自由主義的な初等教育の実践を行い、みずからもそこで教えた。ここでは、人種、性、宗教、階級を問わない自由なものであったという。また一八七三年には、ケンブリッジにガートン・コレッジを開設し、女性の高等教育のためにも力をつくした。

(2) 女性の政治的権利のための運動を展開した。一八五五年には、「既婚女性財産権」のための法制化をもとめて署名活動を行ったし、一八六六年には、女性参政権のために活躍した。ヘレン・テイラーとともに、ジョン・ステュアート・ミルが議会に女性参政権法案を提出するのを後押しした。

(3) 一八五八年ごろから、女性の職業的な自立をはかるための、「雇用促進協会」をつくって女性の職業斡旋をおこない、女性の職業の新たな開拓をもとめ、また職業教育のためのビジネス・スクールを開いたりした。また職業のない女性をカナダやオーストラリアやニュージールランドへの移民として送り出すのを助けた。

(4) 一八五七年には、主著である『女性と職業』(Women and Work) を出版し、一八五八年にはフェミニニズムの普及のための『イギリス女性雑誌』(English Women Journal) を発行した。また一八六九年には、『女性参政権、賛成、反対の理由』(Reasons For and Against the Enfranchisement of Women) を発

表している。

ボデイションの職業観は、きわめて現代的で、女性はなによりもまず労働すべきであり、夫に扶養される女性は墮落している」と主張した。女性の労働権を基礎にして、女性の財産権を主張し、参政権に賛成する。しかし彼女は家事労働も労働とみなした。とりわけ子どもの教育は女性の重要な労働であるとみていた。

中流階級の女性が発達しようとするれば、家庭教師か、お針子、そうでなければ売春婦になるという見通ししかなかった時代に、女性の職業をひろげ、そのための具体的な方策を実践したことは、ボデイションのユニークでかつ今日的な意味が認められるところである。

報告は以上のような内容のものであり、中産階級の女性の職業をめぐる問題や、イギリス人の当時の植民地問題観について質問があり、これを話題に議論された。またボデイションの日本への影響はどうかという質問もあった。

(文責 安川悦子)

坂本達哉『ヒュームの文明社会——勤労・知識・

自由——』(一九九五年)をめぐる

(報告者) 水田 洋

本書は、思想家ヒュームのほぼ全体について日本語で書かれたほとんど最初の研究である。哲学、経済学、政治学といった

視点からのモノグラフは数多くあったが、諸分野のほぼ全体をカバーした単独の書物はこれまでなかった。本書については、すでに私自身の書評が本誌第二〇号(一九九六年)に掲載されているので、詳細はそれを参照していただきたい。以下では、補足的に、若干の疑問点を述べることにする。

第一は、著者が、ヒューム思想の基本概念として「人間学」の意義を強調しながら、彼の宗教論をそれから除外しているのはなぜか、という点である。ヒューム宗教論の重要性および後世への影響からみて、説明が必要と思われる。

第二に、著者がヒューム思想の論文集の性格を積極的に意義づけた点は注目されるが、アデイソン、ケイムズなどとの関係をはじめ、より本格的な検討が必要である。

第三に、ヒュームがハチソンをイングリランド思想の遺産としてとらえ、これを発展的に継承したとする著者の論点は、同様の問題をスミスについて感じていた者として評価できるが、近年関心が高まりつつあるアイルランド啓蒙との関連はどうかという点である。ハチソンのみならず、キング、スウィフト、モールズワース、バークリなど、アイルランド系知識人には固有の思想的意義があるが、スコットランド啓蒙との異同をふくめ、一層の検討が必要である。

第四に、自然法学、古典的共和主義とスコットランド啓蒙との関係をめぐる著者の論議の基本線には賛成だが、その三者関係におけるホップズ、ロックの近代思想の位置づけは十分に明確ではなく、ハチソン、シャフツベリらの具体的な検討が必要

と思われる。

第五に、副題の意味、とくにその中の「知識」の意味についてである。生活様式の樹立が文明社会への道をひらくという著者の整理は新鮮だが、発展の起動力はどこにあるのだろうか。生活様式と文明社会はどういう因果関係にあるのかという点である。スコットランド啓蒙の主流にハチソンが入るのか、それともマンデヴィルのとり入れ方に意義があったのではないか。富と徳の緊張感の統一という共和主義者の問題をエッセイストとしてのヒュームは回避しているのではないかという疑問である。

これに対してセツション当日行われた著者坂本氏自身の応答の要点は次のようなものである。

第一点に対しては、ヒュームの宗教論には、因果論や自然神学批判を中心とする哲学的側面（『自然宗教にかんする対話』）と、宗教の政治的・社会的役割をめぐる文明社会史論的側面（『宗教の自然史』）との二面性があるが、これらはいずれもヒューム人間学（倫理学・道徳学・批評学・政治学）の四部門の具体的応用として、大著『イングリランド史』とともに、人間学と文明社会論との総合の産物と見ることができ。

第二点に対しては、本書での取り扱いがヒューム自身の言葉によるヒューム側からの意義づけにとどまる点を認め、一層の検討を今後の課題とした。

第三点に対しては、これまでW・R・スコットのハチソン研究、G・デーヴィーのバークリ研究など相当の研究蓄積はある

ものの、名譽革命前後からの政治的・宗教的・思想的な側面からの総合的な検討の必要がある。

第四点に対しては、シャフツベリは自然神学の立場からホブズ、ロックの利己心体系を批判した点でライプニッツの思想的盟友であり、それは後者のプーフエンドルフ批判に対応し、それがハチソンのマンデヴィル批判により継承された。「新哲学」としてのニュートン、ロック受容においてイングリランドに先駆けたスコットランドも、政治・宗教・社会における後進性克服のため、シャフツベリ、ライプニッツの予定調和論が必要であったのではないか。

第五点に対しては、「古来の国制」論にもとづく自由↓商業論が当時の支配的・通俗的イデオロギーであって、ヴォルテールやモンテスキューも同様であった。しかし、これでは全面的には展開できず、絶対王政の枠組を批判できない。ヒュームは、これを商業↓自由論に逆転させ、スミスがそれを受け継いだ。つまり、勤労が知性を錬磨し、知性の向上が利害調整、法への服従を可能とさせ、自由を支えるべき「法の支配」を確立させる。知識という契機なしには、勤労は自由に直結しないという見方である。

以上の他、奢侈論、貨幣論、「富と徳」問題へのヒュームの立場、なぜいまヒュームか、など論点は多岐に及んだが、ここでは割愛する。

（文責 星野彰男）

制限選挙制度と民主主義…

フランス近代社会の経験から

(報告者) 小田中 直樹

本報告は、一八三一年選挙法案の制定過程を対象としつつ、一九世紀前半フランス制限選挙制度の論理を分析しようとするものであった。

一定額の納税を選挙権付与の条件とする制限選挙制度は、これまでしばしば「富裕層」あるいは「ブルジョワジー」の利害を貫徹させたものという評価が下されてきた。しかし報告によれば、第一に何を以て選挙権付与の条件(参政要件)とするか、第二にそれら参政要件を正当化する論理(正当化論理)は何か、の二点をめぐり、制限選挙制度支持派内部には対立が存在する。多数派は参政要件として「富」を強調し、それを「富が生む利害関心は政治に必要である」との論理によって正当化した。他方少数派は参政要件として富のみならず「知」を重視し、また両者は「政治に必要な知識をもたらす」がゆえに正当化されるとした。それゆえ後者は、一部の知識人に対しては納税額と無関係に選挙権を与えるべきこと(追加付与)を主張する。当時のフランスでは、制限選挙制度をいかに正当化するかをめぐって富を支持する多数派と知を支持する少数派が対立していたのである。

さらにこの対立の背後には二つの政治および社会観が存在していた。多数派は特定の社会集団の利害のみを追求する「階級政治」を、そして富の所有量にもとづいて階層化される社会を志向するのに対し、少数派は知の所有者による「エリート政治」を、そして知の所有量にもとづいて階層化される社会を志向する。ただし両者の対立は決着がつかなく、一八四八年の普通選挙制度導入を迎えることとなる。

報告に引き続き、質疑応答がなされた。主な議題について四ポイント挙げておきたい。第一に、この問題を考えるにあたっては立憲法権と執行権との優劣関係を考慮することが必要である。執行権優位の体制を代表するのがボナパルティスムである。また選挙制度の問題は周知の主権問題と切り離して考えることはできない。これに対しては、たしかにフランス革命以後の歴史はこれらの参照軸を抜きにして考えることはできないとの回答がなされた。とくに主権の問題については、当時フランスで主流を占めていた「国民主権」理論と階級政治の「利害代表」的性格とをいかに整合的に考えるかが重要だとの意見が出された。またこれらの点と関連して、ボナパルティスムをいかに性格付けるかについて議論がなされた。

第二に、フランスとドイツとの比較という観点から、ビスマルク期の選挙制度とその背後にある政治および社会観について見解の表明があった。ビスマルクにおける重要課題の一つは「国民」の創出であり、そのため採用された船と轡という視点から選挙制度を検討すべきである。これに対しては、とくに普

通選挙制度採用後の選挙制度の問題を取り扱うにはそのような視点が有効だろうとの回答がなされた。

第三に、知と富各々の「民主」性について質問がなされた。

普通教育制度が完備された今日、選挙参加者を限定する手段としてはともすれば知の方が「民主」的に思える。しかし当時の教育の実状では、富よりも知の方がはるかに偏在していた。知にもとづいて政治参加を制限する方がはるかに厳格かつ「非民主」的ではなからうか。これに対しては、たしかに当時のフランスの教育制度は複線的（初等教育については、エリート子弟は中等学校付属初等学級へ、民衆子弟は初等学校へ）であり、知の所有量にもとづく社会の方が民主的だということはできない旨の回答があった。

第四に、参政能力と権利との関係をどう考えるべきかについて質問があった。とくに権利所有者は家長のみだったという当時の家族のあり方が選挙制度に影響を与えたかという問題である。これに対しては、周知のように第二次世界大戦後まで女性の政治参加は認められておらず、その意味では一九世紀の選挙制度は「家長個人主義」の枠内にあったとの回答がなされた。またこれと関連して一八三一年選挙法の規定に関していくつもの説明があった。

これら議題のほか、「富」の内容を問う必要はないのか（不動産か、動産か）、一八四八年普通選挙制度の導入に対して民衆はいかなる対応を示したのか、「知」と「意見」との関係はどう考えるべきか、などについて質疑応答がおこなわれた。

（文責・世話人 高草木光一）

マルクス主義の展開

（世話人） 松岡 利道

本年はルカーチの没後二五年であるが、この間にはソ連の崩壊などがあつた。本セッションでは「社会主義」崩壊をも含めてルカーチの意義を再評価するという意味から、以下のように丸山珪一、高幣秀知両氏に報告とコメントを頂いた。いまなおルカーチの持つ可能性とその問題対象の重要性について、多くの参加者を得て熱心な討議がなされた。

丸山珪一…社会主義の崩壊とルカーチ

ルカーチがなお社会主義の内部改革の可能性に希望を託しつつ世を去つたのが、一九七一年、その後の二五年は、振り返ってみると、社会主義の崩壊の過程だったともいえる。彼の生涯をかけた仕事は社会主義と不可分であつたから、彼の思想の総体をもう一度検証しなおすことは、それに学び、それに注目してきたものの、責務であらう。丸山報告はそのための問題整理のころみである。

報告は主として、ルカーチの故国ハンガリーでの二五年間の動きの中から、①ルカーチ／アルヒーフと②「ブダペスト学

派」の推移に焦点を当ててなされた。それがルカーチをめぐるテクストの現状と論点とをもっとも明瞭に示すと考えられるからである。

ルカーチの思想的形成展開を、批判的校訂を経た信頼すべきテクストによって追跡しうる状態はまだ遠い。一つには亡命生活、政治運動との絡み合いのためであり、いま一つには前マルクス主義期の著作が放置されていたためである。それらの保管・解読・編集・出版にルカーチ／アルヒーフは多大の貢献をしたが、他方でそれはルカーチ思想の国有化という面をも持っていた。アルヒーフのこのような二面的性格は、晩年のルカーチのスターリン主義批判の不徹底に源を発している、と言つてよい。

ルカーチ晩年の「マルクス主義のルネサンス」への思想的努力を共にしたもつとも親密な弟子達、ブダペスト学派は、「プラハの春」の抑圧以降徐々にマルクス主義、社会主義から離れ、今やかつての師と対極の立場に辿り着いた。その主要な論点は、(1) 社会主義の現状認識とその改革可能性、(2) 政治の複教主義の評価、(3) 「大きな物語」の否定にあった。ルカーチ最後の到達点、「社会存在論」からこれらの論点を再考することが、ルカーチ思想の総括のためには必要である。

(文責 丸山桂一)

高幣秀知・丸山報告へのコメント

ルカーチ／アルヒーフをめぐる状況、ルカーチのモスクワ亡

命時代の資料についての他、おもにその(3)の論点「歴史の目的論—大きな物語」といわれる問題群と関連して、フランクフルト学派とりわけアドルノからのルカーチ批判に関わる問題提起をおこなった。A・シュミット、M・ジェイ等による論評を越えて、問題の真の所在は、実在的自然の概念、そして実践的倫理の問題圏のうちに探られるべきではないか。

ルカーチの『歴史と階級意識』は、「自然とは社会的カテゴリーである」という決定的論点を提起していたが、社会的弁証法と分離された自然の弁証法についてはたちいってはいない。

この問題へのアドルノの介入は、『自然史という考え方』にはじまり、『啓蒙の弁証法』では、実在的自然の圧倒的威力が社会関係へと反映されるという把握に達する。自己保存≡保身の手段を追求することそれ自体が目的となる全体主義的社会統合・自然支配のもとでは、しかし、疑似活動性を越える実践はそもそも然るべき位置を占め得ないことになろうか。

一九五六年のハンガリー「動乱」、すなわち「強制された和解」に対するルカーチの叛乱の二年後、アドルノによって放たれた中期ルカーチ「文学論」批判は、ある不可解な印象をあたえる、あるいは錯綜した諸事情の介入を推測させる。また、ルカーチ晩年の決算『社会的存在の存在論のために』、『同・プロレゴメナ』は労働の目的論的活動から歴史的次元へと上向しようとするが、その課題が果たされているわけではない。そこには、アドルノが「良心と自己保存と衝動」の弁証法を展開しようとしながら、『否定弁証法』がその否定性において、専ら

アクチュアルである事態と交錯する問題、つまり実践的主体の困難という問題が意図せざる結果として呈示されている。ルカーチ死後二五年、アドルノ没後二七年——しかし彼らのいずれもが批判的主体なるものの不在、不可能だけを弁じたてようとしていたのでは、決してないはずである。

以上ふたつの問題連関のほか、ルカーチの「ハイデルベルク論稿」とアドルノ美学の構成について、また、フランクフルト学派の成立にかかわる「第一回マルクス主義研究週間」は一九二三年、つまり『歴史と階級意識』刊行後ではないか、という問題が討議に付された。

(文責 高橋秀知)

本誌へのご執筆に際してのお願い

- 1 タテ書きにして下さい。ただし図表などは例外とします。
- 2 ご執筆原稿にはすべてご氏名のローマ字表記、ご連絡先住所・電話番号、所属を明記して下さい。
- 3 数字は「一二月」「七五%」などの表記を原則とします。
- 4 引用・参考文献、及び「注」の表記は「公募論文執筆要領」に準じて下さい。(洋書の書名、洋雑誌名には必ず下線を引く等)
- 5 「自由論題」「公募論文」には必ず欧文タイトルを付して下さい。

本誌へのご執筆に当たりましては、以上の原則を必ずお守りいただきますようお願い申し上げます。

社会思想史学会編集委員会

自然と歴史との相関

——『啓蒙の弁証法』における自然概念の射程——

一 はじめに

M・ホルクハイマーとTh・W・アドルノが『啓蒙の弁証法』を執筆したとき、彼らの関心を規定していたのは、亡命地アメリカでの文化産業の実態、そして彼らに亡命を余儀なくさせたナチズムの跳梁であった。それは彼らにとって、社会的画一化と抑圧された衝動の解放とが連動する事態として把握された。いわば今世紀初頭M・ウェーバーが予見した資本主義の未来、つまり様々な変容を遂げながらわれわれの現況に貫かれている「精神なき専門家」「心情なき享楽人」の世界、それもとりわけナチズムのうちに露呈したその暴力的なあり方こそ、彼らを同書の執筆に向わせた決定的事態だったのである。

麻 生 博 之

『啓蒙の弁証法』のモチーフは、そうした「一種の新たな野蠻」(DA. 11)の根源を「啓蒙」(Aufklärung)の過程それ自身の中に見いだす点にある。「世界の脱呪術化」(DA. 19)としての啓蒙の歩みはしかし、近代の合理化過程にだけでなく、自然に対抗して進められてきた文明化全般のうちに把握される。啓蒙は、外的自然の脅威を制御し、内的自然としての衝動を統制することで生存を確保してきた人間の歴史総体へ拡張されるのである。ホルクハイマーとアドルノは、この「自然支配」(Naturbeherrschung)の過程にこそ、現代の野蠻の根源を問う。そこに貫かれているのは、自然に対する合理的支配が、逆に人間を画一的に管理し、非合理的衝動を爆発させる社会的暴力へ転化するのだ、という洞察である。ホルクハイマーとアド

ルノはこの「啓蒙の自己崩壊」(DA.13)の洞察において、しかし合理性一般を放棄するのではない。むしろ、哲学的省察という啓蒙自身の手段による「自己省察」(Selbstbestimmung)のうちこそ、新たな野蠻から脱する希望を見いだそうとするのである。

『啓蒙の弁証法』は、ナチズムにおいて露呈された現代的野蠻の根源を、社会関係や倫理的次元だけでなく、自然支配という人間と自然との根底的な関わりのうちに着目する。まずは批判のこのラディカルさにおいて、これまで同書は、今世紀を代表する社会哲学的省察の一つとみなされてきた。しかしまた、同書の公刊から現在にいたる半世紀の間、その診断の妥当性にはなお多くの批判が加えられている。しばしば問題とされるのは、たとえばJ・ハーバーマスが厳しく批判するように、啓蒙の実質が自然支配のうちに還元される点、そして多義的な自然概念に孕まれるように見える種の非合理性性である。

たしかに自然支配をめぐるホルクハイマーとアドルノの語り口には、啓蒙一般を断罪し、支配される以前の自然そのものを復権しようとする意図が込められているかにも見える。そうしたものとして自然が把握されているかぎり、同書に対しては、中期から後期にいたるハイデガーの近代科学・技術論、そして「ヒュッニス」⁽³⁾としての「存在者の存在」をめぐるその思索との近接も指摘されよう。しかしながら同書において自然は、いわば啓蒙の過程において覆い隠されてしまったへ失われた故郷⁽⁴⁾としては決して問題たりえない。むしろホルクハイマーと

アドルノは、啓蒙の自然支配的なあり方を、それ自身「自然の強圧」(Naturzwang)、「自然の暴力」(Naturgewalt)として捉えつつ、同時に、歴史と相容れないかに見える自然のあり方もあくまで社会的に媒介されたものとして把握する。そして自然と歴史の間に設定されるこの相互連関の洞察において、啓蒙それ自身のうちにこそ自然支配の克服の方途を探ろうとするのである。

本稿の主題は、自然と歴史とを動的連関において把握しようとするこうした視点のうちに、自然概念に込められた批判的射程、そして同書が提示する理論的可能性を見さだめることにある。以下ではまず、複雑に絡みあった自然概念を分節化しつつ、同書の提示する「啓蒙の自己崩壊」という基本構図を再構成したい(第二節)。次に啓蒙の「自己省察」という方途をとりあげ、そのうちに一種の逆説と理論的次元からの退行を見いだすハーバーマスの批判を確認する(第三節)。そのうえで、ハーバーマスの批判がとり落としている自然と歴史をめぐる同書の積極的論点を、アドルノの「自然史」(Naturgeschichte)という歴史哲学的な構想にも触れつつ確認したい(第四節)。

(1) M. Weber, Die protestantische Ethik und der Geist des Kapitalismus, in Max Webers Gesamte Aufsätze zur Religionssoziologie Bd. 1, Tübingen, 1988, S. 204.

(2) M. Horkeimer/Th. W. Adorno, Dialektik der Aufklärung, in Th. W. Adornos Gesamte Schriften Bd. 3, Suhrkamp, 1981. 同書からの引用は本文中に略号 [DA] に頁数を記す。

(2) Vgl. M. Theunissen, *Gesellschaft und Geschichte, in Kritische Theorie der Gesellschaft*, Walter de Gruyter, 1981, S. 17ff.

二 自然の強圧としての自然支配

ホルクハイマーとアドルノにとって、啓蒙の自己崩壊が招いた現代の野蛮は、「自然への類落」(Naturverfallenheit)として把握される。なぜならそこには、社会の媒介により再現された剥出しの自然の姿、それも非合理的暴力としての自然の姿が透視されるからである。〈自然支配〉の過程が逆に〈自然による支配〉へ帰着するという同書を貫くこの視点は、「啓蒙の概念」と題された第一論文の中で次のようにとりまとめられている。

「自然を破壊することによって自然の強圧を打破しようとするあらゆる試みは、それだけいっそう深く自然の強圧のうちへ落ち込んでゆくだけである。ヨーロッパ文明が辿ってきた軌跡は、まさにこのことを示している」(DA. 20)。

逆説に満ちたこの把握は、むしろ詳細な分節化を必要としている。〈自然の強圧の打破〉、そして〈自然の強圧への回帰〉という両局面それぞれの実質が問われねばならない。まずは、自然支配の一般的な意味を確認することから始めたい。

歴史哲学的な文脈から切り離すとき、自然支配の対象は外的自然と内的自然に区別される。外的自然支配とはまず、外界や事物への技術的働きかけ、広義の労働にほかならない。共働によって自然に立ち向かう過程が文明の支配的傾向をなしている以上、社会化された労働こそ、外的自然支配の一つの実質を指

すものである。そして外的自然支配のいま一つの位相をなすのは、認識における抽象化と同一化である。その核心は、客観からの「距離化」(Distanzieren)という思惟の働きのうちに把握される (DA. 56)。ホルクハイマーとアドルノは、客観の質的要素を捨象し、対象の同一性を概念的に構成しようとする思惟のあり方のうちに、認識の数量化、論理的整合性の厳密化、統一的体系構築の試みなど科学の諸過程を一括して把握する。

他方で内的自然支配が意味するのは、衝動の実践的・倫理的統制である。それはひとまず、フロイトの術語における〈エスの抑圧〉に妥当する。とはいえ同書において衝動は、特に「ミーメシス」(Mimesis)という概念に関連づけられている。「他」のものに自失し、同化しようとする衝動」(DA. 208)とも規定されうるミーメシスは、距離化としての外的自然支配の対極をなす主体のあり方であり (DA. 27)、様々な衝動の基盤とみなされる。再びフロイトの術語を用いれば、このミーメシスの衝動が自我の媒介により、超自我の倫理的命令と現実原則に従って抑圧される事態こそ、内的自然支配の当面の内容である。

ところで同書を貫いているのは、外的自然支配が必然的に内的自然支配へ連結するという把握である。その連結の場とみなされるのは「自己保存」(Selbsterhaltung)の原理である。外的自然の脅威から生存を保持する過程こそ、ミーメシスの衝動を抑圧する動因として把握されるのである。この自己保存の機能はしかし、単なる所与として前提されてはいない。むしろホルクハイマーとアドルノは、自然支配の〈原史〉を自然の暴力

性のある種の継承のうちに把握しつつ、そこから展開される過程のうちに自己保存の原理の生成を見とどけるのである。

自然支配の〈原史〉が確認されるのは、先史時代のプレアニズムのうちに象徴的に語られる「自然の二重化」(Verdoppelung der Natur) という事態である (DA. 31)。かつて人間は、自らをとり囲む自然の強圧の中で未知の脅威に接したとき、その戦慄を名づけ、聖なるものとして自然のうちに実体化した。「マナ」と呼ばれるこの「自然の實在的な優越した力の反響」が固定化されることにより、自然は二重の相において捉えられ

ることになる。すなわち「恐怖の硬化化した響き」を名前とする神々としての自然と、その宿り場としての自然、いわば本質と現れとに二重化されるのである (DA. 31ff)。そして、神話に登場する神々の原像はまさに、二重化のうちに神格化された自然、つまり未知なるものへの戦慄として経験された強圧的な自然の姿にはかならない。神々のうちに象徴されるとき、そうした自然の強圧が意味することになるのは、「反復する自然」(die sich wiederholende Natur) である (DA. 33)。それは優越した力への恐怖を有めるため、「同等性」(ibid.) というあり方のうちに固定化されて把握された暴力的な自然の姿である。

ホルクハイマーとアドルノは、象徴化されたこの自然の暴力性への〈同化〉、つまり一種のミメシス²⁾のうちに、逆説的な形で自然支配の始元的成立を見とどける。二重化を通じること自然の中には、神々としての自然とそれにより支配される自然との権力関係が見いだされることになるが、そこで支配者の

地位を占める神格化された自然に人間が自らを同化させてゆく過程、そこにこそ、当の自然の脅威に立ち向かい、自己保存を遂行する広義の主体、「精神」(Geist) の形成が把握されるのである。神話上の自然神たちから唯一神への移行、そこから精神への移行に沿って確認されるそのプロセスは、「反ユダヤ主義」の宗教的要素を論じた文脈で次のように述べられている。

「プレアニズム的な先史時代に由来する恐怖は、自然から、自然をその創造者、支配者として完全に征服する絶対的自己 (Das absolute Selbst) という概念へ移行する。……精神としての神は、あらゆる神話上の神々のようにただ自然の盲目的循環を代表するだけでなく、そこから逃れることができる別種の原理として、自然に対抗する」(DA. 201)。

自然の暴力に対抗する精神は、象徴化された当の暴力へ同化してゆく過程において確立された。とはいえ、同化されるべき神としての自然が「自然の二重化」に基づく以上、精神の成立は、いわば自然のうちにおける「自然からの疎外 (Entfremdung)」である。ホルクハイマーとアドルノは、疎外というこのあり方のうちに、距離化という自然支配の本質を把握する。道具と分業を介した労働、概念に基づく思惟の抽象化には、自然を対象として突き放し、支配しようとする精神のあり方が貫かれていた。そして疎外が貫徹されうるためには、「周囲の自然との直接的な合一」(DA. 208) を志向するミメシスの衝動が、厳しく抑圧されねばならない。自然から遠ざかることでその支配者たらんとする主体にとって、支配されるべき自然に自

失しようとする衝動は、絶えざる克服の対象にはかならないのである。

自然からの「疎外」は、しかし同時に「自然」の疎外、つまり、自然の姿が自己保存に對するあり方へと転換されることでもある。外的自然支配にとつて自然は、労働や操作の「素材」(Stoff)に、また科学の対象として「質の充実に取つて代る自然の統一」になる(DA. 26)。そして内的自然支配にとつては、抑圧に對する意味を帯びた衝動、つまり「享樂」(Genuss)として現れることになるのである(DA. 126)。こうしたへ自然の疎外を通じて、自然は初めて、いわば失われた自然という憧憬の対象とみなされることにもなる。⁽³⁾

ところでホルクハイマーとアドルノは、周知のとおり『オデユッセイア』のうちに「主体性の原史」のアレゴリーを読み込んでいる。オデユッセウスは、行く手を阻む自然神たちに対し知と分業によつて對抗し、恐怖や誘惑にゆれる衝動を制御することで、自然の強圧から身を解き放つ。その帰郷の旅を貫くのは「同化を通じた自然支配」(DA. 76)、つまり自然神のうちに象徴された自然の強圧に同化することにより、当の強圧から逃れ出ようとする試みである。オデユッセウスが体現する「自己保存的理性」(DA. 8)は、いかなる自然の暴力にも屈しない主体として、自然の強圧を打破しうるはずであった。だがホルクハイマーたちが見据える現状において自己保存とは、「もはや自己崩壊と全く切り離しえない破壊的な自然の暴力」にはかならない(DA. 110)。自然支配による自然の暴力の解放という

逆転した事態は、既にオデユッセウスの旅程のうちに示唆されていた。

「彼が遂行する自然からの疎外は、彼がいかなる冒険に際しても競いあう当の自然に對して身を委ねるときに実現する。そして、皮肉にも凱歌を奏するのは、彼から命令される仮借なきもの(die Unerbittliche)の方である。なぜなら彼は、自ら仮借なき者として、彼が逃れてきた暴力の相続人、つまり審判者かつ復讐者として帰郷するからである」(DA. 66)。

自己保存的理性が試みる「自然からの疎外」は、自然の仮借なき暴力の再現へと回帰する。『オデユッセイア』のアレゴリーはしかし、現代的野蠻としての「自然への頹落」を直ちに説明するものではない。自然支配の「原史」が自然の強圧への一種の同化過程であつたことと、強圧の全面的解放としての「自然への頹落」の間には、なお連結されるべき間隙が存している。なぜなら自然支配はあくまで、強圧からの解放という積極的なモメントをも有していたからである。にもかかわらず、自然支配のうちに潜んでいた自然の暴力が現代のうちで全面的に発露したとするなら、そこに至る局面が改めて問われねばならない。

自然の強圧が全面化される起点は近代に見いだされる。「近代の啓蒙は当初からラディカルさという徴表を帯びていた。このことが近代の啓蒙を、それ以前の脱神話化の各段階から區別する」(DA. 111)。この「ラディカルさ」の実質は、自己の基盤の解体にいたる理性の形式的否定性である。啓蒙の合理性

は、「計算可能性や有用性という基準」に限定されることにより、諸々の理念や目的を相対化し、人権や自由など固有の理念をも非合理的なものとして否定してしまふ (DA. 22)。ホルクハイマーとアドルノは啓蒙のこの自己破壊性の根源を、自己保存が潜在化させている自然支配の逆説のうちに見いだしている。

「人間の自己を基礎づけている人間の自ら自身に対する支配は、潜在的には常に、支配がそれに行なわれていた当の主体の抹殺である。なぜなら、支配され、抑圧され、自己保存によって解体される実体は、もっぱら自己保存の遂行がその機能として規定される生命体、つまり保存されるべき当のものにはかならないからである」(DA. 73)。

自然支配の内的貫徹により人間は「自らの生の目的」を喪失する (*ibid.*)。しかし自己保存に含まれるこの逆説は、ここに語られるとおり「潜在的」なものであった。それが理性そのものに及ぶ形で現実化されるのは、近代以降の啓蒙においてである。自己保存の自己破壊性はそこで、内的自然だけでなく啓蒙自身の諸理念や目的にまで向かう。その結果生じるのは、目的を喪失した自然支配が自立化する事態、いわば「自然支配の自己目的化」である (Vgl. DA. 49)。自然の強圧の全面化としての現代的野蛮を招来するのは、まさにこの事態である。

自然の強圧はまず、思惟の実証主義化のうちに再現するものとみなされる。実証主義的傾向において思惟は、対象を量に還元し計算可能にするだけの「思考機械」へ物象化される。この事態において、「認識は事実的なものの反復に制限され、思考

は単なるトートロジーとなる」(DA. 44)。ホルクハイマーとアドルノはそこで保証される「事実的なものの永遠性」(*ibid.*)のうちに、神話において象徴されていた反復する自然の姿、いわば「免れない自然の循環」(DA. 33)の再現を見いだすのである。自然の反復はまた、画一化された社会的労働のうちに確認される。「くり返される永遠に同等な自然の諸過程」は、これまでも「笞と棍棒のタクトに従う労働のリズム」として被支配者のうちに刻印されてきた (DA. 31f)。だがそれは、「一つの同じ抽象的労働形式」(DA. 23)へと諸個人が還元される事態のうちで、より絶望的な形で再現するものと把握されるのである。

自然の強圧の再現はさらに、内的自然が倒錯した形で解放される事態のうちに指摘される。啓蒙の自己破壊は倫理的領域においても例外でない。「良心の仮借からの自由は、形式的理性にとって愛憎からの自由と同様に本質的である」(DA. 115)。その結果生じるのは、自然支配の圏内における衝動の解放、いわば「タブー化された自然の、昇華されずやはり抑圧された叛乱」(DA. 28)である。自然の痕跡、つまりミメーシスの生々様式を残す者たちに対し、迫害という形をとって当のミメーシスの衝動が解放される。「自然に対し厳しく距離をとること」で強さを獲得してきた者、すなわち「強者は、自ら発してならない悲鳴を数限りなく犠牲者たちにあげさせることにより、自然と同一化する」(DA. 133)。衝動のこの倒錯した充足においては、「現実原則を公然と傷つけずに、いわばそれを敬いなが

らミメシスの誘惑に身を委ねることがづかる」(DA. 208)。衝動は啓蒙自身により、虐げられる者への暴力として解放されるのである。

啓蒙は本来、象徴化された自然の強圧へ同化するそのことによって自然の暴力から距離をとり、衝動の暴走を制御する試みであった。しかし、自然支配の自己目的化において啓蒙は、自らのうちに潜在化させていた自然の非合理的暴力を倒錯した形で解き放つ。「文明はその究極の結果として、恐るべき自然に逆戻りする」(DA. 134)。ある種のペシシズムにも陥りかねないこの「自然への頹落」の洞察において、しかしホルクハイマーとアドルノは、あくまで啓蒙に対する希望を手放してはいない。啓蒙への批判的洞察はむしろ、「盲目的支配における絡み合いから啓蒙を解放する、啓蒙についてのある積極的概念」を準備すると言われる(DA. 16)。とはいえ、これまでの啓蒙のあり方が自然の暴力の再現にのみ帰着するものとみなされるのなら、そうした積極的概念を摘出する課題はきわめて困難な試みであるように思われる。次節では、啓蒙の「自己省察」として示される野蛮からの脱出の方途をとりあげつつ、それに対してなされる反論をハーバーマスの批判のうちに確認したい。

(1) 「芸術はミメシスの振る舞いの隠れ家である」(Th. W. Adorno, *Ästhetische Theorie*, in *Gesammelte Schriften* Bd. 7, Suhrkamp, 1970, S. 86)と語られるとおり、特にアドルノはミメシスを芸術の決定的契機として把握している。

(2) こうした自然支配の生成過程のほか、思惟の実証主義化のうちにも、強圧への同化という意味で一種のミメシスが見いだされて

59 (DA. 75f. 42)。

(3) 「失われた原初状態への憧憬」を、あくまで自然支配に伴われる疎外から生じるものと捉える視点は、「オデュッセイア」のうちに啓蒙の原史を読み込むホルクハイマーとアドルノの二つの決定的モチーフとなっている(DA. 97)。

三 啓蒙の自己省察

「自然への頹落」と化した現実の根源は、啓蒙の「原史」としての自然支配の過程そのものうちに把握される。絶望的にも映るこの洞察の原点はしかし、あくまで現実に対する批判であり、現状の変革への希望であった。そのために理論がとりうる唯一の態度とみなされるのが、啓蒙の「自己省察」である。

「もし人間が完全に裏切られるべきでないなら、啓蒙は自己自身を省察しなければならぬ」(DA. 15)。自己省察というこの方途が意味するのは、その試みの一つであった『啓蒙の弁証法』において遂行されるように、啓蒙が生み出した現状について、合理性自身を手段として批判的に反省すること、そして啓蒙と自然との関係を徹底的に問い返すことにはかならない。

そこに期待されているのは、強圧からの解放という啓蒙自身のモメントである。後にアドルノが『否定弁証法』で追求することになるように⁽¹⁾、思惟による省察のうちには、「直接性の威力を打破する」ことのできる否定性の力が見込まれる(DA. 220)。ホルクハイマーとアドルノはこの否定性の力により、啓蒙と自然の支配関係を絶対化しているイデオロギーを暴露し、

そのことを通じて、啓蒙が暗黙のうちに再現させている自然の強圧を解消しようとするのである。自己省察のそうした狙いは、精神に求められる次の態度のうちにも読み取ることができよう。

「精神が自らを支配として認め、自らを自然のうちへ取り戻すような謙虚さによって、精神をまさに自然へと隷属させている支配的要求は、精神から融解する」(DA. 57)。

ここに述べられるとおり、啓蒙を牽引する精神が、自らをあくまで自然支配の主体として、それも一種の自然の暴力として批判的に省察してゆくこと、そこにこそ「自然への頹落」から脱出するための理論的努力が設定される。しかしながら、いわば絶えざる否定の運動としての自己省察は、新たな野蠻としての現実を前に、事態を打破する確固とした戦略たりうるのだろうか。この点に対する疑念こそ、ハーバーマスの批判において一つの出発点をなすものであった。特に八〇年代以降鮮明にされたその批判は、自らも影響下にあったホルクハイマーとアドルノの思想を、それに対する多くの批判をも取り込みつつ克服しようとするものであるがゆえに、啓蒙の自己省察という方法が孕みうる問題を鋭く指摘するものといえる。『近代の哲学的デイスクルス』を中心にその要点を確認したい。

批判が向けられる第一の点は、「全面化された批判」としての自己省察に備わる逆説性である。「批判は、自己自身の妥当性の基盤である理性に向けられることにより、全面的になる」(DM. 144)。自然支配への批判が、再びその合理性に訴えられ

る以上、自己省察がこの全面化を伴うことは論を俟たない。ハーバーマスは、そこに伴う逆説を「遂行的矛盾」(perfor-mativer Widerspruch)と呼び、出口なき不毛な循環として批判する。ハーバーマスによれば、近代において理性は、学問、道徳、芸術という諸領域に分化し、権力に対抗しうる「批判的能力」をも高めてきた(DM. 136f)。この前提からすれば、ホルクハイマーたちが啓蒙をもつばら自然支配のうちに把握することとは、理性の近代的内実を「驚くべき仕方で平板化する」(DM. 137)ことにほかならない。自己省察が陥る「遂行的矛盾」は、理性の潜在力を見落とした必然的な帰結とみなされるのである。

こうした視点からハーバーマスはさらに、ホルクハイマーとアドルノのうちに一種の「退行」を指摘する。自己省察の不断の遂行は、いわば「容赦なき進歩の反精神(Ungesist)をどうにかへその目標の許で反転させる」(DA. 59)ための呪文まがいもの(DM. 156)にはかならない。ハーバーマスがきわめて慎重にはあれ、理論的次元からの退行をこのように批判するとき、そこに前提されているのは、自然支配に対する対抗原理として、自然との直接的な関わりが要請されることへの懐疑である。

ハーバーマスが自然とのそうした直接的関わりを見いだしているのは、「自然の追想」(Eingedenken der Natur)という主体のあり方、そしてその内実とされるミメシス的能力においてである。すなわち、ホルクハイマーとアドルノは、「反乱する

自然の動き、自らが道具化されることに反抗する自然の動きを追求する。〈追想〉によって、道具的理性に対して立ち向かう。彼らはこの抵抗に対し、ミメーシスという名前を持ち合わせてもいる」(DM, 85)。だが「追想」としてのミメーシスは、「単なる衝動」であり「理性の単純な反対物」にはかならない(*ibid.*)。ハーバーマスは、合理性の水準では語られえない「自然の追想」が自然支配に対抗する手段として期待される点に、ホルクハイマーとアドルノの、理論からの〈退行〉を見いだすのである。

こうした観点は、既に『コミュニケーション的行為の理論』のうちでも展開されていた。ハーバーマスはそこで、「自然の追想」の直観的なあり方について次のように批判している。

「論証的な思惟の戦線の背後に退き、〈自然の追想〉へと撤退する哲学は、その修行が持つ覚醒的な力のために、理論的認識の目標からの離反という代償を払うことになる」。

自己省察という方は、理性の潜在力を再構成しえぬゆえに脱出不能な循環に陥り、「自然の追想」の要求により合理性の次元から撤退する。こうした診断を下すハーバーマスにとつて、『啓蒙の弁証法』はもはや何らかの現実性を持つものとはみなされない。ハーバーマスは、W・ベンヤミンからアドルノたちに継承された〈希望なき者たちの希望〉という逆説的モチーフ⁽⁴⁾に触れつつ宣言する。「こうした気分、こうした態度は、もはやわれわれのそれではない」(DM, 130)。だがわれわれにはまた、ハーバーマスの批判自身の妥当性を問い返す余地が残

されている。以下ではハーバーマスの把握に再批判を加えることを介し、改めて確認されるべき同書の積極的な論点を検討したい。

- (1) Vgl. Th. W. Adorno, *Negative Dialektik*, in *Gesammelte Schriften* Bd. 6, Suhrkamp, 1973, S. 30. 同書からの引用は略号 [ND] と頁数を記す。
- (2) J. Habermas, *Der philosophische Diskurs der Moderne*, Suhrkamp, 1985. 同書からの引用は略号 [DM] と頁数を記す。
- (3) J. Habermas, *Theorie des kommunikativen Handelns* Bd. 1, Suhrkamp, 1981, S. 516.
- (4) W. Benjamin, *Gesammelte Schriften* Bd. I, 1, Suhrkamp, 1974, S. 201; Vgl. ND, 370f.

四 『啓蒙の弁証法』の積極的ポテンシャル

ハーバーマスは、自己省察がそのラディカルさのため〈行きどまり〉に突きあたり、『啓蒙の弁証法』が自然との直接的関係の要求へ〈退行〉している点を批判する。しかし見通しを先取りすれば、われわれはむしろこうした認定そのもののうちに、自然と自然支配の把握についての一種の平板化を指摘することができる。そして自己省察のうちに、啓蒙の積極的な潜在力を、また「自然の追想」のうちに、自然の暴力性を批判する『啓蒙の弁証法』の核心的戦略を確認しうるはずである。まずは、退行が指摘される「自然の追想」について、ハーバーマスの解釈に含まれる問題の短絡化を取り除くことから始めたい。ハーバーマスによれば「自然の追想」は、自然支配に対抗す

るために、支配される自然とのミメーシスの関わりを追求する方途とみなされる。たしかに「自然の追想」という概念は、ホルクハイマーとアドルノにとつても、自然支配の暴力に對置されるものである。しかしそれが直ちにミメーシスと等置される場合、そこには明らかな短絡が生じている。この点を確認するため、何よりも『啓蒙の弁証法』の当該箇所が参照されるべきであろう。そこでは、支配の緩和の「見通し」に触れつつ次のように述べられている。

「しかし実在的な歴史が、実在的な苦しみから織りなされているとしても……見通しの実現は、概念に頼らざるをえない。なぜなら概念は、ただ単に科学として人間を自然から引き離す (Distanzieren) だけでなく、科学という形で経済の盲目的傾向の許に繋がれたままになっている当の思惟自身の自己省察としては、不正を永遠化する隔たり (Distanz) を見極めさせるからである。主体における自然の、そうした追想、その遂行のうちにあらゆる文化の誤認されてきた真理が含まれているのだが、そうした自然の追想によって、啓蒙は支配一般に對立する……」(DA, S. 117 傍点筆者)。

ここに語られるとおり、「自然の追想」に与えられている実質は、距離化という自然支配の手段、つまりあくまで概念に基づく啓蒙の自己省察の遂行にはかならない。科学としての思惟がもたらす「不正を永遠化する隔たり」を、自然支配のうちに再現されている自然の強圧として、つまり自然の盲目的暴力として思惟それ自身が批判的に反省すること、ホルクハイマーと

アドルノはそのことを「自然の追想」として要求するのである。

とはいえホルクハイマーとアドルノは、「自然の追想」だけでなく、「自然の想起 (Erinnerung)」という表現においても、自己省察について語っている (Vgl. DA, 60, 292)。自然支配を「自然からの疎外」とみなす視点をふまえるなら、確かにそこには、根源的自然へ「内化」しようとする一種のロマン主義的発想が指摘されるかもしれない。だが「自然からの疎外」とは、それ自身が「自然への同化」であった。自然を没歴史的に理想化することは、野蠻のさらなる延長として、あくまで退けられる。「自然それ自体とは、かつてのロマン主義が望むように善いものでも、新たなロマン主義が望むように高貴なものでもない。規範や目標とみなされるかぎり、自然が意味するのは、反精神 (Widergeist) であり、欺瞞と獣性である」(DA, 292)。暴力化した自然支配の追認はむしろ、それに対抗する理念として自然を實體化することも、とるべき方途ではありえないのである。

この点はまた、ハーバーマスが「自然の追想」と等置するミメーシスについても当てはまる。自然への直接的関わりを要請するものとしてミメーシスが批判されるとき、その背景となるのは、特にアドルノにおける理論と芸術の微妙な関係であろう。しかしホルクハイマーとアドルノの洞察において決定的であるのは、自然との直接的合一を志向するミメーシスを、自然支配と共に、なお一つの暴力としても把握する観点である。確

かにミメーシスは、自然支配的な距離化を必要としない幸福へのイメージを伴ってゐる。だがミメーシスの行為の境界のうちに憧憬される幸福は「幸福の単なる仮象」である (DA. 81)。「他のものへの自己放棄」としての享樂が「偶像化」として批判されるように (DA. 125)、理想化されるミメーシスもまた仮象であるにすぎない。

ホルクハイマーとアドルノにとって、自然支配により破壊される以前の根源的自然なるものは、自然支配へ対抗するいかなる原理としても想定されえない。むしろ啓蒙の自然支配的なあり方それ自身を、一つの自然の暴力として反省すること、そうした自己省察の遂行にこそ、暴力的な自然支配に抗する方途としての「自然の追想」が設定されるのである。しかしハーバースマスが行う批判はまた、この自己省察そのもののうちに「行きどまり」を指摘する点にも向けられていた。それゆゑ改めて問われるべきは、「自然の追想」としての自己省察は、果たして単なる「行きどまり」でしかありえないのかという点である。

事柄はまず、「弁証法」と呼ばれる思惟のあり方の把握にかかっている。ヘーゲルが『精神現象学』で明確化した弁証法、論理化するなら思惟の否定的自己関係は、出口なき無限後退とは異なるあり方のうちに把握されていた。「知の変化において³は実際また、意識にとつて対象それ自身も変化する」。周知のこのテーゼが示唆するように、知の自己否定そのもののうちに、対象の直接性の批判、そして対象と知の新たなあり方の生成が見込まれる。ホルクハイマーとアドルノは、ヘーゲルの思

想の肯定性を批判しつつも、弁証法に込められたこの動的な力そのものは、自己省察という方途のうちに継承する。そこで自己省察に期待されているのは、思惟と対象との相互関係のなかで「対象の批判」へと開きうる「思惟の自己批判」のあり方である。いわば、自然支配的な思惟がその否定的な働きを自らにさし向けることのうちに、それが前提していた対象の直接性の解消が見込まれるのである。自己省察に求められるこの可能性は、次の叙述のうちに端的に語られている。

「取るに足らない感覚データも、思考を可能なかぎりの生産性へもたらし、他方で思考も、優越的な印象にためらうことなく自らを委ねるような、そうした媒介のうちでのみ、自然全体が囚われている病める孤独が克服される。思考によって確固たるものとされた確実さにおいてでも、知覚と対象との概念に先立つ統一においてでもなく、それらの反省された対立のうちにおいて、宥和の可能性が示される」(DA. 214)。

自己省察の積極的な可能性が主張されうるのは、「思惟の自己批判」とともに「対象の批判」を遂行するこの「媒介」においてである。ホルクハイマーとアドルノは、批判のそうした動的なあり方のうちにこそ、単なる「行きどまり」には尽きない自己省察の潜在力を見込んでゐるといえる。われわれは、こうした自己省察の批判的な可能性をふまえることにより、「自然の追想」のうちに要求される実質を、改めて『啓蒙の弁証法』の積極的戦略として捉え返すことができる。

既に確認したとおり「自然の追想」の実質は、啓蒙が自ら自

身を自然の強圧として反省することであつた。自己省察のうちに見込まれる「媒介」を読み込むなら、それはすなわち、自然支配のあり方を自然の暴力として省察すると同時に、自然の諸相をも啓蒙との関係のうちに把握する交錯した批判的作業にはかならない。そこに込められる意図は、ベンヤミンから継承された「自然史」というアドルノの歴史哲学的構想を参照することで、より明確にすることができると『否定弁証法』でアドルノは、初期の講演「自然史の理念」を引用しつつ次のように述べる。

「思考の務めは……全ての自然を、そしていつも自然そのものと任ぜられているものを歴史として見抜き、また全ての歴史を自然として見抜くこと、すなわち、端的に歴史的に規定されたあり方をしている歴史的存在を、それが最も歴史であるところで、それ自身一つの自然的存在として概念的に把握し、あるいは自然を、自然であるかのような見かけにそれが自己の最奥で固執し続けているところで、一つの歴史的存在として概念的に把握すること」であろう。(ND, 353)。

アドルノは一方で、自然支配の過程をそれ自身「自然史」として把握する。「人間の歴史、つまり進展する自然支配の歴史は、喰うか喰われるかという自然の無意識的な歴史を続行している」(ND, 349)。歴史を自然の延長とみなすこの把握は、しかし「自然史」という概念が担う意味の一面である。他面で狙われているのは、自然として現れるものを逆に、歴史的に規定されたものとして把握する視点である。それはまず、自然それ

自体の実体化をそのイデオロギー性において批判する戦略に求められる。だがそこにはさらに、いま一つの意味が込められている。つまり自然の強圧の展開過程として把握された歴史、実在的な「自然史」それ自身を改めて、歴史的に生成したものの、変更可能な一つの仮象として捉え返そうとする発想である。

「第二の自然の再覚醒 (Wiedererweckung)」ともいわれるべきこの戦略こそ、われわれが「啓蒙の弁証法」のうちにその積極的ポテンシャルとして確認すべきものであろう。すなわち、自然の強圧の再現が「自然の二重化」からの、あくまで歴史的な帰結として把握されうる時、そこにはまた、強圧的自然に回帰した現代の野蛮そのものを、なお相対化する視野が切り開かれていくはずである。マルクスからも継承される概念を用いていふなら、歴史は「自然史」である、だが「自然史」はなお「前史」(Vorgeschichte)として把握されうるのである。こうした積極的視座は、ホルクハイマーとアドルノが語る次のような言葉のうちにも読み取ることができる。

「思惟は、前史において閉じこめられ続けている絡み合いから身をもぎ離すことはできないが、しかし、それによって自らを自然から徹底的に解放した当のもの、つまりあれかこれかの論理、整合性と二律背反を、この自然として、宥和されずに自己自身から疎外された自然として再認識するには十分足るものである。思惟は……とどまることを知らぬ自らの整合性の力によってこそ、自ら自身をも、自己自身を忘却した自然として、強圧メカニズムとして反省する」(DA, 56)。

啓蒙はいまなお「前史」から身を解き放ちていない。しかし、再現される自然の強圧を「自己自身から疎外された自然」として反省することは同時に、それを歴史的に生成したものととして看破する視座へと通じていよう。自然支配の歴史と「自然史」を相関的に、つまり「原史的—歴史的な絡み合い」(DA, 194)として把握することにより、「自然史」それ自身をも「前史」として視野におさめること、この点こそ「自然の追想」としての自己省察に込められている内実である。

たしかにそこには、拭いがたくユートピア的な色彩がつきまとはいいる。しかしホルクハイマーとアドルノは、啓蒙的合理性のうちにあくまで自然支配の原理を問うことにおいて、自然と人間との関わりをめぐる根深い問題を引き受けつつ、他方では自然そのものという何らかの根源的なものの理想化を明確に退けることによって、批判的に自然と歴史との交錯した連関を考え抜こうとした。われわれは、自然と歴史のこの動的な把握において、自己省察という形で提示される啓蒙の批判的潜在力をこそ、現在において理論が保持すべき一つの可能性として改めて確認することができるはずである。

- (1) 「自然の追想」についてはA・ホネットも「自然との美的協同」という種のシメーシスと解しているが(A. Honneth, Von Adorno zu Habermas, in *Sozialforschung als Kritik*, Hrsg. von W. Bonß/A. Honneth, Suhrkamp, 1982, S. 96f.)⁷⁾引用から明らかのように、あくまで概念に基づく自己省察という意味で把握されるべきであり、その点では「啓蒙の自己自身についての啓蒙」という表現を与えているA・ヴェルマーの解釈が支持されるべきであろう

(A. Wellmer, *Zur Dialektik von Moderne und Postmoderne*, Suhrkamp, 1985, S. 74f., 152f.)

(2) 初期期の文明はシメーシスの段階とされる (DA, 48, 205)。

(3) G. W. F. Hegel, *Phänomenologie des Geistes*, Werke in zwanzig Bänden, Bd. 3, Suhrkamp, 1970, S. 78.

(4) Th. W. Adorno, Die Idee der Naturgeschichte, in *Gesammelte Schriften* Bd. 1, Suhrkamp, 1973, S. 354f.

(5) Th. W. Adorno, *a. a. O.*, S. 357.

(6) K. Marx, *Zur Kritik der politischen Ökonomie*, Erstes Heft, MEGA II/2, Dietz Verlag, 1980, S. 101. アドルノは「理性は自然と別のものであるが、しかし自然の一つの契機であるということ」を、理性の「前史」と規定している (ND, 285)。

*本稿は文部省科学研究費補助金による研究成果の一部である。

アドルノの弁証法的言語哲学

周知のようにヴァルター・ベンヤミンは、その後半生において、《経験の崩壊》という問題——すなわち、それまで《生の充溢》の源泉であった《充実した経験》が《衝撃の知覚体験》へと変質してしまった、という問題——に《その社会観相学的なモニタージュの視座》から取り組んだが、そのとき彼は、必ずしも自己の言語理論が密接かつ内在的にこの《経験喪失》の問題に関わっているとは思っていなかった。ところが、ベンヤミンの同志的ライヴァルであったアドルノの方は、まさにこの言語理論に《経験の崩壊》問題を解く一つの主要な鍵を見て取り、経験崩壊論の言語論的転回とでも呼ぶべきものを生起せしめ、問題をその責任者である言語活動の主体（つまり人間）に引き戻し、そうして当該問題全体の解説と解決とへの展望を切

り開いていたのであった。

しかもアドルノは、経験の変質過程それ自体に関しても、ベンヤミンのように単純に《充実した経験がそのまま衝撃の知覚体験に変質した》とする考えは取らずに、むしろ、問題を分節化して弁証法的に再編成するという方途を選んだ。すなわち、まず一方では、かつての《充実した経験》が、《無味乾燥な情報

の過剰摂取》へと形骸化する。そして他方では、この事態への反動として《生き生きとした直接体験への飢餓欲求》が生まれてくるが、これはこれでそれ自体の内的なロジックによりこれまた経験を喪失して行く。そしてさらに、こうして両極分解して行つた筈の二つの動向が、いつの間にか或る種の奇妙な関係を取り結び、かくしてあの《衝撃の知覚体験》を成立せしめ

る。アドルノは、問題をこのような形で——しかも先述のように、言語活動の認識を中心軸として——捉え直し、そしてその上で、これら分解諸過程への対抗戦略をも提示したのである。

以下、アドルノ言語哲学の内的論理に即しながら、これら〈経験崩壊〉の諸局面を一つ一つ追跡し、そして最後に、彼が取った〈対抗戦略〉を瞥見することになろう。

(注) したがって本稿で目指されているのは、アドルノの言語哲学それ自体を明らかにすることではなく、むしろ、以上のような特定の視角から、アドルノ言語哲学のいくつかの基本的側面に光をあてることである。否定弁証法の言語哲学それ自体の解明に関しては(本掲載誌の枚数制限もあり)これを他日に期したい。なお、アドルノに関する出典および参照指示については、紙面節約のために、以下、その都度これを本文の中に割注で表示することとし、彼の現行版全集(*Gesammelte Schriften in zwanzig Bänden, Suhrkamp Verlag*)に依拠して「巻数・頁数」の順で示すことにする。邦訳文献の指示についてもこれを割愛させて頂く。徳永尙・城塚登・笠原賢介・三光長治諸氏の訳業に御感謝申し上げると同時に、訳語を変えさせて頂いたことの非礼をお詫び申し上げます。

一 言語の二要素とその実証主義的崩壊

言語哲学のレヴェルで〈経験の崩壊〉論を展開するためにアドルノは、後期ベンヤミンの言語理論(記号的要素とミメーシスの要素の二項対立を中核とする言語理論)を導入して、これを——巧みに発展させながら——〈経験の崩壊〉論そのものに(ベンヤミン以上に)密接かつ堅固に結びつける。

(注) 記号的要素とミメーシスの要素をめぐるベンヤミンの〈言語哲学

上のパイアス〉については、さしあたって、本誌本号掲載の社会思想史学会第二回大会自由論題報告「アドルノの言語哲学」における質疑応答部分での報告者発言を参照して頂きたい。

アドルノにおいても言語は、基本的に二つの要素から成るもの、と考えられている[*Vol. II, S. 43ff.*]。一つは、やはり記号的要素であり、もう一つは、これまたやはりミメーシスの(再現的)要素である。前者〈記号的要素〉は、しばしば、〈概念的、論証的、意味的(表意的)、あるいは情報的要素〉などとも呼ばれており、また他方、ニュアンスや表情を表わす後者〈ミメーシスの要素〉の方は、〈前概念的要素、表現的要素、もしくは詩的要素〉などとも称されている。《言語の二重性格》を形成するとさせるこれら二系列の要素がそれぞれ何を意味するかは、アドルノ自身がこれらに明確な説明を与えているわけではないので、かならずしも詳らかではないが、〈これら二要素にそれぞれ与えられている名辞(概念的……等々)〉および〈これら名辞を取り囲む文章の脈絡〉から察するに、前者〈記号的・表意的要素〉は、言葉それ自体が積極的に〈指示対象〉を指し示す際のその指示作用そのものを意味しており、したがってこの要素は通常は言葉それ自体に内在している、と考えられているのに対し、後者〈詩的・再現的要素〉は、言語そのものが受動的に〈表現されるべきものの表現契機〉となる際その受容性(言わば積極的受動性)それ自体を表わしており、したがって、言葉そのものによりむしろ〈それが発せられる文脈〉や〈語りの場〉もしくは〈話し手の感情〉に依存してい

る、と考えられている。

ただしアドルノは、これら二つの要素を完全に切り離して別々に取り扱える独立の実体とは見なしていない。むしろこれら二要素は、最終的には分離不可能な関係にある、いやそれどころか、実を言えば両者は、相互に支え合っている、と解されている。思うに、その理由は、アドルノがこう考えていたことにある。——言語そのものは、〈言語外のもの〉から独立して即自的に存在する実体（今風に言えば、構造主義言語学が唱えるような自己完結の閉鎖体系）ではない、それどころか言語は、当の言語に意味を託す〈話の主体〉や〈言及される事物〉（指示対象）と切り離せない存在である、ということ、したがって、言語における表意的・指示的要素でさえ、究極的には、その担い手による〈言語表現〉なしには存立しえないし、他方、言語における表意的・再現的要素もまた、もし〈具体的・現実的な言及対象（例えば、われわれの外界に現実存在し、われわれの具体的な知覚の対象となる）ところの、あれこれの樹木なら樹木）そのもの〉や〈その言及対象への言語内指示作用〉が存在しなかったならば、これまたそもそも存しえない、ということ——アドルノは、こうしたことにも思いを巡らしていた筈であり、そしてまさにそうであるが故に、再現的要素と記号的要素とを相互依存的なものとして議論を進めたのである。

またさらにアドルノは、記号的要素と再現的要素のこの相互依存性について、次のようなことも考えていたに違いない。——記号的要素と再現的要素という二つの要素を言語の中に同時

に設けることなしには、人間には〈物事を的確に捉えること〉

も〈適切に表現すること〉もできない。記号的要素は、構造主義言語学がパロール「言語表現における個人的側面」との対立関係に置いたラング「言語における普遍的側面」とは異なつて、記号的要素相互間で多様に連携し合うこと（つまりは解釈の積み上げ）によつて〈表現主体の中に〈表現されるべきもの〉として存在する個別的陰翳〉の全体に迫りうるが、その〈記号的要素相互の多角的連携〉を適正に導くものは、〈表現主体が表現すべき当の個別的陰翳〉（つまりは、表現主体の繊細な表現衝動）以外にはなく、したがつてその〈個別的陰翳〉の表現の際にはその繊細な表現衝動は、再現的要素となつて言語の中に現れて来ざるをえない。また他方、再現的要素は再現的要素で、パロールとは違つて、表現に表現を重ねることによつて〈表現されるべき陰翳の個別性〉を普遍的に提示する可能性を獲得しうるが、しかしその〈個別性の普遍的提示〉を根底において支えているものは、人々がそれら個々の言語表現の中に共同で認めている記号的要素を置いて他にはない。人間は、言語の中にこうした二つの要素を住まわせることによつてのみ、言語において〈物事を捉え、また表現しうる〉ようになるのである。——アドルノの言語哲学の根底には、このような基本的言語思想が隠れているのであり、そしてまさにそうした〈基本的言語思想の潜在〉の故に、彼は、言語論議において表現的要素と記号的要素とを相互依存的なものとして議論を展開したのである。

もつともアドルノは、言語の中に再現的要素と指示的要素と
 いう相互依存的二要素を見出したからといって、言語の中で
 それらの占める割合が不変である、と見なしていたわけではな
 い。むしろ彼は、言語への人間の〈関わり方〉次第で概念的要素
 が表現的要素に対して優位を占める場合もあれば、その逆も
 ある、あるいはまた、或る程度までは両者を相互促進的に同時
 に発展させることも可能であるし、その反対に両者をもとに失
 う危険性だってある、と考えていた。そうして言語の歴史にお
 いて——その発生から今日に至るまでの間に——主として實際
 に起こったことは、アドルノの見るところでは、記号的・情報
 的要素が次第に詩的・ミメーシスの要素を圧倒していくという
 出来事だった。そしてこれこそは、この批判理論家が、言語に
 おける〈啓蒙の弁証法〉として考えていた当のものだったので
 ある。

この〈出来事〉を最初から辿り直そう。——言語の基本的構
 成要素である〈名前〉の源泉は、〈見慣れないもの〉の知覚の
 際に発せられた〈驚きの叫び〉に求められ、さらにその〈叫
 び〉の背後には〈不安〉や〈恐怖感〉あるいは〈畏怖の念〉の
 存在が想定される〔3. s. 31〕。〈驚きの叫び〉は凝固して〈名
 前〉となり、そしてこの凝固によって《畏怖の念》等々が〈超
 越性〉や〈オーラ〉あるいは〈聖なるもの〉という形で名前に
 強固に付着せしめられることになる〔3. s. 31〕。そしてそうし
 た名前の偶然的多発によって〈概念的には相互に無関係な諸々
 の名前〉が集積され、〈それら各々の名前において圧倒的な優

越性を誇るミメーシスの要素〉が、互いに魔術的に交感しつ
 つ、世界を覆い尽くすことになる。しかしながらこうしたこと
 は、事態の一面面にすぎない。〈名前〉に固着した〈不安〉そ
 のものが、実際にはそうした〈名前相互の概念的無関連性〉と
 〈ミメーシスの要素の世界制覇〉とを、ほとんど最初から、許
 さなかったのである。

解消されないまま〈名前〉に固着した〈不安〉は、この〈不
 安そのもの〉の《表現》を産み出し、〈名前の説明》を展開す
 る〔3. s. 32〕。例えば、樹木を単なる樹木としてではなく、〈見
 慣れぬ混沌としたもの〉(マナ)の住処として語り出すのであ
 る。こうして、〈名前〉に固着した《不安》は、〈相互にほとん
 ど無関連だった諸々の名前〉をさまざまな様式で相互に結び合
 わせながら、言語を生成させたのである。しかもこの言語の生
 成過程は、同時に、神話や学問の発生プロセスでもあった。と
 いうのも〈不安の表現〉つまり〈名前の説明〉の過程は、裏を
 返せば、〈論証の、そして弁証法的思考の、プロセス〉でもあ
 ったからである。そしてしかもこの〈言語の生成過程〉は、そ
 れ自体のこうした弁証法的性格によって、言語そのものを〈概
 念によって貫かれたもの〉として構成して行くことになった
 〔3. s. 31〕。したがって、言語が生成する過程では〈ミメーシ
 ス的要素の世界制覇〉は、既に終わりを告げていたのである。
 つまり言語の生成時において既に、ミメーシスの要素と論証
 的・概念的要素とは〈不可分のもの〉として言語に内在してい
 たのである！

他方、〈表現と弁証法的「概念的」思考〉を原動力とするこの言語生成の過程には、長い間のさまざまに絡まり合つた経験の積み重ねが対応し、この堆積しつゝある経験が、生成しつゝある言語に溶け込んでいった。言い換えれば、当の言語生成の過程では、他のさまざまな経験と連関する一群の類似の諸経験が、それらのさまざまな差異や連関を無意識的なニュアンスとして湛えながら、普遍的な部分を骨格として一つに（あるいは幾つかに）結晶し、その結晶体が一つの（あるいは幾つかの）言葉に——そして概念的なものとしては多かれ少なかれその言葉全体に——定着していったのである。そして、こうして永年かかつて言語に沈殿していった経験が、言葉そのものの〈曰く言ひ難い表情的陰翳〉を構成することになつた。言わば、言語に沈殿した経験の層が、言葉を〈それを話す人〉の言葉に、していたのである。また同時に、言葉を充填しているこうした経験は、〈それ自体経験的沈殿物である弁証法的思考の成果〉から言葉の意味内容をも提供してやつた。また他方では、当初は〈叫び〉にすぎなかつた言葉そのものも、経験が言葉に沈殿していく弁証法的言語生成の過程で、意味内容に相応しい語形に変容していった。「かつては言葉と意味内容とは、お互いに区別しつゝも、分ち難く結びついてた。憂愁とか歴史とか、いや人生とかいつた概念でさえ、それらを際立たせ保管する言葉のうちで認識された。言葉の形態が、同時に、それらを構成し、映し出してた」[3, s 187]。それ故に、こうした言葉は、〈への〉を生き生きと知覚にもたすことができたし、またそのた

め、憧憬やマヤカシを解き放つこともできた。またそのおかげで、或る現実が〈或る名前〉を僭称する場合には、その現実を〈その名が示す真正の概念〉の資格において批判することもできた。つまり、言葉はいまや（いや、実を言えば既にその生成時から多少なりともそうだったのであるが）、単に経験によって培われるばかりでなく自らも経験の生成に積極的に関与して行く〈反照的・反作用なもの〉となつたのである。もともとは不安から発した〈表現と弁証法的「概念的」思考〉の展開は、こうして、言語の生成に結実しえたのである。

しかし、言語を生成させたこの《不安》こそは、実は同時に、〈言語の解体〉の原動力でもあつた。なぜなら、この《不安》は、言語生成の弁証法を産み出すとともに、当の《不安そのもの》を解消しよう意識に働きかけたからである。「言語を生成させるこの弁証法は、それが〈驚きそのもの〉の二重化、同語反復としての〈驚きの叫び〉から展開するものであるかぎり、無力のままにとどまる。(……)人間が〈恐怖〉から免れていると思えるのは、『もはや未知のいかなるものも存在しない』と思うときである。これが、非神話化ないし啓蒙の道を規定している。(……)啓蒙の究極の産物である実証主義が取る〈純粹内在の立場〉は、いわば普遍的なタブーに他ならない。〈外部に何かがある〉という表象が〈不安〉の源泉である以上、もはや外部にはそもそも何も在つてはならないことになる」[3, s 32]。不安に躍らされた実証主義的意識がこれを解消すべく言語において行ふ外部存在の排除は、〈言葉の働きの、

指示作用のみへの限定)すなわち〈言葉からの《経験》および《意味》の駆逐〉という形で具体化することになった。それは、言葉が〈実体的な意味の担い手〉から〈質のない記号〉になり、言語が余すところなく〈情報〉に編入されることであった。『言語の通用は、偶然的であり、対象へのその関わりは、恣意的だ』と説く厳格な区別によって、〈言葉と事柄とを同一視すること〉は、『迷信だ』とされ、一掃されてしまう。決められた綴り手がかりに〈単なる出来事との相関関係〉を越えて言及されたものは、『不明瞭であり、言葉の形而上学だ』とされ、排除される。しかしそうなると、〈単に指示するだけで何物も意味してはならない言葉〉は、事物へ固定され、公式へと硬化することになる。このことは、言葉にも対象にも影響を及ぼす。純化された言葉は、対象を経験にもたらず代わりに、それを或る抽象的契機の事例として説明し、そしてそれ以外の一切を、無慈悲なまでの明白さへの強制によって、表現から(……)遮断し、そうして現実の中で萎縮させてしまう。(……)言葉は、合理化される以前には憧憬とともにマヤカシをも解き放ったとすれば、合理化された言葉は、今やマヤカシを縛るよりも憧憬を縛る拘禁服になってしまった。実証主義にとつては世界の還元貯蔵庫であるデータというものは、もともとそれ自体では何物も意味せず何ごととも語らないのだが、そういう傾向は、言語そのものへと勢力を拡大し、言語を、そういうデータの自動記録装置にしてしまう」[3, s. 18ff.]。確かに、言語は、合理化されることによって思考内容を純粹かつ透明に

伝達するようになった。なぜなら言語は、いまやゲーム——すなわち、〈体系を越えたいかなる志向をも持たないバラバラの記号の体系〉——になったからである [3, s. 22]。しかし同時に、科学的言語の無党派性のうちでは、無力な者は自らに表現を与える力を完全に喪失し、現存するものだけが言語の中立的記号を見出し出すということにならざるをえなかった [3, s. 39]。かつて形而上学的護教論は、少なくとも概念と現実との不一致を通じて、現存するものの不正を曝露した [3, s. 39]、というのに……。しかしながら、実のところ、〈こと〉はそれだけではすまなかつた。

既に見たように、言語の生成における〈表現の過程〉と〈弁証法的思考の過程〉とは、表裏一体であり、そしてそれ故、その成果である〈言語の表情の豊かさ〉と〈意味の充実〉とは、密接に結びついていた。実証主義の意味論が言葉に唯一認める〈指示作用 Signifikation〉でさえ、実を言えば、この地盤の上にその存立の基礎を持っていた。だから、本当のところ実証主義は、〈言葉の外部にあるもの〉を排除することによって、この〈自らが拠って立つ地盤〉を、それとは知らずに自ら掘り崩していたのである。ところが実証主義は、このことに気づかぬまま、指示作用のこの衰弱を〈指示作用至上主義〉によって贖おうとする。今や悲劇は、喜劇へと転ずる。実証主義は、この一意専心によってますます悪循環に嵌り込み、指示作用そのものをかえって瘦せ衰えさせてしまうことになったのである。この〈ひたむきな衰弱〉が典型的な形で現れていたのは、実証主

義者による《経験》という言葉の理解の《在り様》においてであった。そしてこの《在り様》は、学説のレヴェルでは、実証主義の《経験》理論という形で体系化されていた。「(……) 実証主義は、自己矛盾を起こしており、(……) 経験を唯一のものとして説明しつつ同じ息のもので経験を禁じている。実証主義が経験に与えている排他的独占は、経験理念の体系化をもたらしたため、そのため潜在的にその理念を廃棄してしまうのである」[*ib. s. 343f.*]。経験主義の正統的継承者をもって——おおっぴらにであれ、心密かにであれ——自ら任じ、《経験》にその最大の拠り所を求めた実証主義は、こうして、皮肉にも《経験》という言葉をめぐる自らを作り出した袋小路》に嵌り込んでしまったのである。

以上が、《啓蒙の弁証法》全体の核心をなす《言語における啓蒙の弁証法》の基本的な論理である。この論理の展開過程の後半は、われわれがこれまで見て来たように《経験の喪失》のプロセスであった。ではアドルノは、この過程の裏側で台頭してきた《生き生きとした知覚体験を求める動向》を言語活動の平面でどのように捉えていたのであろうか。

二 存在哲学的《隠語》による言語の酷使

経験が実証主義的に形骸化して無味乾燥な情報になって行くとき、そうした《形骸化した経験(情報)》に反発して《直接的な生き生きとした知覚を求めようとする志向》がほとんど必然的に生まれて来ることになる。言う間でもなくこうした志向

は、一般的には、《言語》あるいは《言語化されたもの》を極力避けようとする。なぜならこうした志向は、それら《言語》あるいは《言語化されたもの》がそれらの抽象性故にもはや既に《生き生きとした充実感》をもたらさなくなってしまうている、と感じるからである。ところが、そうした《生き生きとした知覚体験を求める諸動向》の間隙をぬって——「一見「逆説的」と見えるかもしれないが——《生き生きとした言語感覚こそ取り戻そうとする志向》もまた芽生えて来ることになる。というのも、言語そのものもまた、生き生きと知覚されるべき経験対象と考えられうるからである。アドルノが——一方で実証主義的言語を批判しながら——その返す刀で批判の狙いを定めたのは、まさにそうした言語体験派に対してであった。

言語が実証主義的に崩壊して行くプロセスの裏側で、このプロセスへのアンチ・テーゼとして台頭して来たものは、アドルノの見るところでは、言葉を《隠語》*Tajgon*化して使用する言語活動であり、そしてその代表的担い手は、アドルノによれば、ハイテッカーおよび彼の学派に見い出された。この隠語の使用によって他から際立っていた存在哲学は、一言で言って、実証主義的啓蒙への反動だったのであり、《生の哲学》の後塵を拝するものだったのである。われわれの否定弁証法家は、代喩 *Synekdoche* を使ってハイテッカーおよび彼の学派それ自体を《隠語》と呼びならわしながら、彼らのそうした《生の哲学》的傾向をこう確認する。「隠語は、一九二五年前後に流行していた哲学が持っていた具体化 *Konkretion* への欲求に、事

後的に迎合しようとする。その欲求とは、すなわち、現実には「抽象的なもの」——交換——によって一切が動いている社会体制の只中で、経験・思想・行動の具体化を求める欲求である[6.s.415]。もう少し具体的に表現すれば、《隠語》つまり存在哲学が目論んでいたのは、かつて《啓蒙》が言葉の背後に表象し、不安の源泉として恐れ、そして言葉から駆逐してしまつた「より高いもの」《神的なもの》《聖なるもの》《超越的なもの》《ベンヤミンが《オーラ》と呼んだもの》を《隠語の創出》によって復興し、この復興によって具体性の回復を図ることであつた、ということになる。以下、この《隠語》に関するアドルノの批判的見解を、再構成してみることにしよう。

《オーラ》復興のための隠語創出の際に《ソクラテス以前の人々》が意識的に利用したのは、実証主義が唯一「正当」と認めた《言語の記号的要素》でもなければ、弁証法的思考でもなかつた。それらは、彼らにとってはむしろ諸悪の根源——《聖なるもの》の喪失の元凶——であり、遺棄されるべき手段であつた。彼らが採用したのはむしろ、言語における前概念的要素と目されるミメシスのな要素であつた。隠語を話さんとする者は、これに訴えることによって、すなわち、彼が言葉から醸し出したい特異な印象をその受け手が直観的に感知しようとするに言葉を並べることによって、所望のものを獲得しようとしたのである。「隠語は、それが欲する事柄が発話によって言葉の内容とは無関係にあらかた感知され受け入れられるように配慮する。隠語は、望み通りの効果を持った脈絡を産み出すため

に、言語における前概念的な要素・ミメシスの要素を操作するのである」[6.s.418]。そしてその結果、文や判断あるいは思考内容の犠牲の下に個々の単語に過重なエネルギーが負荷され、これらの単語が、それ固有の意味に対抗して超越的に自己定立するような口調で書かれ、オーラが産み出されるのである[6.s.418]。しかし、《本来的な人々》によるこうした「より以上のもの」の創出には、既に或る種の欺瞞が含まれていたであり、そしてその欺瞞が、彼ら《本来的な人々》自身の命取りとなるのであつた——

これまで何度か述べたように、言語におけるミメシスのな詩的要素と記号的・概念的な要素とは、相互に切り離し難い密接な関係にある。そして、かの《超越的なもの》は、《表現》が、したがつてその《表現》と表裏一体の関係にある《弁証法的な思考》が、自らを《始源的な超越性》の概念的再結晶化にまで展開することによってのみ、言葉のうちに確保されるのである。「叙述の仕方」を《哲学にとっての本質的なもの》たらしめている哲学固有のもの、つまり《哲学が欲する対象》は、個々の単語が語るもの《以上のもの》を哲学の言葉の一つ一つに語らせる。(……)この《より以上のもの》は配置 Konstellation の中でのみ媒介されて形成される。哲学的言語は——その理想から言えば——自分が語っているものの力によって、思考の運動の中で、自分が語っているものを越えて出てゆく。哲学的言語が弁証法的に超越するのは、この言語の中で真理と思考の矛盾が自己自身を意識し、それによって自分自身を

克服することによってである」[6, s. 420]。ハイテッカーの言語も、それが言語である以上は、好むと好まざるとにかかわらず、実は既にこの弁証法の中にある。ところが彼は、実際にはこの弁証法から恩恵を受けながら、その主張においてはこれを否認し、そして「恵み」である「より以上のもの」をもともと言葉に備わっていたことにしてしまうのである。「隠語は、言語の弁証法を、バラバラに切り裂いて、利用し尽くすのである。〈個々の言葉および判断〉の意味を超える〈真理の超越〉が、隠語によって言葉の不変の所有物に変えられ、言葉に加算される。(……)言葉が語っているもの以上のものが、これを限りと言葉に表現としてあてがわれる。弁証法は、断ち切られる」[6, s. 420]。こうした欺瞞的工作は、経験的なものを表す

言葉にも、施される。その際に利用されるのが、〈存在〉等の哲学的普遍概念だった。「経験的なものを表わす言葉に隠語がオーラの衣装を着せようとする場合には、隠語は、〈存在〉といった類いの哲学的普遍概念や理念を分厚く塗りあげる。その結果、思考する主体による媒介や、あるいは普遍概念や理念の概念的性質といったものは、こうした厚化粧の下に消え去ってしまう。すると、これらの概念や理念は、具体的なものの際たるものとして魅惑を放つことになる」[6, s. 421]。

しかし、こうして「言葉を構成している弁証法」そのものを「極力抑圧し、ミメシスの要素にのみ寄りかかることによって、隠語には、極めて逆説的な事態が生ずることになる。すなわち、隠語は——そして、ひいては〈本来的な人々〉は——、

言語の〈原初性〉(発話のたびごとに、実はいつもかならず現れる言語のマナ的性格)それ自体の持つ性質のみによって自動的にメッセージを作り出してしまふ結果、〈この原初性そのものを活性化する筈だった豊かな経験〉を遮断してしまい、結局、自ら貧困化することになってしまったのである。それは、当の〈原初性〉の側から言えば、隠語の持つ〈原初性〉が、独り歩きを始め、隠語の作り手によってその眠りを妨げられた罰として、隠語の作り手そのものに報復すること以外の何ものでもなかった。「原初性は、隠語に復讐を加える。原初性に対する隠語の欲望が、距離を犯すからである。少なくとももかつて一度はさまざまな言語に起こったことが、この原初性の下で反復される。オレンジを包む包み紙のように単語を包む後光が、単語の発する力を信用しないかのようには、言語の神話体系を自己管理してゆく。単語は、着色料を塗られ、思考されたものへの関係を欠如したまま、それ自体で語り出すことになる」[6, s. 442]。「〈在りの儘で現前する経験〉を前にして〈隠語的な語り口〉の積み上げるプロックが、〈本来的な人々〉自身の祭壇になる」[6, s. 443]。具体化を求めて始まった「隠語」の運動は、こうして、自らの望むとは正反対の結末に——つまり、いびつな抽象化に——行き着いてしまったのである。以上が、〈言語における啓蒙の弁証法〉を補完するアドルノの〈隠語のバラドックス〉論の基本的骨格である。

したがって、われわれの否定弁証法家の見るところでは、〈実証主義による記号的要素の純粹化〉と〈存在哲学による再

現的要素の特権化」とは、プロセスをこそ違えつつも、結局は「経験の喪失」という同じ地点に到達してしまつたのである。ところで、この「実証主義的記号と存在哲学的隠語という反対物の一致」という帰結は、われわれの批判理論家によれば、「言語の或る種の社会的用法」によつてこそ、実はヨリ明瞭かつ根本的に実現されていいたのである。

三 純粹記号と隠語の一致の秘密

ベンヤミンは、ボードレール論において「体験」という言葉を一種独特の意味で用いている。すなわち、「情報」の対極の意味での「体験」一般ではなく、むしろ「情報」それ自体を知覚する際の「その知覚経験そのもの」だけを、彼は「体験」と呼んでいるのである。その「体験」とは、不意打ちの経験であり、また気散じ *divertissement* に奉仕する経験であり、そして、渴いた知覚にショックを与えるような経験、例えば「新聞でセンセーショナルな重大事件の見出しに接し、瞬間的に、胸に締めつけるような動悸を覚える一種高揚した経験」である。アドルノから見れば、それはまさに、体験に飢えた人々が彼ら自身の厭つて止まなかつた無味乾燥な情報の破壊的衝撃に「至福の快楽」を見い出す一瞬、つまり「情報化された経験」と「孤独な体験」とが期せずして一致する「逆説的な瞬間」であつた [Vgl. 4. ss. 266-270]。そして、アドルノにとつてはこの種の「変質した経験」（「体験」）の言語レヴェルでの現象形態が、先の「実証主義的記号と存在哲学的隠語という反対物

の逆説的一致」だつたのであり、そしてそうした一致を大々的に引き起こしている肝腎要のものが、「言語の或る種の社会的用法」だつたのである。以下、アドルノの純粹記号批判と隠語批判の延長線上で、この「言語の或る種の社会的用法」の何たるかを探つてみることにしよう。

先の「記号的要素の偏重によるパラドックス」——「言語活動を指示作用のみへ徹底的に限定すること」によつてかえつて指示作用そのものを喪失してしまうという実証主義の逆説——は、われわれの否定弁証法家によれば、なにも学問的レヴェルでのみ起こつていたわけではない。それはまた、市民の日常生活の領域でも発生していた。しかもここでは当の逆説は、よりドラステイックな形で現れることになつた。すなわち巷では、現代人のただでさえ実証主義的な意識が、「指示作用の完成形態」である信号 [S. 9 180] に固執すればするほど、言葉そのものが、さらに意味不明になり、かえつて神秘化し、それどころか魔術的な魅力を放つことにさえたのである。この「或る意味で逆行的な事態」は、文化産業による広告・宣伝行為を引き金に、引き起こされたものだつた。「言語モデルが上から写えられ急ピッチで広がつて行くにつれ、その信号的性格は、いっそう強化される。(……)これと想つた特定の言葉をひたすら目まぐるしく繰り返して広く流すことにおいて、宣伝と全体主義的スローガンとが結びつく。言葉を、それを話す人の言葉にしてきた経験の層は、掘り崩される。ツーカー式に覚え込まれた言葉には、これまでもつぱら街頭の広告塔や新聞の広告欄

の特徴だったあの冷たさが附着するようになる。無数の人がさまざま言葉や言い回しを使っているが、彼らは、自分ではその意味を理解しえなくなっているか、あるいは単に行動心理学的な位置働にしたがってそれを利用しているかのどちらかにすぎない。それらは、言わばトレード・マークになり、その言葉どおりの意味が把握できなくなるにつれて、結局ますます強制的にその対象に固着するようになる。啓蒙担当の大臣は、自分で知りもしない「ダイナミックな諸力」について語り、流行歌は、のべつ幕なしに「甘い夢」や「熱い恋」を讃えるけれども、その通俗的魅力は、「不可解なもの魔力」と直接に結びついており、この魔力は、「より高い生から到来する戦慄」なのである〔3, s. 189f.〕。アドルノの眼には、文明の進歩にもかかわらずでなく、むしろまさにこの文明の進歩の故に、まるで「言語生成の弁証法」が逆回転せしめられ、われわれ現代人が「かつての恐るべき野蛮な世界」に連れ戻されてしまったかのように見えていたのである。

他方アドルノは、『再現的要素の偏重による隠語の自己破壊』の延長線上に、何を見ていたのであろうか。彼がまず見るところでは、「隠語」が歪に抽象化して「経験」を獲得できなくなつた結果、そこに引き起こされたのは、「原初性そのものが経験の堅固な拘束性から無縁になり、恣意的に利用されるようになった」という事態であった。「オーラ」が或る種の無責任性と一体になっている。或る種の無拘束性が、脱魔術化した世界の真只中で、オーラの自由自在な使用を可能に（……）してい

る〔6, s. 419〕。つまり「隠語」の努力によって、「本来性」への回帰ではなく、むしろ「誰もが原初的なオーラを意のままに利用できる」という全く逆の方向に道が開かれたのである。そしてこの「言語的アナクロニズムの社会的利用」の典型的事例は、皮肉にも、『広告』という、あの「指示作用の社会的現象の場」に見い出されたのである。「言語の神話体系と物象化が、「言語を反神話的で合理的にするもの」と混ざり合う。隠語は、説教から広告に至るまで全段階で使用可能になる。概念の光によって見るならば、隠語は、意外にも「広告の習慣」に類似している〔6, s. 423〕。そしてさらに、隠語もまた、「信号化した記号」同様、その意味が不可解になればなるほどトレード・マークと化して強制的にその対象に固着せざるをえなかつた。「仄めかしておきながら、『手もとにない』などと打ち明けるのは、禁物である。それを持っていない者は、あたかも自分はそれを持っているかのように、そして、それを持っていないのは他の人々であるかのごとく、語っておけばよい」ということになったのである〔6, s. 419〕。

こうして——アドルノの理解によれば——実は文化産業こそ、「実証主義的記号（記号的要素の疎外態）」と存在哲学的隠語（再現的要素の疎外態）という反対物の一致をいっそう押し進め、言語の徹底的な破壊を傍らから促進していたのである。言うなれば、文化産業の下で存在哲学的隠語と実証主義的信号とは、名実ともに一つの事態の二様の現れとなり、言わば一枚のメダルの裏と表と化したのである。

ではアドルノは、〈言語活動の、信号と隠語とへの両極分解〉および〈それら両極の逆説的一致〉という事態に面していかに振る舞わなければならないと考えていたのであらうか。

四 アドルノの対抗戦略

現代において言語がどれほど損傷を被っていたとしても、アドルノには、言語活動そのものを放棄してしまうということは考えられなかった。そのことは、彼が自己の哲学全体の中で言語問題に与えた地位からも、また、彼自身が自らの生涯を——認識においてであれ、表現においてであれ——言語化の努力に捧げたという事実からも、明らかである。されど、安易に言語活動を行うことは、彼の言語哲学そのものが許さなかった。言語の記号的要素にのみ肩入れすれば、その言語は落ちぶれて信号化せざるをえないし、かといって、その表現的要素にだけ拠り所を求めれば、その言葉は盲目の隠語に身を落とすしかない、というのが、その結論であった。そこでアドルノが取ったのは、これら二要素のいずれかを優先させるというやり方ではなく、むしろ、実証主義意味論と存在哲学とが共に無視したもののつまり〈言語生成の弁証法〉によって、これら二要素を媒介し、交互作用させ、そして弁証法的に発展させる、という方策であった。すなわち、圧倒的な重力を持つ現実に打ち勝つべく〈絶対的なもの〉をわが身に帯しながら、〈表現すべき事柄〉を最大限に誇張して表現し、そして議論として十分に展開すること、しかもその過程で〈概念相互の交互作用〉を可能な限り促

進しつつ〈ニュアンスの表現度合い〉において在来のそれを能う限り凌ぐこと、そうして、当の〈絶対的なもの〉を——ならば形態転換しながら——テクストの言語の中に宿らせること、これである。もし表現主体がこの課題を十二分に果たしたならば、そのとき言語は、《単なる〈記号の体系〉以上のもの》になる、そうアドルノには考えられたのである。

そして、そうした〈言語救済の試み〉は、アドルノ自身の見るところでは、既に散文作家によって始められていた。「本当は散文の労作は、すべて、(……)〈表現そのものが持つ形而上的な威力〉をそれ自体の世俗化によって救い出そうとする精神の格闘ではあるまいか。もしそうだとすれば、言語そのものの破壊に至る〈非神話化の過程〉が始まって以来、散文作家がおのおの我が身に引き受けたシジフォスの苦役に一条の光が投げかけられるだろう。言語表現の上でドン・キホーテになることが、作家の掟となったのだ。なぜなら、全ての構文が、二者択一の決定に関わっているからである。二者択一の決定、すなわち、〈大昔から両義性を帯びていた言語そのもの〉を〈世の営み〉と〈そのための体のいい嘘〉に奉仕させるか、それとも言語そのものに、〈それ自体の源泉である宗教的な要素〉を遠ざけながら〈聖なるテクスト〉へ至る準備をさせるか、この二つに一つの決定に、全ての構文が等しく与かっているからなのである」[4, s. 231]。だからアドルノにとって、言語そのものの崩壊を食い止め、これをその死から蘇生させることは、取りも直さず、こうした散文作家の衣鉢を引継ぎ、その奥義をさらに

大胆に繰り広げること以外のなにものでもなかったのである。そしてまさにこの理念が産み出されたのが、一方では、あの老練な合理主義者カール・ポツパーをして「極くありきたりのことをただ大袈裟な言葉で語るだけだ」と嫉妬させたほどの誇張に富んだ芸術的文体であり、また他方では、宿敵ハイデッガーをして「黙殺をもって」応答せしめた軽快な弁証法的並列構文であり、つまりは、絢爛たるヴォキヤプラーを散りばめながら緊張を孕んで急速に展開し、その終局において天啓が下ったかのごとく「認識の結晶」をもたらず眩いばかりの叙事詩的散文だったのである。アドルノの実際の言語活動は、どれもこれも、迫り来る「言語の死」と直に向き合った「それこそ命懸けの試み」だったのであり、彼の言語哲学の——他の何物にも勝って直截な——現象形態だったのである。

おわりに

以上のようにしてアドルノは、言語活動のレヴェルで「経験の両極分解」という問題を論じ、そしてこの問題の打開策を——理論と実践の両面において——提示していたのである。

さて、実を言えばわれわれのこの批判理論家は、こうした「経験の両極分解」という恐るべき事態」の存在を、何も「言語活動の領域」の中のみ見い出していたわけではなかった

アドルノによるベルグソンの「直観主義」批判の問題点

河原 理

序

フランクフルト学派の主導者であったTh・W・アドルノは、ベルグソンの直観を取り上げて、非合理主義であると批判してきた。しかし今や、アドルノ自身が「非同一性の哲学」という標語によって、非合理主義への撤退として非難されることしばしばである。

現代のアドルノ研究者たちは、この論難に対する答として、詳しくは本文で論ずるが、アドルノが批判する同一化には二種類あることを明らかにした。つまりアドルノが完全に受け取りを拒否する同一化とそうでない同一化がある、というのだ。アドルノは「非同一性の」哲学者ではなく、「語り」、「思惟する」者であるという限りで、「同一性の」哲学者なのである、

と。もちろん、この考え方に異論はないが、「否定弁証法」の「思惟するとは同一化することである」という有名な件りを思い浮かべるなら、アドルノが思惟するのをやめようとしたとでも考えない限り、これは当然の帰結であろう。それにも拘らず、この「同一化」の問題構制をもとにアドルノ解釈者たちはアドルノを「同一化する合理主義者」として救い出すにとどまらず、ベルグソンをそれとは正反対の「直観至上主義の非合理主義者」として非難するところにまで議論を進めている。しかし果たして、この論点には、十分な反証力があるのだろうか。

本稿の主題は、この非合理主義批判に対する反証がクロウズ・アップしている、アドルノ論におけるアドルノとベルグソンの対質である。しかし、クロウズ・アップとはいっても、その内実は一方向的にベルグソンを斥けるものなのだが……。否、そ

の扱ひの軽さにこそ問題が潜んでいる。

一般的に知られているように、ドイツのアカデミシャンたちには、生の哲学に対するある種の反感がある。その中で、いわゆるフランクフルト学派第一世代のホルクハイマーやアドルノが、そうした偏見から距離をとって、ニーチェに對したことは稀有な出来事であった。しかし、ベルグソンについては、どうであろうか。ベンヤミンは、ベルグソンを高く評価した。しかし、アドルノはベルグソンを頭ごなしに批判し、ベンヤミンのベルグソン受容に手厳しく對している。そして、これまでのアドルノ解釈者たちもそれに準じて、ベルグソンの哲学に触れることはほとんどない。ベルグソン哲学について言われるのは、それが「直観主義」だということだけであり、その一事によってベルグソンは一蹴されてしまっている。これでは、アドルノもやはり生の哲学に對する先入見に凝り固まっていたと見られても仕方がないことになる。だが、アドルノにベルグソンの直観主義批判があるとしても、彼のベルグソン批判は本当に単なる「直観主義批判」なのか。またベルグソンの思想も本当に「直観主義」だと言えるのか。

本稿は、ベルグソンをあまりにも不当に扱ってしまったために現れている、アドルノ解釈の問題点を「直観主義」をキーワードにしてあぶり出そうと考えている。従って、本稿はアドルノ論でもベルグソン論でもなく、いわば「アドルノ論」論という性格を帯びる。だが最終的には、この「アドルノ論」論によってアドルノ思想は逆照射されることとなる。

本稿の構成を述べておこう。まずは、本稿の中核となるアドルノ論から始める。すなわち、アドルノ解釈者たちが、アドルノに對する非合理主義との非難に、実際どのような反論を加えているのかを彼らの議論に即して見ておきたい(一節)。この反論は、アドルノは非合理的な「非同一性の哲学者」ではないとの結論に落ち着くのだが、その根拠はアドルノも概念を用いるという点である。そして概念を放棄した「直観主義者」のベルグソンこそが非合理主義者だとされる。以下では、この議論が真に的を射たものであるかどうかを吟味する為にも、アドルノとベルグソンの思想に立ち返って勘考しようと思う。まずはここで解釈されている当のアドルノ自身の見解を(二節)、続いて、彼らの議論の的でありながらも充分論ぜられていないベルグソンに立ち返って、ベルグソン自身の思想を捉え返す(三・四節)。そして、そうしたベルグソン自身の思想を押さえた上でも果たして、アドルノの批判は尚有効なのかを、同時にアドルノの批判を基にして展開されるアドルノ論における「ベルグソン批判」(非合理主義の論難に對する解答)が未だ妥当すると言えるものなのかを問いたい(結語)。

一 同一性・同一化

ここでは、まずどのようにしてアドルノ研究者たちが、非合理主義との非難からアドルノを守っているのかを見ておきたい。

H・シュネーデルバッハによれば、アドルノは同一性という

語を十分規定せぬままに用いているという。つまりアドルノは、論理学の同一性原理やトロッジだけでなく、単なる述語判断をも非同一性を排除する「同一性」としていているために、何でもかんでも同一性と見なしている考えられても仕方がないという仕儀に陥っているというのだ。¹その根にあるのが、「同一化」をきつちり分けて表明していないことだと言う。すなわち、「同一化」には *Etwas identifizieren als* ……と *Etwas identifizieren mit* ……という二種類がある」と。しかし、そのように判然りと表明していないとしても、実際アドルノは、この区別をよく心得ていたはずだというのがシュネーデルバッハの立場である。アドルノにおいては、「論理的同一性原理に違反せざるすべての言語形式は、差し当たり、必然的に同一化する思考の例と主張され、その結果、それらはすべて一般的トロッジの疑いのもとで、単なる同一性言明として立て」られてしまっている。しかし、「あらゆる表明命題が、「何かとしての (als) 何か」という同一化を表しているということが仮に正しいにせよ、そこにはやはり単なる同一性には尽きぬものが言明されている」²ことになるのだ。つまり、「同一化作用」として廃棄されねばならぬとアドルノによって宣告させられるのは *Etwas identifizieren mit* ……への同一化なのである。それ故に *Etwas identifizieren als* ……への同一化は、アドルノの同一性の哲学批判の標的ではないことになる。このように同一化しつつも (*als* ……、同一化する (mit) ……) を批判することこそが、否定—弁証法的な思考法であるというわけだ。そして、ア

ドルノの同一性批判は、まさしく、このように捉え返す必要がある、と。

これはまた A・テューエンによっても強調される。同じことの繰り返しとなるが、実際にアドルノ論者がどういう議論運びをしているのかを見極めることに本稿の主眼があるので、彼女の論考を見ておきたい。彼女の言葉を借りれば、「非同一的なものの認識とは、対象—客観の同一性 (*Identität*) を目指すものなのである。その認識はそれを何かとして (*als*) 同一化するものなのであり、「*mit*」同一化する」という意味での同一化作用 (*Identifikation*) には制限をつける」³となる。何もアドルノが対象の同一性を放棄しようとするわけではないのだ。アドルノが批判するのは、客観を同一化してゆく同一化作用 (*Identifikation*) なのであり、非同一性の哲学といっても単純に同一性 (*Identität*) を批判しているとは言えないのである。同一性の批判とは、同一性の限定的否定ということである。ひいては、同一化作用の限定的否定ということである。否定するのは *mit* ……への同一化なのであり、*als* ……への同一化までもその否定には含まないのだ。つまり、同一性そのものを全否定するのではなく、客観そのものの同一性についてはその同一性をそのままにし、つまり暴力的に加工するのではなく、仮に「*mit*」として (*als*) 概念把握—同一化するということは必要だということとなる。ひとがある人物をそれとして同一化するものと (*mit*) その人物が同一化される場合、それはいわば人物の略号のようなものと同一化されるのだとテューエンは言

う。そのような場合、「その人物の略号以上には、何らの質的メルクマールをもはやその人物は持つことがないだろう」⁽⁴⁾。他方、「もし私が何かを何かとして (as) 同一化するなら、そのことは、その何かが私がそれと同一化したものとは別のものでも在る、あるいは在り得るということを締め出すものではない」⁽⁵⁾。つまりアドルノは、客観を「 \sim でもって (mit) 置き換える」という意味での同一化を批判するのであり、彼による同一性の哲学批判は、主観が客観を同一化するその同一化作用への批判なのである。我々はアドルノのこの批判を、そのような限定を踏まえた上で読まねばならぬというのだ。彼女は簡潔に、こう言っている。「客観における非同一的なものを経験しようとする認識は、同一性 (Identität) ではなく、同一化作用 (Identifikation) に逆らうのだ」⁽⁶⁾と。

客観そのものには何も手をつけずそのままに捉えようというのだから、「客観の同一性を目指すのであり」、客観を同一化することには逆らう。しかし、アドルノが概念を放棄しようとするのではないのだから、概念の本質である同一化作用は、どうしてもつきまとう。そこで、*als* という形の、いわば最小限の同一化が必要となるのだ。これこそがアドルノの「概念によって概念を越えたところに達する」の謂いであり、その意味でアドルノも「同一化」している、とテューエンは言う。そのように概念把握しながら、概念が寄り集まってコンステラティオンを形作ることで、客観を射当てることにはアドルノの目指すところがある。概念が丸ごと対象を代用するのではないのだから、

必然的に他の契機の必要性がでてくる。直接に客観を捉えることなきものも星座を形成することで、客観を理解可能なものとするのだ。ここにベンヤミンからアドルノがコンステラティオンという思想を受け継いだことの意味が明らかとなる。最小限の同一化しか許容しないが故に、コンステラティオンという思想が必要であったのだ。このように、概念とそれによって形成されるコンステラティオンという手段を用いるアドルノは、決して非合理的な「非同一的性の哲学者」ではないというわけである。

シュネーデルバッハは、そうしたアドルノを「非同一的なものプラトン主義者」として捉え返そうとする。彼は認識論の伝統に則って、プラトニックなノエシス (直観的理性) 重視の在り方とアリストテレス的なデアノエシス (操作的理性) 重視の在り方という二つの立場の区別から発して、カントによる直観的理性の復活 (但しそこでは直観 \parallel 感性と操作 \parallel 悟性は分断され前者は後者に回収されてしまうが) という歴史をスケッチしている。そして、現在の思想状況からすれば、ノエシスに重きを置くプラトン主義は批判の対象とされかねないとした上で、敢えてアドルノを「非同一的なものノエティカー」とする。

ノエシスを重視する「プラトン主義」とは、精神の「眼」への直接的な現前を目指す直観的認識なのであり、その対となるデアノエシス重視の立場は、「操作」に重点を置く数学的認識——ここでは概念的認識と言って良いであろう——である。

シュネーデルバッハは、非概念的なものを求めて、概念的思考に抗いながらも、概念という手段を必要としたアドルノをプラトンの写し絵として見ているのだ。プラトンの哲学は、「ノエティックな目標を掲げており、それがデアノエティックな操作を要求し、その結果やはり、そうした操作を越えることになる」¹⁰からだ。シュネーデルバッハは、ノエシスによって捉えられるのは、プラトンではイデアだが、アドルノにおいては非同一的なものになるという。方途としては両者は同じと言える、と。それ故、彼はアドルノを「非同一的なもののプラトン主義者」だというのだ。彼は、アドルノが概念を越えることを目指しながらも、その為に概念を用いようとする姿勢にプラトンを見ているのであり、直観的認識により真理を一挙に眼に映す能力の点でそう言うのではないのだ。

つまり、ノエティックな目標を持っていても同一化せねばならないわけであり、非合理的な「非同一性の哲学者」ではないというのだ。そして、ノエシスが直観的認識だとしても、それは天才的能力によって対象を一挙に捉えることを目指しているのではなく、このノエティカーは概念をもって努力する理性批判者であることになる。

このような論点においては、ノエシスという直観的認識様式を取り上げたため、ベルグソンの直観主義との対決が余儀なくされ、ベルグソンについても言及される。しかし、重要さを指摘しながらも、次のように彼は一言の下にベルグソンを斥ける。すなわち、アドルノにあるのは、「いかにして非同一的な

ものを同一性に還元することなく、同一化し、たらい、いのか」(傍点引用者)¹¹という問いであり、この点でベルグソンとは異なる。その理由とは、アドルノは「ノエティッシュな目標の場に達するために、まさしく割り引くことなき最高度の概念的努力に依存している」¹²からだ、という。そして、「アドルノは、直観的立場——今日彼はその証人とされ始めているのだが——と自分を画然と飽くことなく区別する。だから彼は、「非概念的なもののために力づくで、別の認識の類型を創出」(ZD 20)してきたベルグソンを非難するのだ」、¹³とあってベルグソンに対する論述は終わる。

アドルノとベルグソンの近接性を認めつつも、ベルグソンを「直観主義」の名のもとに一喝して、アドルノと区別するという論法はやはりテューエンも同じである。彼女によれば、

ベルグソンの直観主義とは異なって、アドルノの場合の精神的経験は、概念に結びついているのである。存在者は、ベルグソンの場合のように直接的に独我論的感情移入能力に与えられるのではなく、常に既に概念によって媒介されているのだ。

それにも拘らず「概念によって」という言い方は、——その言い方が実際に何を言い得るのかを思い描くなら——直観の概念に近づくであろう。ベルグソンについてアドルノが非難する「直観という」この古くさい考え方を、次の点でアドルノは避けようとする。すなわち、認識の対象は、無前提に、認識が手にし得るものではないというのである。

両者とも、ポイントとは概念を用いるという所に収束する。ア

ドルノは「非同一性の哲学者」ではなく、「同一化する」という点だ。なぜなら、ここでの論点からいって同一化とは概念把握するとの謂いであるからだ。そして、ベルグソンに対する反論は、直観主義という地点に落ち着く。つまり、概念ではなく、直観を用いるのがいけない、というのだ。ことほどさように、これらのアドルノ解釈者たちにおけるベルグソンについての論究は単純なものである。しかし本当にベルグソンの哲学は、概念不要なものなのか。

このようにベルグソンを批判しているにも拘らず、当のベルグソンについては名前が挙がっているという程度のものでしかない。これでは、反論として、あまりにも不十分なものではないか。しかし実際、アドルノ自身もベルグソンについては名を挙げる程度で詳論しようとはしない。だが、本当にアドルノの議論もこれほど単純なものなのか。論点を先取りして言うところ、ベルグソンの「直観主義」批判は、アドルノも本節で取り上げた二人と同じだと言えよう。しかし、アドルノのベルグソン批判は、単なる「直観主義批判」にとどまるものではない。とまれ、次節では、アドルノ自身によるベルグソン批判を概観してみよう。

(1) Vgl. Schädlebach, H., "Dialektik als Vernunftkritik", in: *Vernunft und Geschichte* (stw 683), Frankfurt am Main 1987, S. 183

(2) A. a. O. S. 185

(3) Thyen, A., *Negative Dialektik und Erfahrung*, Frankfurt am Main 1989, S. 205

- (4) A. a. O. S. 118
 (5) E. b. d.
 (6) A. a. O. S. 205
 (7) Schädlebach, H., a. a. O. S. 186
 (8) この二つの認識様式については『国家』六巻509C-511を参照されたい。
 (9) Schädlebach, H., a. a. O. S. 188
 (10) E. b. d.
 (11) A. a. O. S. 189
 (12) E. b. d.
 (13) E. b. d.
 (14) Thyen, A., a. a. O. S. 220

二 直観主義批判

アドルノにとって、その哲学的仕事の中核を成すのは、「概念によって概念を越えたところに達しようとする努力」(2D 25)というよく引用される言葉で言い表される。そして哲学の関心は、「概念なきもの、諸々の個別者、特殊なもの」(2D 26)にある。だが、そうした傾向は、自分に固有のものではなく、ベルグソン(フッサールもその一人に数え入れられるのだが)にも見られるとアドルノは言う。

確かに、ベルグソンの哲学もアドルノのそれと同じように概念に対する闘いであったと言えるだろう。しかしベルグソンは概念に対抗して「直観」を持ち出した。その限りでアドルノは

ベルグソンと一線を画す。「硬直した普遍概念」(dogma)を嫌悪したベルグソンは、直観という「非合理的な直接性、すなわち不自由のただなかで、至高の自由の崇拜を引き出」(epd.)したというのだ。この文章でアドルノは、二つのことを語っている。一つは、直観という直接性について。もう一つは、直観の持つ「自由」についてである。前者は、直観が直観を為す当の主観に直接的に現前するということである。後者は、直観がその当の主観にしか現前しないのであるから、主観の恣になるということである。どちらも主観という一点に収斂するわけだが、前者の批判点は直接性にあり、後者のそれは恣に振る舞える主観にある、と我々は見たい。つまり後者には「主観の優位」に対する批判が潜んでいるのだ、と。実際、この文章のすぐ後で、ベルグソンは「主観的内在の圏内にとどまっている」(ND 24)と断定される。

アドルノも直観がまったく無意味だと考えているわけではない。それが「硬直化した現在を越えて何かを約束する」(ZD 20)ものであることは彼も認めている。しかし「直観がうまくゆくのは切れ切れでしかない」(epd.)ものだとされる。認識の道具である概念なしに、直観だけで事を済ませようとすると直観主義とは袂を分かつ、というのである。

アドルノは、「直観」、「直接性」媒介を経ぬもの」というテーマを使い、ベルグソン哲学を特徴づけ、それが手かりに批判を繰り広げる。これは一般的なベルグソン理解であろう。そしてアドルノ解釈者たちが、この一般的な理解を取り上げて一

方的にベルグソンを非難してきたのは前節で見た通りである。

だが、アドルノにおいては、その背後には、「主観の優位」に対する批判が隠れており、まさしくこれこそがアドルノの批判の核心なのではないか。しかしそこに議論を進める前に、ベルグソン自身の思想に暫く立ち戻りたい。何となれば、この「直観」や「直接性」についても、アドルノによって充分な論究がなされているとは言い難いからである。それは「直接的に」対象について論ずることを避けるというアドルノのスタイル故に、仕方がないのか。もしそうであるならアドルノのテクストを繙くだけでよいかもされない。しかしあまりにもアドルノはベルグソンを軽くあしらってはいないか。そして、これまでのアドルノ解釈もそれに準じてはいはしないか。序で述べたように、こうした一方的な非難を反省することこそ、本稿の目的がある。

アドルノはベルグソンについて詳述することをせず、直観という標語だけで、(現在アドルノに降り懸かっているのと丁度同じように)ベルグソンの哲学を拒否しているように思える。それを引き受けるような格好で、H・シュネーデルバッハも、ベルグソンのような直観的立場の代表として現在アドルノの名が挙げられ始めていることにも眼を配りながら、ベルグソンの直観とアドルノが要請した「最高度の概念的努力」は画然と区別されること述べた。またテーエーンも、「認識の諸対象は、無前提に、認識が接近し得るものではない」のだから、アドルノの「概念を越える概念」も、ベルグソンの直観とは異なると言ふ。

しかし、ベルグソンの下での直観は本当に、通常そのように語られ、伝統的にそう考えられているような形での、「概念的努力」の不要なものなのだろうか。雷に打たれるかのように突然襲いかかってくるのを待つだけでしかないものなのだろうか。

次節では、ベルグソンの哲学を最も簡潔に言い表していると思われる、『形而上学入門』に則って、ベルグソンが直観という用語で言おうとしたのはどういうことであつたのかを考察しよう。

(1) そうした自由が主観の抑圧である「不自由さ」に基づくという点については、アドルノの時代診断をまたねばならない。それについては拙論「主観・客観・経験」『年報 人間科学 第一七号』（大阪大学人間科学部）（一九九六年）を参照されたい。

三 ベルグソンにおける直観

『形而上学入門』の冒頭で宣言されているように、ベルグソンにとっては、ものを認識する在り方には「根本的に異なる二つの仕方」(PM 176/202)がある。つまりは、(実証)科学と形而上学との認識様式はまったく違っているというのだ。前者が分析を事とし、「対象を既知の要素：へと還元する操作」(PM 181/206)を為すものであるのに対し、後者は直観をこととし、「対象のユニークな、したがって表現できないところと一致するために、対象の内に身を置く手段であるところの共感」(PM 181/205)を為すものである。これは、比喩的に、対象の「外を」回るものと「内に」入り込むものとも表現される。整理す

れば、こうなる。

科学—分析(描写、記述、観点)—還元操作—外から
形而上学(哲学)—直観—共感—内から

つまり広義には、このようにベルグソン独自の哲学は、科学との対決の上で為されている、ということである。

そして、当然後者の道を選んだベルグソンは、科学の行う還元によつては、決して絶対者に到達することができないと考えた。「分析は対象の周囲を回るように宣告されているのに、対象をだきしめたいという永遠に満たされない欲望をいだいて、いつまでも不十分な表象を十分にするために、…倦むことなく記号を変えてゆく。だから分析は無限に続く」(PM 181/206)。そのようないわば悪無限を止めるために、彼が持ち出すのが直観なのである。内から対象と一致することで対象そのもの||絶対者が一挙に与えられるという認識様式を探ることこそが、真の哲学の営みだというのだ。それに対し、科学とは、対象を要素に分解し、既知の共通項を持った記号で、外から対象に迫るものであり、それは言い換えるなら、概念によつて対象を処理するものなのである。

もちろん彼は科学など無用だと考えているのではない。逆にそれは実用的知として、大いに実生活では役立つものだと思われる。しかし、それを絶対者の認識にまで拡張しようとしても、決してその「欲望は満たされぬ」のだ。概念という「一般的な、単純な、あるいは抽象的な観念」(PM 185/211)では、生きた具体的個物を十全に掴まえることはできない。対象の完全

な認識という点に限って言えば、ベルグソンには、科学の用いる概念、記号に対する不信がつきまといっている。

もし現実を相対的に認識する代わりに、それを絶対的に所有する手段があれば、また現実に対してさまざまな観点を採用する代わりに、その内に身を置く手段があれば、また、現実を分析する代わりに、それを直観する手段があれば、結局、表現や翻訳や記号的表象以外に、現実を捉える手段があれば、これこそ、まさに形而上学である。形而上学とは、だから、記号なしにすませよう、と志す、学問である。(PM pp. 181-206)

しかし、そのベルグソンも大部の書物を書き残している。つまり、彼自身も「記号で語る」ことをやめたわけではないのだ。これはどういふことだろうか。我々は、彼の用いる表現、記号、概念、そして直観という語を注意深く見て取る必要があるようだ。

ベルグソンにとって、概念が問題なのは、それが科学が用いる意味での「硬直した概念」である限りということである。そして直観とは、そうした科学的概念によるのとはまったく違った認識様式ということなのだ。ベルグソンにおける直観は、その語を聞いて通常我々が思い浮かべるようなものとは微妙な差異を含むものである。もちろん、その直観も、芸術家における閃きのようなものでもあることは、その説明としてベルグソンが詩人や音楽家の例を挙げることもからも明らかである。この後者の方が理解しやすいために、我々の眼はそこに行き勝ちであるが、やはりそれは単なる直観ではない。イマージュとい

うごく当たり前の言葉にベルグソンが独特の意味を付与したように直観にも普通我々が思い浮かべるもの以上の含意がそこにはある。このことをよく表しているのが次の文章である。

形而上学が本来の面目を発揮するのは、それが概念を越えるときに限られる、もしくは少なくとも、でき上がった硬い概念から解放されて、われわれがふだん取り扱っている概念とはまるで違った概念を創り出すとき、つまり、直観の逃げやすい形にいつでも当てはまるばかりになっている、しなやかな、よく動く、ほとんど流動的な表象を創り出すときに限られる。(PM 188/214)

つまり、固定化した、不動の概念とは異なる概念が創出されねばならない。直観を表すのは、科学の用いるのとはまったく異なった新たな概念なのである。それは直観そのものではないにしろ、直観は新たな概念によって得られるものなのだ。シユネーデルバツハがベルグソンをアドルノと区別する際に述べたように、ベルグソンにとって概念的努力は不要であるとは決して言えないのだ。

しかし、ここで判然としたように、ベルグソンにおいても直観を得るために概念が必要だとしても、アドルノの批判は未だ揺るがないであろう。なぜなら、彼の批判の論点は、ベルグソンの直観が直接性に呪縛されているというところにあるからだ。だが、アドルノはそのことについて充分な根拠を示していない。ために我々は又もや、こう問わねばならない。果たして、アドルノの言うように、ベルグソンの直観は直接性と等置できるものなのか、と。

(1) これは飽くまで、『形而上学入門』を書いた初期ベルグソンの立場である。彼は後期には「科学の哲学」あるいは「科学の形而上学」という形を指している。このことは、『形而上学入門』が「思想と動くもの」という第二論文集に所収される際に添えられた註に書かれている。最終的には、ベルグソンはこの二分法の収斂を目標としたのである。

四 直接性について

新たな概念とはイマージュと言つていいだろうが、このイマージュと直観とに関してベルグソンは次のように述べている。それがこの問いに対する答えを与えてくれる。

どのようなイマージュも持統の直観にとつて代わることはないだろうが、しかし多くの多種多様なイマージュを、たいへん異なつた秩序に属する事物から借りてくれば、それらの行動が集中することによつて、これらのイマージュは意識を、ある直観が把握されるべき点に、正確に向けることができるだろう。できるだけまぢまぢなイマージュを選ぶことによつて、これらのうちのどれか一つが、それは直観を呼び出すことだけが課せられているのに、不当にも直観の座を占有する、といった事態が防げるであろう。(PM pp. 185-7211)

このように直観は、イマージュで囲い込むことによつて初めて得られるものなのだから、「直接的に」手に入れられるものではないことになる。そしてもちろん、そのためにはイマージュに新たな概念が必要なだから、「無媒介に直接的に」直観を得ることはできないのである。それどころか、概念ではかく

在りたしと希いつつもそう在ることができない概念を越えるもの(ノエティックな目標である)を、概念が寄り集まって、コンステラティオンを形成することで、表現する (vgl. ND 164 ff.)、というアドルノの発想とかなり近いとさえ言える。

これでは、アドルノはベルグソンとはほぼ同じ志向を持っていたことになり、彼のベルグソン批判と同じ批判がそのまま彼に降り懸かっていることにも頷かざるを得ない。ここに単なる「直観主義」としてベルグソンを取り上げることの問題点が見らかつた。

もちろん、アドルノとベルグソンには決定的な差異がある。それは何よりも、アドルノの文化産業批判に見られるような社会学的時代診断、並びにそのマルクス主義の受容である。だが、本稿ではそこまで議論を押し広げようとは思わない。何となれば、そうしたアドルノの独自性はベルグソンとの対質というここでの論点を遙かに越えるものだからである。また、仮にそうしたパースペクティヴを持つていたことがアドルノの利点と考えられたなら、そうした視点の欠けたベルグソンは一方的に言い負かされることにならうし、それではそもそも立場の違う二人の議論は噛み合わないであろう。もちろんそうした論究も、社会学論の重要性から考えて、有益なものではあるが、本稿では、対象をいかに認識するか、という二人の対象認識の在り方に議論を限定して考えてきた。そこで、最後にこう問おう。アドルノとベルグソンを決定的に分かつのは何か。

(1) もちろん、ベルグソンはイマージュをそうした認識の道具と限定

してしか考えてはいない。彼がイマージュを実在として考えていたことも、我々は見逃してはならない。但し、ここでのコンテクストでは、そのような意味で述べられていないことは確かである。ここでのイマージュは「新たな流動的概念」の謂いである。

五 結 語

端的にアドルノとベルグソンとの決定的な差異は何処にあるのかと言うと、アドルノの言う客観の優位をとるか、主観の優位をとるかという点に存する。

ベルグソンは、直観の唯一確実な対象として持続する自我を挙げている。「内から」共感する対象としては、彼にとつては、持続する自我こそが、間違いないものとされたのである。唯一確実なものとして自我を立て、それを拠り所に直観についての議論を進めるわけだ。そして、アドルノが糾弾するものこそが、そうした主観内在の哲学である。ベルグソンも確かに、「概念なきもの、諸々の個別、特殊なもの」を目指したのだが、「意識に直接与えられたもの (données immédiates de la conscience) に定位」(ND 21) したために、主観的内在の立場にとどまり、彼が欲していたものは手に入れることができなかつたとアドルノは述べている。

確かにアドルノの論点は、シュネーデルバッハやテーエンの言うように、意識の直接与件にある。しかし、これはあくまでも「意識の」直接与件なのであり、単なる直接与件ではないことを我々は弁えておかねばならない。意識(持続する自我)

の直接性に訴えることをアドルノは問題にしているのであり、ここから概念を欠く直接性の批判しか読み取らないのであれば、そこから正当な解釈は生まれまいであろう。そして我々がこれまで考察してきた明らかとなったように、ベルグソンの直観というものは、科学の用いる硬直したものとはまったく違うにしろ、やはり概念を必要とするものであった。それ故、ベルグソンに対するアドルノの批判は、直観や直接与件というよりも、むしろそれを感知するのが主観であることに向けられていると考えるべきであろう。つまり、意識の直接与件という問題構制から「意識」を排して、直観や直接性の崇拜、すなわち概念の廃棄しかベルグソンから読み取ろうとしないのであれば、そこから我々が得られるのは、生の哲学に対する偏見だけではないか。ベルグソンを「直観主義」と批判しても、ベルグソンが直観一辺倒でないのなら、この批判は、アドルノがヘーゲルを批判して言ったように、「存在しない敵に対する戦いで勝利を取めている」(ND 46) だけとなってしまう。ベルグソンが「概念」を必要としているのなら、「直観主義」という「敵」は、勝手に作り出されたものでしかない。それにも拘らず、アドルノ解釈者たちがベルグソンに対して徒らに「直観主義」との批判を繰り返すなら、アドルノに、ヘーゲルと同じ轍を踏ませることになるだろう。ベルグソン哲学にとつては「概念」が重要な位置を占めるのに、それを無視して、ベルグソンの直観主義には概念が欠けていると、それを凱歌を奏しても、その歌声は空しく響くだけである。

アドルノもホルクハイマーに倣って、生の哲学を非合理主義と一概に見なすことには慎重であつたといふ³⁾。にも拘らず、アドルノの論究には、ベルグソンは「硬直した普遍概念」を嫌悪するあまり、概念と直観とを極端なまでに先鋭化し、概念に背を向けたとの確信があり、それを無批判にアドルノ研究者たちも踏襲している。しかしベルグソン自身が「形而上学入門」の後半部で簡潔に概念―直観について纏めているのを見ればその誤りは判然りする。彼によれば、直観を得るためには「精神は激しく努力して、思考の習慣的操作の方向を反転させ、自分のカテゴリーを絶えず裏返し、いやむしろ鑄直すのでなければ」ならず、そうすることによって我々は「流動的概念に達する」(PM 213/242) ことになるといふ。一般的、抽象的な科学の概念にある操作による還元主義に、我々は陥りがちである。それを「努力」によって新たな概念の創出に転化し、できるだけまちまちなイマージュを対象を囲い込むことが、概念が抱きしめたいと想い焦がれながらも希いの叶えられぬ、その想いを満たしてくれる。これがベルグソンの「概念」である。ベルグソンが嫌悪したのは、あくまでも科学の用いる概念であり、概念そのものではないことをよく心得ておかねばならないであろう。

つまり、シュネーデルバッハやテーエーエン、そしてもちろんアドルノ自身が為したような「直観主義批判」はそのまま、彼らが俎上に置くベルグソンの弁護ともなるのだ。アドルノを非合理主義との非難から守るために「直観主義批判」として「概念」を持ち出して、その反証は空回りするだけであろう。

Heideggerの同一化としての概念を拒否し、Derridaの同一化によって「ノエティックな目標」を達成しようとするアドルノと、科学の用いる概念を拒否し、新たな概念を創出して直観に至ろうとするベルグソンとはどこが違うのか。この問い掛けに、二人の論者の議論は答えることができるであろうか。従って、「概念」を用いるベルグソンとアドルノは同じ志向を持っていたとして、ベルグソンも非合理主義との非難から遠ざけるか。あるいは、ベルグソンも「概念」を必要としていることを認めて、非合理主義者ベルグソンと合理主義者アドルノという図式を無にし、アドルノもベルグソンと同じ「非合理主義者」とするか。二人のアドルノ解釈者の議論からは、この何れかしか出来せぬであろう。勿論、アドルノの言う概念とベルグソンの言う概念とは違うものだという議論も可能であろう。しかし彼らのテクストからそうした反論を引き出すことはできない。何となれば、彼らはベルグソンをまったく相手にしなかったために、彼らにはベルグソンも「概念」を必要としたという認識に欠けているからだ。

対象認識に問題を絞る以上、アドルノの解釈として我々にできることは、主観的内在の立場に在る者としてのベルグソンを批判することだけであり、そこからしか、有効な批判を引き出すことはできないであろう。アドルノは、ベルグソンを批判して、無時間性への転化を挙げているが、これも自我の内での持続する時間を絶対化してしまつたことで、持続という時間性から生き生きとした歴史、伝統が抜け落ちるところに行き着くとの

批判である。伝統と言っても、「絶対的」で、「純粹」な持続を称揚することは「現在の絶対化」⁴として、そのベルグソンの宿敵であるはずの実証主義を踏襲していることになる。現在を絶対化し、自我の内へ自由を見出そうとすることは、現実の社会における不自由から目を逸らし自らの内部に閉じこもることの投影である。現実の不自由のさなかにおいて、現在置かれていた時間を絶対化した自我は、至高の自由を勝ち取ったのだ、というアドルノのベルグソンに対する批判点は、ベルグソンが主観の優位に立つことに存するのだ。もちろん、直観というものは、そもそも、それを受け取る者にしか感ぜられぬものであるのだから、主観の優位との批判も、「直観主義批判」と重なり合おう。

それゆえ、アドルノ解釈に見られたこれまでの「直観主義批判」がまったく的外れだということではない。肝心なのは、そうした限定を付した上での、つまり主観的内在の立場にある哲学の批判を踏まえた直観主義批判こそがベルグソンに向けられねばならない、ということである。アドルノのベルグソン批判自体が有効だとしても、それをアドルノ論者たちのように単なる「直観主義批判」に回収してしまえば、その批判の妥当性は失われてしまう。生の哲学に対する嫌悪感からか、徒らにベルグソンを非難してきた解釈は、精密さを欠くものとして改める必要がある。そうした偏見（これまでベルグソンの「概念」について考察してきた我々にとっては、「概念を欠く直観至上主義」というベルグソン像は偏見以外の何物であろうか）を越えたところで初

めて、正当な解釈が生まれるであろう。アドルノを直接論ずるのではなく、アドルノ論に目を向けることによってこそ、正当なアドルノ解釈が生まれることもあるのだ。この視角から「直観主義批判」の問題を取り上げた本稿によって、アドルノ自身のテクストにある小さなほつれが、アドルノ論では破れ目になんてなってしまうことが明らかとなった。しかしこのアドルノ論が、皮肉にも、アドルノの不備を拡大鏡越しに見るかのようにくっきりと描き出したことも確かである。これを基にして、より正当なアドルノ解釈が生まれることであろう。

(1) ここでアドルノがわざわざ *données immédiates de la conscience* とフランス語で述べたのは、ベルグソンの主著の一つ、*Essai sur les données immédiates de la conscience* のタイトルを踏まえてのことである。因みに言うと、本書の邦訳は、英訳に倣って「時間と自由」となっている。

(2) ここでアドルノは、「クルーク氏のペン」についてのヘーゲルの揶揄を拾っている。そのクルークのペンについては、ヘーゲルの「エンツェクロペディー」の「自然哲学」を参照された。 (vgl. Hegel, G. W. F., *Enzyklopädie der philosophischen Wissenschaften II* (Stw609), Frankfurt am Main 1970, S. 35) ソニー・ヘーゲルは私のペンだけでも証明して見せよというクルークに対し、現在、過去の天地間のすべてのクルークのペンよりも重要なものを証明し終わったなら、彼のペンを証明して良いだろう、と言ってクルークを嘲笑している。アドルノにとってはこのペン、つまりそのような「偶因的な定在」こそが哲学にとって重要なもの、概念を欠いた、個別な、特殊なものなのである。それが本当の「敵」なのである。それに背を向けるところにヘーゲルの欠点がある。そうした「偶因的な定在」に向かうことによってこそ、唯物論的弁証法に具体的な

もの、内容がもたらされるのだ。「ヘーゲルの論理学が相手にしているのは、常に既に概念の媒体なのであり、概念とその内容、つまり非概念的なものとの関係だけを普遍的に反省を通して手に入れようとすることで、自信をもって証明する概念の絶対性は既に前もって確信されているのだ」(傍点引用者)(ND 49)。

尚、当該箇所で「クルーク氏のペン」の原点が『エンチクロペデー』にあることは、『北海道大学人文科学論集 一七』(一九八〇年)で訳出された『否定弁証法』序論』の訳注で指摘されてる。

- (3) Cf. Jay, M., *The dialectical imagination*, Canada 1973, p. 48, p. 67 (荒川幾男訳『弁証法的想像力』みすず書房、一九七五年、六六頁、九〇頁)

尚、本書のジェイの報告によれば、ベルグソンは「社会研究所」のバリ支部の後援者であったという。

- (4) *ibid.*, p. 51 (邦訳、六九〜七〇頁)

注記

本文中で用いた引用の指示は以下の通りである。

ND: Adorno, Th. W., *Negative Dialectik* (Gesammelte Schriften Bd. 6), Frankfurt am Main 1973 (木田・徳永・渡辺・三島 須田・宮武訳『否定弁証法』作品社、一九九六年) — 頁数を付す

PM: Bergson, H., *La pensée et le mouvant* (quadrige/PUF 78), Paris 1938 (矢内原伊作訳『思想と動くもの』ベルグソン全集七巻、白水社、一九九三年) — スラッシュの前に原著の、後ろに邦訳の頁数を付す。

(尚、本稿での引用は邦訳のあるものはそれを使用させていただいたが、文意上、一部変更した箇所もある。)

西嶋幸右著

九州大学出版会 一九九六年
四六判 一七九頁 二二六六円

『文明批評家モンテスキュー』

——『ベルシャヤ人の手紙』を読む——

中江 桂子

シャルルルイ・ド・ズコンダ・ド・モンテスキュー。彼ほど、その影響を受けた人物を無数に生みながらも学問の後継者を生まず、作品に多様な解釈を加えられ利用された人間も少ない。しかし彼は、そのことで悲観することもデカダンスに陥ることも、ついぞなかった。それどころか、自ら異邦人の心であることを好み、それによって彼の精神は常に時空を動きまわり、相對主義的批判精神を存分に發揮して止むことはなかったのである。『ベルシャヤ人の手紙』はシャルルルイのそのような人格が刻印された作品である。

本書は、『法の精神』と『ローマ人盛衰原因論』という代表作に隠れた副次的作品、あるいは小気味良い挿話からなる物語であると多くの場合は受け止められ、これまでは等閑視されがちであった『ベルシャヤ人の手紙』に焦点を当て、この作品の独立した価値を再評価しようとした希な業績である。モンテスキューの思想的背景を理解する上でそのような試みは不可避であ

るにもかかわらず、本作品だけを取り上げた研究書は邦文ではこれまでは出版されていないので、その意義は大きい。

本書は第一章でモンテスキューと彼が生きた時代の簡単な概説をした後、「作品を読む」と題された第二章では、『ベルシャヤ人の手紙』からモンテスキューの文明批評が展開される代表的部分をコンパクトに紹介し、彼の文明批評家としての側面に読者の注意を喚起している。この部分はこれからこの作品に触れようとする読者には刺激的な紹介となっているが、引用や要約がかなり多く、既読の者には冗長の感が否めない。第三章では、この作品が公刊された当時の社会的反響に関するエピソードを交えながら既存の作品研究の略述をし、文学作品としてと同時に文明批評としての価値があることが述べられている。またそこに発見される複眼的な方法、文明の衝突から相互理解への登場人物の心の変化など、作品の特徴と注目点が指摘される。「批判の論理としての比較文明論」と題された終章では、この作品が単に異邦人の旅行記ではなく、西洋文明を相對化し批判しようとする、合理的な推論に基づく周到な意図のもとに設計された作品であり、その後の啓蒙思想の一連の比較文明論の原点である、という著者の評価をもって締めくくられている。

タイトルから察すれば本書の最大の重心は三章と終章に置かれるべきであろう。しかし残念ながら、この二つの部分に割かれたのは合せても三〇頁足らずであり、終章に至ってはわずか八頁しかない。本題に入ったとたん幕引きをされたような物足りなさが残る。このため、多くの興味深く重要な論点が残さ

れたままであるように思われる。

たとえば、モンテスキューが『ベルシャ人の手紙』を書く際に書簡体小説という形式を採用した理由はなにか、という問いに、著者はモンテスキューの置かれていた微妙な社会的位置や当時の教会の圧力や検閲問題などの要因の他に、すべての文明は相対的なものだという認識を主張するために有効な方法であった、という点を挙げている。この見解は正しい。しかしそれだけに止まらないのではないか。既存の偏見からまぬがれた異邦人が問題とすることは、必然的に時代と人間とによって深刻で重要な問題の洞察にならざるをえないことを真っ先に見抜いたことのほかに、この書簡体小説の特異な点は、物語の流れがごとく寸断されており、展開を把握しようとする読者にあえて困難を強いることである。パリのベルシャ人の生活やハーレムの物語が交互に、しかも異なる書き手の書簡として登場するために、読者はときとして頁をもどして筋の確認を行うことになる。単に異邦人の紀行小説ではあきたらず、このような思考の跳躍を強いた形式をとる必然性は何か。目的と方法との間には密接な関連があり、書簡体小説という方法もモンテスキューの相對主義的批判精神の在り方とおそらく根本的な関係にあるのだが、その議論がなされていれば本書全体の説得力がさらに増したと思われる。

さらに気になるのは、著者はモンテスキューの比較文明論に始まった流れがフランスのフィロゾーフの底流となったと述べた後、その流れの代表作としてヴォルテールの『哲学書簡』の

ほかに、ルソーの『学問芸術論』『人間不平等起源論』、さらにデイドロの『ブーガンヴィル旅行記補遺』をあげているが、これには戸惑いを禁じ得ない。確かに社会の外側の視点から批判的に検討する作品であるという点では同じだが、それだけならわざわざモンテスキューを引き合いに出すまでもなく、東方（異文化）の旅行記は一七世紀後半から多くのサロンでもはやされていたし、また社会の起源や未開人を想像しながら現状の価値体系を捉え直そうという試みもすでに一八世紀のサロンでは馴染みのゲームであった。まして、モンテスキューは社会を検討する際にまず社会の始原を探索するというやり方を実に馬鹿げたものだと、まさに『ベルシャ人の手紙』のなかで明言しているのである。これらの作品群と『ベルシャ人の手紙』との関連を主張するならば、どのような内容あるいは精神がこの作品から啓蒙思想に息づいたのかについて、せめてわずかでも著者の見解を述べるべきであった。

モンテスキューは『ベルシャ人の手紙』の中で、人々の感情がまとわりついたままの無数の具体的な事象のみに即してしか記述せず、全体を包括する存在の論証を覚えておこなわない。しかし読者には、個性とまとまりのある文明の存在を感じさせ、否応なく比較の思考の中へと引きずり込む。この周到な計画のもとに書かれたにちがいないこの作品から、私たちが学ぶべきことは多いはずである。先鋒としてこの作品に挑んだ本書に続く研究が待たれる。

『革命思想の系譜学——宗教・政治・モラリティー——』

保住 敏彦

ソ連邦の解体と東欧共産主義諸国の崩壊は、あたかも一九世紀、二〇世紀の社会運動を規定してきた社会主義革命の思想の終焉を意味しているかのように見える。こうした状況にあつて、本書は社会主義と革命思想の有効性を確認しようとする（i頁）。序章によると、本書は「社会変革を模索した思想」という広い意味での革命思想を検討し、それらの「可能性・問題性を：ラジカルに再考」（一一頁）することをめざしている。そして、革命思想の再検討の第一の課題は「マルクス主義に内在する問題の解明」であり、また新しい社会理論の解明すべき問題として、環境問題、市場経済の問題および民族問題に注目している。

本書は、「革命思想と宗教」、「革命思想と政治」、および「革命思想とモラリティー」の三つの編からなり、第一編には「第一章 ルソーの宗教論の構造」、「第二章 フランソワ・ボワツセルの一七八九年における社会的平等の諸原理」、「第三章 ニュー・モラルワールド」をめぐるオウエナイトと教会の対立」、「第四章 Φ・H・チュツチェフとヨーロッパ諸革命」などの

論文、第二編には「第五章 ブルードンの国家死滅論再考」、「第六章 J・S・ミルのアイルランド政治論」、「第七章 ソ連邦結成についての思想と民族問題」、第三編には「第八章 マルクスの所有変革論と未来社会像」、「第九章 サルトルの『革命』をめぐる」、第十章 S・ルークスのマルクス主義批判と一九八九年革命論」などの論文が収録されている。

まず、第一編に収められた諸論文は、いずれも、革命思想における宗教批判を取り扱う。第一章は、ルソーの宗教論における自然宗教から、福音書の宗教をへて、市民宗教にいたる展開が、既成宗教の批判のみならず、既成国家の根底的な否定と破壊を意味する革命性をもつという事情を明らかにする。また、第二章は、フランス初期社会主義思想のボワツセルが、「所有権と結婚を神聖化」する既成宗教（カトリック教）のイデオロギー的性格を弾劾し、財産共同体と社会的平等を特徴とした理想社会の実現を希求したことを明らかにする。第三章は、イギリス初期社会主義思想のオウエナイトとイギリス国教会との対立を、プリストル騒動およびオウエン・フラインドリ公開討論会に即して、社会的な方法で明らかにし、両者の対立が「合理的宗教」と国教会との宗教観の対立という形をとつた。第四章では、チュツチェフが、ロシアにおける社会的対立を、「ツァーリ専制（ギリシヤ）正教、多民族性」の三位一体で示されるロシアの旧体制と、「自由主義、反キリスト教精神、国民国家」の三位一体をあらわす「革命」との対立において捉えたことが、明らかにされた。

従来、革命思想における社会体制批判はよく取り上げられたが、宗教思想や教会への批判はあまり取り上げられなかったので、諸革命思想における宗教批判を取り上げたことは、本書の特徴である。しかし、どの論文も啓蒙思想家あるいは初期社会主義者の宗教観を問題にただけであつた。序章に唄われたような旧社会主義体制の崩壊との関連を問題にするのであれば、マルクス主義者の宗教観を正面から検討した論文が欲しい。また、旧社会主義体制の諸国における政府と教会との対立なども考察してほしかった。

第二編では、第五章と第七章とが、序文で示された問題意識に直接関わっている。第五章では、マルクス主義に由来するソ連型社会主義の破綻という現状認識のもとに、マルクスによつては批判済みとされていたブルードンの国家死滅論と分権的社会主義とが、再評価されるべきだと主張されている。筆者は、ブルードンによる国家死滅論からマルクス主義は学ぶ必要があると見ているわけであるが、国家死滅論そのものは、マルクスの『フランスの内乱』にも、レーニンの『国家と革命』のなかにも見られる見解である。むしろ、問題は、資本主義のもとのブルジョワ独裁を打倒したのち、プロレタリア独裁を認めるかどうかという点にある。ブルードンは、過渡期におけるプロレタリア独裁を認めず、ただちに、国家死滅をもたすような処置を取るべきだと考へる。したがつて、ブルードンの立場は、正確には、国家廃絶論と特徴づけられるべきである。ところで、資本主義諸国に包圍されていた事情を除けば過渡期にお

けるプロレタリア独裁の強化というマルクス・レーニン主義のドグマが、旧ソ連型社会主義における国家の異常な巨大化をもたらしたと考へざるをえない。とすれば、マルクス主義はブルードンの「国家死滅論」と対話を再開する必要があるという一般論ではなく、まさしく、ブルードンの思想が、国家廃絶を可能にするかどうか、また、それからどのように学ぶべきかが、考察され提案されるべきでなかったのだろうか。

第七章は、マルクス主義のいまひとつのアクセントである、民族問題について論じている。筆者は、ソ連邦を建設したレーニンとそれを存続させたスターリンの民族理論の相違を検討し、レーニンは少数民族の自決権・分離権を承認し、民族自決権と中央集権の両立をめざした連邦制を採用したが、スターリンは民族自決権と分離権についてはレーニンの見解を受け継ぎながら、連邦制に関するスターリンの真意は最終的には中央集権制の樹立にあつたと見ている。そして、連邦制によつても克服することはできなかった民族間の対立を克服するために、連邦政府と共産党の強力な支配が必要だつたという。結局、筆者は、レーニンとスターリンとの民族理論の異同について論じたが、マルクス主義者がどのような民族理論でもつて民族問題に対処すべきだつたかという問題について、積極的な問題提起は出来なかつたのである。ソ連邦崩壊に伴う民族問題の噴出という現実をふまえれば、旧社会主義体制が民族問題を解決できなかったことは明らかであり、マルクス主義の民族理論の欠陥を、レーニン、スターリンのみならず、マルクス、エンゲルス

にまで遡って検討する必要があると思われる。

第六章は、第五章および第七章にくらべて、直接には、マルクス主義の思想に関わつた問題を論じていない。この論文で、筆者は、J・S・ミルのアイルランド分離主義者にたいする寛容でリベラルな態度を、かれのアイルランド民族主義者フイーニアンの抵抗運動にたいする反応を通じて実証し、あわせてミルのアイルランド土地問題にたいする解決策とその根底にある反地主思想を明らかにした。この論文の提起するものは、筆者の意図（植民地支配のもたらす諸問題の手掛かり）（二二頁）とは異なり、国家と個人の自由の関係の問題や民族問題にも関連した、ミルの自由主義の評価の問題だと思われる。

第三編の第八章は、マルクスの未来社会像を、社会主義と市場経済の問題とからめて論じている。その結果、筆者は「自由社会化した人間」による『意識的計画的管理』(The conscious management of the social process)の下におかれる「生産する共同体」は、社会の全領域に深く浸透している市場経済の諸関係の既成・排除・克服という長期にわたる対抗の関係を経過しなければならない。(二八四頁)と述べており、社会主義の将来社会は市場経済の諸関係を克服すべきものと位置づけている。したがって、筆者は、市場経済への復帰、あるいは市場経済と社会主義との結合という路線は、マルクスの未来社会像に反しており、取るべき道ではないと見ているのである。たしかにマルクスの未来社会像の特徴を理論的に明らかにするためであれば、筆者の結論づけるように、それが市場経済の克服を目指したものであったと特徴づ

けるだけで充分だろう。しかし、近年の旧社会主義体制の解体とその後の動向をふまえて未来社会像を再構築するつもりなら、何故、旧社会主義諸国の計画経済が破綻し、市場経済への復帰がなされねばならなかったのかという問題について、筆者はもう一度問いなおし、その原因とその解決策について検討しなおす必要があるのではないだろうか。

第十章は、S・ルークスのマルクス主義批判をとりあげている。ルークスによれば、旧社会主義体制においては、近代啓蒙主義の自然権の思想に由来する人権思想が、基本的に軽視乃至は無視されてきたが、これはマルクス主義思想の構造的な欠陥に由来する。というのも、ルークスは「マルクス主義者は人権を信奉できるか」という問いを提起し、かれらは人権を信奉できないのであり、その理由は「人権」を含む「道徳性の条件」が階級社会特有のものであり、階級社会の変革とともに除去されてしまふと考へていたからだという。したがって、ルークスによつては、マルクス主義の内に含まれている、近代の人権思想を無視する思想構造が問われている。筆者は「今日、マルクス主義の思想原理は新たな視点から誠実にかつ徹底的に再検討されてしかるべきなのである」(三四二頁)と結論づけるものの、ルークスのマルクス主義への原理的批判に対しては肯定するとも否定するとも明確には述べていない。だが、近代の人権思想は、単に、ブルジョワ思想とたたげられぬ普遍的意義をもっていることが、一九八九九年革命の運動の意味するものではないだろうか。

第九章は、実存主義哲学者サルトルの革命観を問題にしている。筆者によると、サルトルの革命観においては、社会変革よりも人間の自由の実現が問題であり、制度によって抑圧された人間の意識の側の変革が問題であるという。結論として、筆者は、政治や社会や経済の大状況を規定する制度の変革ではなく、人間の再生産のおこなわれる「日常の現場」(「家族、性、言語、労働、健康、環境などという名の付けられたそれぞれの生きた流域」三一〇頁)における疎外とそれからの解放が問題だという。確かに、こうした問題は、マルクス主義者が正面から取り上げてこなかった問題であり、見直すべき問題であることは言うまでもないだろう。

本書は、非常に多様な対象と問題意識に基づく論文の集成であり、序文で示されたような問題意識にのみ基づく論文集でないことは明らかである。しかし、マルクス主義を批判する諸思想を取り上げた際に、それらがマルクス主義と異なるという指摘はあっても、それらの批判をどう受け止め、マルクス主義のうちにとどのように入り入れるのかという問題意識は希薄だったのではないだろうか。

寺田光雄著

ミネルヴァ書房 一九九六年
A5判 二二七頁 三五〇〇円

『民衆啓蒙の世界像——ドイツ民衆学校読本の展開』

柴田 隆行

本書は、一七七六年にドイツで公刊された『子どもの友』という農村学校用教科書が書かれた理由・普及状況・内容・その継承などを明らかにすることによって、ドイツの民衆啓蒙が世界史の動向と共鳴しつつどのような世界像を民衆に提示していたのかを明らかにし、あわせて「普通の人びとが『文明』意識や『民族(国民)』意識を形成していった過程を観察すること」をねらった研究書である。原史料に即してその内容を細かく分析し、他の民衆読本と比較検討し、さらに個々の教科書の書誌学的な考察も交え、社会思想的背景を探りつつ、一八世紀末から一九世紀初頭のドイツの民衆啓蒙の果たした役割を解明した、信頼できる研究書である。

本書は終章も含め一〇章だてである。最初に近代史の一局面としてのドイツ民衆学校読本の特徴が簡単に示されたあと、第一章では、『子どもの友』の著者である東北ドイツの一貴族フリードリヒ・エーベルハルト・ロホウがどのような動機に基づいてこの民衆読本を執筆するに至ったのが明らかにされる。第二章では農民の読み書き能力の実態が検討され、いわゆる識

字化進展度というものが、活字文書を読むことと手書き文書を読むこととのいずれを意味するかで大きく異なる点が指摘されている。第三章では、一八世紀後半に教育改革を目指した汎愛派の代表バゼドウがまとめた『初等教科書』とロホウの『子ども友』とを内容的に比較し、教養層子弟と農民子弟とのあいだで開かれた視界の違いがあることが指摘されている。第四章は『子ども友』初版の内容の分析、第五章はその普及の要因と、他の民衆学校読本の普及状況などの検討、第六章では、当時『子ども友』を使用して実際どのような授業が行われたのかが紹介されている。第七章と第八章では、近代化の進展にともなうて民衆読本が物語形式から記述・説明形式へと変化し、同時に宗教的ないしは道徳的な内容から実科的な内容へとその重点を移す様子とその歴史的意味が明らかにされる。第九章と終章では、生成期読本が描く世界像・ヨーロッパ像・ドイツ像とその歴史的位置の分析にあてられ、とりわけナポレオン支配と解放戦争の衝撃によって、民衆読本もまた「民族≡国民」国家形成ならびに国家中心的な「文明化」推進、民族的共感の形成がはかられてゆく過程が解明されている。

評者がさらに知りたい点をいくつか挙げさせていた。一、『子ども友』を書いたロホウの真のねらいはどこにあったのか。教育による領民救済を通じた領地安定にあったのか、あるいはなんらかの啓蒙主義的思想の影響によるものとして農民たちの真の文化的向上にあったのか。後者の場合には、現存の支配秩序そのものを揺るがす効果をロホウ自身は心配しな

ったのか。二、ロホウら支配層、教養層が受けた教育とかれらが新たに始めた民衆教育との接点はいかなるものか。「教養層と農民の思考と表現方法のギャップ」をロホウは農民たちに読むことへ関心と表現力をつけることで埋めていこうとしたと最終章に書かれているが、ギャップを埋めるということは、実際にはことばの一元化に通じ、農民たちを「国家」へ統合することに通じる。その意味でこれは一番目の問題と関連する。三、ロホウ自身が受けた教育の内容と当時行われていた農村学校の教育の内容との違い、そしてかれの受けた教育が民衆教育の改革になんらかの影響を与えたのか、あるいはロホウが行った民衆教育の改革は教養層の教育の改革をも或る程度含意するものであったのか否か。四、「手書き」のものを読めるようになるためには、普通、自分でも「書くこと」を習うことが必要」だから、もし農民が「読み書きができる」としたら、それはかれらが日常生活で手紙や備忘録、金銭貸借証文など文字や書き物に比較的頻繁に接していることを意味し、さらにはそこに市場経済がかなり浸透し交通圏が広がっていることを意味している、と指摘されているが、そのような分析が妥当する都市と、ここで問題になっているロホウの領民の実態とは直接関係しないように思われる。五、「おそらくロホウには、「活字」のものを読めることと「手書き」のものを読めることを区別して論じる必要性はなかったであろう。というのは、ロホウにとって文字や文章は日常的に役立つものでなければ意味がなかったから、農民たちにとってもそうでなければ意味がないと考えてい

ただらうからである」という説明は、なるほどともと思わせるが、もしそうであるならば、先の識字能力の進展段階の分析は本書にとつてどのような意味があったのか。たいへん興味深い分析であるだけに、説明不足が惜しまれる。

石塚正英・柴田隆行・

的場昭弘・村上俊介編

法政大学出版局 一九九六年
四六判 I三二八頁 三〇九〇円

II三一九頁 三三九九円

『都市と思想家』I、II

白井 厚

都市は多様であり、歴史的にも大きく変化してきた。今後とも変化し続けるであろう。この都市と思想家の関連を探ろうとする野心作が「社会思想史の窓刊行会」の特別企画として計画され、刊行された。この会は、すでに『アソシアシオンの想像力』（平凡社、一九八九年）、「ヘーゲル左派」（法政大学出版局、一九九二年）を出したことも知られている。今回はその第三弾。三〇人の筆者が三六篇の論文を寄せた。その内容も多種多様である。

一体都市とは何なのか。都市は、社会的にも、歴史的にも、地理学的にも、人口学的にも政治学的にも定義され、巨大都市、国際都市、大都市、周辺都市、小都市、交易都市、商業都市、生産都市（工鉱水産林業）、消費都市（政治、軍事、住宅、観光、保養、田園）、文化都市（学術、芸術、宗教）、旧都市、新

都市などそれぞれ性格が異なる。通史的に見れば、都市とはある地域の内外をつなぐ中心地であり、相対的多数の人口を擁し、その中心性において周辺地域に対して優越する居住地域、と考えることができるであろう。都市は、経済的に、行政的に、交通的に、文化的に、教育的に、医療サーヴィスのに、人材的に、情報的に、など多方面で周辺地域（田舎、第一次産業社会）に比して優越する場合が多い。歴史的にも、アテナイの都市国家、ボストン・テイ・パーテイ、パリ・コムミュンなど、都市に直結した重要な運動などを多々想起することができ、本書の序で石塚正英が「思想ないし思想家とは、本来、都市に生まれるものである。……やや極端な言い方をするならば、都市の栄えるところ思想（家）も栄える」と冒頭から宣言したのも、そんな思いからであろう。

しかしこうした都市の持つ優越性は、直ちにマイナスの要素に転化する例が多い。都市の繁栄と利便性は、直ちに周辺農村との格差を拡大する。都市は国家的・地域的専制支配の牙城であり、搾取の拠点である。都市の内部には、貧富の差、地位の差による階層構造が出現する。貧困、不衛生、浮浪者、犯罪、失業、住宅難、売春、児童虐待などは昔からのことであるし、アメリカの大都市に象徴されるようなスラム化、スプロール現象、孤独化現象、麻薬、凶悪犯罪、移民・人種問題、廃棄物問題、交通事故、災害激化、大建築残骸問題などは、世界各地に広がっている。今日は更に環境問題、資源問題、高齢者問題、福祉問題、南北問題など現代社会の矛盾が都市に集中的に現

れ、その解決は都市があつては不可能だとして都市廃絶論まであつて、農村回帰を説く思想家も少なくない。

「都市と思想家」と言う場合、人間形成における地理的環境の重要性から都市に育つた思想家がその都市から大きな影響を受けることは自明であるが、(a)その社会改革の夢が都市の持つ優越性によってふくらむ場合と、(b)都市の矛盾、マイナス面から社会改革の重要性を認識する場合がある。本書においては、当初は書名を「思想家を育んだ都邑」として企画し、『ヨーロッパ思想史・文化史を都市論としてまとめよう』との意欲（II、あとがき、三二九頁）があつた、つまり都市論を指していたのだが、なぜかこの意欲は後退し、『都市と思想家』という並列型の書名となつてしまつた。その結果、『学術研究というよりも、ヨーロッパの知的風土を訪ねたい人向けの（思想史の旅・案内書）』という雰囲気のもの（アメリカもあるのだが）と最後に記されている。そういう便利な旅行案内書の存在はもちろん認めるが、都市が現す社会問題と思想（家）の対決から都市論や思想論を新たに展開しようとする研究者にとつては、不満が残るであらう。意欲的な都市論の間に伝記と旅行案内が混住し、多種多様な文集となつてゐる。

全体の構成は次のとおり。

- ロンドンとモア（田村秀夫）
- ロンドンとウルストンクラフト（白井堯子）
- ブラッドフォードとヴェールト（高木文夫）

キルケニーとパークリ（二ノ瀬正樹）

パリとメルセンヌ（宗像恵）

トウルーズとヴォルテール（宮崎揚弘）

リヨンとフリーエ（福井和美）

マルセイユとマツツイーニ（黒須純一郎）

アザンソンとブルードン（斎藤悦則）

ブリュッセルとマルクス（的場昭弘）

ヴェネツィアとラスキン（島越輝昭）

リジボアとペソア（長尾史郎）

ニューハーモニーとオウエン（丸山武志）

ニューヨークとヴァイトリング（石塚正英）

テュービンゲンとヘーゲル（生方卓）

ヴッパータールとエンゲルス（的場昭弘）

アルツクベルクとフォイエルバッハ（川本隆）

ハイデルベルクと三木清（内田弘）

イエナとフイヒテ（木村博）

キールとシュタイン（柴田隆行）

ベルリンとラザール（篠原敏昭）

ライプツイヒとブルム（村上俊介）

ゲッティンゲンとリップス（的場哲朗）

バーゼルとエラスムス、ホルバイン（子）（高橋憲夫）

バーゼルとバッハオーフェン（白井隆一郎）

ジュネーヴとカルヴァン（砂原教男）

ジュネーヴとルソー（西嶋幸右）

ベルンとヘーゲル（早瀬明）

ケーニヒスベルクとカント（高野敏行）

ウィーンとシュタイン（森田勉）

ブラハとフス（薩摩秀登）

見られるように欧米のみ、そして対象となった思想家はウルストンクラフトを除いて全部男性、対象となった都市は英一三、仏一五、独一九、という外観は、戦前の学界を思わせる。従って都市における労働運動、革命、社会政策、社会主義、全体主義は論じられても、フェミニズム、高齢者問題、環境問題、外国人労働者、福祉問題、大衆社会、南北問題、差別問題、市民運動、住民運動、消費者運動、情報問題などはあまり現れてこない。都市は住民のものであり、その半数が、いや住民意識の面では半数以上が女性であることと考えて、ローザ・ルクセンブルクや、エレン・ケイや、コロントイや、キュエーリ夫人や、ボーヴウォールや、フリーゲンが主人公となって活躍する「都市と思想家」を描けば（「男社会の旅行案内」という印象は薄らぐのではないか）。

当初の「思想象を育んだ都邑」という意図は弱くなったから小見出しに現れる限りではこの意図は「女性解放思想を育んだロンドン」（ウルストンクラフト）、「何が育まれたのか」（オウエン）、「ニューヨークに育まれるヴァイトリング」、「心の故郷ジュネーヴ」（ルソー）位しか目につかない。オウエンの場合にはニュー・ハーモニーだが、人口一千人のこの辺境の村が（都

市）と言えるのか疑問だし、三年間の失敗した実験が村では留守がたったオウエンを育んだわけではない。

それでは他の論文における（都市）と（思想家）の関係は何だろうか、宮崎揚弘によれば、⁷⁰もし、ある都市に思想家が滞在したり、亡命しても、ただそれだけでその都市と思想家を結びつけて論じるとしたら、それはたんなる偶然か、たまたまその都市が何らかの理由で気に入ったか、都合がよかったかという程度の関連性であって、余り必然性を感じられないであろう。これでは都市と思想家を結びつける因果関係は薄弱で、皮相的な検討で終わりがかねない。（I、一三六頁）

従って、フリーエにとつてのリヨン、ブルドンにとつてのプザンソンとその周辺の田園、ルソーにとつてのジュネーヴなどは、地域の強烈な個性が特異な思想家を育てたと言えるだろうし、育った都市でなくても、ヴァイトリングは三九歳になってニュー・ヨークに来て育てられた（石塚正英）し、カルヴァンは三二歳でジュネーヴに帰還し、この都市を育てた。（砂原教男、II、二〇四頁）こういう強烈な関係があつてこそ「都市と思想家」なのであつて、それが乏しい論文が散見されるのは惜しまれる。例えば「ハイデルベルクと三木清」（内田弘）は、三木清研究としては面白いが都市論ではない。登場する唯一の日本人の主人公三木清は、ハイデルベルクに留学、滞在したのはわずか一年ほどで、マールブルクからパリへ行つてしまつた。

ハイデルベルクの文化的優越性は言うまでもないが、環境や

資源や高齢化や人口爆発や都市化が深刻な問題となっている今日、そして情報革命が進行する今日、都市と農漁村との関係も再検討されるべきであろう。そんな社会思想史の「窓」も欲しかった。

本書には「序 ヨーロッパ都市の史的展開と思想家たち」(石塚正英)、補論「都市とアルヒーフ」(的場昭弘)、「旧DDR 三都の『第二の戦後復興』」(村上俊介)、「思想家の町々を歩く」(柴田隆行)が付いている。ドイツ偏重なのが気になるが、その中では的場のアルヒーフ論が興味深かった。これらを含めて、本書は思想研究者の旅行案内として、必携のものである。

【付記】本書は国会図書館により学術文献録音の対象に指定されたので、朗読録音テープを日本点字図書館から無料で借りることができる。耳よりな話である。

岩波書店 一九九六年—一九七年

A5判 平均五〇〇頁 平均五二〇〇円

『廣松涉著作集』全一六卷

内田 弘

『廣松涉著作集』に如実に示されているのは、廣松哲学の包括性と体系性であろう。『著作集』全一六巻を評者なりに再構成すれば、(1) 廣松哲学の核心を示す事的世界観Ⅱ四肢的構

造論(第一・二・一五・一六巻)、(2) その系論である身心論・表情論・役割存在論・社会行動論(第四・五・六巻)、(3) マルクス研究(第八・九・一〇・一一・一二・一三巻)、(4) 哲学史研究(第三・七・一四巻)となる。廣松は、これらを一貫した原理で構築しようとした。その意味で廣松哲学はすぐれて体系的志向の強い性格をもっている。マルクスに流れ込む哲学史は廣松哲学に総括され、近代的世界観の根本的な転倒(パラダイム・チェンジ)は廣松哲学において生起するという。廣松涉によれば、マルクスとエンゲルスはその革命の端緒を切り開いた。廣松の役割は、マルクス・エンゲルスのいわば遺言執行にある。事的世界観と物象化論がその執行を導くキーワードである。

では、廣松哲学において、マルクス・エンゲルスはどのような位置を占めているのだろうか。上記の分類でいえば、(1) の事的世界観や(2) の身心論などと、(3) のマルクス研究とはいかに関連するかという問題である。その問題にたいして廣松は、マルクス・エンゲルスが世界観的転換をとげたと廣松が判断する『ドイツ・イデオロギー』の画期的なテキスト・クリティークを遂行し、エンゲルス筆記の個所の「人間の」社会的活動の自己膠着(Sichfestsetzung)、「人間自身の産物が……物象的力になること」(「」は評者補足。以下同じ)に物象化論の決定的な起点を求めている。『ドイツ・イデオロギー』以降のマルクス・エンゲルスにフォイエルバッハ的記述があるとしても、それは彼らが新しい世界観に脱し切っていない残滓

とみなし、『要綱』・『資本論』などにおける「疎外」という用語については、物象化論に適合的な意味に転換されていると解「改」釈して処理している。したがって、マルクス・エンゲルスの遺言執行の出発点で、なにが彼らの遺産なのかについて廣松独自の解釈がほどこされている。廣松の『資本論の哲学』や同人との共書『資本論を物象化論を視軸にして読む』においても同じである。廣松は物象化論とセットにして、関係概念への実体概念の旋回を力説した。しかし、廣松は気づいていなかったようであるが、*「ドイツ・イデオロギー」*におけるマルクスの構想部分と廣松が判断する個所で、廣松哲学の基軸概念「物象化」(Versachlichung)をマルクスは初めて用いた。ところが、関係概念としての「社会的実体」(gesellschaftliche Substanz)の初出は『ドイツ・イデオロギー』から約一年後の『要綱』である。マルクスは、『ドイツ・イデオロギー』以前の『聖家族』やそれ以後の『哲学の貧困』においても、『要綱』までは実体概念を拒絶している。木前利秋が指摘するように(『廣松渉を読む』。以下「読む」と略記)、固有の廣松哲学では、マルクス・エンゲルスは「核心に位置するわりには、マルクスのものとして語られる思想内容は予想外に貧しい」。廣松哲学におけるマルクスは、廣松哲学の適応形態の一つとして受容されていると理解するほうが分かりやすいのではなからうか。

しかし、このことはけっして廣松のマルクス・エンゲルス論の意義を損なうものではない。かつて高須賀義博が『マルクス経済学の解体と再生』で強調していたように、『経済学教科書』

的マルクス経済学はいまだに「講壇マルクス経済学」として生息しているのである。国連人間開発計画の戦略で、*“global civil society”*が提唱され、各国各地域の非営利団体の活動がその戦略のなかに統合されようとしている今日、平田清明のマルクス市民社会論がその意義を増しているのと同じように、廣松渉のマルクス物象化論はマルクスの自由な研究と活用の一つの形態として力強い意義をもつのである。

未完成部分を残しているとはいえず、廣松哲学の包括性・体系性をまえに、ひとは圧倒される。そのとき、ひとは三木清の哲学を連想するかもしれない。三木清は大正末期、ドイツのハイデルベルグとマールブルグに留学し、ハイテッガーからアリストテレス解釈学を学び、「基礎経験」(Grundertahrung)というそれ以後の哲学探求を導く基軸概念を獲得する。その哲学探求の成果は『三木清全集』(全二〇巻)に提示されている。『全集』は、パスカル研究・マルクス研究・ギリシャ哲学研究・社会思想史研究・歴史哲学・社会科学論・人間学・解釈学・レトリック論・情念論・社会形成論(構想力の論理)・技術哲学・哲学評論・文学評論・時事評論などからなり、その包括性は廣松哲学と好対照をなす。三木清は廣松が比較的評価するリヤザノフ編『ドイツ・イデオロギー』を訳した。三木は政局問題についても対談・座談をおこなった。廣松はむしろ学問的トピックスをめぐる対談・座談でやさしさにあふれる良き聴き手であった。三木は、「人間の社会的存在性と個人的存在性との統一」という廣松と酷似する課題を追求しつつも、諸個人が分

節として包摂される総体優位の体系（たとえば波多野精一）に満足できず、個人の固有な存在性を保持しようとして苦悩した。しかし三木は廣松のような精緻な記述は残さなかった。中島健蔵が指摘したように、三木清からは、社会問題・政治問題にたいして高みの見物をすべきでないことや、平明な文章で表現することの大切さを教えられる。三木が生きた昭和前期は治安維持法の時代であった。表現に極度の自己抑制をしなければならぬ状況を念頭に、三木の著作・発言は読まなければならぬ。廣松渉の『近代の超克論』にはその配慮が少くない。

三木清をめぐる久野収との対談では、廣松渉は良き聴き手であった。しかし、その直後に発表された「その著書に集成される」雑誌論文では三木評価は逆転する。廣松渉は三木清から「若き頃読書体験を通して影響を受けた」（小林敏明）が、事的世界観という自己のハードコアに触れる範囲ではかなり排他的であり、三木清を京都学派の中に一括し一蹴した。

小林昌人の詳細な廣松哲学形成史研究によれば、廣松が物象化という用語を最初に使ったのは、一九六八年の「デュルケーム倫理學說の批判的継承のために」においてである。廣松はその論文で、「集団意識としての物」というデュルケームの把握に注目し、「人間の歴史的営みと諸個人の営みとの有機的な関係が覆われてしまうこと、併せてまた、諸個人の懐く觀念・意識の存在拘束性が覆われてしまうこと」と物象化を定義している。物象化のこの定義は、ハイデッガーのアリストテレス解釈学研究に依拠しているだろう。ハイデッガーによれば、虚偽

(pseudesthai)とは「覆われていること」であり、真理 (aletheia)とは「顕わになつてゐること」である。ハイデッガーのもとでアリストテレス解釈学を研究した三木清は、つとにこの真偽論に注目していた。三木清は「構想力の論理」で、「価値が集合意識 (conscience collective) から出て来るものである故に、社会の産物である故に、「個人にたいする」拘束的な威力を、固有の権威を纏つてゐるとデュルケームは考えた」と書いている。三木は「価値は当為であるよりも、デュルケーム学派の学者の云う如く『物』であり、実在でなければならぬであろう」と書いて、後年の廣松と同様の関心をすでに示していた。三木は「価値」を「物質的な形態のうちにおいて客観化されたこと」とも表現している。三木は「資本論」の物象化論に注目し、「一つの抽象物であるところの資本」を「物化」という用語で定義している。しかも三木は人間を社会的存在性と個体的存在性の二重規定でとらえていた。こうしてみると、三木清の哲学探求は廣松渉の四肢の構造論と（同一ではないが）かなり近いところにあつたといえる。この類似性からみると、『近代の超克論』における事的世界観からの廣松の超絶的な三木清批判は理解しにくい。三木清の東亜協同体論を厳しく批判した廣松渉は晩年、「東北アジアが歴史の主役に」（『著作集』第一四卷所収）を書いたのである。

廣松哲学は、いま若い世代にひろく継承されつつある。佐々木力編集の『エンゲルス論』につづいて、（執筆者二七名の）『廣松渉を読む』が刊行された。これは大庭健・高橋順一・小

林敏明・野家啓一・吉田憲夫・島田稔夫・山本啓の共著『廣松渉論』（一九八二年）につづく廣松渉論である。かつて廣松渉が主宰した「社会思想史研究会」が最近再開された。石塚良次・忽那敬三・小林昌人・高橋順一・高橋洋児・竹村喜一郎・星野智・山本耕一・吉田憲夫を編集委員とする『廣松渉コレクション』（全六卷）は刊行済みである。これには、『著作集』未収録の廣松哲学理解にとって重要な著作が集成されている。その第六卷の『対論』に廣松渉の対談の名手ぶりが読める。小林昌人は『廣松渉哲学小品集』を編集したあと、廣松渉編『ドイツ・イデオロギー』の文庫版を準備中である。吉田憲夫の『資本論の思想』は廣松渉の『資本論の哲学』を中心とする著作を原理的に継承し発展させようとするところみである。石塚良次は『価値論序説』（『読む』に掲載）などで、マルクスの経済学批判を基本としながらも、ネオ・リカードイアンから積極的に摂取し、新古典派経済学を内在的に批判しつつ、社会システム論・役割存在論などをふまえた現代経済学を構築しようとしている。このような後継者の輩出にみられるように、廣松渉の著作は、沈着に読めば、学問的な創発力を刺激する豊かな可能態である。

廣松哲学の積極的継承のなかで、廣松渉と第一次社会思想史研究会で同伴してきた大庭健は、廣松哲学における〈私〉の位置を問いつづけている。大庭によれば、自己所有概念をめぐる「私」という語と、〈へ〉という語の、意味論・語用論の絡みを、廣松のように分析的言語哲学・分析的意味論をハナから無

視することなく、倫理学・社会哲学的に詰めてみることを廣松哲学の未完の課題とみて、その空隙を埋めようとしている（『読む』など参照）。大庭のこのこだわりは、「我々は、西田〔幾多郎〕—田辺〔元〕—梅本〔克己〕といった承譜において、仏教的な無の思弁とマルクスの近代批判との『総合』をも狙った営みの歴史をもつ」という考えにもとづいている。三木清が『構想力の論理』で「デュルケーム派の思想の如きは個人のイニシアティブ、社会に対する個人の自立性乃至独立性を認め得ないという欠陥を含んでゐる。個人は社会に対して客体であるのではなく、また逆に個人は社会を客体になし得る主体である」と強調していることと大庭のその考えとは同じではないが、深部で共鳴している。

各個人は集合意識に包摂されていても、慣習として模倣され再生産されていく社会的な〈形〉の原型を発明する獨創性をもっている和三木清はいう。模倣は同形のコピーにはならず、差異を生みだす。その差異に個性の働きがある。多様な個性を前提にしてこそ、模倣を通じて発生する社会の変化が論理的に解けると三木は考えていた。諸個人はほとんど歴史に無記のまま死んでいく。死者の遺産を前提として生きる諸個人の多様な獨創性が相互に模倣されて社会は展開していく。各個人の個性的な創造力に社会の創造性の根拠がある。三木清の歴史哲学（宗教学）は、生者が死者の遺産を創造的に継承して築く伝統を解明する。生死を問わず、無名の創造的諸個人の〈基礎経験〉〔闇に覆われた経験〕を静かに聴き、それを〈言葉logos〉で把

握すること「光りで顕わにすること・脱物化すること」、それが三木清のいう「救済」である。廣松渉は、個性の存在を原理的に要求する歴史哲学（宗教哲学）を事的世界観に許容していただろうか。水田洋がいうように、これからはグローバルな「個性の時代」である。廣松渉亡き後「著者（廣松渉）」と読者との対話」は、多様で個人的な廣松渉解読（異本）を許容するオープンな「読者どうしの対話」として展開することが期待されている。

深江浩著

翰林書房 一九九六年
四六判 一八七頁 二二三〇円

『漱石の二〇世紀』

福井 直秀

夏目漱石は、一八六七年に生まれ、一九一六年に死んだ。この著が、『漱石の二〇世紀』と名付けられたのは、漱石が、二〇世紀が生み出す問題の所在をとらえていたと見るからのものである。

目次を紹介しよう。

序・世界史の中の夏目金之助

文学にとつての二〇世紀の問題と漱石の位相

——私にとつての戦後五〇年と文学——

漱石の「現代」把握と知識人の役割の自覚

——ロンドンでの思索から——

漱石に於ける近代および近代人の問題

——明治四四年夏、関西での講演の意義——

漱石と大正教養派

——主として和辻哲郎との関連で——

漱石の作品に見られる知識人群像

付

漱石研究とルカーチ

読む、調べる、味わう——文学研究への構想——

著者は、自らの編年的問題意識を前面に出して、G・ルカーチ（一八八五—一九七二）、M・バフチン（一八九五—一九七五）、夏目漱石という流れの中で現代を考察していく方法を求めている。ルカーチは、現実を生み出す媒介と共に描き出す「アリズム論」として、バフチンは、作中の人々が他者の視線の意味を問う対話的手法をとる、ポリフォニー小説論（作者のイデオロギイで人物を規定し、作品世界を統御するモノローグ小説の対極をなしている）として、漱石では、これら二人の説く対話的方法を作品の中で体現している作家思想家として、一見無関係な三人が密接に結び付いているのである。このような叙述によって、なぜ漱石が問題とされなければならないかが説得的となっている。

現実を媒介的に描き出す方法という観点から、『道草』、『明暗』における作者・漱石の視点が高く評価される。『道草』で

は、それぞれの登場人物が「トコトン己れの立場を口に出さざるを得なくなるという」「のっぴきならない関係」(三五頁)となる。そして、この中で、知識人である主人公・健三よりも、庶民である妻の方が「実的な処理能力をもっていることが明らかになる」。漱石が切り捨てていた世界が、答を迫ってくるのである。「作者の意識はこうした他者の意識によって屈折させられ、対話化され、この作品世界として具体的に造形された」というわけである。

『明暗』では、「作者が一段高いところから」登場人物を「客体化して見ているのではなく、彼等の意識を知識人独特の論理的なコトバに翻訳しつつ彼等と論争的に向き合い、その論争過程で、作者自身も傷つきながら」ということは、彼等の中に作者自身の影をも見ざるをえない苦渋の思いに傷つきながらということなのだ。彼等の赤裸々な意識をつかみだしたものであることを示している」(三九頁)

また、対象のとらえ方という点では、漱石が、「全体として、相互媒介的に、動的にとらえる特色をも」ち、さらには、「この全体なるものを矛盾の総体としてとらえる注目すべきとらえ方」(九二頁)をしていた点を強調する。「二〇世紀の抱える問題に立ち向かうリアリストというのである。

思想の根源を生き立ちに求める強引な手法(著者は、ロマン主義と規定しているが)が目につく「古典」・江藤淳『漱石とその時代』と比して、漱石の思考法に内在しようとした本著に好感がもてる。

ただ、問題点を二つ挙げたい。第一には、論述の仕方に若干の不满がある。作品論においては、作中人物の発言、状況の描写などの具体的材料を基にして、作者の意図、あるいは作者の意図を越えた効果を探るべきであろう。この方法によって、著者と読者が共に考察する道が開ける。これにより、作品の重層的な性格が明らかになりうる。しかし、本著の作品論では、具体的引用がほとんどなく、食いつりなさが残る。

第二は、漱石の思考法がどこからもたらされたか、に關する考察が残されたままであることである。先に見たように、著者は、漱石の思考法を「相互媒介的、動的」とし、「全体なるものを矛盾の総体としてとらえる注目すべきとらえ方」と高く評価していた。だが、私たちの関心を誘う、このような思考法の出自については、「禅的世界」を示唆するだけである。著者の漱石への関心は、初期の作品に向かっているとのことであるが、是非、この点の探求を望みたい。

一九九六年度会員著作リスト（九六・一）（二）

- ・石塚正英・柴田隆行・的場昭弘・村上俊介編『都市と思想家』（全二巻）法政大学出版局
- ・大藪龍介『マルクス社会主義像の転換』御茶の水書房
- ・寿福眞美『批判的理性の社会哲学——カント左派とヘーゲル左派——』法政大学出版局
- ・神奈川大学評論編集専門委員会編、的場昭弘ほか著『社会史の魅力』御茶の水書房
- ・白井厚監修『現代の経済と消費生活'96——協同組合の視角から——』コープ出版
- ・白井厚編『大学とアジア太平洋戦争——戦史研究と体験の歴史化——』日本経済評論社
- ・田村秀夫『トマス・モア』研究社出版
- ・大阪哲学学校編、田畑稔ほか著『ソフィアの世界』の世界』、青木書店
- ・中央大学社会科学研究所編、土方直史ほか著『革命思想の系譜学——宗教・政治・モラリティー』、中央大学出版部
- ・寺田光雄『民衆啓蒙の世界像——ドイツ民衆学校読本の展開——』ミネルヴァ書房
- ・長崎総合科学大学・長崎平和文化研究所編『ナガサキの平

和学』八朔社

- ・西嶋幸右『文明批評家モンテスキュー——「ベルシア人の手紙」を読む——』九州大学出版会
- ・『廣松渉著作集』岩波書店
- ・小林昌人編、廣松渉著『廣松渉哲学小品集』岩波書店
- ・深江浩『漱石の二〇世紀』翰林書房
- ・矢島杜夫『権威と自由』御茶の水書房
- ・若林章孝『レギュラシオンの政治経済学』晃洋書房

『社会思想史研究』第21号 一九九七年刊は、出版費の一部として文部省科学研究補助金「研究成果公開促進費」の交付を受けました。

公算論文執筆・送付要領

- 一、論文提出の資格は、社会思想史学会会員に限る。
- 二、締切日は二月一日必着のこと。
送付先は社会思想史学会事務局。
- 三、枚数は、二〇〇字×八〇枚以内。縦書き。
ワープロにても可。その場合も必ず、B5判用紙にて縦書きにして、行間を広くとり、できれば24行×28字が望ましい。
ワープロ原稿の場合はメーカーと機種を明記の上、フロッピーも付して送付のこと。
- 四、欧文タイトルを必ず書き添えること。
- 五、注は各節ごとに、注(1)(2)(3)……と入れる。注も一マス一字とする。
- 六、引用・参考文献の示し方。
 - ①洋書・単行本の場合
著者名、書名(下線を引く)、出版地もしくは出版社、刊行年、版数(必要に応じて)、ページ数の順。訳書は()内に訳者名、「訳名」、出版社、刊行年、版数(必要に応じて)、ページ数を入れる。
(例) K. Marx, *Grundrisse der Kritik der politischen Ökonomie*, Dietz Verlag, 1953, S. 75-6. (高木監訳「経済学批判要綱」)(二) 大月書店、一九五八年、七九ページ。
(書名ロイタリック体に下線を引く)
 - ②洋雑誌論文の場合
筆者名、論文名、雑誌名(下線を引く)、巻数、刊行年・月・ページ数の順。
(例) F. Tökei, Lukács and Hungarian Culture, in *The New Hungarian Quarterly*, Vol. 13, No. 47, Autumn 1972, p. 108.
 - ③和書・単行本の場合
(例) 丸山真男『現代政治の思想と行動』第二版、未来社、一九六四年、一四〇〜一ページ。
 - ④和書雑誌論文の場合
洋雑誌に準ずる。論文名は「」に入れる。
(例) 坂本慶「ブルードンの地域主義思想」『現代思想』五巻八号、一九七七年、九八ページ以下。
- 七、論文末尾に連絡先住所、電話番号、ローマ字表記の氏名を必ず明記すること。
- 八、論文の採否は編集委員会が委嘱する審査員の所見に基づき、編集委員会において決定する。
- 九、論文は四部提出すること。論文は返却しない。
- 十、なお、前年、論文が採用された方は、次年度応募をご遠慮いただければ幸いである。
- 十一、他学会で発表(口頭を含む)したものと同一内容の原稿は、遠慮いただく。

編集後記

「沖繩復帰二五周年」にあたった五月一日、経済企画庁は、家事労働に値段をつけました。「専業主婦」ですと年平均二七六万円強です。最もたくさん「稼ぐ」のは三〇歳代の

「仕事なし妻」で、三五五万円強です。この年代の「主婦」には家事・育児に加え、老親介護が重くのしかかるのです。でも同世代「仕事なし夫」の家庭内「稼ぎ」はわずか六二万円弱でしかありません。一方、「仕事あり妻」は二二二万円強、「仕事あり夫」はわずか三五万円弱です。男たちのこのような生活感覚では、高齢社会の福祉は絶望的です。

さて、ここに年報第二一号を会員諸氏にお届けします。昨年一〇月立正大学で開かれました本学会第二一回大会報告・討議を主たる内容としております。「社会国家・福祉国家」をテーマとしたシンポジウム、それ

から一二の自由論題およびインタビュー・マル・セッションのいずれも意義深い密度の濃い内容でありまして、報告者・司会者・討論参加者のみなさまに編集委員会より御礼申し上げます。

なお、第二二号編集に向けて、会員諸氏には以下の点について再確認をお願いしたく存じます。①大会シンポジウム報告者には報告原稿（枚数は報告数に応じて多少変動しますの、事前に連絡いたします）を提出して戴き、それをもって年報掲載原稿とする。②自由論題については、報告内容の要約原稿（枚数は報告数に応じて変動しますので、事前に連絡いたします）を提出して戴き、それをもって年報掲載原稿とする。③質疑応答・討論部分以外は原則として会場録音テープはおこさない、というものです。

（石塚正英記）

社会思想史研究 No.21

1997年9月30日 発行

編集 社会思想史学会
代表幹事 清水多吉

（事務局）〒141 東京都品川区大崎4-2-16 立正大学文学部
哲学研究室内 TEL：(03) 5487-3321・3324

発行者 登坂 治彦

発行所 株式会社 北樹出版

〒153 東京都目黒区中目黒1-2-6 電話(03)3715-1525 (代表)
振替 00140-6-78237
印刷 シナノ印刷・製本 栄久堂

ISBN4-89384-619-1

社会学のイメージを一新する知の饗宴

岩波講座 現代社会学

Contemporary Sociology

全26巻・別巻1

〔編集委員〕 井上俊・上野千鶴子・大澤真幸
見田宗介・吉見俊哉

隣接諸科学の成果をも吸収しつつ、社会学の多様なテーマの広がり
りと理論的蓄積を体系的にとらえる本格的な講座。世紀の転換点
に立って大きな変動に直面する現代社会の様々な現象を読み解き、
問題の本質を浮き彫りにする。

A5判・上製・カバー・平均224頁

全巻の構成

- | | |
|--------------------------|--------------------|
| 1 現代社会の社会学 | 15 差別と共生の社会学 |
| 2 自我・主体・アイデンティティ | 16 権力と支配の社会学 |
| 3 他者・関係・コミュニケーション | 17 贈与と市場の社会学 |
| 4 身体と間身体の社会学 | 18 都市と都市化の社会学 |
| 5 知の社会学/言語の社会学 | 19 〈家族〉の社会学 |
| 6 時間と空間の社会学 | 20 仕事と遊びの社会学 |
| 7 〈聖なるもの/呪われたもの〉
の社会学 | 21 デザイン・モード・ファッション |
| 8 文学と芸術の社会学 | 22 メディアと情報化の社会学 |
| 9 ライフコースの社会学 | 23 日本文化の社会学 |
| 10 セクシュアリティの社会学 | 24 民族・国家・エスニシティ |
| 11 ジェンダーの社会学 | 25 環境と生態系の社会学 |
| 12 こどもと教育の社会学 | 26 社会構想の社会学 |
| 13 成熟と老いの社会学 | |
| 14 病と医療の社会学 | |

別巻 現代社会学の理論と方法

- ◆各巻本体2039円、別巻のみ本体2913円
- ◆本講座は予約出版ではありません。各巻ごとにお求めになれます。

〈定価は表示価格+税〉

岩波書店



〒101-02 東京都千代田区一ツ橋2-5-5
<http://www.iwanami.co.jp/>

佐藤 勉編

本体価格六、〇〇〇円

J & L ロフランド／進藤雄三・宝月誠訳

本体五、三〇〇円

コミュニケーション と社会システム

——パーソンズ、ハーバーマス、ルーマン 現代社会学の三巨人が編み出し構築した社会学原理としてのコミュニケーション論及びシステム論を我が国第一線の研究者が巨細にわたり縦横無尽に論ずる希有な研究。

船津 衛編

本体価格三、〇〇〇円

G・H・ミードの世界

——ミード研究の最前線 近年国際的にもミード研究は活況を呈し、ミード・ルネッサンスが呼称されるほどである。事実、彼の確固たる業績は再生・再興に価する多岐にわたる研究成果はいわば今日でも宝庫であろう。本書は我が国第一線の気鋭研究者による彼が足跡を残した各分野からミードの核心に迫る総合的研究で新知見に満ち斬新をきわめるミード思想研究。

社会状況の分析

——質的観察と分析の方法 ロフランド夫妻の本著はアメリカ合衆国の多くの大学において社会調査や方法論のテキストとして広く活用され1/4世紀に及ぶ。爾来両度の改訂増補を重ねて今日に至る。コンピュータ活用による超情報化時代の一方、人権の価値が高度に尊重される時代の調査の倫理性に対応した現代のフィールド研究に貢献する第一級のマニュアルの全訳。

鈴木健之著

本体価格二、九〇〇円

社会学者のアメリカ

——機能主義からネオ機能主義へ パーソンズ亡き後のアメリカ社会学に彼を承けて新しい研究の流れとして台頭したネオ機能主義がある。J・アレクザンダー、J・ターナー、R・ミュンヒらの研究営為がそれであるが、本書はパーソンズの機能主義を踏まえて彼らのアメリカ社会学を中心としてその理論構成の分析と問題点を剔抉する新進研究者の処女著作である。

フオイエルバツへの新たな視角
河上睦子著

フオイエルバツと現代

「生死」「身体性」「自然」問題を軸に、その哲学の今日的意義を求めて読み直す。
A5変型二八〇頁・価格(税別)二八〇〇円

サルトル思想の全体性を問う、
清 眞人著

受難した子供への眼差しとサルトル

〈受難した子供〉(暴力)〈想像的人間のキーワードを通〉としてサルトルを復権。
A5変型 四三〇頁・価格(税別)三〇〇〇円

イタリア市民革命期の民主派の思想と行動
黒須純一郎著

イタリア社会思想史

リソルジメント民主派の思想と行動を市民社会の批判と形成の観点から解明。
菊判 三八〇頁・価格(税別)三八〇〇円

一八四八年革命前後の移民、亡命者、遍歴職人と社会主義運動の場昭弘著

フランスの中のドイツ人

19世紀ヨーロッパ交流の歴史を国境を越えて移動する民衆像を描く。
菊判 四〇〇頁・価格(税別)六〇〇〇円

杉原四郎・山下重一編

J・S・ミル初期著作集 4

—1840~1844—
「コルリッジ論」「フクヴァイル氏のアメリカ民主主義論II」の二大論文と「八四四年に刊行された論文集「経済学試論集」を収録。
A5判・四〇〇頁・価格(税別)六五〇〇円

御茶の水書房

〒113 東京都文京区本郷5-30-20
TEL03-5684-0751 FAX03-5684-0753

高島善哉著作集

全九巻

責任編集 一橋大学教授 渡辺雅男

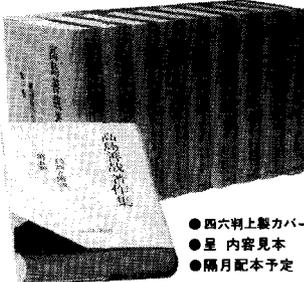
好評発売中!

第一回配本
第五巻「民族と階級」

本体 四五〇〇円+税

第二回配本
第八巻「現代国家論の原点」

時代に挑み、問題提起を片時もやめなかった社会学者の不屈の魂。高島善哉の思索の精華を贈る。



- 四六判上製カバー装
- 呈 内容見本
- 隔月配本予定

- 第一巻 初期経済学論集
- 第二巻 経済社会学の根本問題
- 第三巻 社会科学の発展
- 第四巻 現代日本の考察
- 第五巻 民族と階級
- 第六巻 アダム・スミスの
- 第七巻 星野彰男「開成学院大学教授
- 第八巻 現代国家論の原点
- 第九巻 時代を挑む社会科学

こぶし文庫 46判上製
—戦後日本思想の原点—

最新刊 好評発売中!

表現愛

木村素衝著 編・解説 小林 恭

現象学と唯物弁証法

本多謙三著 編・解説 久野 収

クレオール文化 社会思想史の窓

討論「クレオール文化が歴史を動かす」
国民文化とクレオール文化／音楽のクレオール
料理のクレオール／文学のクレオール／医療の
クレオール／宗教のクレオール／建築のクレオ
ール／（青山／市之瀬／長尾／石塚）
#クレオールの島カボ・ベルデ：市之瀬 敦
#言語の本質と構造：柴崎 律
* J.J. ルソーの正義論：鳴子博子
* 君の現代史はいつ始まったか：上条三郎

#第119号：特集予告

世界史の十字路口—離島

ヨーロッパ人による最
後の植民地東チモールの
独立／言語・文化によ
る抵抗（高橋・真実
・ムアング・市之瀬他）

詳しくは以下の連絡先
へ（購読予約随時受付）

tel:030-516-8807

Email:GZR00671@nifty
serve.or.jp

編集人：石塚正英

「社会思想史の窓」第118号：特集「クレオール文化」*定価¥2.200
編集：社会思想史の窓刊行会（石塚正英）／発行：社会評論社 ##

近 刊

資本主義の核心 ■水谷 清■
● 学際理論の再構築／危機の価値法則／価値概念の混迷／価値形態の権力／価値尺度の混乱／歴史理論としての商品論批判／価値の実体規定の問題系／生産論の方法／価値と価格の次元累進 ●
カフカの生涯 ■バーヴェル著 伊藤 勉訳■
● 玉響（たまゆら）に舞う か 黒き自夜の戦艦
マージナルな反-場所に生きたカフカの全体像 ●
味の文化史 ■河野友美■
● 世紀末—たいらげき世にあらず The time is out of joint (ハムレット) まこと 廣瀬笑に揺れ惑うトリュフの紹介 ●
現象学と近代科学 ■現象学・解数学研究会 (代表 佐々木・野家) ■
文化の現象学 ■現象学・解数学研究会 (代表 蟹田・山田) ■



世界書院

千代田区神田神保町1-62
(3294)5221 播00150-2-42777

(本体価)

新 刊

理性と暴力 ■現・解研(村田) ■ ¥3800
● 現象学と人間科学／理性の「他者」／現象学的社会学／社会的行為論の關係論的構成／暴力の構造分析／暴力の解数学—解歌の病理学 ●
世界システムと長期波動論争 岡田光正訳 ■ ¥5200
● ポスト冷戦時代の展望／トロッキー・マンデル系(危機説)／シュンペーターアン系(革新説)／フォレストア系(資本投下説)／ウォーラスティン系(世界システム説)／システムの構造と動態／戦争と長期変動 ●
税制改革の理論と現実 ■和田八東 ■ ¥3800
● 戦後50年の歴史と課題／理論的検討／戦後税制の意味／地方分権と地方税改革 ●
「法と経済学」の諸相 ■飯山昌弘 ■ ¥2300
● 法の経済分析／法の社会理論／オートポイエシスへ ●



中央大学出版部

〒192-03 八王子市東中野742 ☎0426-74-2351

人類の叡智に学ぶ

中央大学出版部 編 人々の精神生活に広く深く根ざしている宗教・思想・哲学・文化の深層を掘り起こし、豊かな知性と教養を育み、混迷の現代に明るい21世紀を追求した格好の入門書。ブツダ・ソクラテス・プラトン・孔子・イエス・ムハンマド・道元・テカルト・ヘーゲル・ニーチェ・アインシュタイン・ハイゼンベルク・ハイデガー・フーコー等の諸思想を収載。本書を一読のあと各自専門書をお読みになることをお勧めします。 本体二三〇〇円

革命思想の系譜学

宗教・政治・モラリティ

中央大学社会科学研究所 編 ルソーから現代のサルトルまで、西欧とロシアの革命思想の系譜を、モラリティに焦点をあてて語る。 本体三八〇〇円

社会史の展開

宗教と社会

田村 秀夫 著 ヨーロッパ人にとつての宗教の歴史の変遷や社会との関連について写真を多用し視覚的理解を容易にした歴史紀行。 本体二五〇〇円

●価格には別途消費税が必要です。

ロシア革命論Ⅰ

M・ウエーバー 著
雀部 幸隆 / 小島定訳

中期ウエーバーの傑作論文であるのみならず、今なおロシアをラジカルに再考するために欠かせない古典。 6000円

ベッカーリアとイタリヤ啓蒙

堀田誠三 著

『犯罪と刑罰』で著名なベッカーリアを焦点に、イタリヤ啓蒙思想の見取り図と特質を浮き彫りにする。 5700円

ダーウインの時代

松永俊男 著

科学と宗教 元来宗教と一体化していた科学が宗教から分離される過程を、ダーウインの進化論に即して究明。 3800円

人種主義 その批判的考察

ベネディクト 著
簡井清忠 他訳

『菊と刀』の著者がナチスの人種主義への批判をこめて「人種と人種主義」について平易に書き下ろした古典。 2800円

文化ナシヨナリズムの社会学

吉野耕作者 著

現代日本のアイデンティティの行方 日本人論を文化ナシヨナリズムの一つとして捉え消費社会での行方を考察。 3200円

現代制度派経済学宣言

ホジソン 著
八木紀一郎 他訳

人間の存在と行為に対して伝統や慣習を含む社会的制度諸要因がもつ本質的意味を明らかにする新経済学宣言。 5600円

知識という環境

森際康友 編

日常行為の場面から生態系・知的分業秩序までを視野に入れ、環境・システムとしての知識構想を展開。 3800円

近代世界システム

1730 / 1840s
ウオーラー・ステイン 著
川北 稔 訳

大西洋革命の時代 産業革命・フランス革命・ラテンアメリカ諸国の独立などを世界システム論の視角から考察。 4800円

丸山敬一編 A5判・三〇六頁・三六〇〇円十税
民族問題
 現代のアポリアー
 カウツキーやレーニンやマルクセンブルクなどの民族理論を批判的に捉え直し、民族問題解決の糸口を探った共同研究。

D・パウチャーP・ケリー編 飯島昇蔵・佐藤正志他訳
 叢書「フロネーシス」 A5判・三八四頁・四二〇〇円十税
社会契約論の系譜
 ホップズからロールズまで
 社会契約の概念を様々な視点から吟味し、その受容と批判、展開と変遷を跡づけ、現代の到達点を示す包括的な入門書。

L・シュトラウス著 T・L・パングル編序 石崎嘉彦監訳
 叢書「フロネーシス」 A5判・三七六頁・三七八〇円十税
古典的政治的合理主義の再生
 レオ・シュトラウス思想入門
 行く手を見失った近代人を導くために古典的合理主義を再生し、新たな思想枠組みを構築したシュトラウスの思想の神髓。

M・C・ハワードJ・E・キング著 振津純雄訳

A5判・五四四頁・四六〇〇円十税
マルクス経済学の歴史(上)
 一八八三―一九二九年
 マルクス経済学の変遷を、歴史的文脈を踏まえてドイツとロシアの著述家を中心に分析・論述し、その可能性を探る。

高坂史朗著 A5判・二八四頁・三二〇〇円十税
近代という躰
 日本や中国、韓国・朝鮮における近代化の考察を通して「東洋と西洋」という図式を問い直し、新たな思想枠組みを探る。

〒606 京都市左京区吉田二本松町2 ナカニシヤ出版 TEL 075-751-1211 振替 01030-0-13128

国家学の危機 — 議會制か独裁か —
 H・ヘラー著 今井弘道・大野達司・山崎充彦編訳
 4900円

社会的法治国家への決断
 H・ヘラー・ヴァイマル国家論争と社会学 —
 W・シュルプター著 今井弘道訳
 4467円

ヴェーバーの再検討 — ヴェーバー研究の新たな地平 —
 W・シュルプター著 河上倫逸編
 2720円

信念倫理と責任倫理 — マックス・ヴェーバーの価値理論 —
 W・シュルプター著 嘉目克彦訳
 3301円

カール・シュミットの立場と概念
 史料と証言 —
 H・クヴァーリチユ著 宮本盛太郎・初宿正典・古賀敬太郎
 3204円

カール・シュミットの遺産
 H・クヴァーリチユ編 初宿正典・古賀敬太郎編訳
 7476円

カール・シュミットとその時代
 シュミットをめぐる友・敵の座標 —
 初宿正典・古賀敬太郎編
 6900円

手続を通しての正統化
 N・ルーマン著 今井弘道訳
 3204円

近代日本政治思想史発掘
 平和・キリスト教・国家 —
 宮本盛太郎・関静雄・小西善治・坂口清宏著
 2331円

解釈としての社会批判 著しに根ざした批判の流儀
 M・ウオルツァー著 大川正彦・川本隆史訳
 2136円

哄笑するエゴイスト — マックス・シュティルナーの近代合理主義批判 —
 住吉雅美著
 4900円

*価格は税別

発行 風行社 東京都江東区門前仲町1-10-9-403 TEL&FAX 03-3630-7384 発売 開文社出版 東京都新宿区坂町26 TEL03-3358-6288 FAX03-3358-6287



ミネルヴァ書房

〒607 京都市山科区日ノ岡堤谷町1番地
TEL 075-581-0296 FAX 075-581-0589
価格は税別/宅配可 振替 01020-0-8076

Minerva 21世紀ライブラリー

36 西田哲学の再構築

平山 洋著 ● その成立過程と比較思想 西田の「前期」哲学とその成立過程を、明晰な方法論によって再構築した著者会心の書。 本体三〇〇〇円

37 西田幾多郎をめぐる

哲学者群像

近代日本哲学と宗教

小坂国麿著 三木清や和辻哲郎、田辺元ら、西田哲学と格闘した現代を代表する哲学者たちの思想を考察する。西田哲学研究の集大成。 本体三二〇〇円

38 現代国際社会と日本の役割

菊井禮次著 ● 真の国際貢献とは何か 国際政治に関わる刺激的な問題提起を行う本書は、日本の真の国際貢献のあるべき姿を考える。 本体二五〇〇円

変貌する社会

森部 一 / 水谷俊夫 / 大岩 碩編著 ● 文化人類学からのアプローチ 伝統の創出、揺らぎ、柔軟性 変化に対峙している民の姿を紹介。 本体二八〇〇円

福祉国家はどこへいくのか

A・グールド著 / 高島 進他訳 ● 日本・イギリス・スウェーデン 三国の社会福祉制度を比較検討し、これからの福祉のゆくえを探る。 本体三〇〇〇円

鈴木 正著

二〇〇〇円

時代に反する思想

南條文雄著

二四〇〇円

現代思想とコミュニケーションの危機

阿内正弘著

二五〇〇円

理性の光と闇

理性の伝統から 共感の伝統へ

峰島旭雄編著

二九〇〇円

戦後思想史を読む

峰島旭雄編著

三八〇〇円

近代日本思想史の群像

鶴木奎治郎編著

四〇〇〇円

新版 アメリカ新研究

田崎篤郎・船津衛編著

一九〇〇円

社会情報論の展開

吉井博明著

二八〇〇円

情報化と現代社会・改訂版

水野博介・中村功・是永論・清原慶子著

二二〇〇円

情報生活とメディア

小林修一著

一三〇〇円

メディア人間のトポロジー

大橋松行著

一三〇〇円

生活者運動の社会学

調麻佐志・川崎勝編著

二二〇〇円

科学技術時代への処方箋

北樹出版

〒153 東京都目黒区中目黒1-2-6 TEL (03)3715-1525

ANNALS OF THE SOCIETY
FOR THE HISTORY OF SOCIAL THOUGHT

NO.21 1997

CONTENTS

Papers at the Twenty-first Annual Meeting at Rissho University, Tokyo,
October 18, 19, 20, 1997.

Symposium: Problems of Social State or Welfare State

- I Y. ONOJIMA, T. MIZUTA, O. KAWAGOE... 5
II T. GOTO, Y. KUBA, Y. HIPPO, J. INOUE... 38

Independent Papers

- S. Tohata's Colonial Sociological Study in Japanese-Occupied
Philippines Ryoji MORITA... 87
Über die Plazierung der hegelschen Rechtsphilosophie im
nationalsozialistischen Rechtsgedanken Shuji KANAZAWA... 90
Sprachphilosophie bei Adorno Kazuhiro IGARI... 95
State Vision of Hara and Yamagata Minoru KAWADA... 99
La théorie de la justice de le J.-J. Rousseau — Sur l'histoire du Cercle
dans le genre humain et l'Éta Hiroko NARUKO... 103
Über den Begriff des Nichtidentischen bei Horkheimer und Adorno
— Von der Judenfrage aus betrachtet Hiroshi FUJINO... 108
"Time is Money": the Role of Time in Industrialization
— M. Weber Reconsidered Ikuko NISHIMOTO... 112
The 'Race Problem' in José Carlos Mariátegui's Political Thought:
A Speculation on the Polemic at the First Latin American
Communist Conference Masaki SAKIYAMA... 116
Max Weber und Friedrich Gottl—Zur Genese der Methodologie der
Sozialwissenschaften Takemitsu MORIKAWA... 120
Der politische Gedanke des jungen Karl Nauwerk
— Im Zusammenhang mit dem deutschen frühen Liberalismus im Vormärz
..... Ichiro TAMURA... 124
The Molly Maguires Toshio HISADA... 128
Prisca theologica and the Birth of Modern Political Thoughts
— An requiem for Prof. Maruyama Tamon ISHIMURA... 132
Informal Session
N. UENO, M. TAKASHIMA, H. MIZUTA, N. ODANAKA, T. MATSUOKA... 136
Articles
Verhältnis von Natur und Geschichte—Über die Tragweite des Naturbegriffs
in)Dialektik der Aufklärung (..... Hiroyuki ASOU... 159
Dialektische Sprachphilosophie bei Th. W. ADORNO Kazuhiro IGARI... 179
Zur Kritik von Adorno am Bergusonschen "Intuitionismus"
..... Makoto KAWAHARA... 145
Book Reviews
K. NAKAE, T. HOZUMI, T. SHIBATA, A. SHIRAI,
H. UCHIDA, N. FUKUI 185

Edited by

The Society for the History of Social Thought

ISBN4-89384-619-1 C3010 ¥2500E 定価(本体2500円+税)